



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「保育コミュニティ」の実践論理：北海道東部のへき地保育所におけるエスノグラフィー
Author(s)	長津, 詩織
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	乙第7120号
Issue Date	2021-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.r7120
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/96811
Type	doctoral thesis
File Information	Shiori_Nagatsu (20230222) .pdf



博士論文

「保育コミュニティ」の実践論理

—北海道東部のへき地保育所におけるエスノグラフィー—

長津 詩織

目次

序章 本研究の課題と背景	1
1. 本研究の課題	1
2. 課題に至った経緯	2
3. 本研究の構成	6
第1章 「保育コミュニティ」の分析視角	10
1. 保育所と地域	10
1-1. 保育の地域化	10
1-2. 保育所への着目：家族の不足との関連から	11
2. 保育の地域化の生成過程	13
2-1. 昭和初期までの家族の不足	13
2-2. 戦後における家族の不足の変容	15
2-3. 不足と必要	17
2-4. 保育所における不足	18
3. 支援者と「関与者」	20
3-1. 支援者	20
3-2. 支援者ではない住人	21
3-3. 「関与者」	23
3-4. 論理の重なり合い：「保育コミュニティ」の生成	24
4. へき地における「保育コミュニティ」の生成可能性	27
4-1. コミュニティ	27
4-2. へき地保育への着目	30
5. 研究方法	31
第2章 へき地保育の変遷：制度・実践・研究上の位置づけと現況	36
1. へき地保育の変遷を捉える分析視座	36
1-1. へき地保育の現況	36
1-2. へき地の定義	39
2. 戦前の「へき地保育」：1920～1940年代の農繁期託児所	41
3. へき地保育の制度化	42
3-1. 「へき地保育所の設置について」の通達	42
3-2. 通達後の設置状況	44
4. へき地から過疎地域へ	47
4-1. へき地対策から過疎対策へ	47

4-2. 保育研究上におけるへき地の後景化	49
5. 制度的位置の変容	53
5-1. 特別保育事業からソフト交付金へ	53
5-2. 認可化への勧奨と限界	54
5-3. 保育研究におけるへき地の再発見	57
5-4. 小規模自治体における保育施設の再編	59
5-5. へき地保育所の現状	60
6. 過疎地域からへき地へ	62
第3章 事例地の諸条件と保育の特性	68
1. X町の保育を取り巻く諸条件	68
1-1. X町の地域的条件	68
1-2. X町の保育の歴史	71
1-3. X町の保育の現況	77
2. A地域の地域的条件	82
2-1. 生活条件	82
2-2. A地域の三つの特徴	83
3. A保育園の概要	87
3-1. A保育園の歴史	87
3-2. A保育園の現況	91
4. A保育園の地域的条件	92
第4章 A保育園における保育の地域化(1)：少人数異年齢保育の実践論理	96
1. 少人数異年齢保育の分析視角	96
1-1. 保育研究における異年齢保育への注目	97
1-2. 「年齢＝発達」仮説への疑義	98
1-3. へき地における異年齢保育の固有性	100
2. A保育園における二つの集団	102
2-1. 「おおきい子」と「ちいさい子」	102
2-2. A保育園の1日	104
2-3. 二つの集団の役割	114
3. 直線的時間：行為規範と状況適切性の獲得	115
3-1. 直線的時間の身体化	115
3-2. 状況適切性	117
3-3. 集団遊びにおける二つの集団	119
4. 曲線的時間：集団間の境界の可変性	121

4-1. 二つの時間：1歳児の特殊性	121
4-2. 境界の引き直し	125
5. 少人数異年齢保育における保育士の役割	127
5-1. 保育士の配置	127
5-2. 保育士からみた不足と必要	130
6. 保育所内部における保育の地域化	132
第5章 A保育園における保育の地域化(2)：世代間交流事業の実践論理	138
1. へき地における「関与者」	138
2. A保育園とA地域との関わり	139
2-1. 行事における関わり：支援者としての住人	139
2-2. 日常の保育における「関与者」	141
3. 世代間交流事業の概要	143
3-1. 経緯：住人の関係性の希薄化と再構築	143
3-2. 参加者とボランティア	147
3-3. 園行事のなかの世代間交流事業	148
3-4. 園行事以外の世代間交流事業	149
4. 「無理のない交流」の成立構造	153
4-1. 活動の場からの離脱	153
4-2. 活動への無関心	155
4-3. 定型化された関わり	156
4-4. 不定形な関わり	157
5. 世代間交流事業における保育士の位置	159
5-1. 園児に対する保育上の意義	160
5-2. 参加者に対する保育士の役割	161
5-3. 媒介者としての保育士	163
6. A保育園における「関与者」の役割	166
7. A地域におけるA保育園の再定位	168
第6章 A保育園における保育の地域化(3)：関与者の実践論理	174
1. 「関与者」の論理への接近	174
1-1. 「関与者」の多様性	174
1-2. A地域に住むこと	175
1-3. 保育所の活動に参加すること	176
2. 親から「関与者」へ	178
2-1. 1960年代～1970年代前半の子育てと就労	178

2-2. 1970年代後半～1980年代の子育てと就労	180
2-3. 1990年代～2000年代の子育てと就労	182
3. かつての親以外の「関与者」	186
4. A地域における保育士	187
4-1. 住人である保育士	187
4-2. 親である保育士	189
5. 将来の「関与者」：住人である園児	192
5-1. 園児にとってのA地域	192
5-2. A地域で育つこと	194
6. 「関与者」の実践論理	195
終章 地域的固有性をふまえた保育研究の可能性	199
1. 得られた知見	199
2. 「保育コミュニティ」の生成プロセス	202
3. 本研究の意義と今後の課題	204
文献	206
初出一覧	215

図表一覧

図

- 0－1 保育と地域のか関係を捉える従来の研究視角
- 0－2 保育と地域のか関係を捉える本研究の視角
- 1－1 「保育コミュニティ」の生成過程
- 2－1 へき地保育所数推移
- 2－2 へき地保育所定員数、在所児数、定員充足率推移
- 2－3 へき地保育所補助金額推移
- 2－4 保育に関する法体系の比較（2015 年度までと 2016 年度以降）
- 2－5 へき地保育所数推移（全国と北海道の比較）
- 3－1 X 町の位置関係
- 3－2 X 町人口・世帯数推移
- 3－3 X 町市街地保育所の在所児数推移
- 3－4 X 町保育施設の位置
- 3－5 ある年度における E 保育所在所児の自宅の位置
- 3－6 キャンプ場利用者数推移
- 3－7 A 保育園在園児数推移
- 4－1 A 保育園園内図
- 4－2 2017 年 2 月 8 日の朝の会の座席
- 4－3 園児と保育士の配置（1 歳児がいない場合）
- 4－4 園児と保育士の配置（1 歳児がいる場合）
- 4－5 A 保育園における少人数異年齢保育の成立構造
- 7－1 本研究で得られた知見

表

- 2－1 1963～1965 年の都道府県別認可外保育施設設置状況（割合の上位・下位 10 位）
- 2－2 小規模保育事業の類型と基準（抜粋）
- 2－3 へき地保育所と認可保育所の有資格者割合等比較
- 2－4 幼児教育経験率推移
- 2－5 へき地保育所の年齢別在所児数
- 2－6 へき地保育所の開所時刻
- 2－7 へき地保育所の閉所時刻
- 2－8 へき地保育所の制度、実践的対応および研究上における位置の変遷
- 3－1 X 町地域別人口・世帯数および年齢構成割合
- 3－2 出生数推移

- 3－3 X町産業別従事者
- 3－4 X町保育所数推移
- 3－5 X町保育所および幼稚園の変遷
- 3－6 X町季節保育所のデイリープログラム（1975年）
- 3－7 X町保育施設一覧（2017年度）
- 3－8 X町保育料の概要（2017年度）
- 3－9 A地域人口・世帯数および年齢別割合推移（2町内会）
- 3－10 X町住人の居住年数
- 3－11 A地域住人の居住年数（2町内会）
- 3－12 A地域住人の産業別従事者（2町内会）
- 3－13 X町へき地・季節保育所保育日数（1966年度）
- 3－14 A保育園卒園児の世帯状況
- 4－1 A保育園の1日の流れ
- 4－2 2015年8月26日の保育の流れ
- 4－3 2015年2月3日の保育の流れ
- 5－1 A保育園年間行事（2012年度）
- 5－2 A保育園の世代間交流事業開始前の検討事項
- 5－3 A保育園の世代間交流事業の内容（1996年度）
- 5－4 A保育園の世代間交流事業の内容（2016年度）

資料

- 2－1 「へき地保育所設置要綱」
- 3－1 季節保育所でおこなわれた遊戯
- 3－2 X町保育所保母の研修会（1968年）
- 5－1 A保育園世代間交流事業実施要綱（1995年8月21日打ち合わせ資料より、一部抜粋）

写真

- 4－1 夏季の園庭での遊び
- 4－2 冬季の園庭での遊び
- 5－1 散歩の途中で住人と木の観察
- 5－2 A地域運動会（本部席横が世代間交流事業の参加者席）
- 5－3 A地域運動会（保育園児のかけっこ）
- 5－4 参加者の手押し車が並ぶA保育園の玄関
- 5－5 A保育園の靴箱（左側の一人ずつ置けるようになっているところが参加者用）
- 5－6 世代間交流事業の様子

5－7 準備の様子を園内から見る園児

5－8 七夕会

6－1 卒園児が作詞した園歌

【凡例】

- ・ 本文に登場する個人の名前はすべて仮名である。
- ・ 在所児については、出来事が観察された時期の年齢を標記している。
- ・ 勤務している保育施設の種別や資格の有無にかかわらず、保育にあたる人全般を指すときには「保育者」、有資格者を指すときには「保育士」と表記した。
- ・ 制度的・一般的な意味で用いるときは「保育所」あるいは「保育施設」をいう名称を用いているが、固有名詞としての保育所名はそのままとした。「A 保育園」は実際の名称に合わせて「園」表記としている。
- ・ 本稿で用いた写真は筆者が撮影したものである。X 町役場および A 保育園長にあらかじめ撮影の許可を得るとともに、掲載する写真については改めて確認いただいた。

序章 本研究の課題と背景

1. 本研究の課題

本研究の課題は、「なぜ保育のありかたが地域に固有であるのか」を明らかにすることである。保育所と地域との関係を再考し、両者が重なり合う時空間に生じる「保育コミュニティ」の実相を論じることを通して、この問いの解明を試みる。

「保育のありかたが地域に固有である」という事象それ自体は、これまでの保育研究で一定程度明らかになってきている。地域における保育所の役割、保育実践に資する地域の意義等に着目した研究はその一例である（郷地 1995；2004；桜井 1991；2011；宮里 2013；2014）。近年では地域固有の保育や子育ての文化に着目し、保育研究が意図せざるうちに前提としてきた論理を相対化し、保育や子育ての多様性を重視しようとする論考もみられる（川田 2018；根ヶ山・外山・宮内編著 2019）。これらの論考は保育研究に地域的固有性あるいは多様性という視点を導入した点で意義をもつ。だが、実態把握の次の段階として、保育が地域的固有性を帯びる理由や過程の分析はいまだ発展途上である。

その要因の一つは、既存の保育研究において、地域を保育の論理で捉えてきたことにあると考えられる。端的な表れとして、保育所に前向きな効果をもたらすことが期待される「資源」¹としての地域の位置づけがある。地域の「資源」的理解は、保育内容の充実などの課題を論じる際には有効であるが、保育所の開設反対事例（後藤・小泉・近藤 2018）にみられるような保育に利用し難い地域を研究射程に収めることは困難であった。しかし保育が地域的固有性を帯びる理由を考察するためには、活用しうる地域の諸要素にのみ焦点化したり、その取捨選択過程を論じるというより、保育所と地域とのあいだで起こりうる曖昧な関係性や、相互交渉過程を捉えるほうが重要であると考えられる²。

以上のような課題はあるにせよ、伝統的に実践から学ぶことを重んじてきた保育研究者が、保育現場でみられる地域との多様な関わりに気づいてこなかったとは考えにくい。問題はそれを捉える分析視角がなかったことにある。なかでも大きな課題は、「資源」として活用しうる地域ではなく、保育の論理とは異なる論理をもつ存在として描かれる地域を、いかにして保育研究の議論に組み入れるかという方法である。

これを解決するために指定するのが「保育コミュニティ」³である。「保育コミュニティ」は、保育の論理と地域の論理とが混在する時空間があることを認め、それを研究の俎上に乗せて、両者が織り合わされて新たな実践が生成していく過程を分析するための概念装置で

ある。また、人的資源としての住人ではなく、固有の論理をもつ人びととして住人を理解するために、保育所に関わる住人に「関与者」という概念を充てる。これまでの保育研究の視角は図 0-1 であるが、人的資源としての住人と接近することは保育所にとって保育空間の拡張になるものの、人的資源として捉えにくい住人は分析が困難であった。本研究では図 0-2 のように「関与者」を置くことによって、異なる論理が接近する「保育コミュニティ」を顕在化させることを目論んでいる。

本研究の問いに対する具体的な到達目標は、「保育コミュニティ」において保育所と「関与者」が紡ぎ出す実践論理の検討を軸に、保育が地域的固有性を帯びる理由を、保育実践の場から考察することである。

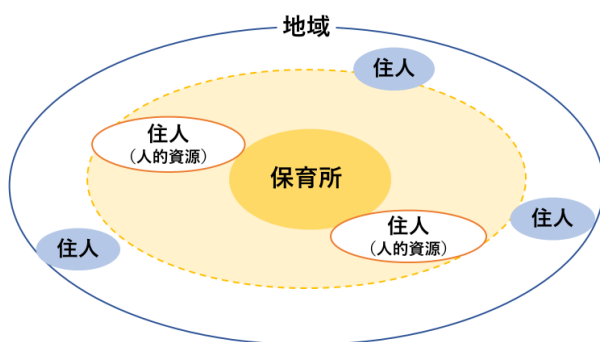


図 0-1 保育と地域の関係に対する従来の視角

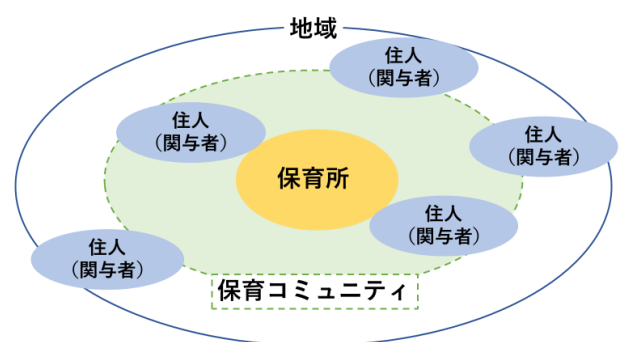


図 0-2 保育と地域の関係に対する本研究の視角

2. 課題に至った経緯

以上のような研究課題に至った経緯には、本研究の事例である A 保育園でのフィールドワークを通して得られた二つの問いがある。

筆者が初めて X 町の町立へき地保育所である A 保育園を訪れたのは、2010 (平成 22) 年 8 月のことであった。大都市郊外の出身である筆者は、地方都市の保育者養成校に着任したことを契機に、周辺自治体にある農山漁村の小規模な保育がどのようにおこなわれているのか関心を持つようになっていた。正直に言えば、この時点での筆者は知識不足であり、制度的差異や地域的条件による保育実践への影響を強く意識して見学先を選んだわけではなかったものの、結果的には保育が地域的条件に規定されていることに気づくための豊富な材料を有するフィールドに足を踏み入れることになった。

初めての訪問日は大変良く晴れた暑い日であり、到着した午前 10 時ごろには園庭で水遊びがおこなわれていた。5 名の園児は広い園庭で思い思いの場所を陣取り、スコップやバケ

ツなどの道具も使い放題で、園長を含めた3名の保育士とともに全身泥だらけで遊んでいた。昼食の時間になると、園児は着替え、排泄、手洗い、うがいを済ませ、各自持参した弁当を出して、大まかに決まっているらしい位置に着席し、昼食を食べた。食事を終わると弁当をリュックにしまい、今度はパジャマに着替えて歯磨きをし、絵本などをみてしばらく過ごした後に、保育士が読む紙芝居を全員で見て、排泄をして午睡室に入った。

半日の見学を通して気づいたことは、第一に保育の流れや内容が「普通」だということであった。ダイナミックな水遊びは十分な敷地のある保育所ならではの実践であり、昼食が給食ではなく弁当であったという違いはみられたものの、全体を通して何か特筆すべき独自の保育方法があるわけではなかった。しかし、第二に、これらの活動が5名という少人数でおこなわれ、しかも1歳児から5歳児までの異年齢児全員が同じ時空間で過ごしているという光景は、一般的な保育所とは大きく違うものであった。筆者が最初に感じた疑問は、かなりの少人数であるにも関わらず、「普通」にみえる保育が営まれているのはどういうことか、というものであった。

この日の帰り際、園長は筆者に「この園の特徴は世代間交流事業が盛んなことだから、よかったらまた見においで」と声をかけてくださった。お言葉に甘えて指定の日にかがうと、想像をはるかに超えた光景が広がっていた。園児8名（前回は欠席児がいた）がステージに並んで座り、それに向かい合う形でホールいっぱいにコの字型に置かれた椅子に、20名近くの高齢女性が座っていたのである。園長に確認したところ、彼女たちは全員地域の住人であり、現園児の祖父母は一人もいないとのことであった。しかもこの事業は1995（平成7）年から継続され、月に2回、年間24回もおこなわれているという。園児の倍以上の住人が月2回も集まるという事実は筆者にとって衝撃的であり、この事業がおこなわれた契機や継続要因、彼女たちが保育所に集まる理由など、大きな疑問を抱えてA保育園を後にした。

なぜ少人数でも「普通」にみえる集団保育が成立しているのか、なぜこのように独特な世代間交流事業がおこなわれてきたのか、という二つの問いを考察するために、筆者はA保育園での継続的な調査を実施した。そのなかでは、A保育園がへき地保育所であり、A地域には特徴的な居住条件があることを意識せざるをえなかった。生鮮食料品や日用品を扱う店や病院、ガソリンスタンドはA地域内にはなく、もっとも近くて15km先、といったことである。園児、保育者、住人との関わりを通して筆者が得た認識は、住人にとってそのような地域的条件は不便ではなく、「工夫」すれば必要十分な生活を送れることであった。

この認識はへき地保育所としてのA保育園の保育実践を考察する上でも重要である。へ

き地保育所の条件的な不利を列挙することは容易だが、認可保育を絶対視する立場から改善策が提案されるならば、へき地保育所の保育者が感じる課題を解決するためにはあまり意味がない。多くのへき地保育所では、制度的差異、自治体の財政状況、少子化と在所児数の減少、それに伴う保育士の少なさ等によって、認可保育所と同じ保育を遂行することは事実上不可能だからである。へき地保育所の成員と視点を共有したときに見出される事実は、認可保育制度が想定する地域的条件が、端的に都市的な条件だということである。

認可保育制度に代表されるような、明示的あるいは非明示的に定められた一定の条件を満たす保育のことを、本研究では「標準的な保育」と呼ぶ。ここでいう標準とは、ある特定の立場の価値意識や論理で設定された基準または到達点を指す⁴。それらは制度的な後ろ盾をもつことも、実践者の常識や暗黙の了解として流布されることもある。また、標準として一旦承認されると正統性を帯びるという性質をもつ⁵。標準的な保育は実態というよりもある種の理想像であり、許容範囲内に入ることが目指されるゴールとして設定される。

例えば、保育実践における標準の一つに集団保育の実施がある。保育所保育指針には、「子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること」と記載されているため⁶、保育所における集団活動は明文化された標準であるといえる。また、在所児数に対して保育士の配置が決定されるという制度も、特に3歳以上児における集団保育の素地になっている。一方、少なくとも現在の「保育所保育指針」には「同年齢集団で保育する」とは明記されていないが、後述のように、実態としては同年齢集団の形成が主流である。それは、保育士の配置基準が在所児の年齢別であること、年齢をベースに発達を理解するという保育観、小学校への接続等に影響された、特定の保育観・子ども観に基づく標準といえる。

しかし、A保育園では同年齢集団の形成が困難であるように、標準的な保育で求められる施設・設備や実践が諸条件によって遂行困難になることもある。だからといってA保育園では同年齢集団での活動をあきらめているかといえば、そうではない。第3章以降で詳述するように、A保育園のあるX町では、年に数度の園交流や年長児交流をおこない、同年齢集団を経験する機会を設けている。その経験をベースに、在所児が同年齢児をイメージできるようにしつつ、日常的には他年齢児との比較から、その年齢に適切な行為を獲得できるように、保育者は日々はたらきかけている。

なぜそうするかというと、標準的な保育を遂行するための条件は整っていなくても、できるだけ標準に近づけようとする保育の論理が存するからである。改めて述べれば、A保育園

では標準的な保育を遂行するのが困難なほど園児が少ない。標準との比較から客観的に測定できるこの差異を、本研究では「不足」と呼ぶ。しかし、A 保育園（X 町）の保育者は可能な範囲で標準的な保育をおこないたいと考え、同年齢集団の経験を保障するために他園との交流という方法をとっている。このような不足を補完する実践を、本研究では「必要」と位置づける。

不足と必要は深く関連すると考えられるが、常に一对の関係にあるわけではない。不足が発生しても補完する条件が整っていなかったり、当事者が補完しなくてもよいと判断したり、不足と認識しなかったりする可能性もあるからである。場合によっては、「穴埋め」以上に積極的に必要を満たす実践がみられることもあるだろう。また、必要を満たす実践の内容や方法も多様である。園児数の不足が著しい状態になると、特に小規模自治体の公立保育所では、統廃合という方法で同年齢集団が形成できる保育所を作り、保育上の必要を充足することが多い。これに対し、超小規模園である A 保育園が統廃合せずに存立し続けてきた大きな要因は、第3章で言及するが、他の集落との距離があるという地理的条件による。つまり必要を満たす実践は、当事者を取り巻く諸条件に規定されながら、当事者の論理でなされるものであることがうかがえる。

保育所を取り巻く諸条件のなかでも、特に地域的条件に規定されて保育のありかたが決定したり、変容したりしていくことを、本研究では「保育の地域化」と位置づける。不足あるいは必要もまた、地域的条件の規定を免れることはできない。認可保育制度が都市的な条件を想定して作られたとすれば、想定された条件以外の地域の保育所では、多かれ少なかれ地域化が生じうるといえよう。これは保育が地域的固有性を帯びる理由を検討する上でも重要なポイントである。

さて、上記のように A 保育園の同年齢集団に関する若干の検討を通していても、保育は標準化志向が強い実践領域であることが推察される。戦後の保育界が求めてきたのは、認可基準を充実させながら、それを満たさない施設が枠のなかに入るように財政措置等を改善することであった⁷。2015（平成 27）年の保育制度改革による認可基準の変更は、これまで認可を得られなかった施設をも包摂することになり、「保育制度の枠の外にあった格差を、新たに制度内にも持ちこむもの」として批判された（逆井 2016, p.167）。認可基準と財政措置の拡充を要求するはたらきかけは、保育の質の向上を目指し、乳幼児が育つ環境を保障しようとする努力の一つである。つまり保育界の標準化志向は、そうすることが劣悪な保育環境と実践を防ぎ、保育の質の向上につながるという信念に基づいているといえよう。

保育の質の向上が保育実践および研究の主要な課題であることは間違いない。一方で、特定の保育観、子ども観、あるいは地域観に基づいて標準化志向を強めるほどに、意図せざるうちに零れ落ち、看過されていく保育施設が存在しうることも、忘れてはならないだろう。本研究は、認可外保育所であるへき地保育所をはじめとして、保育制度の「枠の外」に置かれ続けてきた保育の場から、標準的な保育を問い直そうとする試みでもある。

3. 本研究の構成

以上の研究課題を軸に、本研究は次のように構成される。まず第1章では、標準化を志向してきた保育所が実際には地域化されているという構造を、先行研究を用いて明らかにする。その仮説は次のとおりである。地域的条件に規定された第一段階の保育の地域化は不足を派生させ、そのなかから必要を選択して満たそうとする実践が、保育所の内部で第二段階の保育の地域化を引き起こす。それでも不足があったり、さらなる不足が生じたりして、内部で必要を満たすことが困難である場合には、保育所は外部へと手を伸ばす。保育所が日常的に関わりうる外部の要素には、街路や公園、自然物といった物理的環境、小学校や高齢者施設等の機関、近隣住人の三つがあるが、特に検討を要するのは住人との関わりである。先行研究から明らかなように、地域には保育所とは相いれないかもしれない独自の論理をもつ住人もいるからである。本章ではこの「関与者」が保育所の必要を満たしうることに焦点を当て、保育研究において住人に対する新たな視角をもつことの可能性を論じる。

第2章では、保育の地域化が顕著にみられる例として、標準的な保育とは大きく異なる条件下で存立してきたへき地保育の制度的変遷を整理する。へき地保育は認可を得られないので標準的な保育ではないが、不足を了解して制度化されてきた点において特異的な制度である。戦後のへき地保育は、保育制度とへき地保育制度の影響を受けて、存立形態を変容したり制度を援用したりしながら存続してきた。本章では関連する先行研究を参照しながら、各時期の制度および実践の特徴と、それに対する研究上の視角の変容も明らかにする。通史的検討からは、へき地保育は保育制度外にあり続けていることに加え、研究上では過疎地域と同一視され、へき地という地域の特性は意識されてこなかったことが見出される。ただし無意図的ではあったにせよ、地域に固有の保育実践が蓄積され、観察されてきたことも読み取ることができる。

以上の議論をふまえ、第3章から第6章まではA保育園を取り巻く諸条件と、実際にお

こなわれている保育実践を分析する。第3章では、A 保育園のあるX町およびA 地域の地域的条件と戦後の保育を、人口動態の数量データや諸資料、調査を通して得られたデータなどを整理しながら述べる。X 町の事例を通して、我々は小規模自治体に保育所が設置され、統合・廃所していく過程や、標準的な保育内容が浸透していった状況、保育者の置かれてきた立場の変容なども知ることができる。そのなかにあつて、A 地域の具体的な条件や、標準的な保育および他のへき地保育所と比較したA 保育園の特徴が確認される。

第4章では、保育所の内部にみられる保育の地域化の実証分析として、A 保育園の少人数異年齢保育に焦点化する。園児数の不足を常態とし、満1歳から5歳までを受け入れるA 保育園では、「年齢＝発達」を基準とした保育と、集団を通した保育という標準的な保育とを両立するためには固有の仕組みを必要とする。その方法は、園児全員による集団を基礎として、運用上では3歳児を境界とした二つの集団を形成するというものである。この実践を成立させる保育士の方略は本章を通して明らかになるが、そのなかでは園児の不足が標準的な保育実践を充実させる可能性や、保育士の工夫にも関わらず満たされない必要があることなど、標準的な保育との差異が見出されることになる。

第5章では、A 保育園のもう一つの特徴である世代間交流事業を中心として、「関与者」が保育の地域化を促進させる具体的過程に着目する。A 保育園の世代間交流事業は園児が地域の異世代の住人と交流する機会になると同時に、園児数の減少によって存続の危機を迎えたA 保育園に対し、A 地域における新たな役割を付与することも目的とされていた。保育者が述べる事業の保育上の意義は、参加者に「子どもの名前を覚えてもらえる」ことである。すなわち「子どもの名前を覚えてもらえる」ことが必要であるといえるが、その意味はA 保育園とA 地域の論理をふまえないと理解できないものである。本章の議論からは、標準化された保育の論理ではなく、A 保育園に固有の保育の論理で、世代間交流という実践、「関与者」との関わり、不足と必要を捉えることの重要性が示される。A 保育園の世代間交流事業は地域の乳幼児を園児として育てると同時に地域の子どもとして育てる実践であり、その時空間に「関与者」がいるから成立するものである。この地域に住み続けるという見通しを基底に置いた互いの「理解」(Bauman 2001=2017, p.19)を根拠に、A 保育園の論理とA 地域の論理は重なり合い、「保育コミュニティ」が立ち現れる。

最後に第6章では、なぜ「関与者」がA 保育園に関わるのかを明らかにする。そのために、親、保育者、「関与者」等の複数の視点からA 保育園の存在意義を検討する。第3章とも関連して、産業的な条件により母親の就労が当然視されてきたA 地域では、保育ニーズは一

貫して非常に高く、A 保育園は母親に「子どもが1歳になったら預けて働ける」という見通しをもたせてきた。加えて、単に子どもの生命を守る手の補完のみならず、家族の必要を満たす役割も担ってきた。本章で理解されるのは、へき地に住むこと、働くこと、子育てをすることが複雑に交錯する地域的条件において、「関与者」はA 保育園に対する前向きな経験を根拠に、その時々に応じて緩やかに関わり続けてきたことである。

本研究の事例記述は、地域化されたA 保育園とA 地域で生成する「保育コミュニティ」の成員の視点から描かれる。そこで見出される営為や論理は、我々の日常生活に照らしてみてもあたりまえのことが多く、既存の価値を大きく転換するような斬新な発見はないかもしれない。しかし、保育のありかたが大きく変貌し、多様化の傾向を強める今だからこそ、標準的な保育からの距離を測るような規範論に陥ることなく、「枠の外」の保育を経験した人びとから学ぼうとすることに意義があると考えている。

へき地保育という固有の保育形態はその事例の一つであるが、その特殊性を強調することや、不足を生じさせる制度的不備を訴えること、あるいはへき地保育を過度に理想化して標準的な保育に疑義を呈することは、筆者の意図ではない。筆者が長期にわたるフィールドワークで見出したのは、そこで育つこと、育てること、保育をすることが具体的な場所でおこなわれ、そこに住み、働き続けることに規定された営為であるという素朴な事実であった。これから論じていくA 保育園の日常は、保育という営みが地域の日常と通時的・共時的に動態的な縫合関係にあることを教えてくれる。その知見はおそらく、保育研究に新たな視点をもたらすとともに、内部環境において量的・質的な飽和状態で日々の実践をおこなう保育所と保育者にも、外部へと開かれた新たな選択肢を示すはずである。

注

¹ 「保育所保育指針」において地域は「資源」と表されている。佐伯胖によると、保育における「資源」とは、「人々が多様な目的のもとに多様な活動をする際に、多様なカタチとなって大いに『利用』できるもののこと」である（佐伯 2001, pp.132-133）。特に子育て支援の観点では、保育者は「地域資源の核」（土谷 2016, pp.166-167）としてネットワークをコーディネートすることが求められている（山縣 2016, p.98；土谷 2016, pp.166-167；大方 2016, p.177）。ここでいう「地域資源」には、一般住人から小学校、各種の子育て支援施設や児童福祉施設、病院、行政機関など、子育てを支えるあらゆる要素が含

まれている。それにも関わらず、「地域」のどの部分に焦点化しても保育所と地域との関係を扱う研究として一括りにされがちであることは、この領域の研究において議論のすれ違いを招いているように思われる。

² 保育所の開設に関していえば、保育ニーズと地域の要望のどちらかを優先し、結果的に開設に至らない事例や、地域の反対を押し切って開設するという事例がある（後藤・小泉・近藤 2018）。保育所における世代間交流でも「相手側の要求に答えるという形になることも多い」（田甫 2016, pp.81-82）といい、保育と地域のどちらか一方の論理を選択せざるを得ない状況もあることがうかがえる。しかし、開設時には反対されながらも、開所後に地域との関係性をつくろうとする実践もあり（増田 2012）、長期的な相互行為によって新たな実践が生じる可能性も示唆されている。

³ 宮崎隆志は、教育問題としての若者の移行に関する議論のなかで、学校とアルバイトという二つのコミュニティが重なり合うことにより、「意味が多重化・複合化する活動が発生し、その経験を通して移行が進展する」と述べる（宮崎 2014, p.111）。この移行における支援機能では、「前提されたゴールに向かって意味を統制」するのではなく、「リアルな『中間』領域における意味の交渉の自由の保障」が求められるという（同上, p.111）。本研究で述べる「保育コミュニティ」もまた、二つのコミュニティの重なり合う形式は違っているが、「意味が多重化・複合化する活動」に価値を置く点で共通する。

⁴ 保育新制度における「保育標準時間」という表現は象徴的である。付記すれば、標準的な保育で想定される保育時間は朝登園して夜帰ることが前提であるとも考えられ、下記のような、日中勤務あるいは雇用労働者以外の親が「標準」に含まれているかどうかには疑問が残る。

⁵ 標準的な保育を想定した研究では意識化されていないが、そのような価値意識の限界は非標準的な保育の研究から学ぶことができる。標準とは異なる生活リズムだからという一点で「子どもの成長・発達に悪影響を及ぼすであろう」という偏見にさらされてきた夜間保育所は、「社会一般が規範とする、子育てと労働の『時間』の固定観念に挑み、親の労働実態とその暮らしの葛藤を引き受け」てきた（萩原 2014, p.166）。萩原久美子は、夜間保育所が標準的ではない「子育て家族がおかれた今現在の厳しい生活・就労実態」を受け止めてきたという意味で、「地域の社会的包摂機能の試金石ともいえる」と述べている（同上, p.167）。意図せざるうちに標準に正統性を付与することは、このような実践と、子どもと親を捨象する危険性を有している。

⁶ 「第1章総則 1 保育所保育に関する原則 (3)保育の方法 エ」より。

⁷ 「児童福祉施設最低基準」は、「保育関係者らが参加して作成した日本社会事業協会案」にくらべて、質・量ともにレベルダウンしたものであり（寺脇 1980, p.231）、改定を経ても十分ではないとして長く批判の対象となってきた（同上, p.230；逆井 2016, p.153；松本 2017, pp.269-270）。なお、2011（平成23）年には基準の一部が「参酌基準」、「標準」という位置づけになり、「国としての最低基準は消滅した」（逆井 2016, p.161）。

第1章 「保育コミュニティ」の分析視角

1. 保育所と地域

1-1. 保育の地域化

保育所および保育実践は地域化されている。経験的には捉えうるこの現象形態を保育研究として扱うために、事例分析に用いる概念を構築することが本章の目的である。

序章の検討から、保育の地域化には二つの段階があることが予想される。

保育の地域化Ⅰ：地域的条件に規定され、保育の形態に直接的な影響が及んだ状態

保育の地域化Ⅱ：保育の地域化Ⅰによる不足に対し、必要を満たす固有の実践が生じている状態

例をあげると、待機児童の多い過密地域でビルの一角に設置された保育所には園庭がない。これは保育の地域化Ⅰと、地域化によって生じる不足である。これに対し、園庭がないから戸外遊びをあきらめるのではなく、戸外遊びを必要と考えて近隣の公園を活用しようとすることは、保育空間の拡張という保育の地域化Ⅱである。A保育園では、園児数の減少は保育の地域化Ⅰ、園児の不足による少人数異年齢保育は保育の地域化Ⅱといえる。公園の活用や少人数異年齢保育が保育所の内部における地域化であるのに対し、世代間交流事業は「関与者」を含む外部の人的要素という変数を巻き込むという意味で区別すべきであろうが、現段階では第二段階の地域化の延長にあると位置づけておく。

なお、本研究で「地域的条件」という概念で表すものは、主に地域構造（地理的条件、産業的条件、気候条件、人口構造等）とそこに住む人びとである。日常の保育実践における住人との関わりについては、多くの事例調査でも取り上げられている。散歩で自宅に立ち寄ることを楽しみに菓子を用意して待つ住人もいれば（宮里 2014, p.192）、他方では保育所の戸外遊びをみて「断りもなく、勝手に歩きまわっている」と否定的に捉えたり（森山 2009, pp.217-218）、公園や児童館で遊ぶ子どもの声が「騒音」と感じたりする住人もいる（阿比留 2012, p.49）。保育施設や乳幼児・児童と住人との間には、前向きな感情ばかりではなく、行き違いや葛藤、戸惑いも生じうるが、「地域で暮らす人たちの気分や感情を受け止め、配慮する」ことが重要であるという（森山 2009, p.218）。これらの事例からは、保育実践の成立のためには住人との関わりを避けて通ることはできず、しかも住人も一枚岩ではないと

知ることができる。戸外遊びに対する感じかたがその地域や住人によって異なるとすれば、「関与者」の論理との接近もまた保育所のありかたを形づくる要素であり、保育の地域化の検討に欠くことのできない存在である。

以上をふまえ、本章ではまず保育の地域化が起こりうる条件を検討する。特に「関与者」が保育の地域化を規定すること、「関与者」との関わりの様態も地域的条件に固有であることを留意しながら、先行研究を整理していく。

1-2. 保育所への着目：家族の不足との関連から

ところで、ここまで保育所を想定して保育の地域化と述べてきたが、地域化は保育所以外の保育・教育施設でも起こりうる。幼稚園でもまた、園児数や施設規模、保育実践、住人との関わりは、設置された地域によって異なるであろう。広大な面積を有する北海道の自治体では、ある集落には保育所がなく幼稚園が1か所のみであり、隣の集落の保育所は10km先、という例も珍しくない。そのような集落の親の多くは第一次産業従事者であるため、日中の仕事を終えてから迎えに来られるように、園児は幼稚園で午後に昼寝をしてから帰宅していたという例を耳にする。特定の集住地域や自治体に幼稚園あるいは保育所の一方しか設置されていないという保育施設の偏在は、戦後の保育政策を通じた課題の一つでもあるが（松島 2015）、偏在という現象自体も、保育施設の設置そのものが地域的条件に規定されることの証明である（久木元 2016）。以上のように考えると、保育施設のみならず、学校や高齢者施設など、あらゆる施設は設置の決定段階から一定程度地域化されていることが想像される。

その前提に立ちつつ、なかでも保育所は地域化の生じやすい施設だといえる。なぜなら、保育所の存立形態は家族と地域の実態に大きく影響されるからである。鈴木智道によると、社会事業の主要な目的は1920年代に貧困対策から防貧へと移行したが、その際の根拠とされたのは家庭とそこにおける不足であった（鈴木 1997, p.10）。ここでいう家庭とは、新中間層を中心に流布された近代家族の理想像であり、大正期以降には都市下層や貧困層の家族にも「家庭」という価値観を広める流れが生じた（鈴木 1997, p.10；小山 2013, pp.498-503）。この「家庭」という価値観は、戦前の「救護法（1929年公布）、児童虐待防止法（1933年制定）、母子保護法（1937年制定）などの法制化を導き、それらは戦後、生活保護法、児童福祉法などに引き継がれることになった」とも指摘されるように（鈴木 1997, p.20）、結果として制度的な後ろ盾をもつに至った。よって、家庭は家族の標準的形態として捉えるこ

とができよう。

戦前において家庭と家族との比較において見出される不足は、貧困をベースとした乳幼児を家族と地域の「悪習慣」であったり（穴戸 2014, p.176）、乳幼児の病気、特に感染症であったりした。（高田 2017a, p.181）これらの乳幼児を取り巻く不足に対し、社会事業は長時間の保育による「悪習慣」からの切り離しや、感染症を防ぐための啓蒙活動をおこなった。社会事業における児童保護は、「子どもを通してその親を教育＝改善し、『家庭』をつくりだしていく」という役割を担うことになり（鈴木 1997, p.13）、子どもと親の「人格の改善」という教育との「相同的な論理」をもつことになった（鈴木 1997, p.8）。

戦後の児童福祉法では、不足の要因を貧困から親の就労へと位置づけ直そうとする試みがなされた。すなわち、親の就労によって乳幼児を保護育成する者を必要とする場合に、代理でその役割を担うことが保育所の目的となった。実際には貧困の家族にも対応せざるをえず、就労の要因としても貧困が主要な位置を占めていた。しかし、そこには新たな時代における貧困対策よりも「育成」、「教育」という面を強調し、新たな時代の福祉のありかたを模索したいという意図があったという（寺脇 1980, pp.210-212）。

したがって、戦前・戦後を通して、保育所は家族の必要の充足を役割としてきた施設であることが確認できる。幼稚園も家族の必要を満たす施設として成立してきたが、「幼児保護の任務を遂行しうる」家族（高田 2017a, p.172）、すなわち家族における乳幼児の生存に関わる危険はないことを前提として、日常生活とは異なる時空間で乳幼児に集団教育を実施することに価値を置いてきたと考えられる。保育所が穴の開いた危険な園庭を平らにするような補完だとすれば、幼稚園は平らな園庭に築山をつくったり固定遊具を設置したりするような、不足なき必要の充足ともいえる。

小学校以降の学校も、家族とは異なる時空間で集団教育をおこなうという点では保育所や幼稚園と共通している。ただし、就学前の乳幼児は利用できる施設種が親の就労によって決定されてきたが、小学校は校区内に居住しているすべての児童が入学するし、学校を選択するとしても親の就労との関係は保育所より希薄であろう。その意味で、小学校は親の就労をはじめとする生活条件とは切り離して、より標準的な制度と内容で児童に教育を施そうとする傾向の強い施設である。もちろん、へき地学校の実践に代表されるように（玉井 1991；玉井 1996；川前 2015）、小学校が地条件的条件や親の就労条件の影響をまったく受けないということではない。しかし、へき地学校は学校教育法に基づいて施設・設備や教職員の配置

等がおこなわれるため、少なくとも制度面では標準的な学校に準じた扱いがなされているという点で、へき地保育とは前提が異なっている。

以上から、隣接する制度としての幼稚園および小学校に比べても、保育所は家族の必要に規定される傾向の強い施設と考えることができる。家族の必要とは、貧困や就労等によって乳幼児の生命を保障する人手が確保できないとき、家族の成員以外に頼る必要である。これらは成員の構成や価値観等にも起因するというよりも、家族が居住する地域的条件に拠るところも大きく、地域の論理によって家族のありかたも規定されると考えられる。これが保育所において地域化が生じやすい理由であり、保育所と地域が不可分といえる理由でもある。以上の理由から、本研究では保育所に焦点化するため、「保育」という概念を用いるときも、原則として保育所における保育実践のことを指す。

序章では標準的な保育との比較で地域化された保育に不足が見出されると設定したが、戦前の保育に注目した研究からは、標準的な家族としての家庭との比較から、家族の不足が見出しうることが理解された。保育所が家族の必要を存立基盤とすることを考えると、保育の地域化や不足の議論に入る前に、保育を利用する家族の不足についても検討しなければならないだろう。そこでまず、家族の不足と必要に焦点化しながら、家族が居住する地域および保育所の変遷について、先行研究を整理していく。

2. 保育の地域化の生成過程

2-1. 昭和初期までの家族の不足

乳幼児の「発達」を保障するにあたって、保育を担う人びとに地域と関わる必要性を認識させる要因もまた、家族および地域の不足であった。

「明治初期に『官』の主導で始まり普及した」幼稚園に対し、戦前の保育所的保育施設¹は、主に民間の篤志家や企業が設置する「労働の必要や貧困ゆえに、十分な育児ができない家庭の乳幼児を対象とする施設」として普及した（松本 2017a, p.93）。子守をしながら通学しなければならない生徒のために学校に乳幼児を預かる機能を付帯させたり、女性労働者確保のため、または都市貧民や農村の子弟など乳幼児の世話をする条件の整わない家族を支えるためであったりと、設置の契機や動機は設置者の関心によって様々であった（森川 2017a, pp.95-105; 森川 2017b, pp.105-110）。1926（大正 15）年に制定された幼稚園令に保育所的保育施設を含めようとする動きもあったが、縦割り行政や国家の財政的問題、実態

としての幼稚園と保育所的保育施設との違いなどから、現在でいう「幼保一元化」は実現せず、「保育所令」にあたるものは制定されることなく終戦を迎えた(矢治 2017, pp.182-183)。

戦前の個別の保育実践は制度的根拠を持たずに様々な展開をみせていたが、親が労働に従事しているあいだに乳幼児が事故で命を落とすことを防ぐといった、生命を保護する人手を得るという意味では共通していた。それを前提としつつ、より教育的な意味で、乳幼児を望ましい環境に置いて心身の発達を促そうとする試みもみられた。例えば「貧民幼稚園」として設置された二葉保育園の報告書では、終日保育の意義について、就労している親を助けるのはもちろんのこと、「子供を家庭やら社会やらの悪習慣から離れさせますためには、どうしても一刻も永くここに置く必要がある」と述べられている(穴戸 2014, p.176)。保育所を制度的に位置づけようとした岡弘毅も、「幼児の置かれている環境が不良であればあるほど、より教育的でなければならない」と言及しており(矢治 2017, p.180)、保育所的保育施設を担う人びとのなかでは一定の共通認識があったと考えられる。その意図は、近代的な子ども観に基づいた教育的なはたらきかけをおこなうため、家族および地域とは異なる特別な時空間で乳幼児を保護育成することである。

乳幼児を特別な時空間に囲い込む根拠とされた「悪習慣」とは、規範化された家庭と現実の家族との差異を示す表現でもある。家庭とは、性別役割分業と情緒的結合に基づく私的で女性的な領域として明治中期に成立し、大正期の新中間層によって具現化された、「あるべき家族」像である(小山 2013, p.501)。大正から昭和初期にかけて、家庭という言葉は貧困層にも拡大され、「親密性や愛情の『不足』という『問題』性」が指摘されるようになった。そして、そのような「不足」こそが「社会事業にとっての『問題』」であり(鈴木 1997, p.11)、個々の家族成員に対する「精神的指導」によって「改善」されるものであるとされた(同上, pp.10-11)。貧困という「社会問題」は、環境への介入と同時に「貧民の人格・精神」への介入を通して解決されるべきとの認識が生じたことによって、社会事業が家庭の論理と教育の論理を接合させるに至った(同上, pp.17-18)。ここにおいて、「子ども」の教育と母親教育とを通した公共空間としての家庭への介入が、社会秩序を維持するための必要不可欠な手段として正当化された(同上, pp.16-17)²。

保育所的保育施設の運営主体としては、第一にそれを慈善事業と捉える篤志家が多くを占めていたといわれる。倉敷紡績株式会社の社長夫人は、近隣の婦人団体である「さつき会」を組織し、「応分の社会奉仕を為す」という目的によって保育所を設置した(穴戸 2014, p.241)。社会奉仕のなかでも保育所を選択した理由は、当時の社会情勢を鑑みて、「中産階

級以下の乳児並びに幼児の保護」が適当だと考えたからであり（同上, p.242）、地域貢献の手段として保育所が位置づけられたといえる。「倉敷さつき会保育所」では、利用児の多くがトラホーム等の病気を患っていることに気づくと、医師との連携によって親や隣保者に知識普及を図ろうとした（同上, p.247）。乳幼児の健康増進と感染症予防のためには親だけではなく近隣住人の協力も必要であり、乳幼児を介して地域の生活環境改善を促そうとしたことがうかがえる。

第二に、慈善事業以外の例として、協同組合として保育所を設置した賀川豊彦の取り組みがある（福元 2019, pp.24-58）。賀川が協同組合型保育所の設立に至った背景には、慈善事業として保育所を設置した際の失敗から、核家族のみでは子育てを担いきれないという認識があった。関東大震災をうけて、「保育組合の事業を通して協同的なシステムのもとに地域の生活も再編」（同上, p.242）することも目指していた。教会を拠点に設置された協同組合型保育所は、保育者は保育を担う傍らで、セツルメント活動をおこなうセツラーとしてとして母親と住人をつなぎ、地域の啓蒙活動にも寄与した（同上, p.48）。その取り組みは、住人の教会への馴染みのなさや、第二次世界大戦へと向かう時勢の変化によって必ずしも広がりを見せなかったものの、保育所を「地域の人々を結び付け、新しい価値に向けて社会を創造し続ける中核」とする先駆的な実践として再評価しうる（同上, p.57）。

戦前における保育所的保育施設の目的は、第一に乳幼児の生命を保護すること、第二に不足ある家族および地域から乳幼児を切り離し、必要な教育をおこなうことであった。さらに一部の施設では、母親や住人への啓蒙活動という方法で家族および地域と保育所との関わりを再構築し、乳幼児の生活環境の改善を図るとともに、保育所を起点として新たな価値を創造することも目指されていた。乳幼児とその母親という「ユニット」（太田 2016, p.12）を超えて住人へのアプローチもみられるのは、実践者が、家族の不足の補完が保育所のみでは成し得ない課題として捉えたからである。ここからは、保育実践の遂行と、地域における家族および住人の日常生活とが切り離せないものであることを、当時の実践者が直感的に理解していたことが示唆される。

2-2. 戦後における家族の不足の変容

戦後、児童福祉法の制定と保育制度の再構築にあたって、保育所が貧困対策ではなく親の就労、特に女性の就労を促進するという経済政策的な側面が強く押し出された。それは、保育政策における戦前の「慈恵的色彩」を払拭し、より合理的で現実的な課題を保育所設置の

根拠にすることによって、児童政策を近代化するためでもあった（寺脇 1980, p.219）。同時に、「親が勤労の必要のために、家庭保育の能力と時間に欠乏をきたしている幼児の生活的環境は、その子どもにとって不幸であり不利である」とし、家族の不足を補い、「発達する力が十分にはたらくように、適切な生活環境を整える」のが保育所の集団保育の役割であるとされた（鈴木 1980, p.253）。

児童福祉法の原案が提案されてから制定に至るまでには紆余曲折があり、「法全体の理念が『児童保護』から『児童福祉』へと『転換』をとげるなかで、保育所は保護的性格を多分に有する『保育』施設であり、その位置づけを大きく変えることはなかった」（松島 2015, pp.76-77）。また、親の就労のみを条件としてはいたが、社会状況の影響もあって、実際には貧困層への措置が優先された（松本 2017b, p.260）。さらに 1948 年の「保育所運営要領」および 1951 年の児童福祉法改訂によって保育所を利用できる対象は「保育に欠ける」乳幼児へと限定された。その背景には、保育を要する乳幼児の数に対し、保育所の数的な整備が追いつかなかったことがある。

保育施設が全国各地に一定数設置されるようになった 1960 年代から 1970 年代にかけては、幼稚園と保育所の偏在が問題化された。保育政策的な観点からは、両施設は目的が異なっているため、乳幼児数に応じてどちらも同程度に設置されるべきであるとされた（松本 c 2017, p.324）。これを受けて、保育所が多く設置されていた高知県の例では、幼稚園を設置すべく振興されたものの、幼稚園に通うことになった 5 歳児が降園後に家で一人で過ごす例や、幼稚園で「居残り保育」が実施される例がみられるようになった（同上, p.326）。ここから読み取れることは、特に母親の就労条件によって保育ニーズの実態は変わるため、単に数的な幼稚園や保育所の偏在が問題というよりも、「幼い子どもの母親も皆働くのが当たり前の地域」において、「幼稚園を別に設置して子どもを分断する必要はない」（同上, p.326）ということである。

1990 年代以降の特徴は、これまでとは異なる質の不足が発見されてきたことである。育児に対する不安感、育児を支える私的な関係の弱体化等のような、家族における子育てという実践の土台となる親の経験や関係性の不足である。これらの新たな不足は、少子化という社会的課題が深刻化し、その対策として浮上した子育て支援の必要性を認識する過程のなかで発見されたものであった。1994（平成 6）年のエンゼルプランに基づいた「緊急保育対策等 5 か年事業」では、「少子化対策の内容が保育対策に特化したものであったため」（太田 2016, p.8）、保育、子育て支援、少子化対策は一つのまとまりとして捉えられるようになって

た。そのなかで、保育所は利用児ではない地域の家族にもアプローチするという役割を付与された。

2000 年代以降になると、家族のなかの不足のみならず、これまでは乳幼児が地域で経験していたはずのことが経験できなくなっているといった、あるべき標準的な地域に対する現実の諸条件の不足も繰り返し指摘されるようになった。居住地域において同世代・異世代の人びとと関わる機会の減少や（住田 2003）、季節の行事や地域的行事などの不足（無藤 2009）等である。実際に過去に家族や地域でこれらの経験がどの程度なされていたかは別として、「逆に園の生活の中である種のあり得るべき地域の暮らしを再現していかなければいけない」ような状況になっていると、無藤は述べている（同上, p.158）。保育所の内部環境において家族と地域の不足を補完することが志向されているといえる。

2-3. 不足と必要

ここまで、家族および地域の不足と保育所との関係について歴史的に概括した。戦前においては乳幼児の生命を保護し、家族の不足を補完するという実践の延長線上で、保育所が地域へ啓蒙的に接近していたことが確認された。戦後の保育制度では、貧困対策に限定されない保育の意義を提示しようとしつつ、特に 1990 年代以降では少子対策の一環としての子育て支援において、在所児に限定されない家族の不足への接近が求められるようになった。それとともに、保育所のみが担うのではなく、「子育てを取り巻く地域環境の醸成」が不可欠であるとは主張されてはいるが（橋本 2015, pp.22-23）、地域の不足も相まって、保育所にかけられる期待が高まっていることがうかがえる。

序章では標準と実態との差異を不足と位置づけた。本章のここまでの議論で得られた乳幼児と家族および保育所を取り巻く不足とは、経済的、地理的、その他の環境的要因によって生み出された、乳幼児を保護育成する家族あるいは保育所の条件的不足である。これらの不足が質的・量的に顕在化されると、制度的な補完を求める訴えがなされ、その一部が満たされることもあるが、たいていはそこから零れ落ちる不足も存在する。その際にとられる方法は、当事者による自助的な実践や、篤志家による実践であったことが、先行研究から明らかになった。

ただし、理論的あるいは理念的に見出される不足のすべてが自助的・篤志的に補完されてきたわけではない。高知県の例では、政策的には幼稚園と保育所の偏在が問題化されながらも、保育ニーズの実態に合わせて施設種や実践が選択されることが明らかになった。つまり、

不足を補完する実践においては、不足のなかから必要を選択する論理が存在しているということである。この選択論理は地域に固有であるため、選択の結果が標準を重んじる立場の人びとの想像する形態になるとは限らない。高知県においては、幼稚園の数の不足を補って標準的な施設配置が達成されるよりも、親の条件に適合する方法で保育の必要が解消されることが妥当だったのである。

不足の発生に対して、周辺の諸条件や資源を活用・援用しながら、標準的な家族としての家庭や標準的な保育に近づけようとする試みを、本研究では必要を満たす実践と捉える。必要という概念を用いる意図は、その実践に携わる当事者の営為を、当事者の視点から捉えるためである。すなわち、補完できる／できないという到達度を測る方法ではなく、その不足を補完することは諸条件をふまえて可能かどうか、補完すべきか否か、どのような補完の形態が適しているかといった当事者の選択論理を、本研究では重視する。そうすることにより、標準に正統性を与え、それ以外を「恵まれない」といった言葉で表わしてしまうことを意識的に避けようとしている。この点については第2章でも言及する。

2-4. 保育所における不足

ここまで家族と地域の不足に着目して、必要を充足しようとしてきた存在として保育所を位置づけてきた。しかし、具体的な地域において地域化される保育所もまた、標準的な保育に対する不足を有している。

例えば、保育所における利用児の減少は認識しやすい数の不足である。過疎地域における少子化と保育施設の存続に関する問題は、1970年代にはすでに析出されていたが（山口 1971；1973）、1990年代に入ると一部の大都市以外の全国の多くの保育施設で定員割れが深刻化してきた（社団法人全国私立保育園連盟 1991；全国保育協議会 1998）。保育所における人的不足は、数を基準として人的配置や補助金等が決定される日本の保育制度において、施設の統廃合と直結する³。小規模自治体でしばしばみられる保育施設と高齢者施設等の合築や、それによる保育施設の福祉センター化は、人的不足を地域その他施設と補いながら、保育施設に新たな意味を付与することによって存続を図る方略である（桜井 2011）。

利用児の不足によって、保育所は同年齢児の集団化を前提としてきた保育実践の問い直しを迫られる。特に少子地域においては、同年齢クラスの形成が困難になり、基礎集団を異年齢とする保育所も珍しくない（林・山本編著 2010；宮里 2014）。近年では異年齢保育の意義が注目されつつあるが、本来は同年齢保育が望ましいという価値観は保育実践者にも

親にも根強いものである(鍋田 2013)。本研究の事例のA保育園があるX町でも、同年齢集団での活動を経験させようとする保育者の意図によって、町内の複数の町立保育所・幼稚園の年長児が一堂に会する「年長児交流会」を実施している。同年齢による集団遊びの経験の不足に対し、他園との共同で解決しようとする必要を満たす実践といえる。

これに対し、一部の大都市では利用児の過剰によって保育者の不足が喫緊の課題となり、保育制度の多様化がみられるとともに、空間的な制限も相まって、保育実践上の環境的な不足をもたらしている。例えば、ビルの一角に設置される保育所では、園庭の欠如などの戸外遊びをする条件が不足する。太幡らの調査によると、そのような保育所では「数少ない屋外保育の機会として散歩の重要性が増し、保育の環境として、施設のみでなく周辺環境に依存する傾向が強まっている」(太幡・古川・恒川・生田・谷口 2013, p.1533)。どの保育施設でも戸外遊びのなかで散歩は重視されているであろうが、園庭のある保育所での散歩と、園庭のない保育所でのそれとでは、保育実践上の意味が異なっている。前者は内部環境でも戸外遊びが成立することを前提とした散歩であるが、後者は標準的な保育の内容を遂行するため、内部環境の不足を補うことを目的として実施されるものである。つまり保育所と境界を隔てた外部環境として地域を捉えるのではなく、外部環境である地域を保育空間の一部として拡張する実践が生じているといえる。

上記の例から推察されるのは、不足を抱えた保育所で保育者が必要を満たそうとすると、初めのうちは内部にある諸資源の組み換えや援用で解決しようとすることである。それでも十分に必要が満たされなくなった場合、外部環境へと手を伸ばす方法がとられる可能性がある。外部環境に含まれることは、第一に公園や街路といった物理的環境、第二に他園や高齢者施設、公共施設等の周辺地域にある施設、第三にそれらの施設に関わる人びとや住人等の人的環境である。このうち、物理的環境の活用は比較的理解しやすく、「地域との連携」として「保育所保育指針」等に位置づいている他施設の活用も、手間はかかるけれども相手にとってもメリットがあるため、それほどハードルの高い実践ではないであろう。それに対して人的環境は、実践的な関わりも研究上での分析も容易ではない。特に保育所の利用者ではない地域の住人は、保育所の必要を満たす義務がなく、保育所と関わろうとする、あるいは関わらざるをえない論理も多様であると考えられるからである。したがって、物理的環境および施設と人的環境とでは、地域化において果たす役割が異なると予想される⁴。

すでに述べたとおり、必要を満たす実践は当事者の論理によって生じるものである。そこで次に、保育者が必要を満たそうとしたとき、特に人的環境との関わりを図らざるをえなく

なった場合に起こりうる事象とそこにある論理について検討する。

3. 支援者と「関与者」

3-1. 支援者

人的環境のなかでも、保育所と積極的に連携する施設の職員や、保育所において保育者以外の立場で必要を満たす役割を担う人びとを、「支援者」と呼ぶことができる。すなわち支援者とは、保育者と保育の論理を共有し、狭義の保育以外の活動領域や方法で、保育者とともに家族あるいは保育所の不足を補おうとする人びとのことである。具体的には、保育所における保育ボランティアや各種の子育て支援に関わる人びと、保育所と交流事業をおこなう施設の職員等が想定されうる。厳密に分類することは難しいものの、保育所で勤務する調理員、用務員、事務員等も重要な職員ではあるが保育者ではないため、ひとまず支援者と位置づけておこう。

なお、保育者は歴史的に支援者の役割も兼任してきたと考えられる。本章で確認してきたとおり、慈善事業的な保育所やセツルメント運動に積極的な保育所では、常に乳幼児を通して家族と地域の実態を把握し、それらの環境を改善しなければ乳幼児の十全な発達は達成されない、という認識があった。そのような認識に立ち、保育者がセツラーとして家族や住人の啓蒙活動にあたることは、保育所の内部で乳幼児の保護と教育をおこなうという保育者の中心的役割からは逸脱した実践である。そのように考えると、支援者という概念が指すのは、保育実践の延長にはあるけれども、乳幼児との直接的関わりを必ずしも含まない実践をおこなう者であるともいえる。

戦前にみられた住人への啓蒙的視点は、現在の子育て支援でもしばしばみられる。例えば橋本真紀によると、ボランティアや地域活動の一環として、特定の家庭に対する住人による支援ネットワークを創出させる試みがある。それは、地域子育て支援の充実のために狭義の専門職のみが従事するのではなく、「子育てを取り巻く地域環境の醸成」が必要不可欠であるという認識に基づいている（橋本 2015, pp.22-23）。地域の住人を協同化して子育て支援のネットワークを構築しようとする方略は、大正期の協同組合型保育と通じるものがある。しかし、協同組合型保育もそうであったように、現在でもその実践は必ずしも広がりを見せないことが多い。その理由として、橋本真紀は「地域住民活動に参加していない住民」等にはまだ十分アプローチできず、「個を支える地域をつくる援助」が「意図的な取り組みには

至っていない」ことをあげている（同上, p.164）。

子育て支援ネットワークを創出する際に中心となる「地域住民活動に参加している住民」とは、簡潔に言えば地域の諸課題に対して高い意識をもつ住人であると考えられ、そのような人びとが支援の要請に応えるのは自然な流れともいえる。これに対して「地域住民活動に参加していない住民」は地域の諸課題にそれほど関心をもたない人びとであろうし、保育や子育てにも現時点で直接関わっていないとすれば、子育て支援ネットワークに加わる必然性は低いであろう。彼ら・彼女らの地域での日常生活において、保育や子育てに携わる人びとと保育の論理を共有する契機がないし、共有するかもしれない不足や必要も顕在化しにくいからである。

現在、「支援を求める親子の量的ニーズは、保育所に対応できる量をはるかにオーバーしている」ため、子育て支援を「多様な主体がともに担うことが必要」であるという（山縣 2016, p.101）。ここからは、子育て支援という実践が従来から保育者に付随していた支援者の役割を可視化し、ある程度分離し、支援者を多様化・増加させようとする試みであることが理解される。子育て支援は子どもに対する「第一義的責任は父母その他の保護者にあり、それを社会全体で支えるいとなみ」（大豆生田 2016, p.27）ということであるから⁵、これが支援者の論理であるといえるだろう。

3-2. 支援者ではない住人

しかし、支援者になる条件や理由をもたない住人の場合、子育て中の親や、保育所の必要の充足のために協働することは必然ではない。保育所における支援者ではない住人との関係構築の重要性は指摘されつつも、これを理論的に検討した議論は管見ながら見当たらず、事例調査ではむしろその困難が度々指摘される。

増田幸行は、自身が勤務する都市の保育所を事例として、建設計画の段階から住人と関係構築に困難を抱えていたと振り返る（増田 2012）。この地域では高齢化傾向にあり、「自治会の役員の方々はこの地域には高齢者の施設はほしいけれど、子どもの施設は不必要と考えて」いたため、「合意を得られるまでにかかなりの時間がかか」った（増田 2012, pp.380-381）。そのような経緯で建設されたこともあって、この保育所では「積極的に地域の中にとけこみ協力し合う関係づくりに努めてきた」という。自治会や老人会の食事会を開催する場所を提供したり、そこに在所児が参加したりといった活動を継続することによって、保育所は在所児と高齢者とを「つなぎ合う場として存在」するようになった（同上, p.381）。さら

に、ある母親は「子どもを通して地域の人とふれ合っている」という感覚をもつようになったと述べている（同上, p.382）。勤務してまもない職員もまた、「はじめは地域との密着度合いに戸惑いを感じることもあったが、「子どもを地域で見守ってくれている環境ってすごいなと実感」するようになった（同上, p.383）。

中山間地の保育所で働く森山幸朗は、設置間もないころには「戸外の野や山、河原を駆け回る保育活動を見る地域の人たちの視線は冷たく、誹謗中傷も少なく」なかったといい、「地域で暮らす人たちの気分や感情を受け止め、配慮する余裕はまだありませんでした」と述懐する（森山 2009, pp.217-218）。散歩の途中に子どもたちが豆を蒔いた直後の畑に入ってしまった、人づてに苦情を聞いた森山は、畑の持ち主である「何かとめんどろな注文をつけると評判の」（同上, p.219）住人へ謝罪しに行った。その際、少し小高い坂の上にある畑が在所児にとって魅力的であることを伝え、相手の表情は和らぎ、自分の子どもの頃の話を語り始めたという。この経験から、森山は「誤解を恐れずに言うならば、子どもがしっかり育つには地域に迷惑をかけ、地域の人を頼りにするしかない」と述べている（同上, p.219）。森山にとって「保育を創るうえでたいせつな問題意識」は、「同じ地域で、同じ時代を生きる人々と豊かな関係を再構築して、地域の資源とそれを生かす知恵を技術と哲学を学ぶこと」である（同上, p.217）。

保育所が「地域に迷惑をかける」という例の一つは、たびたびニュースにも取り上げられるが、保育所・幼稚園や学校、あるいは公園等で遊ぶ「子どもの声が『騒音』としてとらえられる」ことである（阿比留 2012, p.45）。このような「子どもの集まる場所に対する地域の大人のまなざしのきびしさ」は、「社会や生活を大人の論理や都合にもとづいて進めることが当たり前になっている」からであると、阿比留久美は述べる（同上, p.47）。一方で、「迷惑をかける」ことを否定的に捉えるのではなく、「かわりが生まれているからこそ『迷惑』をかける事態が起きる」と視点を転換させることもできる（同上, p.49）。それによって、『迷惑』をかけあうことを通じて相手の立場を理解し、お互い助け合ったり譲歩しあったりする関係がつくられてゆき、具体的文脈に即した配慮や思いやり、知恵が生まれてくる」可能性も想像することができる（同上, p.49）。

乳幼児および保育所と住人との関係に着目したこれらの事例からは、第一に、関係性を築く契機が保育所に対する前向きな支援とは限らないことが理解される。増田や森山の事例では、保育所における必要を満たす実践が、保育所との関わりの薄い住人にとっては煩わしいものであったことが、相互の関わりの契機となった。保育所からみて支援者ではない住人

との関わりは困難に感じるのと同様に、住人にとって保育所は日常生活を脅かし、課題をもたらしうる要因にもなる。そのすれ違いが「迷惑」という現象として現れることもあるが、上記の実践を見る限り、「迷惑」もまた関わりの一形態といえる。

第二に、そのような関係性は時間的経過によって変化する可能性があることも示唆される。上記のような書籍や雑誌等で紹介される事例では、最初はトラブルがあったが現在は良い関係を築いているというストーリーが主流であるが、実際には逆のパターンや、うまくいったりいかなかったりを繰り返すような事例もあるだろう。また、支援というほどではないが好意的に見守っている住人や、対立するほどでもないが良い印象をもっていない住人も存在しうるし、その意識も状況によって変化しうる。支援者と支援の対象のような固定的な関係ではなく⁶、地域的条件の変容や日々の関わりの蓄積によって、関係性の質は常に変容すると考えられる。

第三に、構築される関係が「交流」や「連携」といった概念で簡単に説明できるものではないことがあげられる。森山の事例では、保育者が散歩に関する苦情を「人づてに聞いた」という点に着目したい。畑を踏み荒らされた住人は直接保育所に苦情を言うこともできたであろうが、そうはせずに、他の住人が保育所を利用する親などに伝えたのだらうと想像される。いずれ保育所に伝わることを想像していたのかどうかは知ることができないが、直接苦情を言わないという行為からは、この地域の論理や、住人と保育所との距離感、保育所の地域における位置などをうかがい知ることができる。このように、実態としての地域は「身近であってもたやすく理解できて、活用できる存在であると単純にはいえ」ないものである（森山 2009, p.216）。保育者には「地域に住んでいる人々の側」から、「地域に根ざす保育実践」を見ることや（同上, p.215）、「地域の資源」を「それを生かす知恵と技術と哲学」を含めて理解するという姿勢が求められる。その蓄積を通して、保育所の必要に対して住人が「まあ何とかするか」（同上, p.219）という意識をもつに至ると考えられる。

3-3. 「関与者」

以上のように、乳幼児、親、保育所に対して、支援者ではない立場での関わりをもつ住人を、本研究では「関与者」と呼ぶ。

「関与者」は、基本的に親子や保育所へ主体的に関わろうとすることはなく、不足を知覚したり、必要を充足するような実践を積極的におこなったりすることもない。関わりを生じさせる主な要因は、居住の近接による日常生活圏の共有であると考えられる。保育所の在所

児と保育者が、通常の保育活動で頻繁に行き来する地理的範囲のことを、本研究では保育所を取り巻く「地域」として設定する。日頃まったく保育に関心がなかった人でも、自宅の隣に保育所が建設されるとなれば関心をもたざるをえないし、自身の日常生活にいかなる影響があるか考えざるをえないであろう。乳幼児とその家族が隣人になる場合も同様である。隣接とまではいかなくとも、一定の範囲内に互いが存することは、関わりが起こる第一の条件となる。

関わりの内容は「関与者」によって様々である。住宅街の一角に保育所が開設された場合でも、在所児と保育者が園外に出てきたときに挨拶をする、植物を観察する場として庭を提供するなど好意的に関わる人もいる一方で、前項の例にあったように保育所を否定的に捉えたり、送迎の車に危険を感じて保育所に改善を求めたりする人もいるだろう。また、日常生活圏を共有していても、生活時間によっては直接的な関わりがあまり発生しない人もいるかもしれない。顕在化した関わりがなくても潜在的にはなんらかの相互行為があると考えられるものの⁷、潜在的な関わりを研究上で分析することには限界があるため、本研究では原則的に顕在化した関わりをもつ人のことを「関与者」として想定する。

すでに確認したとおり、関わりの程度や質は時間的経過とともに変容すると考えられる。なかには「関与者」から支援者あるいはそれに近い関わりをもつ人もいるかもしれないし、支援者だった人が「関与者」へと移行するかもしれない。「関与者」というカテゴリーは、「保育士」や「親」のような普遍的に付与されるラベルではなく、ある時点で現れる関わりの状態あるいは役割を指す概念である。

「関与者」自身の状態あるいは役割が変容するとともに、ある「関与者」を保育の論理で捉えるか、地域の論理で捉えるかによって、その見えかたは異なる可能性もある。保育所に対して比較的協力的な「関与者」は、保育の論理をもつ者には「支援者」にみえるかもしれない。これまでの保育研究で「関与者」が検出されにくかった理由もここにある。本研究で焦点化するのは、「関与者」が保育所に協力する／しないといった事象ではなく、その過程や背景である。なぜなら、表面的に現れる事象以前に生じている多様な関わりの萌芽を捉えようとする構えが、保育研究における住人の「資源」的理解から脱却することにつながると考えるからである。

3-4. 論理の重なり合い：「保育コミュニティ」の生成

それでは、「関与者」が保育所の必要に対して「まあ何とかするか」と考え、実践を共有

するのは、どのようなときであろうか。

前節まではどちらかというところと保育所と「関与者」のすれ違いに焦点を当ててきたが、もちろん保育所に対して好意的に関わる住人もいる。「顔見知りのお年寄り達が道の途中で待っていてくれたり、手を振ったり声をかけて見送ってくれ」ることや、「ときにはミカンやお菓子などを用意して待っていてくれる」といったことは(宮里 2014, p.192)、特に農村などの小規模地域にある保育所では度々みられる光景である。筆者が A 保育園で夏の暑い日の散歩に同行したときにも、通りかかった家の住人がアイスクリームを提供してくれて、帰園するまでに溶けてしまうため、園児も保育者も住人宅の軒先で食べたこともあった。そのうえ、住人は早くアイスを食べ終えた園児の虫取りも見守っていた。

これらの行為は一見支援者的ではあるが、そこに至る論理は支援者とは異なっている。住人との交流は、保育の論理でいえば地域交流や異世代交流、地域文化を知るといった保育内容に位置づくものである。上記の住人が支援者であれば、在所児の経験の不足として異世代との交流を想定し、異世代の一人として在所児と関わるであろう。あるいは、季節感を味わうという意図をもってアイスクリームを提供したり、保育者の人手の不足を感じて虫取りの見守りをしたりするかもしれない。しかしこのときの住人の関わりは、「保育園の子どもたちが歩いてきたから様子を見に行こう」、「今日は暑いからアイスでもあげようか」といった、より素朴な感覚によるものであったと想像される。強いていうならば、例えば事例にあげたような小規模地域では一般に少子化が進展しており、地域で目にするものの少なくなった乳幼児の姿を見て、保育所になんらかの貢献をしようという意識ははたらいっていたかもしれない。そうだとすると、その論理は積極的に保育を支えようとする支援者とは異なっている。

「散歩で在所児と住人が関わる」という平凡な出来事に若干の検討を加えたにすぎないが、ここからは保育所と「関与者」の関わりを分析するためのヒントを得ることができる。

「関与者」は保育所の必要を満たそうとは考えていないが、彼ら・彼女らの論理でおこなった行為が、偶然的・必然的に保育所の必要を満たす実践と重なり合うこともある、ということである。この重なり合いによって生成される時空間のことを、本研究では「保育コミュニティ」と呼ぶ。

「保育コミュニティ」生成の契機となる実践のパターンは、地域的条件によって異なると考えられる。宮里や A 保育園の事例はいずれも在所児の少ない保育所であり、だからこそ住人がお菓子やアイスクリームを提供できた。自宅の前を訪れたのが数十名の在所児であ

れば、食べものの提供はおそらく困難であり、関わりはせいぜい挨拶をするくらいになるだろう。本章の冒頭で示した保育の地域化に関する仮説を振り返れば、地域的条件が第一段階の保育の地域化を規定すると同時に、保育所と住人との関わりの形態も規定するといえる。散歩の事例を整理すれば、A 保育園の小規模化は第一段階の地域化であり、小規模化によって散歩の際に「関与者」との独特の関与形態が生じ、保育実践に変化をもたらすことは、第二段階の地域化である。

散歩で出会う住人が「関与者」ではなく支援者であったとしても、それはそれで在所児に保育上の意味をもたらす関わりになるであろう。ただし、そのような支援者との出会いは地域に保育所の飛び地が生成されたということか、「地域の保育化」が生じたといった捉えのほうに妥当であり、異なる論理が重なり合う「保育コミュニティ」とは違ったものである。

「子育てを取り巻く地域環境の醸成」のためには、住人の多くが支援者として関わる地域のほうが理想的なのかもしれない。しかし、本研究では、住人の論理が保育者の論理とは必ずしも一致せず、多様であることを重視する。地域における支援者の拡充には限界があることは先行研究からも明らかであることに加え、本研究を通して証明するように、論理が異なるからこそ「関与者」との関わりに意味があるということが、その理由である。

本章での議論をまとめると以下ようになる。在所児を取り巻く家族と地域の不足から保育の必要が発生し、保育所が設置される。各保育所では標準的な保育を“理想”として置きつつも、実態は地域的条件下に規定されて標準と異なる点が現れる。これが第一段階の保育の地域化である。標準と異なる程度が標準に収まる枠内であれば特に問題は生じないが、標準

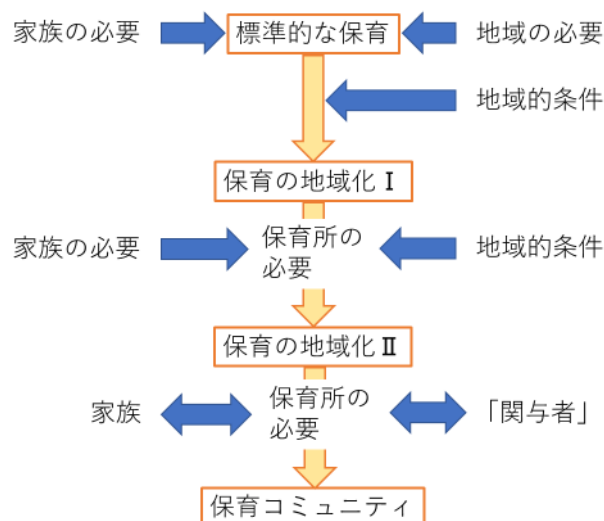


図 1-1 「保育コミュニティ」の生成過程

から大きくはみ出るようであれば不足が生じる。保育者は不足のなかから必要を捉え、まずは保育所内部での要素の援用や組み換え等によって必要を満たす努力をする。それによって固有の実践形態が成立し、第二段階の保育の地域化が現れる。内部の努力にも関わらず、必要が十分に満たされなかった場合、保育者は外部へと手を伸ばす。ここで「関与者」との関わりが生じる場合もあり、双方の論理が重なり合って実践が生成したときに、「保育コミュニティ」が顕在化する、ということである。

以上の仮説を図示したものが図1-1である。A保育園の事例分析の流れとしては、第3章で「保育の地域化Ⅰ」を引き起こす地域的条件を整理し、第4章では「保育の地域化Ⅱ」を、第5章では地域化がさらに進展した先にみられる「保育コミュニティ」の生成を論じる。第6章では視点を保育所の内部から地域へと移し、「保育コミュニティ」を地域の論理から捉えることを試みる。

4. へき地における「保育コミュニティ」の生成可能性

4-1. コミュニティ

ここで、コミュニティに関する先行研究を参照することは、幅広い意味をもつ「コミュニティ」が無限定的に用いられるのを防ぎ、「保育コミュニティ」概念をよりクリアにする効果をもつだろう。コミュニティと名の付く研究は膨大に存在し、それらにおいてコミュニティという概念の定義は多種多様であるため、すべてを包括するような定義をここで提示するのは困難である。本研究ではひとまず、コミュニティの伝統的で基本的な特性として了解されている二つの条件を基本とする。一つは一定の地理的範囲を有すること、もう一つは共同生活のなかで生成することである（松原 1978, pp.25-27；倉沢 1998, p.25）。近年では地理的範囲が限りなく広く、対面的接触を要する共同生活が成立しにくいネットワーク上の集団も「コミュニティ」と呼ばれることがあるが、本研究では保育所におけるコミュニティを想定するため、ある程度地理的に限定された規定を用いることにする。

地域において共同生活を営むということは、単に居住が近接している事実を指すというのではなく、居住の近接によって住人になんらかの相互行為が生じることを意味している。1970年代以降、特に都市において地域が弱体化したといわれるのは、専門処理システムの発達が居住の近接を契機とする相互行為の必要性を減退させたことが、その要因の一つであった（倉沢 1998, pp.43-46）。コミュニティという概念は、特に1960年代の日本において、弱体化した住人同士の相互行為の再生という理想像を描くために用いられた期待概念

でもあった（同上, p.45）。つまりコミュニティとは、住人の相互行為という実践のなかで生成されうる、「残念ながら目下手元にはないが、わたしたちがそこに住みたいと心から願い、また取り戻すことを望むような世界」である（Bauman 2001=2017, p.10）。

Bauman は、共同生活における自由と安心について、自由のない安心も、安心のない自由も現実的には意味をなさないことを指摘しつつ、「それが原因で、共同生活もまた争いの多いものになっている」と述べる。「というのは、自由の名の下に犠牲となる安心は、他者の安心であることが多く、安心の名の下に犠牲となる自由は、他者の自由であることが多いからである」（同上, p.34）。例えば、安心を維持するために共同生活を送る空間から「危険の化身」としての「よそ者」を排除し（同上, p.217）、「差異が会う蓋然性を縮小し、コミュニケーションの範囲を制限すること」を目指す人びともいる（同上, p.221）。しかし、現代社会に暮らす我々は「よそ者」も含めた相互依存関係にあり、「だれ一人として、自分で自分の運命を決めることはできない」という（同上, p.222）。

「わたしたちはみな、自分が生活の難題に取り組む場合の条件を制御する必要があるが、わたしたちの大半にとって、このような制御は集団的にしかなしえない。

いま、このような課題を履行するにあたって、コミュニティは、ないことでみなが困っているもののうちでも最たるものである。」（同上, pp.222-223）

コミュニティは、対置概念であるアソシエーションとも比較される。その違いは、アソシエーションが単一の目的をもつ集団であるのに対し、コミュニティでは明確な目的があるとは限らず、共同生活で生じる様々な課題に集団的に対処するということである。言い換えれば、コミュニティは潜在的な複合的機能を有しているともいえる（倉沢 1998, pp.42-43）。例えば、井戸の機能は水を汲むことであるが、「人々間のコミュニケーション、近隣情報の交換」といったいわゆる「井戸端会議」、さらに「独り暮らしの老人が水を汲みに出てこない時、誰か行って様子を見る」といった福祉機能も付与されている（同上, pp.42-43）。これらの複合的機能は、水道という専門処理システムではみられにくいものである。

「関与者」との関わり在具体例としてあげた先述の事例では、保育所運営のために住人の保育所に対するマイナスイメージを解消しようとした保育者の取り組みが、保育所を在所児と高齢者とが「つなぎ合う場」として再定位させ、ある母親には「子どもを通して地域の人とふれ合っている」という感覚をもたせ、勤務してまもない保育者には「子どもを地域で

見守ってくれている環境ってすごいなと実感」させることにつながっていた。これらは乳幼児の保育という目的に限定されない保育所の複合的機能の現れとして捉えることができる。また、保育所のマイナスイメージを解消しなくても保育の運営ができないことはないはずであるが、事例の保育所では地域と関わることを選択した。これは不足の補完というよりも必要の充足を目指した実践といえる。このような保育実践における必要は、在所児と保育者からなる狭義の保育のみを切り取るのではなく、外部環境との接合部分を、「関与者」の論理とともに捉えようと努めることによってのみ、見出すことができる。

「関与者」は保育者にとって異質な論理をもつ人びと、Bauman の言葉を借りれば「よそ者」であることを論じてきたが、「関与者」からみれば保育所は地域に異質な論理を持ちこむ施設である。第2章でも述べるように、へき地に保育所が設置され始めた時期には、家族の不足を補完してもらえることを喜ぶ親もいる一方で、これまで地域になかった生活様式や文化がもちこまれることに違和感をもつ住人もいたという。現在では保育所という施設の一般的意義は浸透していると思われるけれども、既述のとおり、場合によっては日常生活を脅かすものとして受け取る住人もいる。しかし、たとえ保育所に対して否定的な印象を持ったとしても、多くの場合住人はそこに住み続けなければならない。それは保育所も同様であり、移転しようと思えばできないことはないであろうが、現実的にはそう簡単ではない。保育所の職員もまた、経営母体が複数園をもつ場合に異動が発生するか、退職しない限りは、そこで働き続けることになる。これは数年に一度の異動が通例である学校教員とは異なる保育施設の特徴である。

保育所と「関与者」との接近を生じさせる前提は一定の地理的範囲における共同生活の成立であるが、さらにその前提にあるのは、そこに在り続けること、より厳しい表現をすればそこから逃れられないことである。その地域に在り続けなければならないからこそ、保育者も「関与者」も論理の差異を感じながらも接近していく。そのように考えると、保育所と地域との関係は「本質的には異なった意見をもつ人々が合意」を目指すものというよりも、「意見の一致や相違に先立つ」ものとして規定することができる。Bauman は前者を「コンセンサス」、後者を「理解」と定義している (Bauman 2001=2017, p.19)。従来、地域との関わりに照準した保育研究は、どちらかといえば「コンセンサス」を得る方法や過程に焦点化し、それを「交流」や「連携」と呼んで、地域のなかで保育の論理の理解者である支援者を増やす方法を論じてきたといえる。本研究が保育所と地域の関係捉える視角はその反対側にある。すなわち、論理の異同とは無関係に関わりは発生するのであり、その関わりのなかで

異なる論理を受容し、一つの実践がつくられていくことに重要性を見出すものである。

4-2. へき地保育への着目

「保育コミュニティ」の実証分析をおこなうための本研究の事例は、北海道東部にあるへき地保育所のA保育園である。標準的な都市の認可保育所ではなく、認可外保育施設であるへき地保育所のA保育園を取り上げる理由は三つある。第一に保育の地域化が顕著にみられること、第二に外部環境との関わりが豊富であること、第三に、少なくともA保育園のあるA地域は、必ずしもへき地の典型ではないこと、である。

まず保育の地域化が顕著にみられる理由は、へき地という地域の特徴と、へき地保育が認可外保育制度であるという、二つの条件に起因する。詳しくは次章で述べるが、へき地は農山漁村にあって、日常生活に必要な諸機関からの距離が離れており、その結果として住人の生活様式が都市とは大きく異なっている地域である。へき地であるA地域の地域的条件は、A保育園に、保育所保育指針に基づいた保育をおこなうための様々な不足をもたらしている。保育実践における不足の多いことは、A保育園に「保育コミュニティ」の生成を促進させる要因ともなっている。

また、地域的条件がもたらす不足のみならず、制度もへき地保育所に不足を発生させる。先に述べた保育者の人数に加え、保育室は最低1部屋あればいいということ、併設施設でも開設可能であること、給食は実施しなくてよいことなど、認可保育所の基準からみれば、施設・設備面の不足が著しい。そのような制度である理由も次章で明らかになるが、大まかにいえば、へき地保育を低水準にしようとする積極的な意図があったわけではなく、へき地を抱える自治体の財政状況ではこのくらいが限度であろうという妥協によるものであった。しかし、園庭のない都市の保育所が散歩を重視するように、へき地保育所は多くの不足を抱えているからこそ、必然的に外部環境との関わりを強めてきたことが、先行研究やA保育園の事例から明らかになる。これがへき地保育所に着目する第二の理由である。

第三に、A地域はへき地であるが、地域的条件は必ずしも典型的なへき地ではない。第3章で検討するように、第3次産業の従事者が多いこと、人口の流動性が高いことなど、どちらかという都市に近い特徴もある。それもあって、第4章以降で述べるA保育園での出来事や実践、課題には、A保育園に固有のこと、へき地や農山漁村に固有のこと、都市の保育所でも起こり得そうなことなど、様々な方向へ展開しうる要素が詰まっている。へき地を事例とすることは、一步間違えれば「保育コミュニティ」は限られた地域でしか生じえないと捉えられるリスクもある。しかし、「保育コミュニティ」がへき地に特殊な実践形態でな

いことは本研究の最後に証明できるし、固有の地域的条件にある A 保育園を事例としたことはそれに大きく貢献していると考えている。

それでは、「保育コミュニティ」が地域的条件に限定されないにも関わらず、なぜあえて「へき地」の保育所を事例とするかといえば、保育所と地域との関係が比較的単純だからである。例えば、都市の保育所には「通所区域」がなく、在所児の居住地域と保育所の外部環境としての地域が一致しているとは限らないが、へき地では多くの場合一致する。また、関わるであろう支援者、「関与者」である住人もある程度限定される。おそらく都市でも「保育コミュニティ」は見出しうるけれども、新たな概念を試論的に展開するためには、より構造がみえやすい対象を事例とするほうが妥当であると考えられる。

5. 研究方法

事例調査をおこなうにあたっては、調査者である筆者自身は「誰として」（石岡 2016, p.112）フィールドに参入したのかを問われることになるだろう。

秋田喜代美によれば、保育学の「学」としての問いは、第一に「その場に生きる子どもたちと保育者に添い、その生の出来事を、その傍らで観ることから生成されてきた問いを、省察しつつ問う」こと、第二に「保育実践に固有の特殊な原理を問い、ある地域の局所的な文化の場において実践者同士が研究者とともに共有可能な知を生成することを目指す」こととされてきた（秋田 2016, pp.101-102）。保育学では実践の学としての存在意義が強く意識され、研究者が対象者および対象とする場に「添い」、「ともに」考えるという姿勢を重視してきたといえるだろう。そのような研究をおこなう際には、具体的な研究課題や方法と同時に、研究者と対象との関係構築も重要な鍵になることが理解される。ここでいう関係構築とは、対象者に研究の許可を得ることや、説明責任を果たすといった、いわゆる「研究倫理」とは別の次元のものである。

しかし実際の保育研究という実践においては、「隣接領域である心理学の影響もあり、研究の客観性を重んじるあまり、研究者自身が関係の中に身を置く研究の成立が困難と見なされてきた」（西 2018, p.113）。研究課題に応じた調査方法が選択されることは当然であるが、質的研究と呼ばれる領域のなかでも、参与観察では観察者が保育のなかに入るのではなく、できるだけ保育に影響を与えないような方法で観察しようとするものが主流である。研究者と対象者が「ともに」考える研究は、学術的研究としてというよりも、園内研修におい

て研究者が保育者と日頃の保育実践の向上に向けて議論するような、実践研究に近い形でおこなわれてきたと考えられる。

これに対して本研究で試みた調査方法は、事例である A 保育園で園児と保育者とともに日常生活を過ごすことを繰り返すというものであった。実際におこなった調査の概要を述べると、2010（平成 22）年 8 月から約 7 年半、時期によってばらつきはあるが、概ね月に 1～2 度のペースでフィールドワークをおこなった。頻度は最初から計画的に決めていたわけではなく、業務の関係やデータ整理等、筆者がフィールドワークに費やせる時間と能力をふまえて自然と生み出されたペースであった。また、このくらいの頻度であれば低年齢の園児もなんとなく筆者の顔を覚えている様子がうかがえ、人見知りが軽減されることも、結果的にはフィールドワークのしやすさにつながった。業務の都合上、特定の曜日や時間帯を確保することは難しかったため、午前中のみ訪問したときもあれば、数日続けてうかがうときもあった。1 日じゅう在所児と遊んだ日もあるし、話の流れで園長が「物置の奥に古い資料があるかもしれない」と思い出して、それを読んでいるうちに、気づけば園児のほとんどが降園していたこともあった。園を訪れたらすでに全員が散歩に出かけていたということもあった（行き先を予想して追いかけ、無事合流できた）。筆者が所用でいつもより到着が遅れてしまったことが主な要因ではあるが、園長は筆者の訪問をうっかり忘れており、不運なすれ違いが生じた。園児には「なんでおくれたの？」と聞かれる始末であった。

このようなある意味「いい加減」な調査方法は⁸、保育研究では主流ではないように思われる。筆者も最初のうちは、保育施設においてフィールドワークやインタビュー調査をおこなった先行研究を参考に（結城 1998；石黒編 2001；柴山 2006）、メモをとりながらの消極的な参与観察や、許可を得られればいずれは動画撮影⁹をおこなうことなど、一般的な方法での調査を検討しなかったわけではない。だが、そのような方法は環境的に困難であった。園児との関わりを最低限にして客観的観察をおこなうことができるのは、観察者が大勢のなかの一人でいられるような環境だからである。動画撮影が可能なのは、カメラに映る範囲で園児が遊んでいてくれて、充電がもつ程度の時間の観察で切り上げるか、もしくは電源のある環境だからである。成員が 10 名程度の保育所で、天気の良い日には 1 日の半分以上を屋外で過ごし、広い園庭で少数の園児が散らばって遊ぶような環境では、観察者に徹することも¹⁰、活動を画面のなかに収めることも困難であった。何より、筆者の関心が特定の子どもや相互作用などの微視的なものではなく、保育所という時空間の通時的・共時的な存立過程にあったことも、保育研究で一般的な方法との齟齬を生み出す要因であった。

出来の悪い実習生のように気まぐれに子どもと遊んだり、活動を観察したり、ときには保育士の仕事を体験させてもらったりしながら、活動内容や日時を限定せずに長期にわたって保育所を訪れるという調査方法は¹¹、A 保育園の1日がどのように営まれ、いつ誰が保育に関わり、なぜそのようにするのかを知るのに有益であった。また、偏った意味での「科学的」な客観的観察を放棄したことによって、筆者は成員に近い視点から「保育コミュニティ」に対峙する経験を積み重ねることになった。その視点は、ときには保育士に近く、別のときには園児にも、住人に近いものである。いずれにせよ、本研究ではある特定の視点から「バイアスのかかった事実を、バイアスの所在の明記と共に捉え」（石岡 2016, p.114）、特定の場面や活動、過去や現在における「その状況下での『ものの捉え方』を組み込んだ分析をおこなう」（同上, p.129）という試みをおこなっている¹²。

このような方法が可能であったのは、他でもなく A 保育園の保育士がそれを許容したからである。フィールドワークを開始した当時 20 代半ばであった筆者は、ベテランぞろいの A 保育園の保育士からみれば、まさに実習生かインターンシップの学生のようなものであっただろう。A 保育園に朝から夕方まで居座るあいだに、保育士は子ども一人ひとりの捉えかたや保育方法について何気なく説明したり¹³、食事や昼寝の援助をしてはどうかと提案したりするなど、筆者が「保育者」としての知覚図式と経験を得られるような配慮をしてくださった。そればかりでなく、行事の準備、荷物の運搬、片づけから皿洗いまで、保育所で起こりうる様々な「仕事」も経験したし、おまけに筆者が本務で担当する授業のヒントも度々いただいた。

また、筆者は意図せずして A 保育園の「保育コミュニティ」にアクセスしやすい条件を有していたともいえる。第一に、先に述べた通り、フィールドワークを開始した当時の筆者が比較的若い女性であったことである。保育所は一般に女性性の強い空間であり、A 保育園の保育士も全員が女性であることから、筆者が男性や年配者であったならば異なる調査方法をとる必要があったと予想される。第二に、フィールドワークを始めた時期に筆者と同じ年齢の代替保育者が1ヶ月に数回勤務していたことは、園児が筆者に違和感をもちにくくする重要な条件であった。園児は筆者を「しおりせんせい」と呼び、「たまにくる」¹⁴人だと認識していた。第三に、第5章および第6章で登場する住人にとって筆者は娘や孫の世代であり、そのような関わりかたをしてくださったことも、フィールドワークの実施を容易にしてくれた。

以上のように調査者にとって前向きな条件は整っていたものの、筆者のような外部の人

間を継続的に受け入れるという行為自体が A 保育園の構えを示しているともいえ、それは A 地域に存立してきたから培われた特徴であると考えられる。本研究の事例は、「よそ者」を拒まない A 保育園と A 地域のなかで描かれたものである。

注

- ¹ 松本園子に倣い（松本 2017a, p.93）、戦後の保育所にあたる施設を、本研究でもこのように呼ぶ。ただし、引用・参考文献が「保育所」と称している場合はそれを優先する。
- ² 実際には、子どもを「適当に指導する」ための「最も合理的に構成された理想的な機能を有する」機関が家庭であるという「理由や因果関係は不明」であるが、家庭を規範化することによってその論理に正当性が付与された（鈴木 1997, p.13）。
- ³ 保育に限らず日本の福祉サービスは都市型であるため、量を確保しなければ制度に頼ることはできず、「量を前提としたサービスの展開は、過疎地では困難なことが多い」とのことである（山縣 2001, p.5）。
- ⁴ 佐伯胖も、乳幼児からのほたらきかけや、保育者の意図によって異なる意味を一方的に付与できる「物的環境」と、「相互の意図の伝え合いがあり、くいちがい（コンフリクト）があり、相互交渉がある」はずの「人的環境」を区別する必要があると述べている（佐伯 2001, p.131）。
- ⁵ 松木洋人の論考によると、子育て支援をおこなう人びとは「家族責任の外部化・共同化」（松木 2016, p.33）を担っているのではなく、「子育てが家族のものであるという前提」（同上, p.34）に立ち、「自らの支援実践を自他にとって抵抗の少ないかたちで続けている」という（同上, p.227）。「保育ママ」等の実践者の専門性は実践上の「工夫」の結果として生じているが（同上, pp.226-227）、そのなかには、支援の対象者である家族の「育児責任について配慮を行うこと、そのための技法」も含まれている（同上, pp.226-227）。本研究は子育て支援を論じるものではないが、支援者概念の構築にあたっては松木の知見からは多くの着想を得ている。
- ⁶ これに関連して、桜井智恵子によると、家庭教育政策では 1980 年代半ば以降に地域の重要性が見直され始めたが、子どもが「人」への信頼をもてるようになる家族と地域との関係は、「管理・整理された子育てネットワークを培うという状況よりも」、むしろ「地域＝近隣とのつきあい」であるという（桜井 2006, pp.36-37）。「近所づきあい」は「管理・整理された子育てネットワーク」ではないということであるから、子育て支援論で想定されるような支援者と「支援の対象」との関係というよりも、役割が固定されないインフォーマルな関係であることが想像される。
- ⁷ 後述のように、地域社会学をベースとしたコミュニティ論では、居住の近接によって住人相互の潜在のおよび顕在的な関係性が否応なく構築されることを前提としている。専門

処理システムが発展した都市においては日常的には顕在化しにくい、例えば災害時には顕著に現れる（倉沢 1998, pp.166-167）。

⁸ フィールドワークの内容は柔軟なものであったが、公的な手続きとしては、町役場へ依頼文を毎年提出していた。断続的な訪問と同時に、各種資料を閲覧することと、個人が特定されない範囲での写真撮影と掲載について許可を受けた。公表にあたっては、本論文の内容は改めて確認いただいた。また、フィールドワークが長期にわたった影響もあり、関わる人びとへの説明は随時必要に応じておこなった。

⁹ 石黒広昭によると、「ビデオを分析するということは幻想の唯一絶対の真実を求める作業ではなく、分析者の暗黙の解釈枠を炙り出す作業であり、ある視点からやりとりのある一面を取り出す作業」である（石黒編 2001, p.12）。すなわち動画撮影という調査方法もまた、複数の視点から「妥当」なデータを作りあげることと同時に、「バイアスの所在」を確認する手段であると考えられる。

¹⁰ 筆者が観察者に徹することができなかったもう一つの理由は、フィールドワークに関する記述を通して読み取れるように、「出来の悪い実習生」でさえも A 保育園の必要を満たす役割を果たせる瞬間があったからでもある。

¹¹ 長期のフィールドワークをおこなうことは、「地域で暮らす生活者によそよそしさを感じさせないこと」（松村 2006, p.16）、より具体的には「幾度となく訪れ、働き・飲み食い・遊びを共にするうちに、『こんにちは』が『また来たか』になり、そのうち『おお』や無言の会釈へと変わっていく」（村田 2016, p.10）ような対象者との関係性を築くことでもある。

¹² これに関連して、西は「保育とは保育者自身がかかわりながら考えることによって成り立つのだから、自ら主体的にかかわる体験を扱わないとすれば、保育という営みの革新が研究の対象から排除されることになってしまう」と述べている（西 2018, p.113）。本研究の主題はいわゆる「子ども理解」や保育実践の展開ではないが、保育の即時性および可変性を「保育という営み」の内側から捉えようとする姿勢は共有している。

¹³ 保育士から聞き取った内容は保育中や休憩中の質問や雑談が中心であり、「インタビューという『特別な時空間』」（村田 2017, p.10）はほとんど設けなかった。インタビュー調査から得られるデータにも価値はあるが、本研究の場合は、状況から切り離れた場で「聞く一聞かれる」関係が強調されるインタビューよりも、日常の保育の延長で話を聞いたほうが保育士の「ものの捉え方」が適切に表現されると判断したからである。保育士以外のフィールドの人びとに対してもそれは同様であり、一部はインタビューもおこなったが、活動中やその延長線上での会話、偶然の出会いの場面で得られた情報も、フィールドノートを基に用いている。

¹⁴ ちなみに、本研究の追加調査のために A 保育園を訪れた際、5 か月ぶりに再会した 5 歳児のよしひろは筆者を見つけると「なつかしい！」と叫んでいた。

第2章 ヘき地保育の変遷

：制度・実践・研究上の位置づけと現況

本章では¹、地域的条件による規定が顕著なへき地保育を事例に、保育所と保育実践を地域化させる諸条件を検討する。主に戦後の制度的変遷を通して、へき地保育が認可保育制度の「枠の外」におかれ、へき地という地域的条件に規定されて、地域化された保育制度としてへき地保育制度が誕生したことを明らかにする。

また、へき地保育を扱った保育研究にも注目する。へき地保育が保育研究の主流にないことは確かであるが、先行研究は皆無ではない。特にへき地の地域的条件が都市と著しくかけ離れていた上に、人口流出も生じていた1970年代前半までは、へき地保育がいかに厳しい状況におかれているかを訴える研究もみられる（鷺谷 1966；山口 1971）。ただし、へき地というよりは「農村」や「過疎地域」、「少子地域」といったキーワードが用いられることも多く、それらとへき地との概念的差異や、各地域の固有性が意識されていたとは言い難い。そこで本章では、本研究で用いるへき地概念を定義した上で、それを用いて先行研究を位置づけ直すとともに、へき地に対する保育研究者の知覚図式の変化にも着目する。

これらの検討から、へき地保育所における不足および必要、支援者および「関与者」の具体像を知ることによって、事例分析の視点を得ることができると考えられる。

1. ヘき地保育の変遷を捉える分析視座

1-1. ヘき地保育の現況

へき地保育は1961（昭和36）年の厚生事務次官通達以降、現在まで法律上の定めがない認可外保育制度である。資料2-1にみるように、施設は学校や公民館等と併設可能であり、給食施設の設置は必須ではなく、原則2名置かれる保育従事者のうち1名は無資格でもよいとされるなど、認可保育所とは多くの差異がある。通達で公認し設置主体を市町村としておきながら、認可保育所よりも簡易な施設・設備および安価な補助金で設置されているという制度上の不足は、へき地保育の切り捨てであるとしてこれまで研究・実践上で批判されてきた（鷺谷 1966；山口 1971；郷地 1995）。へき地保育に制度上の重きが置かれてこなかった理由には、へき地では財政、人材、在所児数等の面から認可保育所の基準を満たす施設を設置することが困難であり、副次的な位置づけで問題ないだろうという認識があったと

資料2-1 「へき地保育所設置要綱」(「へき地保育所の設置について」(昭和36年4月3日)(発第76号)(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達)による)

一 目的

この制度は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

二 定義

この要綱で「へき地保育所」とは、児童福祉法第三十九条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置する児童を保育するための施設であって、都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)が第四及び第五の基準に適合すると認め指定したものをいう。

三 入所の決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する幼児又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

四 設置基準

1 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

2 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

- (1) へき地教育振興法(昭和二十九年法律第一四三号)第五条の二の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定をうけているへき地学校の通学区域内にあること。
- (2) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九五号)第一三条の二第一項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第二〇四条第二項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の四キロメートル以内にあること。
- (3) へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。
- (4) (1)から(3)までのいずれかに準ずるものとして都道府県知事が認める地域内にあること。

五 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六三号)の精神を尊重して行なうものとする。

- (1) 入所児童の定員はおおむね三〇名程度とし、入所児童については幼児を原則とし、特に必要があるときは、その他の児童をも入所させることができること。
- (2) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- (3) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (4) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- (5) 所定の資格を有する保母二人を置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち一人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

- (6) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

六 設置費に対する補助

国は、予算の範囲内において、別に定める交付基準により都道府県並びに指定都市及び中核市に対して補助するものであること。

推察される。図2-1 および2-2 の通り、2014（平成26）年度のへき地保育所数はピーク時の6分の1にまで減少し、在所児数や定員充足率も減少する一方であった²。その上、2015（平成27）年から本格施行された保育新制度でへき地保育所は小規模保育事業への移行が想定されており、へき地保育制度は事実上消滅した。それに関わらず本研究でへき地保育に着目する理由は、その制度的特徴や保育実践が、保育の地域化を考察するうえで絶好の対象であると考えたからである。

例えば序章でも述べたような保育所建設反対運動は、制度的には条件を満たし、量的な利用者のニーズがあったとしても、「関与者」である住人との関係によっては保育所の建設にさえ至らないことの表れである。これに対し、本章では、へき地保育が歴史的に住人の支え

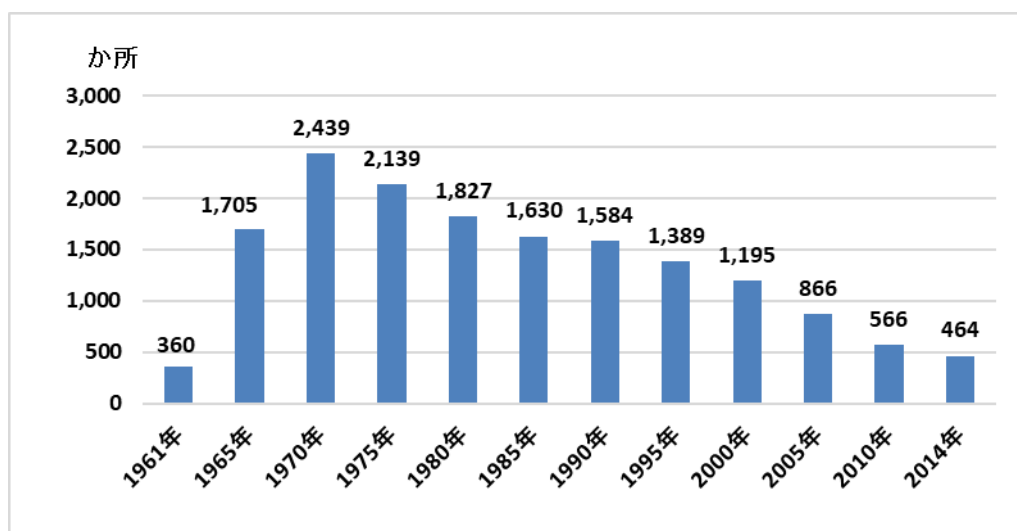


図2-1 へき地保育所数推移（「社会福祉施設等調査」より作成）

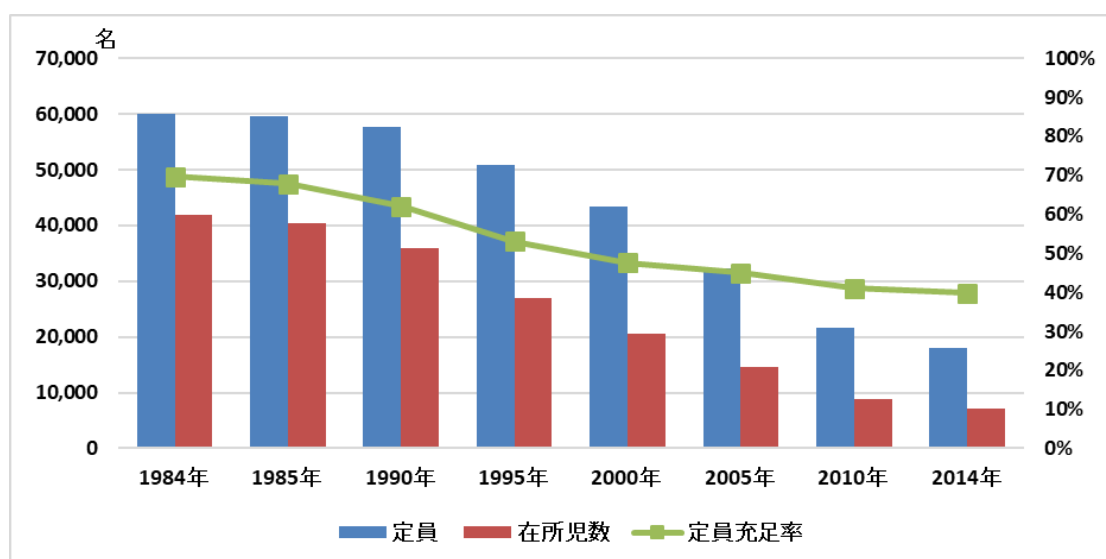


図2-2 へき地保育所定員、在所児数、定員充足率推移（「社会福祉施設等調査」より作成）

によって設置・存続されてきたことが示される。認可に至って制度的に保障される可能性が低く、量的な利用者のニーズは僅少であるにも関わらず、である。基盤となる地域的条件によって「関与者」の保育所に対する関わりが異なる要因を検討することは、保育所と地域との関係性を再考する重要なポイントになる。保育方法や内容もまた、へき地では都市とは異なる条件下で独自の展開をみせてきたが、全国的な少子化の進展を鑑みれば、へき地保育の実践はどの保育所でも他人事ではない。保育を取り巻く環境が大きく変容している現在、制度の後ろ盾に依らず存立してきたへき地保育の経験的蓄積は、今後の保育制度および実践にも大きな示唆を与えるものであると考えられる。

1-2. へき地の定義

ところで、へき地保育が想定するへき地とは、へき地学校に関する事項を定めた「へき地教育振興法」の定義に基づき、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等」とされる。しかし、筆者が事例のA保育園でフィールドワークをしているあいだに、商店も病院もないA地域の住人から「ここは恵まれない地域である」といった発言は一度も聞かれなかった。A保育園の世代間交流事業の参加者である70代の女性、大都市部からの移住者であるが、「住んでいて不便なことはありますか」という筆者の問いかけに対して、しばし考えたあと「ないです」と回答した。その含意は、第一にこの環境に慣れてあたりまえになっているということ、第二に、確かに都市に比べるとないものは多いけれども、「工夫すれば」日常生活には支障ないことを示している。ここでいう「工夫」には、天気の良い日に隣町までガソリンを入れにいくとか、仕事が休みの日に1週間分の食材を計画的に買うといった個人もしくは家族内での営為のほか、何かあれば日常的に声を掛け合うような近隣住人との相互扶助も含まれる。都市郊外で生まれ育った筆者が「この地域は不便ではない」という認識を獲得するのには時間を要したが、都市とへき地とを往復する日々で得られた新たな視点もあった。それは、そもそも「へき地教育振興法」における「恵まれない」という表現が、へき地には不足があるという都市の視点で描かれているという気づきである。

全都道府県のなかでへき地校をもっとも多く有する北海道においては、主にへき地教育研究の領域でこのへき地の定義および、特徴、構造的変容が繰り返し検討されてきた（北海道へき地教育振興会 1954；中島・榎本 1965；榎本・山下・浦野 1973；山下 1985；榎本 1990；玉井 1996）。中島寅雄・榎本守恵が述べたように、へき地とは「対都市不均等発展

の性格を基本的になう、農・山・漁村において」へき地的特性が顕著に表れる地域のことであり（中島・榎本 1965, p.19）、その契機は「へき地の中に存するのではなく、政治や資本との関係のしかたにある」（同上, p.44）。したがって、政策の転換や産業構造の変化に影響されて、へき地社会の構造も変化する³。戦後の北海道の道路・交通条件の改善も、へき地の振興というより「未開の土地資源、食料資源を有効に使うといった国家政策的・資本政策的な目的」の結果であった（玉井 1996, pp.54-56）。かつては電気が通っていない、情報伝達手段が僅少で地域外のことをまったく知らないといった隔絶的なへき地もみられたが、そのような差異が少なくとも表面的には解消された 1990 年代以降は、へき地は市街地⁴および役場や鉄道駅等の主要機関との距離の問題に収斂されていった（同上, p.45）。へき地学校の等級を定める「へき地教育振興法施行規則」でも、現在では基準のほとんどが役所・役場や駅、病院等の主要機関と学校との距離である（同上, p.57）。

へき地社会の諸条件に関心を寄せたへき地教育の研究とは異なって⁵、へき地保育を扱う社会学的研究の課題は、へき地の地域的条件の結果として生じた過疎化と少子化であった（日本保育学会監修 1971；岡田編 1991；社団法人全国私立保育園連盟 1991, 1993）。その理由は、日本の保育は認可基準から補助金の基準、実践に至るまで、すべて一定数の同年齢集団を前提としており、数の問題が保育所の存立にとって最重要課題であったことにあると考えられる。保育研究者や実践者の多くも、数的基準に達した認可保育所こそが正統性を有し、それ以外はできる限り認可に達するような制度的措置が取られるべきであることに疑義を挟まなかった。そのような認識を背景としつつも、数の超過が事あるごとに問題視されてきた都市の認可外保育施設に比べると、保育研究におけるへき地保育所への言及はあまりにも少ない。宮本常一の表現を借りるならば（宮本 1984）、へき地保育所は保育研究における「忘れられた保育所」である。

十分な議論を経てへき地を定義するにはそれだけで別稿を要するが、本研究ではへき地の保育を論じることを前提として、さしあたり以下のように説明する。①農山漁村にあって、制度的・経済的に対都市不均衡発展の性格をもち、②その影響によって日常生活に必要な諸機関と地理的および交通手段の面から距離があり、③結果として固有の生活様式を作り出してきた地域、である。その生活様式は、都市の視点からは「恵まれない」かもしれないけれども、そこには都市を標準とする制度設計によって生じた不足に対し、そこから必要を見出して満たそうとする実践がある⁶。第 4 章以降で論じるように、それは保育所における日常の保育実践にも随所に現れている。以下では、不便なことは「ない」と答えるへき地の住

人の視点を共有するように努めながら、へき地保育の変遷をたどっていく。

2. 戦前の「へき地保育」：1920～1940 年代の農繁期託児所

戦前の「へき地保育」にあたるのは農村で行われていた農繁期託児所である。すでにいくつかの研究業績があるため（一番ヶ瀬 1962；鷺谷 1966；西垣 2012）、本研究ではそれらを参照しつつ、設置の論理と実態をごく簡単に述べる。

戦前の農繁期託児所の目的を一言でいえば、農山漁村で労働の妨げになる乳幼児を安全に労働の場から隔離することであった。家族総出で働く農繁期には、「小さな大人」であった小学生が労働力として動員される一方、足手まといになる乳幼児が家に置いていかれたり道端に放置されたりして命を落としていった⁷。このような状況について、倉橋惣三・緋田工は、乳幼児に対する「心配がどれ位親の働きを妨げるかわからない」とし、子どもの保護と生産能率向上のために農繁期託児所が必要であると説いた。農山漁村の実情からしてこれは喫緊の課題であり、施設・設備や保育者の能力等は「謂はゞ、どうでもいい」といつていい位のもの」とさえ述べている（倉橋・緋田 1929, p.5）。

そのなかにあって最低限の条件とされたのは、保育にあたる者がもつべき児童愛護の精神と、親と託児所の「近所的親しみ」であった。後者の意図は「どこの誰れさん家の子という風に、家ごとひきくるめての親しみ」であり、地域の家の子どもを地域で育てるという「心持ちの結びつきあひ」である（同上, p.7）。そのため、家が見えるような距離に小さな託児所を作るのが理想とされている。村の中央に大きな託児所を作って村じゅうの子どもを集めたり、大規模な協会の「支部」のように託児所を作ったりすることは「眞に心持ちに於てその土地のものでなく、子どものためにも、その「土地」のためにもならないという（同上, pp.8-9）。乳幼児を地域の子どもとして捉え、地域で保育をおこなおうとする論理は、後にみる「地域保育所」にも通底している。

倉橋・緋田が『農繁期託児所の経営』を出版した昭和初期は、農繁期託児所が急増した時期でもあった。鷺谷善教によると、1925（大正 14）年には 130 ヲ所であった農繁期託児所は、1934（昭和 9）年には 7,500 ヲ所と激増した。その背景には、現代でいう保育ニーズへの対応や、乳幼児と親に対する保育上の配慮を超えた意図もあった。米騒動や昭和恐慌に伴う農山漁村の生活困窮への対処である。特に小作争議が増加した農村では、地主層は有効な解決策として託児所を用いたといわれている（鷺谷 1966, p.42）。当時の託児所は寺に開設

されることが多かったが、寺もまた地主層と結びつき、景気の悪化で弱まった求心力を取り戻すことを意図していたという（一番ヶ瀬 1962, pp.92-93）。鷺谷が指摘するように、農繁期託児所は、「支配者の意図を直接・間接的に反映」する手段として用いられたといえよう（鷺谷 1966, p.57）。

1938（昭和 13）年に社会事業法が成立してからは、戦争を見据えて女子労働者を確保し国民の体力向上を図るため、国策として農村・農繁期託児所がさらに積極的に設置された。その後戦争の激化に伴い、託児所と幼稚園も「戦時託児所」として戦争への協力体制をとらざるをえなかった（穴戸 1984）。

ただし、国策の意図と農村住人の意識とは大きくずれていたようである。鷺谷が紹介した以下の 1939（昭和 14）年 6 月 20 日の記事からは、差し迫る戦争とは別世界の農村と保育所の風景を想像することができる。また、保育所の「関与者」である住人は、保育所が有名無実な施設と化していても、それを問題とは考えていなかったことも読み取れる。

農繁期保育所は極めて森閑、保母は恋愛小説に読み耽ってゐる。銃後努力の拡張を目ざした保育所の或日、あひにく今日も子供は一人も居ない。然し日誌には四十人の子供が三円のおやつを味ひつつ、楽しく遊んでいるのである。県からの補助金は大きな子供のおやつになっても純朴限りなき村人は、これを公然の秘密として「異人の国の工場のまねしねえでも、百姓の餓鬼共は田の親と一緒に土や泥の中で喜んでっぺよ」と言う。（鷺谷 1966, p.75）

3. へき地保育の制度化

3-1. 「へき地保育所の設置について」の通達

戦後、1948（昭和 23）年に児童福祉法が施行されると、都市を中心として認可保育所が本格的に設置され始めた。当時の「児童福祉施設最低基準」による保育所の設置要件は現在に比べると些末な施設・設備であり、保育者にも過度の負担を強いるものであった。

しかし、都市では「低水準」とされた認可保育所の設置要件は、財政的基盤が脆弱で、保育に携わる人材の確保が難しく、乳幼児数が認可保育所の定員 60 名に達する見込みのない小規模な農山漁村にとってはハードルの高いものであった⁸。また、多世代・複合家族の多い農山漁村の乳幼児は入所基準の「保育に欠ける児童」にあてはまらないという要因もあって（留場 1978, p.201）、認可保育所は設置されにくかった。農山漁村では乳幼児が「邪魔に

なってくれないことが手伝い」であり、年長の子どもに幼い子どもを任せて母親が作業に出ることが1960年頃でも続いていた（溝口 1962, p.42）。このような戦前とそれほど変わらない状況への自助的な対応策の代表的なものが、山形県の「地域保育所」であった。

山形県でも児童福祉法施行後の認可保育所の設置はほぼ市街地に限られ、農村地域では1957（昭和32）年の厚生省通達を受けて農繁期限定の季節保育所が設置された。この季節保育所を基にして、農繁期のみならず数か月あるいは通年開所するようになった保育所は「地域保育所」と呼ばれた。自助的に設置されていった「地域保育所」の数は、1958（昭和33）年では県内で89ヵ所となり、同年の認可保育所数59ヵ所を上回っていた（留場 1978, p.201）。農村地域における保育所を求める運動の高まりを受けて、1955（昭和35）年には山形県地域保育所協議会が設立された。協議会では東北の各県および北海道の社会福祉協議会とも協同し、各道県の代表が厚生省へ農山漁村にも保育所を設置するようはたらきかけた。これが一つの契機となり、1961（昭和36）年に「へき地保育所の設置について」が通達されたといわれている（留場 1978, p.202）。

へき地保育制度の特徴は、認可保育所のように「保育に欠ける」かどうかで入所可否を判断するのではなく、「保育を要する」すべての乳幼児を受け入れてきた点にある。そのような制度的特徴が示すことは、一つには保育所と幼稚園の二つの施設を設置するような財政的基盤をもたず、乳幼児の数も不足する自治体にとって「きわめて都合のよい」（山口 1971, p.124）制度であったことである。もう一つは戦前の農繁期託児所とも共通している「地域保育所」の論理を引き継いでいるということである。山形の「地域保育所」のなかには、基準を満たして認可を受けたものの、もう一度「地域保育所」として設置し直された例もある。その理由は、認可保育所の「保育に欠ける」という入所要件が「地域みんなの子どもが、わけへだてなく入れること」を重視する住人の論理に反したからであった（留場 1968, p.25；留場 1978, p.202）。不足と必要のずれが如実に表れているこの事例は、より前向きには、二重の意味で幼保二元制度に馴染まないへき地だからこそ成立する「幼保一元化への可能性」（諏訪 1974, p.117）を示しているともいえる。

ただし、どこのへき地でも保育所が初めから住人に受容されていたわけではない。宮崎県の県庁から180km離れた町の季節保育所で働いていた保育者の述懐によると、カスタネットの拍子打ちをして遊んでいたところ、それをみた住人に「学校のように勉強しとる」と否定的に捉えられて驚いたという。というのも、その保育者がそれまで住んでいた宮崎市では5歳児がカスタネットどころかピアノを弾いていたからである。彼女はその後へき地保育所

を開設し、日々の保育や行事を重ねていくことによって親や行政職員の理解を深めていった。保育・教育的観点からみれば、初めての卒所児が小学校に入学したとき、衣服の着脱や排泄の練習の必要なく最初から勉強にとりかかれたことが、この地域に「僻地保育所の開設された価値を物語」るものであった（山下 1980, pp.324-326）。

以上の事例から、へき地における保育所の成立過程は、制度に先行して親の生活課題解決のために自助的に設置に至った場合と、篤志的な保育者による施設の設置が先行した場合があるといえる。設置と定着過程においては、ときには「関与者」である住人から懐疑的な目でみられつつも、実践を通して保育の論理への理解を促し、乳幼児への教育効果や地域における存在意義が認められていったことがうかがえる。また、いずれの実践からも、地域的条件下によって認可保育制度を適用することが難しいけれども、乳幼児を育てる人手は必要であったという状況を、家族の周囲にいる支援者が協同的に補おうとしてきたことが理解される。これらの実践を源流とするへき地保育は、認可保育制度に対する条件的な不足を一旦カッコに入れ、必要を優先して作られた制度であった。都市で一般化された保育という制度がへき地に到達していく過程では、地域的条件は違えど標準的な保育内容もおこなわれるようになり、結果としてへき地の乳幼児が「学校のように勉強し」、ピアノを弾く都市の5歳児に接近していくことにもなった。

3-2. 通達後の設置状況

「へき地保育所設置要綱」によると、その対象は「児童福祉法第三十九条に規定する保育所（認可保育所のこと：筆者注）を設置することが著しく困難であると認められる地域」であり、その目的は、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ること」とされている。「へき地教育振興法」に倣ったこれらの基本的方針は、通達時から現在まで変更されていない。定員は原則30名であり、常時保育にあたる者を少なくとも2名置くこと、そのうち1名は有資格者であること、という条件も当初から同じである。

表2-1は、1963（昭和38）～1965（昭和40）年にかけての全国の幼稚園、認可保育所、へき地保育所、季節保育所、認可外保育所の数をまとめたものである。認可外保育施設の割合が高いのは、茨城県および宮崎県をのぞくと北海道・東北・北陸の道県である。「地域保育所」が生み出された山形県にいたっては全保育施設の8割を認可外保育施設が占めてい

表2-1 1963～1965年の都道府県別認可外保育施設設置状況(割合の上位・下位10位)

	総計	幼稚園	保育所	認可外保育施設			認可外保育施設の割合
				へき地保育所	季節保育所	無認可保育所	
山形	890	69	85	34	562	140	82.7%
岩手	967	80	162	44	648	33	75.0%
新潟	1,244	81	305	162	595	101	69.0%
茨城	568	94	117	7	323	27	62.9%
宮崎	668	80	179	35	364	10	61.2%
長野	1,242	60	445	81	594	62	59.3%
北海道	1,256	269	254	177	448	108	58.4%
秋田	395	67	112	62	96	58	54.7%
富山	595	83	206	36	256	14	51.4%
青森	421	64	151	10	191	5	48.9%
石川	479	56	349	7	60	7	15.4%
福岡	981	333	502	13	48	85	14.9%
香川	417	204	152	5	49	7	14.6%
広島	783	223	457	33	14	56	13.2%
神奈川	776	460	238	0	64	14	10.1%
東京	1,634	954	561	3	23	93	7.3%
愛知	1,061	285	704	13	40	19	6.8%
兵庫	1,129	612	441	21	28	27	6.7%
大阪	895	523	333	0	5	34	4.4%
徳島	357	210	134	6	0	7	3.6%
計	29,961	8,641	11,214	1,327	7,053	1,726	33.7%

出典：鷲谷善教の資料より、筆者作成(鷲谷 1969, p.211-212)

幼稚園は1965年5月1日現在、保育所は1965年12月現在、
へき地保育所は1964年1月1日現在(国庫補助の対象)、
季節保育所は1963年度実績、無認可保育所は1964年6月1日現在

るなど⁹⁾、その割合には地域的特徴による差がみられる。

同表でへき地保育所の数がもっとも多いのは北海道である。北海道社会福祉協議会では1963(昭和38)年に北海道内の地域保育所の実態調査を行っている。それによると、同年5月時点の認可外保育所の施設数は認可保育所の3.6倍、在所児数は1.5倍であった(北海道社会福祉協議会 1963, p.3)。認可外保育所のうち、へき地保育所は97ヵ所、季節保育所は471ヵ所(うち国庫補助外212)である(同上, p.3)。季節保育所は原則20日以内の開設期間と定められているが、北海道の場合はその半数が3～6ヵ月間、3割は6～9ヵ月間開設されており(同上, p.17)、通所が困難な冬季以外はほぼ常設化していたことがうかがえる(鷲谷 1966, p.192)。

これらの実態から、特定の道県では認可保育所の設置が困難であり、保育の必要はへき地保育所等の認可外保育施設が補っていたことが示唆される。有資格者の確保もへき地では容易でなく¹⁰⁾、有資格者を都市から連れてくるよりも「無資格保母を入れて、その気になれ

ば保母試験を受けさせてやる」ほうが現実的であった（菅沢 1967, p.38）。それどころか、農村部の自治体権力者のなかには「60 人ばかりの子どもたちに、何千万という金がかけるか」と述べる者もいたといい（同上, p.38）、へき地や農山漁村の保育がいかに軽視されていたかを知ることができる。

へき地において有資格者の確保が困難であったことは、1967（昭和 42）年 5 月 24 日付の厚生省通達「へき地保育所の運営について」からも読み取れる。この通達では、保育にあたる者が 1 名しかいなかったり、2 名とも無資格であったりするようなへき地保育所は国庫補助の対象にならないことが記載されている。同時に、在所児が常時 60 名以上いるようであれば認可保育所を設置するようといった指導のほか、認可保育所に比べると「設備、職員、国庫補助などの内容において異なることにかんがみ」、保育料は徴収しないこと、徴収するならば給食費などの国庫補助対象外の実費のみ認めるということも確認されている。個別の施設や自治体への指導ではなく、通達という方法で全国的に周知されているため、これらの状況はへき地保育所において珍しくなかったことが推察される。

有資格者のみならず、施設・設備にかけられる費用も十分ではなかった。この当時へき地保育所の建設費の国庫補助はなく、既存の施設を利用し併設することを建前とされていた（鷲谷 1966, p.194）。ここでいう既存の施設の利用とは、認可基準を満たした保育所と高齢者施設との合築等ではなく、公民館のなかの 1 部屋を常時使用するというイメージである。1967（昭和 42）年の『保育年報』のデータによると、1963（昭和 38）年に設置されていた全国のへき地保育所 1,025 か所のなかで独立施設は 249 か所であり、75%が他施設に併設されていたとのことである（全国社会福祉協議会保育協議会 1967, p.130）。具体的な設置施設としては、地域の集会所や寺院、学校等への併設が多数を占めていた。仮に在所児が常時 60 名以上いたとしても、独立施設を必須とする認可保育所をへき地に建設できるような財政的基盤を持つ自治体は多くなかったと思われる¹¹。

1960 年代の保育政策全体にも視野を広げると、へき地保育制度が創設された 1961（昭和 36）年に、保育制度に二つの制度的変容があったことが指摘される。一つは認可保育所の「入所措置基準」が厳格化されたこと、もう一つはへき地保育よりも簡便に設置できる季節保育所の施設数と財政的補助が削減され、淘汰されていったことである¹²。当時の保育行政は「正規の」保育を強固にしつつ、それ以外の保育を公的に認めながらも副次的な位置づけにしたままの制度を確立した。都市を標準とした認可保育制度が馴染まないために創設されたへき地保育は、対処療法的な意味では現実に即していたかもしれないが、制度面と財政

面からみれば「安上り行政とへき地に対する差別行政の合作」であったとの批判もある（鷲谷 1966, p.194）。

4. へき地から過疎地域へ

4-1. へき地対策から過疎対策へ

制度化から 2000 年代前半までの約 40 年間、補助制度や基準の変更をのぞいて、へき地保育制度の根幹を変えるような改革はなされなかった。

へき地保育は保育財政のなかで特別対策事業に位置づけられており、運営経費は国庫補助金が 3 分の 1、都道府県からの補助が 3 分の 1、残りは市町村と保護者からの保育料であった。国庫補助は保母の給与、材料費等の費目別に算定され、基準額は図 2-3 のように推移した。また、1979（昭和 54）年からは定員規模の大きい施設に対して保母を 1 名増員するための補助金も交付されている。これにより、すでに施設数は減少し続けていたにも関わらず、全体としての国庫補助額はそれほど減少せず保たれていた。認可保育所とは比較にならないものの¹³、へき地保育所は「認可以外の保育所としては最も財政的に恵まれて」おり、「保母の必要数が少なくすむことなどとも関連して」（桜井 1991, p.115）、厳しい財政状況にある自治体でも比較的設置しやすい施設であった¹⁴。しかし、実際には市町村の負担が国庫および都道府県補助の 2 倍程度になっていたという例もみられ（村知・武政 1997, p.82）、

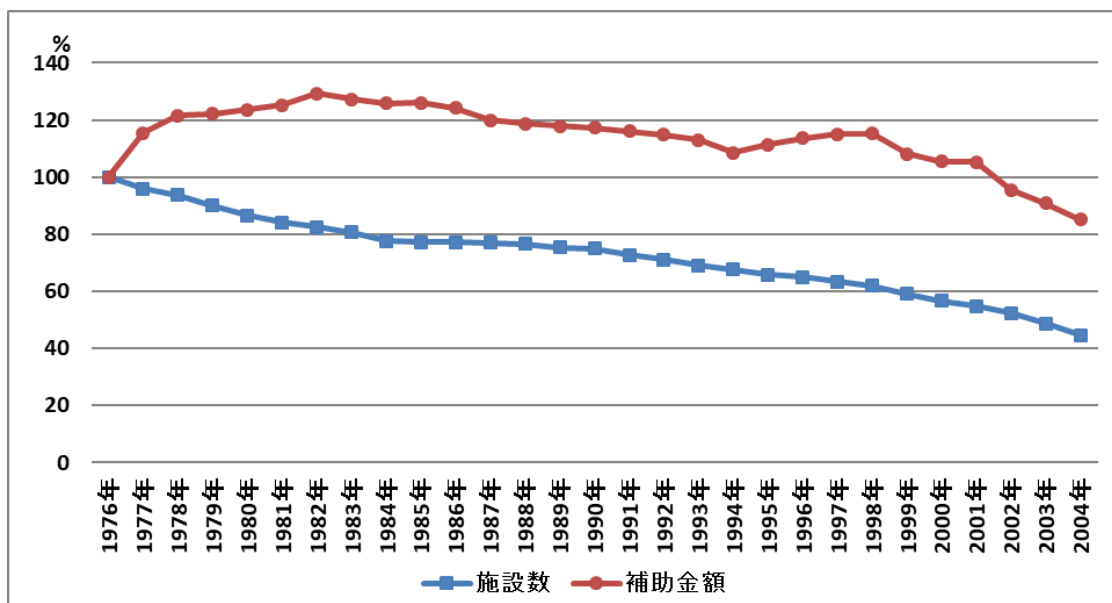


図2-3 へき地保育所補助金額推移（各年『保育年報』および『保育白書』より作成）

制度上で想定された必要経費と実態とは隔たりがあったと考えられる。

補助制度が変更されたのは1985（昭和60）年である。新たな補助制度では基準となる費目がなくなり、1日あたりの平均入所児童数45名以上と44名以下で補助基準額が大別された。桜井慶一によると、この「大幅な簡素化」は、「過疎化に伴うへき地保育所の小型化に対応する」ものであった（桜井1991, p.115）。ただし、在所児が9名以下では補助金がまったく支給されなかったため、後述のように非常に小規模なへき地保育所は自治体の裁量または住人の負担によって運営されることになった。ともあれ、この時期の保育施策には過疎化が影響してきたことが理解される。

過疎対策が保育行政全体に浮上してきたのは、へき地保育制度での導入よりも15年ほど遡り、過疎地域緊急対策措置法が施行された1970年頃からである。その代表例は、特例的に定員30名以上でも認可を得られるという小規模保育所の制度である。これは1967（昭和42）年からの保育所整備5か年計画の重要な柱として提示されたものであり、1968（昭和43）年に過密地域を対象に設置認可されたが、1971（昭和46）年からは過疎地域でも拡大適用された。1967年度の『保育年報』によると、大都市における乳児保育や長時間保育を小規模な無認可保育所が担っている現状を鑑み、当初は簡易保育所として小規模な保育所を整備する予定であったという。ところが、そのような施設を制度化すると「第二種保育所として固定化し、レベルダウンとなるのではないかという疑問も多く」、認可保育所として設置すべきとされた（全国社会福祉協議会保育協議会編1967, pp.24-25）。その後、小規模保育所の制度は施行されたものの、初年度の1968（昭和43）年3月で認可を受けたのは予定の100か所を大きく下回る40か所であったという（全国社会福祉協議会保育協議会編1968, p.18）。3年後にこの制度が過疎地域にも適用されたのは、過疎対策であったと同時に、都市では拡大をみせなかったことから、制度の形骸化を避けるためであったとも推察される。都市の課題から生じた新たな制度を過疎地域に援用したり、保育の質と制度の複層化との関係について論じられていたりする点は、現代の保育政策にも通じるところがある。

異論を巻き起こしながらも、認可保育所の幅を広げたという意味で、過疎地域において小規模保育所の制度は一定の意義を有したと考えられる。実際に事例であるA保育園も含め、X町では1975（昭和50）年から1980（昭和55）年にかけて3園がへき地保育所から認可保育所へ移行したが、そのうち1園は定員40名とされていた。この1園は小規模保育所として、その他の2園も小規模保育所に移行すれば当面存続できるという見込みのもとに認可を得たと想像される。

ただし、第一に、30 名以上の在所児を長期的に見込める過疎地域やへき地がどの程度あったかについては不明である。第二に、へき地保育所を小規模保育所に移行した場合の財政的な問題がある。桜井慶一の試算によると、同じ在所児 30 名であれば、へき地保育所よりも小規模保育所のほうが、市町村の負担額が約 280 万円多いとのことであった（桜井 1989, p.69）。財政規模の小さな自治体にとって、これは「たとえ、『保育が大切なものである』と認識していてもそれだけではなかなか負担できない差額」であり、結果としてへき地保育所を認可外のまま「取り残されてしまった」ものにする要因ともなった（同上, pp.69-70）。

過疎対策と保育制度の関連に目を戻せば、過疎地域緊急対策措置法により、過疎地域の保育所設備の新設、修理、改造、拡張または整備に対して国庫負担額が増額されるようになった。少子化がますます深刻化すると、1998（平成 10）年の児童福祉法改訂に伴い、へき地および過疎地域で通園・通所バスへの補助が得られるようになった。同時に、過疎地域における保育所分園の試行的実施や、自治体を越えた保育所の利用（いわゆる「広域入所」）も実施された。「広域入所」は地域特性の限定なく実施できる制度であるが、隣接自治体の保育所を利用できるという点で、少子地域の保育所の再編に影響したことが想像される。これらの新しい制度は、へき地、過疎地域、少子地域において、地域内で乳幼児を基準数にまとめることの限界を示唆するものであった。

以上のように、1970 年から 1990 年代にかけての保育施策では、へき地と過疎地域という概念が並列的に使用されているといえる。確かに実態的には、ほとんどのへき地では過疎化も少子化も生じている。しかし、自治体の高齢化率および財政の問題である過疎地域と、農山漁村のなかの「対都市不均衡発展」地域を指すへき地とは根本的に異なる概念であり、過疎化はへき地の地域的条件がもたらす結果のひとつである。さらに、保育制度および実践で直接的に影響をもたらすのは乳幼児数の減少であるが、厳密に言えば過疎化の基準のなかには少子化率が含まれていない¹⁵。へき地、過疎地域、少子地域はそれぞれ概念的に差異がありながらも、保育制度においては「過疎地域」として大きくくりの問題化されたと考えられ、保育研究においてもその認識は同様であった。

4-2. 保育研究上におけるへき地の後景化

へき地保育制度が過疎対策の一環になりつつも維持されていた 1970 年代から 1990 年代まで、都市以外の保育を扱う研究もまた、へき地から過疎地域へ関心が移っていった。

（１）人口流動と保育：1970 年代～1980 年代

まず、過疎化と少子化が保育に及ぼす具体的影響を調査する事例研究が 1970 年前半に行われている。同時期には日本保育学会の機関誌であった『保育学年報』（現『保育学研究』）でも特集号が組まれるほど（日本保育学会監修 1971）、過疎・過密と保育との関連に関心が高まっていた。

過疎地域における保育は、保育所があるからその地域に住むという「人口流動の能動的な一因としての幼児保育」と、乳幼児がいないから保育所が廃所になるといった「人口流動の動態が幼児保育の活動を規定する」という二つの側面から捉えることができる（萩原 1971, p.17）。後者の視点から秋田県の保育を事例として多面的な検討を加えたのが、山口満である（山口 1971；1973）。1970（昭和 45）年時点での秋田県の保育の特徴は、第一に「保育所以外の保育施設」が 6 割を占めることである（山口 1971, pp.108-109）。表 2-1 によると 1965 年前後では 54.7%であったため、認可保育制度の不適合が未だ解消されないどころか、ますます認可外保育施設の比重が高まっていたことが理解される。第二に修了者が少ないことがあげられる。その理由は、11 月を過ぎると積雪等の影響により通所できない幼児が増え、通所しないまま修了の時期を迎えることによる（同上, pp.115-118）。第三に県内でも過疎地域ほど就園率が低いことである。地理的条件や交通条件が厳しくへき地保育所にさえも通えない地域では、幼児が集団保育を経験する機会は非常に限られていた（同上, pp.118-123）。しかし、今後も幼児数の減少が予想されるなかでの施設の新設は難しく、仮に設置しても既存の施設がさらに小規模化することや、数年後には施設が不要になることが予想された（同上, pp.125-127）。

この論考からは、へき地保育がへき地において幼児の集団保育経験の保障に寄与したこと、それでもなお保育の手の届かないへき地があったことが理解される。山口はへき地を過疎地域の一形態として扱っているが、事例における通所困難の理由は単なる人口の問題以上に、地理的条件や気候条件¹⁶なども含めた地域的条件に起因していた。へき地はその地域的条件によって過疎化と少子化を引き起こし、行政に保育所の設置をためらわせ、それによってさらにへき地的条件を増大させて過疎化と少子化を進展させるというスパイラルへとハマりこむことになった。

過疎と過密に代表される地域構造の変容を受けて、保育所と地域との関係を問う論考も、多くはないが散見される。例えば 1972 年度の『保育年報』では、高齢者福祉に対して保育に関する住人の関心は低いであろうことが指摘され、保育所が地域に理解されるための方

策として三点あげられている。第一に、保育士が保育所に関心をもつ住人と手を携えること、第二に地域の潜在的な保育ニーズを掘り起こすこと、第三に保育所を地域の未就園児や親、住人に対して積極的に開放すること、である。これらのはたらきかけを通して、「正しい保育所観を備えた地域がまず用意されねばならず、そのような主体的にニードあふれた地域社会を実現していく」際の「牽引車がほかならぬ保育所」とされている（猪野 1972, p.10）。この論調からは、根本的には現代と変わらない保育所と地域との関係を読み取れるとともに、第 1 章で言及した戦前のセツルメント活動にも類似して、保育所が住人の価値変容を担う存在として位置づけられていたことが確認される。本研究の概念を用いれば、保育所に無関心な「関与者」に対して積極的にアプローチし、支援者的な存在へと転換させようとする目論見であったといえる。

（２）過疎地域の認可保育所：1990 年代

次に、過疎化と少子化が進展した地域において保育所の存続を問う研究がある。合計特殊出生率の低下が大きな課題となった 1990 年代には、保育団体による複数の大規模調査が行われている。過疎指定地域の民間保育所を対象とした社団法人全国私立保育園連盟の 1991（平成 3）年の調査、行政機関を対象とした同団体による 1993（平成 5）年の調査、過疎指定地域で公立・私立の別なく行われた全国保育協議会の 1998（平成 10）年の調査である。これらの結果からは、過疎地域の保育所は 1975（昭和 50）年から数年間を最大定員として、その後は実態に合わせて定員を切り下げていること、認可保育所への国庫補助が 10 分の 5 に減額・固定された 1989（平成元）年以降に経営が悪化していることが確認される。乳幼児の減少に合わせて保育所を統合しようにも、すでに自治体内の保育所が 1 ヶ所のみという例もみられ、「もはや保育園の再編成などということは物理的に不可能であり、保育園のない町村に転落するか否かの瀬戸際」であった（社団法人全国私立保育園連盟 1991, p.20）。

さらなる少子高齢化の進展を想定し、三つの調査報告書で提言される今後の方向性には共通点がみられる。第一に過疎地域の保育所は「保育に欠ける」ととどまらず地域の乳幼児全員を受け入れること、第二に福祉施設・公共施設等を併設して保育所の多機能化を図り、「地域コミュニティづくりの核」とすること、である（社団法人全国私立保育園連盟 1991, p.30；全国保育協議会 1998, pp.6-8）。施設建設にかかる経費削減という自治体の財政的問題が前提ではあるが、施設を併設することによって多世代の住人による量的な利用を確保し、保育所の維持を図ろうとする方策は新たな視角である¹⁷。すなわち、「関与者」を保育所

に呼び込んだり、「関与者」が集う施設と接続したりするなど、保育所の時空間を「関与者」へと開くことが保育所の新たな存在意義として提示されたとも考えられる。

さて、上記の大規模調査と時を同じくして、全国私立保育園連盟では 1997（平成 9）年から「全国過疎地保育サミット」を開催して、課題を共有するとともに今後の方策を論議し、要望をアピールしていた（郷地 2004, pp.115-128；西垣 2012, pp.210-214）。これらの努力が実り、2000（平成 12）年から小規模保育所の定員が 20 名に引き下げられたことは、認可保育所としての「保育の質」の維持を重視する過疎地域の保育所にとって、大きな功績であった。

しかし、20 名の確保も難しい保育所は、へき地保育所への「格下げ」（郷地 1995, p.8）か統廃合かという選択に迫られることになりはなかった。認可保育所の保育水準にこだわる場合、「どうしても維持できなければ、何とか付近の常設へ収容していきたい」と、へき地保育所への「格下げ」よりも統廃合を選択する意志を示す所長もいた（同上, p.8）。他方では、公的な補助金が打ち切られたあとも地域の寄付でへき地保育所を存続させる例もみられた（岡田編 1991, pp.164-165；郷地 1995, p.7）。保育所の廃所という「過疎に追い打ちをかけるような方法はやはり選択できない」（岡田編 1991, p.165）という所長の意見は、保育所としてのありかたというよりも、地域における「人口流動の能動的な一因」保育所の機能を重視していると考えられる。いずれにせよ、1990 年代以降の少子地域およびへき地の保育所は、改めて存続の論理を問われることになった。

以上から、1970 年代から 1990 年代にかけての保育研究では、制度的にも研究上でもへき地の保育から過疎地域の保育へ課題が移っていったことが理解される。その理由は、補助金の基準でもあり、保育実践の前提でもあった同年齢集団の形成が困難になる保育所が、幅広い地域に拡大していったことである。また、へき地の特性の一部が社会基盤の整備によって徐々に解消されたことも、へき地の地域的条件に起因する問題が後景化した要因であろう。大きな制度的変容はなかったが、過疎と少子化という現代に連なる保育の課題を知覚したという意味で、1970 年代は大きな転換点であったといえる。

もう一つの大きな変化は、保育所と「関与者」との距離である。1970 年代までは、乳幼児の生育環境と保育所の保育環境の向上のために、保育所の「関与者」である住人を啓蒙し、支援者的な人びとへと変容させるような視点が提示され、アプローチされてきた。これに対し、1990 年代に示されたのは、住人が保育所の財政的不足を補完する事例や、保育所の空間を「関与者」の空間と接続していく方策であった。そこでは「関与者」としての住人が保

育所の論理を共有しているか否かという問題は薄らいでいった。

地域の視点からみて保育所の存続が地域課題となりえた理由は、少子化の進展である。

「人口流動の能動的な一因」として保育を捉えると、地域に保育所があればその地域で乳幼児を育てようとする家族が現れる可能性もあるが、保育所がなければその可能性が相当な程度低くなる。保育所の閉所は近い将来における小学校の閉校、地域から子どもがいなくなること、人口のさらなる減少を予測させる出来事でもある。地域の乳幼児の減少という地域課題への具体的な対応策の一つは、保育所をできる限り存続させることである。

このように考えると、過疎地域における保育と地域の論理は必ずしも一致していないものの、保育所を保育所として存続させることを必要とする点では一致したといえる。その一点で、「関与者」は保育所の必要を充足しうる人びととして、1990 年代の過疎地域において再定位したと考えられる。

5. 制度的位置の変容

5-1. 特別保育事業からソフト交付金へ

2000 年代前半は保育制度の大きな改革期であった。2000（平成 12）年からは保育所設置・運営への民間企業参入が容認され、2003（平成 15）年には政府から地方への国庫補助負担金および地方交付税を廃止・削減し、地方に財源移譲を行うことを図った三位一体の改革のなかで、公立保育所の運営費一般財源化が決定された。2004（平成 16）年の国庫補助と交付金の削減は、特に人口 5 万人以下の自治体の認可保育所運営にさらなる打撃を与えた（桜井 2006, p.19）。保育所にかかる費用の国庫負担削減は 1980 年代後半から続くもので、「小さな政府」を目指した行政改革の一環であった。幼保一元化の本格的な検討が始まったのも 2003 年からであった。

エンゼルプランに始まった少子化対策も功を奏することなく、新たな対策として 2003 年に次世代育成支援対策推進法が成立した。これにより、すべての自治体と従業員 300 名以上の大企業は「行動計画」を策定することが求められた。また、2005（平成 17）年度予算からは、保育関係予算が新たに創設・再編された。主に子育て支援事業を含むソフト交付金と、施設整備に関するハード交付金からなる次世代育成支援対策等交付金である。厚労省によると、この予算は「地方分権の流れに資する」とともに、「地域の特性や創意工夫を活かした事業を支援することにより、次世代育成支援対策の推進に資する」という目的で創設さ

れたという（桜井 2006, p.199）。予算配分としては、まず自治体が事業計画や整備計画を立て、設定された評価基準に沿って交付申請し、政府がその評価を行って、あらかじめ決められた全体予算の範囲内で交付額を決定するという方法がとられた。

次世代育成支援対策交付金の創設は、1961（昭和 36）年の通達以降ほぼ変化のなかったへき地保育制度にも、ついに大きな変革をもたらした。それまで特別保育事業の一つとして独自に国庫補助が得られていたへき地保育であるが、次世代育成支援対策等交付金ではへき地保育も含め、特別保育事業の大半がソフト交付金のなかの一項目となった。それらは自治体内の保育所における地域活動等の複数の事業と合わせて補助金が交付されることになった。具体的には、基準の時点において 10 名以上の在所児がいるへき地保育所には 20 ポイントが加算され、他項目のポイントとの合算で補助額が決定された。つまり国庫補助の観点のみからみれば、へき地保育は単独事業としての意味を失うことになったといえる。これらソフト交付金に移行した事業のほとんどは、「保育園関係者からほとんど文句のでないものばかり」（桜井 2006, p.201）であった。

5－2．認可化への勧奨と限界

次世代育成支援対策交付金への変更から 10 年を経て、2015（平成 27）年から本格施行された子ども・子育て支援法等の関連三法は、戦後の保育制度を根幹から変更するものであった。その変更点は財源、交付金の給付方法、施設区分、施設を利用する場合の保育の必要認定方法等、多岐にわたっている。図 2－4 は保育新制度における法体系の変更をまとめたものであるが、学校教育制度と比較するとその複雑さが際立っている。このなかでへき地保育所にもっとも影響する変更は、小規模保育事業という新しい施設区分の創設である。

新制度における保育施設は、施設型給付を受ける施設と地域型保育給付を受ける事業に分けられる。従来の保育所・幼稚園および認定こども園は施設型給付への移行が進められている。地域型保育給付を受ける事業は小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型の三つであり、いずれも児童福祉法に基づく施設ではないけれども、認可を得て行われる事業である。従来の定員 20 名以上の小規模保育所は廃止され、施設型給付を受ける施設の定員が 20 名以上になると同時に、新たに定員 6～19 名の小規模保育事業が創設された。その主な目的は、都市における待機児童、特に 0～2 歳児の受け皿を増やすことである。小規模保育事業はさらに三つに分けられており、表 2－2 の通り施設設備や有資格者の割合によって A 型、B 型、C 型とされている。

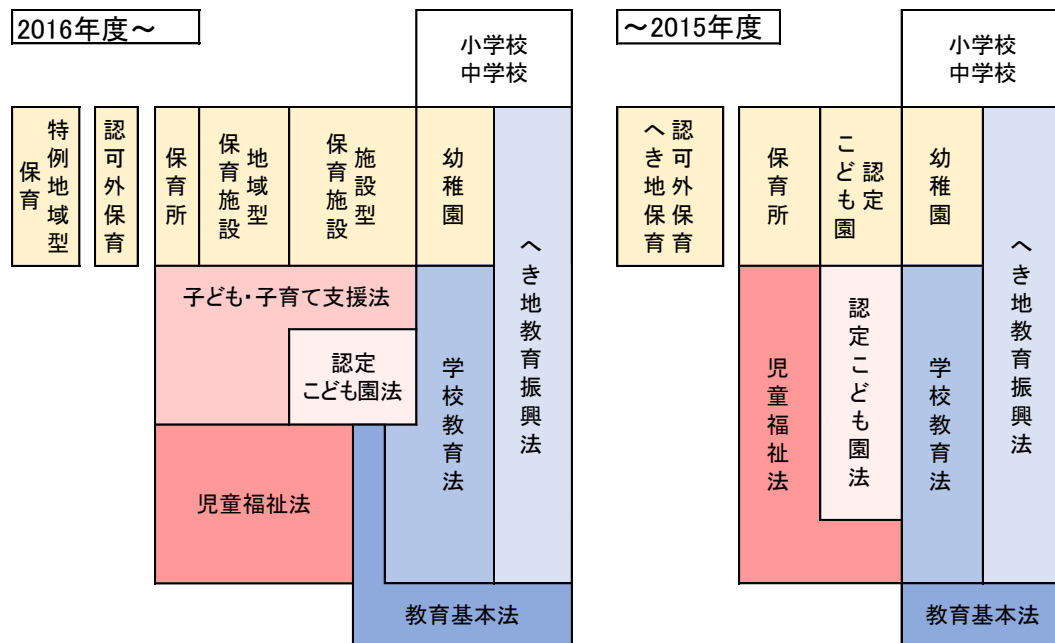


図2-4 保育に関する法体系の比較(2015 年度までと 2016 年度以降)

表2-2 小規模保育事業の類型と基準(抜粋)

	A型	B型	C型
職員	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 他1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 他1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)
資格	保育士有資格者	保育士有資格者1/2以上	家庭的保育者
保育室の面積	乳児室／ほふく室 1名3.3㎡ 保育室 1名1.98㎡	乳児室／ほふく室 1名3.3㎡ 保育室 1名1.98㎡	乳児室／ほふく室 1名3.3㎡ 保育室 1名3.3㎡
給食	自園調理(連携施設からの搬入可。社会福祉施設、病院を含む) 現在自園調理を行っていない施設から移行する場合は、2019年末までに体制を整える前提で、経過措置あり		

2013(平成25)年5月から2016(平成28)年1月まで行われた内閣府の子ども・子育て会議基準検討部会において、小規模保育事業の構想に関してもっとも議論されたのは、A型、B型、C型それぞれの基準、特に有資格者の割合についてであった。一方では認可保育所よりも低い水準であるにも関わらず認可を得られることへの拒否感が示され、他方では待機児童の多さと有資格者確保の困難という現状を鑑みた現実的な解決策が必要であるとの提案がなされた¹⁸。この議論は1967(昭和42)年に論じられた「第二種保育所」にも非常に類似しており、保育ニーズと「保育の質」をめぐる根本的な課題は現在まで50年以上解決されないまま続いているといえる。結果としては表2-2の3区分で実施されることになり、有資格者の割合で保育単価を段階的に引き上げることによって「保育の質」の向上を

促すという方策がとられることになった¹⁹。小規模保育事業は子ども・子育て支援等に先行して 2014（平成 26）年から実施されている。

小規模保育事業の適用射程には、都市でこれまで認可を得られなかった規模や施設・設備の保育所、へき地や過疎地域の保育所および分園等が含まれている。都市の小規模保育事業では 2 歳児までを受け入れ、3 歳児以上は連携する施設型保育に転園・転所することになるが、他に代替施設がない地域では 3 歳児以上も恒常的に預かることができるとされている。すなわち必要な施設・設備を整えることができれば、へき地保育所は制度化以降初めて認可を得られるのである。制度の運用においても、へき地保育所は小規模保育事業への移行を勧奨されている²⁰。

では、実態はどうであろうか。先行実施から 2 年後の 2016（平成 28）年 4 月 1 日時点では、小規模保育事業の認可件数 2,429 件のうち、政令指定都市と東京都を合わせた数は 1,249 件と 51%を占めている²¹。政令指定都市のなかでも多く設置されているのは、横浜（123 件）、大阪（106 件）、名古屋（102 件）の順であり、待機児童の特に多い都市が上位にあがっていることがわかる。残りの半数がへき地や過疎地域で設置されている可能性もあるが、へき地保育所が全国一多い北海道では、札幌市および旭川市で 69 件の小規模保育事業が認可されているのに対し、それ以外の北海道の市町村全体では 23 件のみで、それもすべて民間もしくは個人によるものであった²²。へき地保育所が公設を原則とすることを考えると、おそらく小規模保育事業への移行はないか、あってもごくわずかであろう。筆者が 2014（平成 26）年に行った道内のへき地保育所を対象とした調査でも、移行の予定があるという回答は該当の 44 自治体のなかで 4 件、へき地保育所 58 カ所のうちでも 4 件であった²³。これらのデータから、少なくとも現時点では、小規模保育事業はへき地に適合しない制度であることが推察される。

認可を得られるにも関わらず、へき地や過疎地域の保育施設が小規模保育事業に移行しない主な理由は、施設・設備面でのハードルの高さにあると考えられる（桜井 2017）。小規模保育事業の保育室の面積基準は従来の認可保育所よりも狭いが、これまで基準のなかったへき地保育所の多くでは満たすのが難しいと予想される。また、小規模保育事業では給食は自園調理を原則としつつ、他施設からの搬入も可能とされているものの、へき地保育所では給食施設の設置義務がなく、他施設といっても給食の運搬が可能な圏内にあるとは限らないため、給食の確保が困難であることも想像される²⁴。6 名以上の乳幼児数があとい何年続くか不透明な地域にとって、これらの施設・設備を整備する費用を捻出し、運営することは

かなり冒険的であろう。移行が困難な場合は、「特例地域型保育給付費」を受けてこれまでどおりへき地保育所を運営できるが、この措置はあくまでも「できる限り『特定』施設・事業への移行を基本とし、その上でなお移行が困難な場合のセーフティネット」とされている²⁵。認可化への道筋は提示されているが、現実的には新制度においてもへき地保育は周縁に位置づけられ、そればかりか標準的な保育へ包摂されるための努力も求められるようになったといえる。

5-3. 保育研究におけるへき地の再発見

過疎と少子化が保育にもたらす影響は、2000年代でも保育研究の関心の一角をしめていた（西垣 2007；向平 2011）。乳児保育・延長保育の未実施等の制度的課題、在所児の減少による保育の困難、統合・廃所等の課題は再確認されているが、いずれも個別の事例調査にとどまった。

ただし、これまでは専ら条件的不足を指摘することに力を注いできたへき地および過疎地域の保育研究にはなかった視点もみられる。第一に、乳児保育や延長保育の未実施等を指摘しつつも、保育内容や子どもの生活・遊びについて、へき地や離島でも本州の都市との大きな違いがないという発見である（笠間 1996；宮内 1999；請川・瀧澤・結城 2002）。これはへき地保育制度の創設期を振り返ると大きな変化といえる。

その要因の一つは、道路・交通網の整備、マスメディアの発達、インターネットの発達など、へき地をへき地たらしめていた条件面の変化である。都市の生活形態や保育内容の情報が容易に入手でき、ある程度の施設・設備が揃うことによって、保育実践におけるへき地と都市との差異が縮まったと考えられる。A 保育園でも、子どもたちが好きなキャラクターやテレビ番組、所有物は都市のそれと変わらず、将来の夢を尋ねると「プリキュアになりたい」、「オリンピック選手になりたい」といった回答が返ってくる。

もう一つは保育士の内実の変化である。表 2-3 にみるように、1985（昭和 60）年では、へき地保育所と認可保育所の有資格者の割合以上に、資格取得方法に大きな差があったことがわかる。2000（平成 12）年にはそれらの差が縮まっている。へき地保育所では 2 名のうち 1 名でよいとされている有資格者の割合も、実態としては全体の 90%に達していることも確認される。養成校卒の保育士が多いということは、指定のカリキュラムや実習を通して標準的な保育内容を学んだ保育士が保育にあたるようになったことを意味する²⁶。また、へき地保育所も含む過疎地域の幼児教育経験率を示したのが表 2-4 である。こちらも幼稚

園・保育所を合わせた割合は、1990（平成2）年からほぼ同率になっている。少なくともデータ上では、居住地域による保育の量的・質的な経験の差は解消されたといえる。

保育内容の観点からは、へき地や農山漁村、少子地域で広くおこなわれてきた異年齢保育が、近年前向きに見直されはじめている。宮里六郎は、今後のさらなる少子化の進行を想定すれば「異年齢の保育論の構築が大きな課題になる」と述べ、その特徴や展望を論じている。そのなかでは、保育施設の内部における要素の組み換えとしての異年齢保育のみならず、保育内容の充実のために外部へと触手を伸ばし、「他園との交流保育や地域の小学生や老人など、異世代間の交流に活路を見出そうとして」と述べている（宮里 2001, p.87）。

へき地や少子地域で保育所を存続させるために外部の諸機関や住人等を巻き込むという事例は、戦後を通してみられた実践でもある。集団保育の実施という必要のために、まずは保育所の内部で対応し、それで十分でなければ他園や小学校といった保育の論理を共有しうる外部の機関と協同するという実践である。第1章を振り返れば、前者は第一段階の保育の地域化、後者は第二段階のそれであった。それでも必要が満たされない場合には、これまで参照してきた先行研究をみる限り、地域に存する「関与者」へとアプローチすることが予

表2-3 へき地保育所と認可保育所の有資格者割合等比較（「社会福祉施設等調査」より作成）

		専任 保育者数	うち 有資格者数	有資格者の 割合	養成校卒	国家試験	認定
1985年	へき地	3,519	3,028	86.0%	57.6%	38.9%	3.5%
	認可	180,898	178,977	98.9%	77.4%	21.5%	1.1%
2000年	へき地	2,613	2,405	92.0%	84.6%	15.3%	0.1%
	認可	242,787	239,951	98.8%	92.1%	7.9%	0.0%

表2-4 幼児教育経験率推移

（過疎対策研究会編（2010）より作成）

		幼児教育 経験率	幼稚園 就園率	保育所 在籍率
1970年	過疎地域	57.4%	18.3%	39.1%
	全国	76.2%	53.8%	22.4%
1975年	過疎地域	75.5%	29.6%	45.9%
	全国	87.6%	63.5%	24.1%
1980年	過疎地域	87.6%	35.4%	52.2%
	全国	91.2%	64.4%	26.8%
1985年	過疎地域	92.9%	37.3%	55.6%
	全国	96.7%	63.7%	33.0%
1990年	過疎地域	95.0%	34.9%	60.1%
	全国	95.5%	64.0%	31.5%
1995年	過疎地域	95.5%	34.2%	61.3%
	全国	95.0%	62.8%	32.2%
2002年	過疎地域	98.3%	34.9%	63.4%
	全国	96.7%	59.9%	36.8%
2006年	過疎地域	97.1%	36.1%	61.0%
	全国	96.5%	57.7%	38.8%

想される。

5-4. 小規模自治体における保育施設の再編

保育新制度を契機とした就学前施設の再編も、小規模自治体における喫緊の課題である。広大な面積をもつ市町村の多い北海道では、市街地に認可保育所または幼稚園があり、その他の地域にへき地またはごく小規模な保育所が点在していることが多いが、それらをまとめて市街地に大きな認定こども園を作るという自治体も出てきている。乳幼児数、財政など将来的な展望を考慮するならば、複数の小規模な保育所を新制度に適応するよう増改築するよりも、現代的な価値意識や耐震基準等に適合する新築の保育施設をひとつ作ったほうがよいという判断は妥当であるように思われる。

しかし、保育施設の統合は課題を引き起こすこともある。その一つは親の送迎の負担である。北海道の郊外や農村地帯では平坦な道が多いものの、市街地以外に居住する家族のほとんどが職住同一であることを考慮すれば、特に面積の広い自治体では、市街地への毎日の送迎は負担になることが予想される²⁷。一方で、在所児が非常に少なくなってから統合するよりも、まだ同年齢の在所児がいるうちに規模の大きい保育所に通ったほうが一緒に転所できて安心だという意見があることも、フィールドワークのなかで耳にすることがあった。地域によっては小学校が先に統合してへき地保育所のみが残されているところもあり、進学後に突然大きな同年齢集団に入って戸惑うことも心配されるようである。「地域みんなの子どもが、わけへだてなく入れること」というへき地保育の設置当初の必要と比較すると、親が保育に求める必要の質が変容しつつあることが推察される。

もう一つは、通所範囲と居住地域との不一致である。これまでのへき地保育所では、基本的に通所範囲と居住地域が一致していたと考えられる。統廃合による通所範囲の広域化は、保育所周辺の住人からみれば「どこの子どもかわからない」、「保護者の職種が異なるので行事の調整がしづらい」等の感覚をもたらす²⁸。ただし、状況は少しずつ変容していても、住人がいまでも保育所を地域の結節点と考えているということは、へき地を抱える自治体ではよく聞かれる話である。

2000 年以降に起こった保育制度改革は、へき地保育をも巻き込みながら、へき地を抱える自治体の保育を量的にも質的にも大きく変容させている。実践レベルでも、さらなる少子化によって在所児の不足が生じ、標準的な保育とは異なる基準で設置された施設・設備を変更するほどの見通しをもつこともできずにいる。これらの制度的、人口構造的、財政的条件

によって、現代のへき地保育は地域化されている。一方で、保育者や親が標準的な保育との差異を認識する手段は進展していると考えられ、不足の発見はかつてに比べると容易になっていると予想される。そのような現代的状況をふまえ、へき地・少子地域・農山漁村の保育所が歴史的に依拠してきた「関与者」との関わりはいかなるものであるかを明らかにすることは、今後の展望を描く上で欠くことのできない課題であろう。

5－5．へき地保育所の現状

最後に、現在のへき地保育所の概要を確認しておこう。社会福祉施設等調査でへき地保育所の統計データがあるのは2014（平成26）年までである。それによると、全国のへき地保育所数は464か所、定員数は18,046名、在所児数は7,180名である。ここから、定員充足率は約40%、1施設あたりの平均在所児数は15名であることがわかる。施設数がもっとも多い都道府県は戦後一貫して北海道であり（図2－5）、2014年度には172か所設置されている。その平均定員充足率はやはり約40%である。これはあくまでも平均であるから、ある程度定員が満たされている施設もあれば、在所児がより少ない施設もあると考えられる。やや古いデータではあるが、年齢別の在所児数をまとめた表2－5からは、一部の施設では0～2歳児も在所しているものの、「へき地保育所設置要綱」の原則通り3歳児以上の受け入れが主流であるといえる。

表2－6および2－7は開所時刻と閉所時刻を示したものである。概ね、朝7時半から9時のあいだに開所し、夕方16時半から18時までに閉所するというのが、へき地保育所の標準であることが読み取れる。したがって開所時間は7～10時間程度であり、認可保育所よりはやや短めである。北海道のデータでは全国より閉所時刻が早い傾向にあるが、これは基幹産業の一つである酪農業を営む世帯では、夕方の搾乳前に迎えにくるという生活リズムが影響していると推察される。

これらのデータから読み取れる現在のへき地保育所の平均像は、約15名の在所児と2名の有資格者である養成校卒の保育士とで構成され、少なくとも1部屋以上の占有スペースをもって、保育時間および受け入れ年齢に制限はあるが、内容的には概ね標準的な保育が営まれている、ということである。制度上から消滅した現在も、統合も小規模保育制度等への移行も難しいまま、各自治体の裁量と努力によって、へき地の家族と地域の必要を満たすために、へき地保育所は存続し続けている。

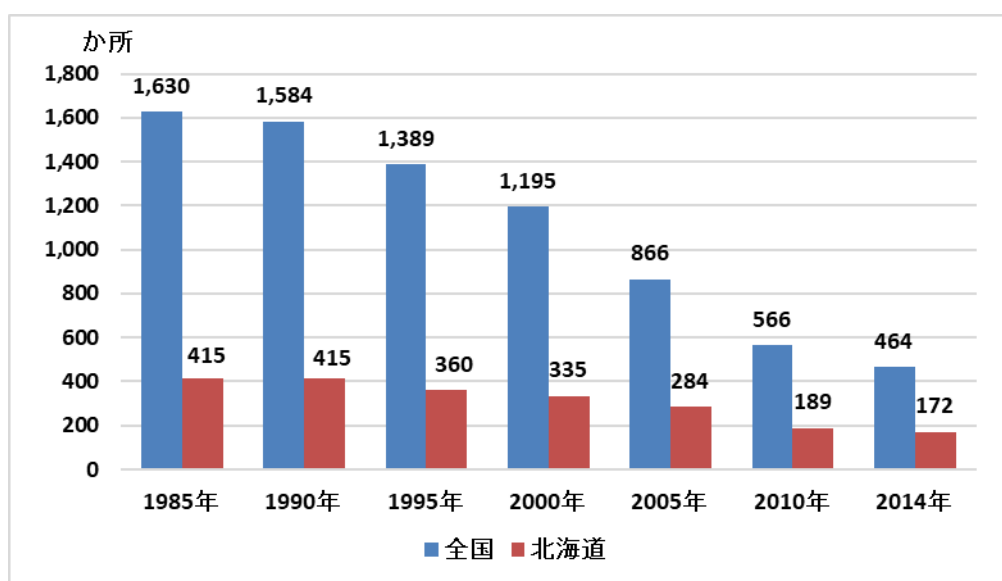


図2-5 ヘキ地保育所数推移(全国と北海道の比較) (「社会福祉施設等調査」より作成)

表2-5 ヘキ地保育所の年齢別在所児数
(2005年「社会福祉施設等調査」より作成)

	全国		北海道	
	在所児数	割合	在所児数	割合
0歳	10	0.1%	3	0.1%
1歳	255	1.8%	93	1.8%
2歳	1,135	7.8%	516	10.0%
3歳	3,085	21.3%	1,164	22.6%
4歳	3,979	27.5%	1,375	26.7%
5歳	4,103	28.3%	1,391	27.0%
6歳	1,921	13.3%	615	11.9%
計	14,488	100%	5,157	100%

表2-6 ヘキ地保育所の開所時刻
(2014年「社会福祉施設等調査」より作成)

	全国		北海道	
	施設数	割合	施設数	割合
～6:59	0	0.0%	0	0.0%
7:00～7:29	16	3.1%	2	1.1%
7:30～7:59	119	23.2%	19	10.3%
8:00～8:29	220	42.9%	112	60.5%
8:30～8:59	156	30.4%	51	27.6%
9:00～	2	0.4%	1	0.5%
計	513	100%	185	100%

表2-7 ヘキ地保育所の閉所時刻
(2014年「社会福祉施設等調査」より作成)

	全国		北海道	
	施設数	割合	施設数	割合
～15:00	7	1.4%	2	1.1%
15:01～15:30	8	1.6%	3	1.6%
15:31～16:00	57	11.1%	25	13.5%
16:01～16:30	45	8.8%	26	14.1%
16:31～17:00	151	29.4%	76	41.1%
17:01～17:30	111	21.6%	28	15.1%
17:31～18:00	99	19.3%	23	12.4%
18:01～18:30	23	4.5%	1	0.5%
18:31～19:00	10	1.9%	1	0.5%
19:01～19:30	2	0.4%	0	0.0%
計	513	100%	185	100%

6. 過疎地域からへき地へ

本章では主に戦後のへき地保育の制度的変遷をたどりながら、各時期の制度に影響を受けてなされてきた実践的対応と、それらに対する研究上での捉えかたを整理することを試みた。それをまとめると表2-8のようになる。

制度面では、へき地保育は農山漁村の保育ニーズに応えるように制度化されたものの、認可保育制度を拡大適用するのではなく、不足の多いへき地の条件をふまえた制度として創られた。その後農山漁村における過疎化と少子化の深刻化により、へき地保育制度は過疎対策の一つに位置づけられていった。2000年代半ばには、へき地保育制度も保育制度全体の大きな変容に巻き込まれ、単独事業として補助金を得ることができなくなった。近年の保育制度改革では小規模保育事業での転換が図られているが、現実的には移行にあたって様々な困難がある。戦後の保育制度を通して推察されることは、制度設計においてまず都市の保育課題への対応が優先され、都市を標準とした制度をへき地に援用しようとするものの、必ずしも実態にそぐわない場合が多いということであった。

このような制度的変遷を受けて、へき地保育所の存立の論理も変容してきた。「地域保育所」に始まる創設期では、保育所はへき地の生活課題を受けて自助的に設置されていき、それが制度化にも貢献した。保育という制度や行為に馴染みのなかった地域においても、その教育的効果を実感するにつれて必要を認識するようになり、親や住人の要望が高まったが、保育内容の充実を図るための条件が不足するため、保育者はジレンマに陥ることにもなった。その後、少子化によって存立の危機に立たされると、へき地保育所は統廃合か存続かという選択を迫られ、多くのへき地保育所が閉所されるなかでも、住人の支えにより存続する例もあった。通所範囲が広まったへき地保育所では、通所のさらなる困難や利用する親の価

表2-8 へき地保育所の制度、実践的対応および研究上の位置の変遷

	～1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
制度	認可外保育	→				消滅
	へき地対策	過疎対策	→	→	→	→
研究	へき地問題	過疎問題 (過疎地域 = へき地)	→	→	へき地の再発見	→
実践	自助的努力 または 篤志による 保育所設置	教育的意義の発見 →親の希望の高まりに 対応できず		制度以外は 認可保育と ほぼ同水準に	→	→
		統廃合の危機	→	→	→	→
	「関与者」との関わり					

値意識の多様化などが生じる。へき地保育所を「中央保育所」として統合するか否かは、財源確保、「保育の質」の担保、家族と地域の必要などが絡み合い、地域固有の課題ともなっている。地域における「人口流動の能動的な一因」としての保育という点からみれば、保育所の統合はへき地の家族および住人と保育所との距離を増大させ、都市や市街地への人口集中を強めるとともに、へき地のへき地的特性も強めると考えられる。

保育研究においては、制度創立の初期には認可保育制度と比較してへき地保育制度の不足を批判する論考が中心であった。しかし、その後は過疎地域の保育所のひとつとして扱われ、過疎地域とへき地はほぼ同一視されて、へき地の地域的条件や制度面での差異を具体的に捉えようとする研究はほとんどみられなかった。そうした限界はありながらも、戦前から一貫して地域との関係に着目する視角を手放さなかった点は、へき地、過疎地域、少子地域の保育研究の特徴である。特に 1990 年代以降は、保育所存続のためにその空間を地域と接続し、「関与者」を保育所に呼び込もうとする提案もあり、実際にそのような事例も各地で見られている。これは、認可制度の後ろ盾を得られなかったへき地保育が、代わりに地域を支えにして存立してきたことを裏づける根拠でもある。

農山漁村の親の就労と子どもの安全を確保するための託児的機能が単純に求められていた時代から、乳幼児の発達における集団保育の効果が理解されるようになり、それがあたりまえになった現在でも、へき地保育所では人的・物的・環境的資源の不足を前提として保育課程を構築せざるをえない。しかしそのような不足があるからこそ、必要を満たすために、「関与者」へと保育所の時空間を開いてきた。保育士が感じる保育実践上の不足と地域の論理とにはズレがあるかもしれないが、双方の課題から実践の共有が引き出されている点は、限定された人的・物的環境であるへき地において、そこで日常を続けるための工夫でもあるように思われる。ただし、歴史的に地域との関わりが深かったへき地保育所でもその関係性は変容しつつあり、学校区でも行政区分でもない、保育所にとっての新たな「地域」を生み出していることも明らかになった。

それでもなお、地域化が顕著にみられるへき地保育所が、保育所の外部との接近によって必要を満たそうとしてきたことは確かである。「保育コミュニティ」が生成される具体的な可能性はその先にある。

注

¹ 本章は長津（2017a）を大幅に加筆・修正したものである。

² 実態としてへき地保育所は存在しているにも関わらず、定員数、在所児数が「社会福祉施設等調査」に掲載されるようになったのは1984（昭和59）年以降のことであり、制度上消滅した2015（平成27）年以降は統計をとられなくなった。へき地の教育に対して溝口健三は以下のように述べているが、これは現在のへき地保育の状況にもあてはまるであろう。「へき地は閉ざされているというが、いつも日本全体のあり方に関連してへき地地域の地位が定まり、教育が規定されてきているのである。この意味ではへき地は決して孤立してはいない。それは無視されていたのである」（溝口 1972, p.97）。

³ へき地と主要機関との距離は縮小するだけでなく、拡大することもある。山下は、1970年から1980年の10年間で北海道の積雪による道路寸断状況は格段に改善されたものの、病院との距離は拡大した地域もあったことを明らかにした（山下 1985, p.7）。「へき地化への契機」（中島・榎本 1965, p.55）が資本のありかたに規定されるという典型的な例である。

⁴ 市街地とは、散居形態をとる北海道の農山漁村において、主要機関が集まる地域のことである。

⁵ 元森絵里子によると、戦後直後の教育社会学における「子どもの貧困」問題に関する言及では、現在のような格差の是正ではなく、「都市細民」や「へき地」の教化に力点が置かれていた。すなわち、貧困問題はへき地の「後進性」によるものであり、学校教育によって子どもたちを教育することが何よりの解決策として捉えられていた（元森 2016, pp.142-144）。

⁶ 沖縄の保育を研究した吉葉研二は、民衆の良識によって沖縄の保育が支えられてきたことを“民（たみ）の営み”と名付けている。その意図は、これまで個々の実践的努力に留まってきたその営みをネットワーク化し、“民の営みの協同化”による制度の変容を目指すことである（吉葉 2014, pp.41-42）。自生的実践を評価しながら制度の不備を明らかにしていくという姿勢には共感しつつも、本研究では「子どもの最善の利益」や「保育ニーズ」を議論の中核に据えるというより、へき地保育所においてなにがおこなわれてきたかを、可能な限り具体的に問うことを試みる。保育を受ける権利の保障はその考察の先に得られるものであると考えている。

⁷ 以下は倉橋・緋田（1929）にある例である。「一昨年は隣の女の子があの大怪我、今でも、一生癒らないびつこをひいてゐる。去年は隣り村で起つたあの椿事、友達を助けようとしていつしよに川に溺れた子ども達。みんな今頃の忙しい留守の間に起こったことだ」（倉橋・緋田 1929, p.2）

⁸ 岡田正章によると、1964（昭和39）年時点で保育所が未設置である自治体の大半は、その理由として財政的事情をあげていた。当時の保育所必要経費の市町村負担分は10分の1であったが、それさえも負担が困難な自治体が一定数あった（岡田 1965, p.213）。

⁹ 山形県社会福祉協議会でも、1963（昭和38）年に県内地域保育所に関する実態調査をお

こなっている。主な結果としては、保母1名あたりの在所児数は平均25名、初任給は6,000～7,000円（高卒で県の保母職は10,600円）、農繁期の労働時間は11時間であることなどがあげられる。また、もっとも困っていることとしては、施設・設備の不備、予算不足、保母待遇改善が三大要素であった（社会福祉法人山形県社会福祉協議会 1963）。

¹⁰ 北海道の場合、1963（昭和38）年のへき地保育所の保母147名のうち、有資格者が52名に対して無資格者は95名であった（北海道社会福祉協議会 1963, p.14）。

¹¹ 「社会福祉施設等調査」によると、併設施設の割合は1985（昭和60）年には11%にまで激減し、2006（平成18）年でもほぼ同率であった。興味深いことに、認可保育所において施設を併設している割合は、1985年には5%であったのに対し、2006年には13%と増加している。独立施設としての機能を有しながらの他施設との併設であると考えられ、意識的に施設の併設が進められていることがうかがえる。

¹² 1960（昭和35）年には9,500カ所であった季節保育所は、翌年には5,000カ所に半減した。その理由は少額補助金の整理であったとのことである（一番ヶ瀬 1962, pp.205-206）。

¹³ 1970（昭和45）年の秋田県の例では、公的な補助金額は認可保育所が300万円に対し、へき地保育所は79万4千円であった。このうち人件費が約63%を占め、在所児にかかる費用が少ないという点も、山口がへき地保育を「チープ・エデュケーション」と評した理由であった（山口 1971, p.114）。

¹⁴ 設置のしやすさがしたたかに利用されることもある。施設・設備の規制が緩やかな児童館にへき地保育所を併設することもできるため、へき地とはいえない地域に定員120名の「建物は『児童館』であり中身は『へき地保育所』」が設置された事例も報告されている（保育団体合同研究集会北海道実行委員会白書編集委員会 1976, p.10）。

¹⁵ 山下祐介は、過疎化の問題の中心が高齢化よりも少子化にあることを指摘し、限界集落を「地域を引き継ぐべき次世代確保の難しい地域」と位置づけている（山下 2012, p.38）。

¹⁶ 積雪地域にあるへき地にとって、冬季間は生活に必要な諸機関との距離がさらに広がる。それは積雪という現象に加えて、経済的・政策的な条件にも影響を受けている。北海道の国道からへき地に至る道路に入る曲がり角には、「夜間の除雪はしていません」という以下のような看板がしばしばみられる。



¹⁷ 福祉政策全体をみても、外部から切り離された存在であった施設を開放する流れは1980年代以降に高まっていた。高齢者および障害者福祉におけるノーマライゼーション思想の普及、1981（昭和56）年の国際障害者年、1988（昭和63）年の中央児童審議会を経て、その流れが保育所にも到達したといえる（朽尾 1991, p.73）。

¹⁸ 子ども・子育て会議基準検討部会（第4回）2013（平成25）年8月29日の会議録および資料より。

認可を得られるという点から、小規模保育事業の「保育の質」の低下を危惧し基準の複層化に反対する保育研究者もいる（伊藤 2013；保育行財政研究会編 2014）。小規模保育事業自体に反対しているというよりも、実施するのであれば保育行政が支援して、最低でも現在の認可保育制度まで水準を上げるべきというのが主張の含意である。

ところが、この会議では区分の複層化への肯定的意見が多く提出されている。そのなかでは、現存の多様な保育施設を包摂した上で「保育の質」を高めていくという道筋が描かれている。ここでいう「保育の質」については検討の余地があるが、以下の全国小規模保育協議会代表の意見は一石を投ずるものである。「全員が保育士でないと質が低いではないかと言われてしまうと、それはこれまでずっとやってきた小規模保育の歴史を鑑みていただけないように私のように現場で行っている者には感じてしまいます」（子ども・子育て会議基準検討部会（第4回）議事次第, p.13）

¹⁹ 子ども・子育て会議基準検討部会（第4回）2013（平成25）年8月29日議事次第および資料より。

²⁰ 子ども・子育て会議（第18回）・基準検討部会（第23回）2014（平成26）年10月24日資料より。

²¹ 厚生労働省「小規模保育事業の認可件数について」より。

²² 全国的にみても、認可件数2,429件のうち、公立は64件であった。もっとも多い設置主体は株式会社または有限会社の1,015件である。現段階では、小規模保育事業は保育界への民間企業参入を後押ししたといえよう。

²³ 日本子ども社会学会 2014 年度奨励研究「少子地域の保育所における『保育文化』の固有性に関する研究」の結果より。

²⁴ 道東のある小規模集落の認定こども園では、元は幼稚園であったため給食調理施設がなく、小中学校と同様に市街地の給食センターで給食を調理・運搬してもらうことになったという。ところが、小中学校の夏休み期間も認定こども園は通常どおり運営されるため、同期間の給食の扱いについて別途検討が必要になったとのことであった。

²⁵ 子ども・子育て会議（第18回）・基準検討部会（第23回）2014年10月24日資料より。

²⁶ 標準的な保育観をもった保育士が保育にあたることも影響して、例えば特別支援を要する在所児への対応など、都市の認可保育所と共通した保育課題が実践・研究において認識されるようになった（後藤・後藤・金澤 1998；安藤 2002）。

²⁷ 北海道新聞 2005 年 12 月 3 日朝刊に掲載された置戸町の事例では、町内5カ所の保育施設を統合して市街地に認定こども園を作るという案に対し、保護者から送迎の負担を懸

念する声があがっていた。

²⁸ 日本子ども社会学会 2014 年度奨励研究「少子地域の保育所における『保育文化』の固有性に関する研究」の結果で得られたへき地保育所からの自由記述より。保育の広域化によって生じうる地域との結びつきの希薄化は、桜井も指摘している（桜井 2006, pp.58-60）。

第3章 事例地の諸条件と保育の特性

事例分析の基盤とするために、本章では A 保育園および A 保育園が設置されている A 地域の特徴を明らかにする。A 保育園の存立の経緯と A 地域の地域的条件を知り、A 保育園の地域化を規定する諸要因を理解することが、本章の目標である。

A 保育園は北海道東部の X 町にある。X 町のなかには A 保育園も含めて複数の町立保育所・へき地保育所および幼稚園が設置されており、町職員として勤務する保育士は、子育て支援センターも含めて各施設を定期的に異動する。したがって、A 保育園の保育の特徴を明らかにするためには、X 町の実地条件、保育制度および保育の特徴の全体像も把握しなければならないだろう。

そのために、筆者は X 町の保育所、へき地保育所および A 保育園に関する通時的データを収集することを試みた。しかし、認可外保育であることによって記録の作成・保存が義務づけられていないへき地保育所は、現在発行されている町要覧等にまとめたデータがあるわけでもなく、資料を探すことは容易ではなかった。そのため、X 町史、広報誌、A 保育園の日記、卒園文集、X 町立図書館に保管されていたその他の資料などを参照して整合性を確認するという方法を繰り返すことになった。また、フィールドワークのなかで得た保育者や住民の記憶も補足的に用い、X 町の保育所、へき地保育所、A 保育園の存立過程をできるだけ具体的に記述することを心がけた。本研究の中心的課題とは別に、小規模自治体における認可およびへき地保育、保育者の処遇、保育実践の変遷をある程度まとめた形で描いたことにも、本章にはそれなりの意味があると思われる。

1. X 町の保育を取り巻く諸条件

1-1. X 町の実地条件

北海道東部に位置する X 町は全国でも有数の広大な面積をもつ自治体であり、東端から西端、南端から北端の距離は、それぞれ約 60km である。X 町には JR の路線が敷かれ、上下線ともに 1 日 7、8 本運行している。X 町の中心地にある X 駅から、近隣自治体の Y 駅までの距離は約 40km、Z 駅までは約 50km である。A 地域は X 駅と Z 駅との中間地点に位置している。

X 町の 2015（平成 27）年度の夏季の最高気温は約 34 度、冬季の最低気温は約-22 度であ

2015（平成 27）年の国勢調査によると、X 町の人口は 7,742 名、世帯数は 3,281 である（表 3－1）。このうち中心部の市街地に居住する住人が 60%を占めている。65 歳以上の住人の割合は 31.5%、15 歳未満は 12.8%である。20 年前の 1995（平成 7）年の人口が 10,015 名、65 歳以上は 17.9%、15 歳未満は 18.3%であったことと比較すると、人口減少と少子化および高齢化とが同時に進行した、典型的な地方自治体であ

2017 年時点で X 町に設置されている学校は、小学校 6 校、中学校 4 校、高校 1 校である。

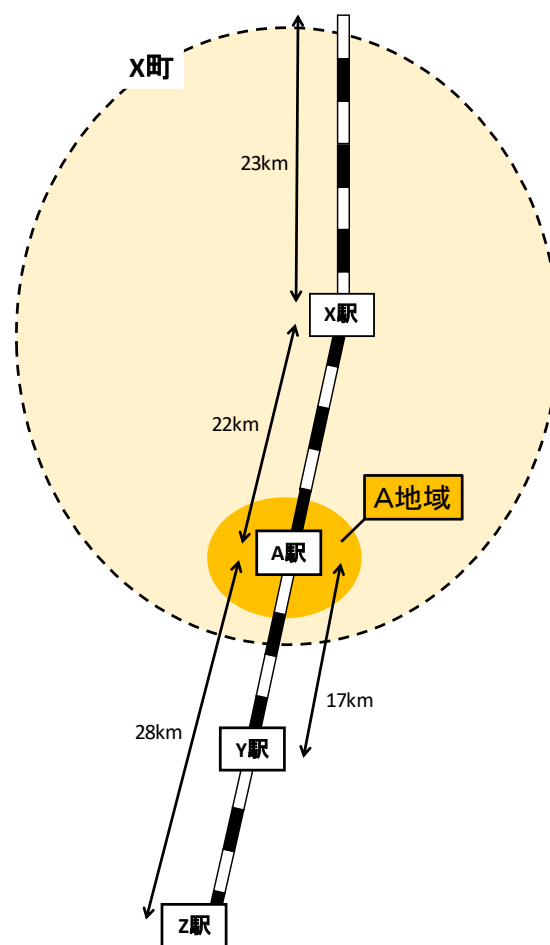


図3-1 X町の位置関係

表3-1 X町地域別人口・世帯数および年齢構成割合（2015年「国勢調査」より作成）

	総数	世帯数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		(うち75歳以上)		(うち85歳以上)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
X町	7,742	3,281	991	12.8%	4,313	55.7%	2,436	31.5%	1,339	17.3%	434	5.6%
A地域	278	144	28	10.1%	130	46.8%	120	43.2%	68	24.5%	22	7.9%
市街地	4,632	2,046	645	13.9%	2,533	54.7%	1,453	31.4%	760	16.4%	227	4.9%
B地域	272	108	20	7.4%	165	60.7%	87	32.0%	51	18.8%	19	7.0%
C地域	441	164	45	10.2%	266	60.3%	130	29.5%	85	19.3%	31	7.0%
D地域	257	86	28	10.9%	158	61.5%	71	27.6%	40	15.6%	17	6.6%
E地域	73	22	8	11.0%	43	58.9%	22	30.1%	16	21.9%	8	11.0%
F地域	642	270	60	9.3%	357	55.6%	225	35.0%	126	19.6%	41	6.4%
G地域	77	36	8	10.4%	36	46.8%	33	42.9%	18	23.4%	6	7.8%
H地域	726	293	102	14.0%	432	59.5%	191	26.3%	121	16.7%	44	6.1%
I地域	344	112	47	13.7%	193	56.1%	104	30.2%	54	15.7%	19	5.5%

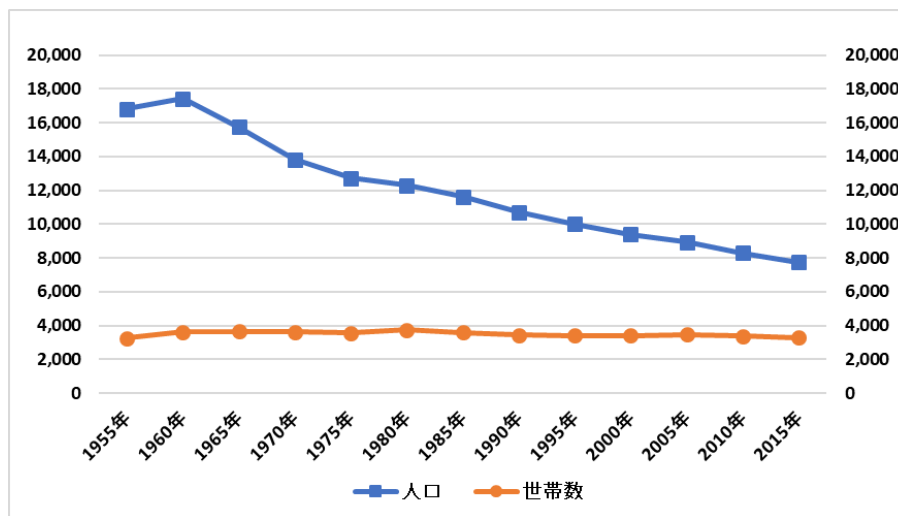


図3-2 X町人口・世帯数推移(各年「国勢調査」より作成)

表3-2 出生数推移(「人口動態統計」より作成)

	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
北海道	91,845	89,631	75,526	66,408	54,450	49,950	46,780	41,420	40,158	36,695
X町	269	236	178	116	121	89	91	66	69	52

表3-3 X町産業別従事者(2015年「国勢調査」より作成)

	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
X町	3,953	1,323	33.5%	494	12.5%	2,197	55.6%
A地域	127	28	22.0%	17	13.4%	87	68.5%
市街地	2,216	214	9.7%	340	15.3%	1,703	76.9%
B地域	162	128	79.0%	8	4.9%	26	16.0%
C地域	259	192	74.1%	13	5.0%	60	23.2%
D地域	155	115	74.2%	3	1.9%	37	23.9%
E地域	42	38	90.5%	1	2.4%	3	7.1%
F地域	344	155	45.1%	82	23.8%	111	32.3%
G地域	36	24	66.7%	1	2.8%	12	33.3%
H地域	408	272	66.7%	22	5.4%	115	28.2%
I地域	204	157	77.0%	7	3.4%	43	21.1%

市街地にある小学校および中学校は準へき地であり、それ以外には1～3級のへき地等級が定められている。へき地等級は様々な条件を加味して決定されるが、やはり地理的条件は大きな要素であるし、実際に訪れた際に「へき地感」が容易に実感されやすい。X町のへき地保育所の一つであるE保育所はへき地3級の小学校に隣接しているが、そこを初めて訪れる際、所長が筆者に伝えた道案内は次のようである。「国道を進んで、飲食店の看板を左。T字路を左。そのあとは、不安になるくらいまっすぐ」²。このように市街地と周辺の集住地域との距離が広いため、X町ではいくつかの集住地域を管轄する住民センター³が7か所に置かれ、日常的な行政対応や住人の集まる拠点として活用されている。住民センターの館長は役場職員である。

X町の基幹産業は酪農である。表3-3に示した2015年の産業分類別従事者数の割合をみると、A地域と市街地以外では大半が農林漁業に従事し、そのほとんどは酪農である。北海道の酪農は基本的に大規模で、単世帯で経営される場合でも100頭、200頭規模で飼育していることが珍しくない⁴。その経営には高度な知識や技術が必要であり、高卒で働く人もいるが、酪農系の四年制大学で学んだり、留学したりしてから実家を継ぐという人もいる。直接的な酪農経営のみならず、農協への勤務や技術者としての就職等を含めると、酪農は進学後に確実にX町へ戻ってくることで数少ない産業の一つでもある。近年では株式会社化したり、複数の世帯が合同して企業を作ったりしていることもある。このような経営形態は、新規就農を希望する移住者が雇用されて仕事を覚える場としても機能しており、まさに子育て中であったり、これから子育てをする可能性があったりする若い世代が移住してくる契機にもなっている⁵。A保育園の園長は、酪農地域の保育所に赴任した際に、あいさつの場で園児から「えんちょうせんせいは、どのいろのうしさんが好きですか」と尋ねられたのが印象的であったと述べていた。園児にとって牛が身近な存在であることが想像されるエピソードである。

1-2. X町の保育の歴史

X町の保育所の変遷をまとめたものが表3-4および表3-5である。表中には「常設」という表記があるが、これは道東地域に一般的な認可保育所の別称であり、「季節保育所」に対して「常設されている保育所」という意味で用いられるようになったと推察される。これに倣い、以降では「常設」、「へき地」、「季節」という表記を用いる。

(1) 常設保育所

X 町で初めて保育所が設置されたのは 1951（昭和 26）年のことであった。この保育所は当初認可外の保育所として教会が運営していた。元々は厩舎であったところを保健所に改築して利用していた建物を、保健所の移転に伴って、さらに保育所用に改築して利用されたとのことである。当時の利用児数は不明であるが、小学校長が兼任する所長のほか、保母が 3 名配置されたと記録されている（X 町編さん委員会 1979, p.577）。この保育所は 1953（昭和 28）年には認可されて町に移管し、現在も開設されている。X 町には他に民間の保育所・幼稚園が 2 か所設置され、保育所は寺院、幼稚園は教会の運営であったが、現在はいずれも閉所・閉園されて、X 町内のすべての保育所・幼稚園は町立である。

表 3-4 X 町保育所数推移
（「X 町統計書」より作成）

	常設	へき地	季節
1970年	2	12	1
1975年	4	9	3
1980年	6	7	4
1985年	6	10	-
1990年	6	10	-
1995年	6	9	-
1996年	6	9	-
1997年	6	9	-
1998年	6	9	-
1999年	6	8	-
2000年	6	8	-
2001年	6	7	-
2002年	6	7	-
2003年	6	4	-
2004年	6	4	-
2005年	6	4	-
2010年	5	3	-
2015年	5	2	-
2016年	5	2	-
2017年	5	2	-

表 3-5 の 1 番にあたる保育所長が小学校長の兼任から

専任職員になったのは、1965（昭和 40）年のことであった。就任した所長は保育課程の編成に熱心であり、保育目標として基本的な生活習慣の形成、社会性とことばの養成を掲げ、領域別の保育内容を検討し、年間目標、週目標、日案を作成するようになった。このような取り組みはこの保育所に限定されたことではなく、へき地・季節保育所を含めた全体に広がることになった（X 町編さん委員会 1979, pp.586-589）。

保育内容の次に問題になったのは、保育施設の整備、保育の量的な充実、保母の労働環境であった。1968（昭和 43）年に市街地に新設された保育所には子ども用のトイレや手洗いが設置されず、保育関係者の意見を反映した施設ではなかったことがうかがえる。保育の量的な充実としては、特に市街地の常設保育所では早朝保育や延長保育を希望する世帯が多く、1973（昭和 48）年に保護者に対しておこなわれた調査では、回答者 61 名のうち 19 名が朝 7 時からの早朝保育を、23 名が 17 時までの延長保育を希望していたという（X 町編さん委員会 1979, p.590）。保育の必要が高い地域であったことがうかがえる。

ベビーブームであった 1970 年代から 1980 年代前半にかけては、図 3-3 にみるように保育所の利用児数も多く、腕や肩、腰の痛みや体調不良を訴えて休職する保母が続出した（同上, p.591）。保母の訴えをうけて、代替保育者の活用、掃除を担当する用務員や給食調理員が配置されるようになり、X 町独自の有資格者配置基準が制定された。保育士 1 名が担

表3-5 X町保育所および幼稚園の変遷（X町役場住民課・X町史編さん事務局（2007）より作成）

番号	種別	開所年	施設区分	設置主体	位置	場所	休所・閉所年月	備考
1	保	1951年	認可外→常設(1953年)	民→町	市街	独立施設		
2	保	1956年	常設	民	北	独立施設	1971年3月	
3	保	1957年	季節→へき地(1962年?)	町	東	小学校→集会所	1999年3月	
4	幼	1961年		民	市街	独立施設	1989年3月	
5	保	1962年	季節	町	北	個人宅	1963年11月	
6	保	1962年	季節→へき地(1967年)	町	北	公民館→部落会館	1974年3月	
7	保	1962年	へき地→季節(1971年)→へき地(1983年)	町	西	婦人ホーム	2001年3月	
8	保	1963年	へき地→季節(1963年)	町	北	婦人ホーム	1967年10月	
9	保	1964年	季節→へき地(1970年)→季節(1971年)	町	南	婦人ホーム	1983年3月	1969年休所、1970年再開
10	保	1964年	へき地→常設(1976年)→へき地(2006年)	町	南	生活館→旧役場支所→独立施設		A保育園
11	保	1965年	季節→へき地(1968年)	町	北	集会所→青年会館→生活改善センター	2003年3月	
12	保	1966年	季節→へき地(1969年)	町	北	小学校→教員住宅→へき地保健福祉館	2006年6月	2003年3月休所
13	保	1966年	へき地→常設(1975年)	町	北	役場支所→旧開拓診療所→独立施設		
14	保	1966年	季節→へき地(1967年)→常設(1980年)	町	東	公民館→独立施設		
15	保	1968年	へき地	町	北	婦人ホーム	2003年3月	
16	保	1968年	季節→へき地(1969年)	町	南	開拓診療所→へき地保健福祉館	2013年3月	
17	保	1968年	常設	町	市街	独立施設		
18	保	1970年	季節→へき地(1984年)	町	南	生活改善センター	1994年3月	1975年休所、1976年再開
19	保	1971年	へき地	町	西	集会所	2009年3月	
20	保	1971年	へき地	町	西	生活改善センター	2010年3月	
21	保	1971年	常設	町	北	独立施設		
22	保	1973年	季節→へき地(1984年)	町	西	生活改善センター		
23	幼	1978年		町	市街	独立施設		

当する子どもの数が認可基準よりも少なくなり、具体的には、1・2歳児で保育者1名に対し在所児5名、3歳児は15名、4・5歳児は25名という基準である。この基準は現在でも用いられている。これは認可基準を満たす標準的な保育制度であっても、保母の心身には多大な影響があることの証明とも考えられる。X町では実態に合わせて標準を超えて必要を充足したといえる。

1970年代に入ると、市街地以外でへき地保育所として開設されていた保育所が2か所常設保育所に移行し、新たに1か所常設保育所が設置された。それぞれの定員は65名、60名、40名であった。当面の間は認可基準を満たす程度の園児数が見込まれたとは推察されるが、1971（昭和46）年には早くもX町全体が過疎指定されていることを考慮すると、今後乳幼児が減少する可能性があるにもかかわらず、常設保育所を増やすにはそれなりの根拠が必要であっただろう。第2章でも述べたように、1970（昭和45）年に小規模保育制度が創設され、認可保育所の定員が60名から30名に引き下げられたことは、X町のような自治体において認可保育所を設置するための重要な条件になったと推察される。

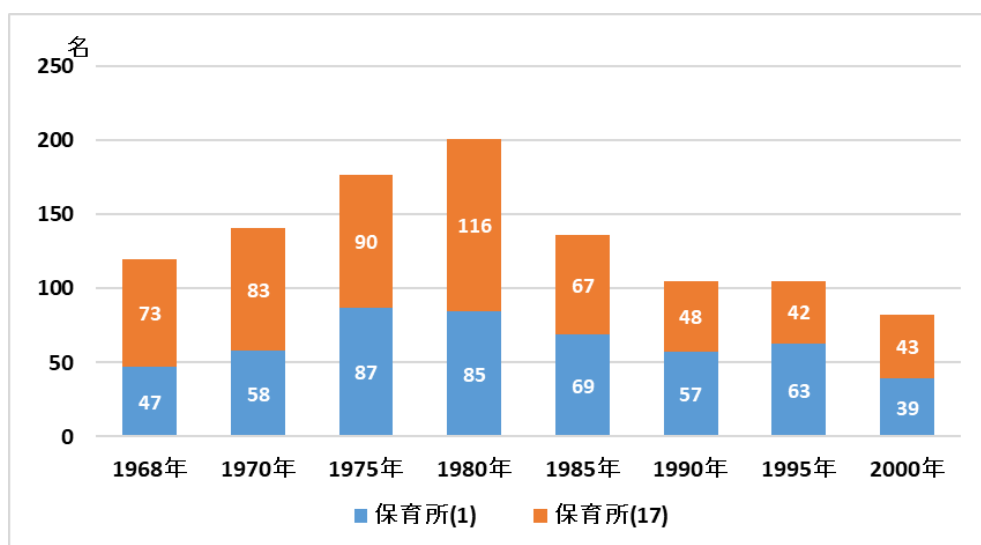


図3-3 X町市街地保育所の在所児数推移
(X町役場住民課・X町町史編さん事務局(2007)より作成。保育所の番号は表3-5と同じ)

(2) へき地・季節保育所

1962（昭和37）年に北海道民生部長から通達された「へき地保育所設置要綱」によって、X町においても1965（昭和40）年に「X町立へき地保育所条例」を定め、へき地保育所が制度化された。ただし、事実上は条例が定められる前から各地域で複数のへき地および季節保育所が開設されていた。町内で初めて設置された季節保育所（表3-5の3番）に関して

は、『X 町教育史』に以下のような記述があり、保育の必要に応じて地域の女性と学校とが協同して保育所を設置したことが確認できる。

昭和 32 年学校長ら学校と婦人会の協力で、幼児教育の自主的实施として、5 月、6 月、9 月、10 月の農繁期に季節保育所を開設して、4、5 才児 23 人を収容した。

初めは小学校家庭科教室、後に部落集会所を使用し、保母は 33 年まで校長婦人 1 名、34 年から 2 名になった。

経営主体は 35 年まで婦人会、36 年から小中学校 PTA 保育委員会となった。

経費は婦人会や PTA からの補助金と、収容児一人月額 300 円から 350 円を徴収した。

(X 町編さん委員会 1979, p.581, 一部改変)

道の通達による変化としては、保母 2 名の給与等に対する補助が道から支出されたことがあげられる。しかし燃料費や消耗品等は支出されなかったため、X 町としても負担も大きかったようである。『X 町教育史』によると、1963（昭和 38）年のへき地保育所運営費は、総額が 113 万円に対して、道の補助額は 56 万円、町費は 57 万円と、およそ半分ずつであったとのことである（X 町編さん委員会 1979, p.581）。X 町が 1956（昭和 31）年から 1959（昭和 34）年にかけて財政再建団体の指定を受けていたことを鑑みると、それなりの経済的負担を負っていたことが推察される。運営費は 1975（昭和 50）年度 225 万円と上がってはいたが、それでもなお常設保育所とは大きく異なる条件であった。

1965（昭和 40）年に町の条例が出された時点では開設期間が 4～10 月とされていたが、翌年である 1966（昭和 41）年には改めて「X 町立へき地季節保育所保育規則」が公布され、正式に通年化することになった。保育時間は 4～10 月が 8 時から 17 時、11～3 月は 9 時から 17 時とされていた。これにより冬季の暖房設備と燃料代が必要となり、その大半は学校から援助を受けていた。遊具等も十分ではなく、屋外施設は利用する世帯や地域住人からの寄付に頼ることも多かったが、補助金や町費支出の増加により徐々に充実していった。この頃のへき地および季節保育所の保育料はおやつ代のみであり、措置費は徴収していなかった（X 町編さん委員会 1979, pp.592-593）。第 2 章でも確認したが、この時期には厚生省からの通達によって保育料を徴収することができなかったため、補助金のみでは十分な施設・設備を整えることもできず、へき地保育所は厳しい立場に置かれていたといえる。そのなかであって、親や住人、ときには学校までもが現金および現物でへき地保育所の運営を支えて

いたという事実は、強い保育の必要があったことの裏付けであると考えられる。

へき地保育所では所長は小学校長が兼任することが多く、保母は2名配置されることになっていた。給与は月給制で、あるへき地保育所の例では、1969(昭和44)年の月給は10,400円であった(X町編さん委員会 1979, p.592)。当時は短大卒の小学校教諭初任給が23,300円であったとのことで、現在の物価に対応して単純に10倍とすると、保育者の月給は約10万円であったといえるだろう。へき地保育所の保育者の給与が常設保育所と対等になったのは1970(昭和45)年ごろのであり、このときの給与は23,000円であった(同上, p.592)。へき地保育所に勤める保母は、1974(昭和49)年時点でも勤務していた20名全員が無資格であったという(同上, p.591)。国家試験や資格取得講習はすでに実施されていたが、現に勤務しながら受講することは事実上困難であった。X町では季節保育所も設置されていたが、さらに過酷な労働環境であったことが予想される。

なお、前項でも言及した保育内容については、へき地および季節保育所でも常設保育所と同様におこなわれていた。例として、1975(昭和50)年に季節保育所でおこなわれていたプログラムを表3-6に示す。『X町教育史』に記載されていたこの例は午前中のみであり、実際の保育方法を知ることはできないが、この内容から読み取る限り当時としては一般的な保育内容が展開されていたと推察される。クラスも3歳児と4・5歳児とで2つに分けられ、楽器指導、マットや跳び箱遊び、いすとりゲーム、ボール遊びなどもおこなわれていたとのことである。資料3-1はある季節保育所でおこなわれた遊戯の様子であり、この写真とともに掲載された記事の内容は以下のようであった。第2章でも「僻地保育所の開設された価値」に関する記録を提示したが、X町でも同様に、集団保育を通して親が子どもの成長を実感し、開設期間が短期間であっても保育所がある教育的意義を見出していたことが理解される。

表3-6 X町季節保育所のデイリープログラム(1975年)(『X町教育史』p.587より作成)

時間	プログラム	内容
8:30	登所、朝のあそび	児童受入れ・自由遊び
9:00	朝のつどい	後片づけ、あいさつ、用便、ラジオ体操、集団保育、朝のお話し、今日の約束
9:30	ねんど	好きなものをつくらせる
10:00	おやつ	静かによくかんで食べる／みんな終るまで静かに待つ
10:30	あそび	自由遊び
11:30	昼食、休憩	用便、手洗い、食事の作法、食事の態度

本年度六ヶ所に開設した、季節保育所の全部が、11月30日を最後に全部保育の終了をしました。(中略)

「子どもが自主的に歯をみがいたり、手洗いをするようになった。」「よくあんなに保姆さんのいうことをきくようになった。」「子どもの成長が目に見えてきた、こんなんだったらもう少し早く保育所を開設してもらえばよかった。」など、どこの保育所閉所式でも仲々の評判で、“来年もぜひ期間を延ばして開設してくれるように……”と、声を大きくしていました。



資料3-1 季節保育所でおこなわれた遊戯

(X町広報誌、No.115、1967(昭和42)年1月1日発行)

1-3. X町の保育の現況

(1) 制度

2017(平成29)年度にX町で開設されている保育施設は、常設保育所が5か所、へき地保育所が2か所であり、いずれも町立である。そのほかに町立の幼稚園が1か所ある。この数は2013(平成25)年度から変わっていない。保育新制度の施行に伴い、保育標準時間は7時から18時、短時間は8時から17時半と定められた。各施設の定員および園児数は表3-7のとおりである。

各園の位置関係を図3-4に示す。町の面積が広いこともあり、市街地以外の保育所間の距離は最も近くて約10kmである。市街地以外の保育所を利用する親の大半は酪農業を営んでおり、職場は自宅ということになる。参考までに、E保育所を利用する世帯の通所距離は図3-5のようになっている。以前はこの範囲に3つのへき地保育所が設置されていたが、統廃合により現在はE保育所のみが残されている。E保育所から約13km離れた場所に住んでいる利用世帯の親は、子どもの送迎のために毎日約26kmの往復を朝夕の2度おこなっている。仮にE保育所が閉所すると、市街地の認可保育所まで往復約46kmの道のりを運転して利用することになり、車での長距離移動には慣れている住人たちであるとはいえず、負担感は小さいとはいえない⁶。したがって、利用希望世帯数と集落の位置関係とを考慮すると、この保育所数は現時点での限界であるだろうと、役場の担当者は述べていた。へき地保育所の場合、休所・閉所の基準は、原則として園児数が5名以下の期間が2年以上続く場合となっている。これは保育新制度以前のへき地保育所で財政的補助が得られる基準

表3-7 X町保育施設一覧(2017年度)

番号	地域	設置形態	定員	在所児数 (2017年4月1日)
1	市街地	常設	70	46
17	市街地	常設	60	31
21	北	常設	30	19
13	北	常設	45	26
14	東	常設	30	12
10	南	へき地	30	10
22	西	へき地	30	15

番号は表3-5と同じ

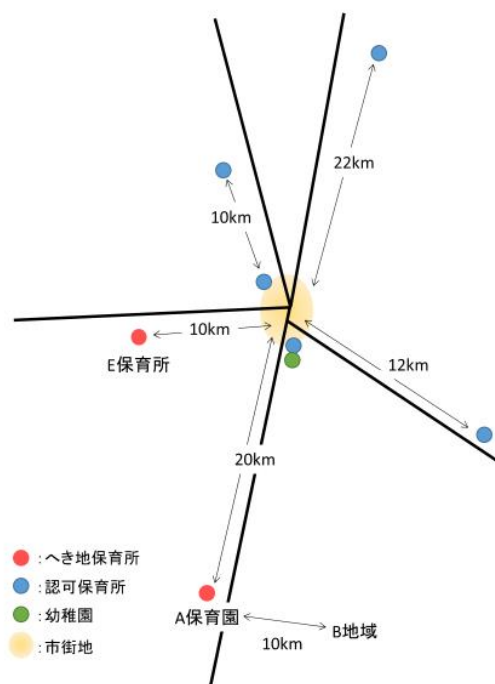


図3-4 X町保育施設の位置

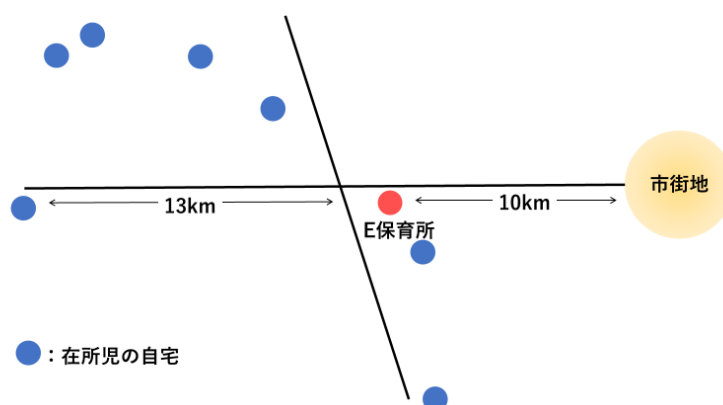


図3-5 ある年度におけるE保育所在所児の自宅の位置

表3-8 X町保育料の概要(2017年度)

階層区分	定義	徴収額				
		へき地	常設			
			3歳未満 標準時間	3歳未満 短時間	3歳以上 標準時間	3歳以上 短時間
第1階層	生活保護法による非保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き 前年度の市町村民税非課税世帯	4,800円	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	均等割の額のみ	11,000円	14,000円	13,800円	11,000円	10,900円
第4階層	所得割の額のある世帯	14,700円	19,500円	19,200円	16,500円	16,300円
第5階層			24,500円	24,100円	22,000円	21,700円
～第14階層			～66,500円	～65,400円	～44,000円	～43,300円

を適用したものである。

小規模保育施設への移行については現時点では検討されておらず、できる限り現状のへき地保育所で維持することが X 町の方針である。条件的な問題もさることながら、小規模保育事業にしてしまうと保育料が上がるため、親の負担を考えるとへき地保育所のほうが適当との判断からである⁷。無償化になる前までは、保育所の保育料は「X 町保育規則」および「X 町立へき地保育所規則」に定められ、新制度に移行するまでは表 3－8 のように徴収されていた。これは一般規程であり、第 2 子以降やひとり親等の条件を満たす世帯では、区分によって表 3－8 の保育料よりも軽減される。他に、早朝・延長・一時保育を利用する際には月額で定額料金を支払うことになっている。第 5 階層以降は、常設保育所は税額によって 10 区分に細かく分けられているが、へき地保育所は一律であり、利用児の年齢による区分もない。常設とへき地との保育料の差は、施設・設備の充実や給食の有無等に反映されているが、特に税額の高い世帯であるほど保育料が安価であったことには違いない。広範囲に利用希望者が殺到することを防ぐために、X 町では市街地等のへき地保育所のある地域外に住む人がへき地保育所を利用することはできないという取り決めがある。逆に、へき地保育所のある地域の世帯が市街地等の常設保育所を利用することには制限はない。

担当者によると、2018（平成 30）年時点では厚労省から小規模保育事業への移行を促すような通知は来ていないとのことで、当面の間は現状維持になるだろうとのことであった。ただし、保育に係る財源の変更に伴って、2018 年度からへき地保育所への財政的補助も「負担金」から「交付金」に移行したという変化があった⁸。

なお、酪農地域にある複数の保育所はここ数年“ベビーブーム”である。20～30 代の後継者が一定数いることがその要因であるという。労働環境が変化してきているとはいえ、世帯内での継承が基本的な形態である酪農業では、子どもが後を継ぐかどうかや、年齢的にみて結婚や出産の時期はいつごろかといったことから、地域内の乳幼児数についてある程度見通しをもつことができる。とはいえ、E 保育所ではそれまでの在所児が 10 名前後であったにも関わらず、2017（平成 29）年度には 18 名にまで増加するというのは想定外であった。地域の集会所に併設された施設で常時使えるのは保育室 1 室とホールのみであり、施設・設備は手狭な状況となっている。しかし今後も園児が同数で推移する保障はなく、増改築等は困難であるため、必要物を購入して増やす等の対処療法的に対応するのが限界である。

（２）保育者

現在、各保育所および幼稚園には専任の所長・園長が配置され、いずれも長期にわたって X 町の保育士・幼稚園教諭として勤務してきた職員である。へき地保育所 2 か所については所長 1 名が兼任し、通常は A 保育園に勤務している。職員は保育士資格および幼稚園教諭免許のいずれかあるいは両方を有し、勤務体系は正職員、非常勤職員、臨時職員に分かれている。かつては免許・資格の保有の関係もあり、常設保育所とへき地保育所との間で異動することはなかったとのことであるが、現在は両免許・資格を保有していれば保育者の異動範囲はすべての保育所・幼稚園および子育て支援センターとなる。非常勤職員とは、もともとへき地および季節保育所に勤めていた保育者を常設保育所でも勤務できるようにするために作られた区分であり、正職員とは給与体系が若干異なっている。

現在の X 町の保育者はどちらかというとベテランが多く、若手が少ないという特徴がある。やや古いデータではあるが、2010（平成 22）年度に筆者がおこなった調査では⁹、勤務年数 20 年以上が 53%であった。これは少子化と自治体財政の両方に影響された新規採用の見送りによるものである。ベテラン保育者が多いということは、利用児にとっては安定した保育環境で生活できるというメリットがあるが、組織としては世代交代できないという欠点にもなり、X 町に限らず小規模自治体に共通の課題となっている。X 町の場合、定年退職者が続いたことや、保育施設数が現時点では安定していることにより、若い保育士が採用されるようになった時期もあるが、近年では募集しても集まりにくくなっているという。書類上の数として有資格者数は満たされているものの、何らかの理由で保育士が短期あるいは長期的に欠勤する場合、代替保育者の確保が困難なことも、課題の一つである¹⁰。

保育士の配置は、前述の通り認可基準よりも充実した制度に則って決定されている。常設はもちろんのこと、へき地でもこの基準が適用されている。そのほか代替保育者が数名登録され、保育士の欠勤や在所児の増加、行事の際などに派遣されるようになっている。保育士以外の職員としては、常設保育所には給食調理員と掃除等をおこなう用務員が、給食のないへき地保育所には用務員が配置されている。

X 町の保育士を対象とした町の研修は年に 3 回実施されており、内容は各保育所・幼稚園から毎年交代で選出される研修委員によって決定される。研究者や実践者を招くこともあれば¹¹、保育記録を用いた自主研修をおこなうこともある。そのほか管内研修¹²にも参加しており、保育者全体の研修、園長・主任を対象とした研修などが年数回開催されている。このような複数回の研修が保障されていることもまた、1970 年代に勤務していた保育者が X



(写真は話し合いする保母さんたち)

保育技術を
高めるために
――保母研修会――

保母さんの研修会が、二十三日から三日間、町立保育園で開かれました。現在開設している十二(常設二、辺地八季節二)の保育所には二十五人の保母さんが勤務しています。保育所の数はもちろん管内一ですが、保母さんの質もこれに添うように、との配慮の上で行ったもので、実習、技術、理論、制度の諸問題について熱心な勉強を続けました。きつと、保育の成果をあげることに役立ち、子供さん方の健全育成に貢献するものと期待しています。

資料3-2 X町保育所保母の研修会(X町広報誌、No.130、1968(昭和43)年6月10日発行)

町に対して研修の機会を設けるよう要求したことによる。現在も活動が続ける「人形劇サークル」などの保母サークルが設立されるなど、保育の質を高める意識を強くもっていたことがうかがえる。この時期の取り組みが、現在まで続くX町保育者の研修に対する熱心さの基になっていると考えられる。

(3) 保育内容

X町の市街地以外の保育所および幼稚園に共通する課題は、在所児の減少によって大きな集団での遊びが困難になってきていることである。集団活動の経験という必要を充足するため、X町では複数園が合同で保育をおこなう交流会も盛んにおこなわれている。町内の年長児のみが集まる「年長児交流会」は年3回開催され、単独園ではできない集団遊びの体験や、運動会、リズム遊びを実施している。他には、人形劇等の観劇を複数園の合同でおこなったり、比較的近い園が集まって一緒に遊んだりするなどの小さな行事も、年間で複数回実施されている。例えば、A保育園とE保育所では毎年「へき地交流」をおこなっており、E保育所の在所児がA保育園を訪れて一緒に遊んだり、歯科検診を受けたり、昼食を食べたりなどの交流を図っている。必要に応じたこれらの行事に際して、在所児の移動に役場が所有するバスを利用できることは町立の利点であるが、面積が広大であるがゆえに、集まる場所によっては長時間の移動となる。ある保育士は、在所児が活動する前に移動だけで疲れてしまうこともあるのが難点である、と述べていた。

2. A地域の地域的条件

2-1. 生活条件

図3-1でも示したとおり、A地域はX町市街地から約22km離れたところにある。A地域には住民センターが設置され、A地域およびB地域を管轄とする。A地域とB地域の距離は約10kmで、古くから現在まで産業や地域活動を通して住人同士の交流があるとのことである。A地域のなかには4つの町内会があり、うち2つは隣接しているが、他の2つは2~3km離れたところにある。筆者がフィールドワークに訪れて以降、これら離れた2つの町内会からA保育園を利用する世帯はいなかったため、以下ではJR駅周辺にある2つの町内会の地域の話が中心となる¹³。

A地域の2015（平成29）年の人口は195名、世帯数は91である。食料品や日用品を扱う店はなく、もっとも近いコンビニエンスストアまでは約15kmである。かつて地域内には個人商店が4軒、ガソリンスタンドも1軒あったが、いずれも1990年代前半までには閉鎖されたとのことである。したがって、後述のように自家用車が重要な移動手段であるにもかかわらず、住人の言葉を借りれば、天気の良い日を見計らって「ガソリンを使ってガソリンを入れに行く」ことが日常となっている。病院や診療所もなく¹⁴、住人はX町市街地の町立病院もしくは周辺自治体の個人病院に行く人が多いようである。都市の視点からは「不便」な生活条件であるように思えるが、JR駅があること等から、へき地としては交通条件の整った地域でもある。

食料品や日用品を購入する際には、自家用車がある住人はX町市街地や周辺自治体へ買い物に行くことが多い。車を運転しない住人のなかにはスーパーマーケット等による個人宅配サービスを利用する人もいるが、年を取ると発注を間違えそうだと述べる住人もいた。このような環境において、月に2度住民センターで開催される「出前商店街」は、特に車での移動が難しい住人によく利用されている。「出前商店街」にはX町商工会に所属する数店舗が参加し、加工食品のみならず肉や魚などの生鮮食品、衣料品、園芸用品、家具まで、生活必需品を中心に多種多様なものが販売されている。商工会の担当者によると、X町内でも高齢者が多く商店のないこの地域で、いわゆる「買い物難民」対策のために、数年前から実験的に開始したとのことであった。開催時間は昼時の1時間程度であるが、多い日では30名ほどの利用があるといい、筆者が見学に訪れた日にも段ボールいっぱいに商品を購入して迎えの車を待つ住人の様子がみられた。4店舗で購入すると「はずれなし」の抽選券が当たることも人気の要因であるが、自分の足で訪れて、店員や近所の住人と話をしながら自分

で商品を選ぶという「買い物」ができることが、個人宅配サービスとは異なる「出前商店街」の特徴であると考えられる。

2-2. A地域の三つの特徴

(1) 人口構成

さて、A地域には三つの特徴がある。第一に人口構成上の特徴であり、高齢者の割合がX町内でもっとも高いことである。表3-9にみられるように、1995(平成7)年の国勢調査の時点ですでに27.5%であった65歳以上の割合は、2015(平成27)年の国勢調査では37.4%にまで上昇し、この20年間では高齢者の割合が高い水準のまま推移してきたといえる。しかし、A地域の特徴は著しい高齢化のみならず、15歳未満の割合が上昇気味なことにある。表3-1を再確認すると、1995年からの20年間では、15歳未満の割合はX町全体で5.5%、市街地でも2.3%減少しており、A地域に隣接するB地域に至っては20.6%から7.4%にまで激減している。一般に高齢化と少子化は同時に起こる傾向にあるのに対して、A地域で子どもの割合が減らないことは不可解にも思える。

その大きな要因は移住者である。古くから住む住人によると、A地域は2000年前後から移住者が目立ち始めたとのことである。住人の居住年数を示したものが表3-10および11である。これらによると、A地域では出生時から居住している住人の割合が低く、2000年以降では居住年数10年未満の住人が25~30%で推移していることがわかる。居住年数であるので学校教員等の転勤を必然とする公務員等も含まれるが、それだけで25%に達するとは考えにくい。A地域では常に一定数の住人が流動していることがうかがえる。A地域は他地域に比べると市街地と同じような流動性をもつ地域といえ、X町の市街地以外でも世帯内継承の酪農業が地域産業の基盤であるか否かで、住人の定着が左右されることが如実に現れている¹⁵。

筆者がフィールドワークで知りえた限りでは、A地域の移住者の約半数は子育て世代、残りの半数は退職世代であり、彼ら・彼女らがA地域の年齢構成上の特徴に少なからず影響していると考えられる。自家用車さえあればそれほど生活が不便ではなく、自然環境が豊かであり、地域内外で職を得られる可能性もそれなりにあることが、移住者を惹きつける要因となっている。子育て世代の移住者の前住地が、北海道内の他自治体や道外など多様であることを鑑みると、標準的な保育を経験しているか、それらを見聞きしている人も多いと推察される。

表 3-9 A 地域人口・世帯数および年齢別割合推移（2 町内会）（各年「国勢調査」より作成）

	総数	世帯数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		うち75歳以上		うち85歳以上	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1995年	269	113	30	11.2%	165	61.3%	74	27.5%	30	11.2%	2	0.7%
2005年	235	108	26	11.1%	130	55.3%	79	33.6%	39	16.6%	12	5.1%
2015年	195	91	24	12.3%	98	50.3%	73	37.4%	42	21.5%	10	5.1%

表 3-10 X 町住人の居住年数（2015 年「国勢調査」より作成）

	総数 (不詳含む)	10年未満		10年以上20年未満		20年以上		出生時から	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
X町	7,742	2,354	30.4%	1,146	14.8%	2,855	36.9%	1,372	17.7%
A地域	278	76	27.3%	53	19.1%	103	37.1%	46	16.5%
市街地	4,632	1,732	37.4%	821	17.7%	1,596	34.5%	474	10.2%
B地域	272	43	15.8%	28	10.3%	108	39.7%	93	34.2%
C地域	441	82	18.6%	54	12.2%	176	39.9%	128	29.0%
D地域	257	46	17.9%	23	8.9%	108	42.0%	80	31.1%
E地域	73	7	9.6%	4	5.5%	31	42.5%	31	42.5%
F地域	642	140	21.8%	75	11.7%	272	42.4%	154	24.0%
G地域	77	13	16.9%	5	6.5%	35	45.5%	24	31.2%
H地域	726	164	22.6%	55	7.6%	280	38.6%	223	30.7%
I地域	344	51	14.8%	28	8.1%	146	42.4%	119	34.6%

表 3-11 A 地域住人の居住年数（2 町内会、各年「国勢調査」より作成）

	総数 (不詳含む)	10年未満		10年以上20年未満		20年以上		出生時から	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
2000年	246	61	24.8%	33	13.4%	116	47.2%	36	14.6%
2010年	207	58	28.0%	23	11.1%	105	50.7%	21	10.1%

（2）居住形態

第二に、居住形態の特徴として、JR の A 駅を中心に住人が集住していることがあげられる。住居だけではなく、A 保育園、小中学校、住民センター、駐在所、郵便局等の主要機関も徒歩圏内に集まっている。A 保育園から A 駅までは園児全員で歩いて 10 分程度で、駅前広場で遊べることもあって、頻繁に利用される散歩コースのひとつになっている。

このような集住傾向は、道東のへき地では非常に珍しい居住形態である。図 3-5 でも示したように、酪農地域では広大な土地に住居が点在するのが常だからである。酪農を主たる産業としなかった A 地域の場合は、住居と主要機関が集まっていることによって、生活上の利便性が高いのはもちろんのこと、住人同士の日常的な対面的接触も図られやすい環境になっている。A 地域の住民センターでは町内会・敬老会の集まりやサークル活動が定期的

に行われているが、それも自動車をもたない住人が誰かに送迎を頼むといった気兼ねなしに徒歩で参加できることが、継続的な開催の要因になっていると推察される。第5章で詳しく述べるように、保育所と地域との日常的かつ継続的な交流は、この集住傾向に大きく影響されている。

（3）産業

最後に、酪農業が基幹産業の X 町にあって酪農従事者がいないことが、A 地域の産業面での特徴である。かつては牛や馬を扱う数軒の酪農家がいたほか、畑作もおこなわれていたとのことであるが、現在ではすべて廃業している。A 地域で酪農が盛んにならなかった理由としては、山間部にあるため、道東で推進されてきたような広大な土地を必要とする大規模酪農には適さなかったことがあげられる。

代わりに住人が生計を立ててきた手段としては、一つには漁業がある¹⁶。加工・販売業も含めると、漁業は大正期から 1980 年代まで長期にわたって多くの住人が携わる A 地域の一大産業であった。1958（昭和 33）年に開始された養殖事業は後に X 町の補助を得て拡大され、1969（昭和 44）年には政府、北海道、農林漁業金融公庫の補助金を得て、養殖や加工をおこなうことのできる漁業センターを設置するなど、漁業には地域のみならず X 町をあげて力を入れていたことが理解される。漁師の高齢化や後継者不足、自然環境の変化等によって、漁獲量は高くないものの、現在も漁や加工・販売は続けられている。

同じく 1960 年代前半まで盛んであったもう一つの産業は林業である。A 地域でも木が生産・加工されていたほか、周辺地域から軌道で運ばれてきた木材の中継地点としても機能していた。木材は丸太や木炭として加工し出荷されるほか、線路の枕木、製紙の原材料としても需要があった。また、切り出した山を管理する造林の仕事もあったとのことである。しかし、木材の需要が減少したことによって流通量が低下し、軌道が廃線されると、物流拠点としての A 地域の役割が後景化した。さらに 1986（昭和 61）年に営林署が分割統合されたことによって、X 町の林業は下火になった¹⁷。

とってかわるよう隆盛したのは観光業である。A 地域は散策、カヌー、キャンプ、釣りなどを楽しめる場として開発されていった。まだ自家用車が普及していない 1980 年代以前には、JR で日帰りできる身近な観光スポットとして人気を集め、週末になると A 駅前が人であふれている様子が X 町広報誌の表紙として何度も取り上げられている¹⁸。参考までに、A 地域にあるキャンプ場の観光客入込数を図 3－6 に示す。一時期ほどの隆盛はないにし

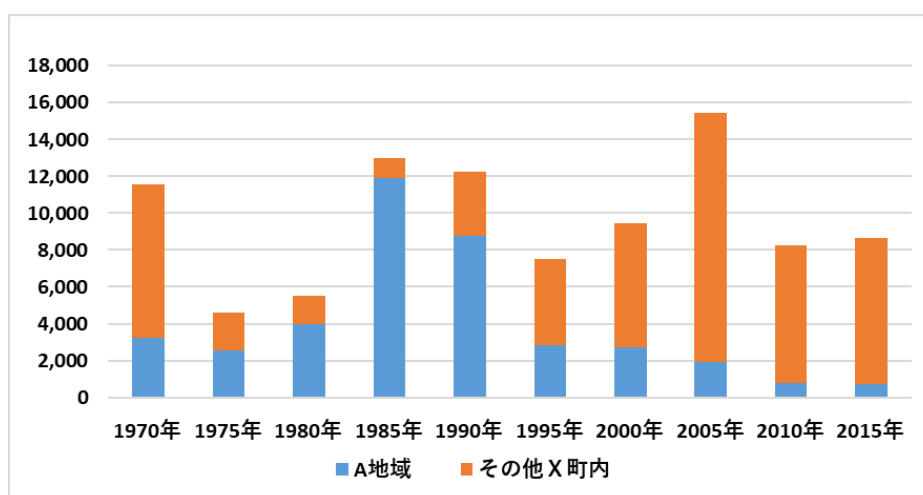


図3-6 キャンプ場利用者数推移(「X町統計書」より作成)

でも、観光は現在も続くA地域の主要産業であり、観光を契機に移住してくる人もいれば、移住して観光関連業に従事したり、飲食店や宿泊施設を経営したりしている人もいます。

このように様々な産業が入り乱れて存在してきたことは、裏を返せばA地域に基幹産業と呼ばれるものがないことを意味する。それによってA地域の住人の経済状況は全体として厳しく、戦後直後には住民税の納税率が町内でもっとも低い地域として「町政だより」に掲載されるほどであった。住人は老若男女を問わず働く必要があり、第5章および第6章で詳しく述べるように、母親たちも複数の仕事を掛け持ちし、人によっては周辺自治体にも通勤しながら子育てをすることが当然視される環境であった。特に冬季においては、地域内での就労が困難な場合は、主として父親が出稼ぎに出ることも珍しくなかった。1964(昭和39)年には出稼ぎ対策の一環として共同作業所が設置されたものの、十分な支援とはならなかったようである。1967(昭和42)年のX町広報誌によると、1966(昭和41)年には「出稼ぎ労務者を送る会」も発足し、A地域で生活する家族との便りの交換や町の出来事を知らせる役割を担っていたとのことである¹⁹。これらの産業的特徴は、酪農を基幹産業とするへき地以上に、A地域で保育所が必要とされた大きな要因であった。

かつてほどの経済的な厳しさはないとしても、第3次産業に従事する親が圧倒的に多い現在もまた、保育を要する家族が存在し続けている。2015(平成27)年の住人の職業は表3-12のとおりであり、第3次産業従事者が64.5%を占め、表3-3で確認したように市街地に匹敵する割合である。上記にあげた観光関連業のほか、X町市街地や近隣自治体に通勤する人も

表3-12 A地域住人の産業別従事者
(2町内会、2015年「国勢調査」より作成)

	人数	割合
第1次産業	18	19.4%
第2次産業	15	16.1%
第3次産業	60	64.5%
計	93	100%

多い。ここから推察されるのは、酪農地域とは異なり、都市標準的な保育時間と、低年齢児からの保育を必要とする親が多いことである。

3. A 保育園の概要

3-1. A 保育園の歴史

A 保育園は 1964 (昭和 39) 年にへき地保育所として開設された。その後、1976 (昭和 51) 年に認可を得て常設保育所となったが、園児数の減少によって 2006 (平成 18) 年に再びへき地保育所へ移行した。最初にへき地保育所として開設された際の建物は、地域の集会所に併設であった。集会所が新たに建設されるときには計画段階から保育所を併設することが盛り込まれていたようで、集会所の完成を伝えた当時の X 町広報誌によると、保育用具やオルガンなども購入されていたとのことである。その後 1967 (昭和 42) 年に旧役場支所へ移転し、常設化される際に独立施設が建設された。内装等は随時リフォームされているが、現在もこのときの建物が用いられている。

既述のような産業的特徴にも影響されて、高い保育ニーズがあったことは、利用児数からもうかがい知ることができる。開設当初の 1 日平均の利用児数は 42 名、2・3 年目は 36 名であり、へき地保育所のなかでもトップクラスであった。定員 30 名を基本とするへき地保育所であるにもかかわらず、A 保育園は 50 名で設定されていたことから、行政的にも地域の量的な保育の必要が把握されていたと考えられる。定員数に関しては、常設保育所に移行した際には 40 名に変更され、2002 (平成 14) 年は 20 名となった。2000 (平成 12) 年に小規模保育所の基準が定員 20 名へと切り下げられたことによると考えられる。2006 (平成 18) 年のへき地への移行時に定員 30 名とされたのは、X 町へき地保育所設置要綱に準じてのことと推察される。実際の利用児数推移は図 3-7 の通りである。地域の人口および出生児数の減少に伴い、1992 (平成 4) 以降は概ね 5~10 名で推移している。

保育日数の多さも、A 地域の保育の必要が高かったことを示す根拠の一つである。初年度の保育日数は 126 日であったが、2 年後の 1966 (昭和 41) 年には 257 日と倍以上になり、他の保育所より 30 日以上長いことが確認される (表 3-13)。常設化される以前で記録が残っている中では 1973 (昭和 48) 年の 281 日が最多の保育日数であった。計算上は、現在と同様に日祝日以外ほとんど毎日開所していたと推察される。

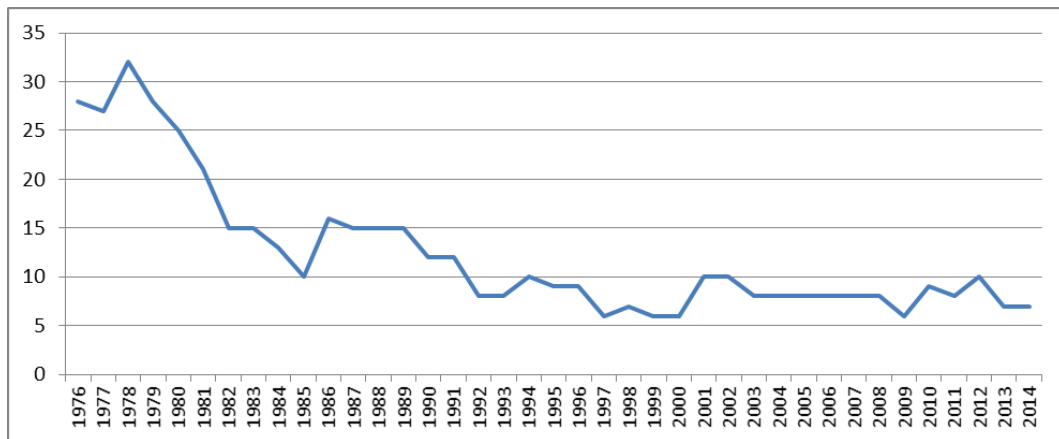


図3-7 A保育園園児数推移

しかし、へき地保育所の保育者の処遇は前述のように十分ではなく、負担感は現在より相当重いものであった。『X町教育史』に記載されていた1965年ごろの様子によると、A地域の親はJRで他自治体へ通勤する人も多く、列車の発着時刻に合わせて、A保育園は午前7時から午後6時半まで開所していた。無資格の保育者2名は11時間半ものあいだ、安価な月給である上に早朝・延長手当もなく働いていたという(X町編さん委員会1979, p.590)。この時期のA保育園の園児は30名程度であり、3～5歳児30名を保育者1

名で保育するのは難しいと考えられるため、事実上休憩時間などなかったであろう。あまりにも過酷な環境であるということで、1968(昭和43)年からは、利用世帯から早朝保育の料金を月100円ずつ徴収し、保育者には月1,000円ずつ手当てがつくことになったとのことである(同上, p.590)。

1976(昭和51)年に常設化されると、独立施設になったことに加え、給食が自園調理になったことや、有資格者が認可基準に基づいて配置されるようになったなどの変化があった。とはいえ、順調な滑り出しとはいえなかったようである。A保育園には常設化以降の日誌が残されているが、第1回の入園式は大雪で停電になり²⁰、その後2日間臨時休園になったと記録もあった。この年の日誌からは、入園式以降に給食に必要な備品、オルガン、砂場の砂などが少しずつ整備されていった様子が確認される。

常設化によって利用世帯がもっとも影響を受けたことは、受け入れ年齢がそれまでの3

表3-13 X町へき地・季節保育所
保育日数(1966年度)

	保育日数	1日平均 利用児数
3	224	19
6	71	19
7	225	23
8	104	12
9	89	13
10(A保育園)	257	36
11	102	15
12	70	16
13	158	26
14	58	24

X町役場住民課・X町町史編さん事務局(2007)より作成。保育所の番号は表3-5と同じ

歳から1歳に引き下げられたことである。共働きを常とする世帯にとってこれは大きな変化であった。開所年度の1976年の日誌によると、入園式時点での園児は1・2歳児クラスが9名、3歳児が7名、4・5歳児が12名の28名であった。第6章で詳しく述べるように、A保育園に残されている卒園文集には、親から卒園児に向けたメッセージが寄せられている。初期の文集には、「2歳になってすぐ、未満児保育ができるようになったときに預けた」、「入園したのが1歳3カ月」という記述もみられ、未満児保育のニーズも潜在的に高かったことが確認される。

保育者の配置に関しては、上記の3クラスに1名ずつ担任がつき、必要に応じて代替保育者が加わっていた。当時勤務していた元保育士によると、1～2歳児が多く保育室が手狭になっていた時期は、満3歳児になると3歳児クラスに移すといった方法がとられていたとのことである。園児の減少に伴い、クラス編成が3クラスから2クラスに変更されたのは1982（昭和52）年のことであった。記録が不明確なところもあるが、1990（平成2）年までは主任も含めて保育士4名、それ以降は保育士3名という職員構成になったようである。保育にあたる職員のほかには、用務員と給食調理員は継続的に1名ずつ雇用され、それぞれに代替職員も徐々に配置されるようになった。

第2章でも言及したように、代替職員の有無はへき地保育所の保育者にとって重要な問題である。A保育園の日誌には、1977（昭和52）年の3月初旬には保母が次々と体調不良になってしまい、他園の保母が応援に駆けつけてなんとか保育を続けていたものの、3名が欠勤になったところで臨時休園になったと記録されている。これほどの緊急事態ではないにしても、保母や職員が所用で欠勤することは当然ありうるし、有給休暇を確保するためには代替職員が必須である。まだ自家用車が普及していないこの時期に、他地域からA地域へ通勤することは難しかったため、基本的にはA地域の住人が代替職員を務めることになった。誰もが就労を必要としていたA地域において、A保育園は就労を支える場であったと同時に、女性の就労の場としても機能していたと考えられる。

園長については、へき地保育所の時期の記録は確認できなかったが、他のへき地保育所と同様に小学校長が兼任していたと予想される。日誌や卒園文集の記録によると、常設化以降もしばらくは小学校長が園長を兼任しており、1980年代前半に一時期保育士が園長となったものの、1980年代後半には再び小学校長の兼任になっている。長く勤めた保育士が園長になることが常態化したのは1993年以降であった²¹。

園児数の減少に伴い、へき地保育所への移行が役場から提案されたのは、2005（平成17）

年のことであった。常設からへき地へと変更されると、町の規定に従えば受け入れ年齢は2歳以上になり、給食が廃止されるほか、早朝・延長・一時保育および土曜保育も廃止される。役場職員、保育士および職員、親、住人、議員が参加した懇談会は、2005年8月から計5回にわたって開催された。この懇談会に出席していた住人によると、共働きが多い上に商店がないこの地域では弁当作りが親の負担になるし、食材が偏ってしまう可能性があるため給食は必要であるといった意見が出されたり、保育士の体制や、一時保育を継続するかどうかといった事項が話し合われたりしたとのことである。当時の日誌には、懇談会の他にも親への個人面談が実施されたことが記録されている。結果としては財政的な問題から給食は廃止され、早朝保育、一時保育、土曜の午前保育は保育ニーズをふまえて残された。これらが正式に決定されたあと、3月には親を対象として、栄養士を招いた「お弁当講習会」が開催されたことが当時の日誌に記載されていた。弁当を作れないということはなかっただろうけれども、実際に参加があったことから、親は多少なりとも弁当作りという新たな仕事に関心や不安を抱いていたことがうかがえる。

また、受け入れ年齢は満1歳のままで維持された。その理由は、満1歳児をもつ親が4月から保育所を利用したいという希望をもっていたからである。前章で確認したとおり、全国的・全道的にみても満1歳児から受け入れているへき地保育所は少数派である。A保育園でこの体制が維持できた要因の一つは、それまでも使用されていた最低基準に則る保育施設を使用できることであったと考えられる。このとき1世帯のために特例的に維持された満1歳児保育は、第4章で述べるように、現在のA保育園の保育方法の特徴づける大きな要素となっている。

へき地に移行した際には、その年に入園した1歳児がA地域で最後の子どもになるかもしれないと言われるほどの状況であったという。そこから現在まで10年以上存続してきたのは、子育て世代の移住世帯の割合の増加と、隣接するA地域のへき地保育所の閉所による。表3-14では、両親またはどちらか一方の親がA地域出身であれば「A地域」、A地域出身ではないがX町内の出身であれば「X町内」、二人とも移住者であれば「移住」と記載している。変化をみると、移住世帯の数自

体に極端な変化はないが、A地域に長く住む世帯の園児が減少したことにより、相対的に移住世帯の園児の存在感が増してきたことがうかがえる。特に2010年代では

表3-14 A保育園卒園児の世帯状況

卒園年度	卒園児数	A地域	X町内	移住
1976～1980年	35	29	1	5
1981～1990年	32	26	0	6
1991～2000年	21	13	1	7
2001～2010年	17	10	0	7
2010～2016年	13	3	1	9

その傾向が顕著である。なお、1990 年代以前の移住世帯は移住というよりも国鉄職員や教員などのいわゆる「転勤族」であり、A 地域を選んで転居する世帯が目立ってきたのは 2000 年以降であると、古くから住む住人は述べていた。

世帯内での再生産を予測しやすい酪農地域とは異なって、流動性の高い A 地域では乳幼児数の見通しが立たないことが特徴であり、保育所があるから若い世代の移住があるとも考えられるため、行政的には保育所の存廃を判断する難しさにつながっている。制度的にはへき地へと移行せざるを得なかった一方で、A 保育園ではできるだけ現に生じている保育の必要を考慮し、制度や基準を柔軟に扱ってきたことも確認できる。

3-2. A 保育園の現況

A 保育園の 2017（平成 29）年度の園児数は 10 名、利用世帯数は 6 世帯であった。A 地域に住む園児は徒歩で、B 地域に住む園児は親または祖父母による自家用車での送迎で通園することが多い。A 地域と B 地域をつなぐ道路が台風や暴風雪等で天候悪化により通行止めになることも年に数度ある。園児の年齢構成は、1 歳児 1 名、2 歳児 2 名、3 歳児 3 名、4 歳児 2 名、5 歳児 2 名である。10 名のうち 7 名は 1 歳児から A 保育園に通園している。親のほとんどは第 3 次産業に従事している。

常時保育にあたる保育士は園長、主任、保育士の 3 名であり、必要に応じて代替保育者が 1 名配置されるほか、用務員も 1 名勤務している。園長および主任は正職員、もう 1 名の保育士は前述の非常勤職員もしくは臨時職員である。筆者がフィールドワークをおこなってから毎年のように保育士の異動があるが、A 保育園に配属される保育士はいずれも 20 年以上の経験をもつベテランであった。すなわち、保育所の規模でいえば定員数 70 名の市街地の常設保育所からより小さい規模の保育所まで、園児との関わりでいえば 0 歳児から 5 歳児クラスの担任まで、一通り経験を重ねてきたことを意味する。このことは A 保育園での少人数異年齢保育を支える上で重要な要因となっている。

「X 町立へき地保育所運営に関する規定」によると、へき地保育所でも「保育所保育指針」に準拠して保育にあたることや、年間カリキュラムを作成すること、小学校との連携を図ること等が定められている。また、作成すべき書類として、児童簿、家庭連絡簿、保育日誌等があげられている。要するに常設保育所と同様であるが、唯一異なるのは日誌の形式である。X 町では 2008（平成 20）年頃からエピソード記録を主とした日誌が作成されており、常設保育所ではクラスごとに毎日 1 枚作成されているが、へき地保育所では全体で 1 枚作成さ

れている。クラス別の記録を作成しない代わりに、日誌のなかには3歳未満児の個別記録を記載する欄が設けられているとのことである。

保育時間は8時半から17時までである。早朝保育は希望に応じて実施し、利用世帯の親に地域外への勤務者がいる時期には定期的に利用がある。一時保育も活用されており、筆者がA保育園を訪れるなかでは、園児の弟・妹でまだ入園していない1歳児や、帰省で一時的にA地域に居住する人などの利用があった。延長保育は行っていないが、就労状況によってやむを得ない場合は、保育士の勤務時間の範囲内であれば対応するように配慮されている。A保育園はへき地保育所ではあるものの、常設保育所との制度的な違いは給食がないことくらいである。給食室の設備そのものは常設保育所であったときのまま残されていて、日常的にも行事の際にも活用されている。

4. A保育園の地域的条件

本章での議論を通して、A保育園を規定する地域的条件が整理された。A保育園はへき地保育所として設置され、常設保育所となり、園児数の減少によって再びへき地保育所となった。この設置形態の変遷そのものが、人口構造の変容に規定された地域化であるといえる。園児数の少なさにも関わらず統廃合されなかった理由もまた、他地域からの距離という地理的要因、産業的条件による保育の必要の高さ、移住者の流入によってかろうじて乳幼児数が保たれていること、といった地域的条件による。常設からへき地に移行した際に満1歳を受け入れたことから、保育の必要を優先して制度を柔軟に運用するという、X町およびA保育園の保育のありかたも垣間みえる。

A地域、A保育園およびX町全体の保育を中心とした戦後史を概括すると、A地域で子育てをする家族の切迫した保育の必要は常に存在していたが、制度的・物理的条件によってA保育園の内部でそれに応えきれない場合もあった。その際には、親同士の共同、保育者の共同、行政による対応や制度の変更など、様々な手段がとられ、A地域やX町に固有の地域化された保育所と保育実践が生み出されてきた。これら必要を満たそうとする実践を通して、X町内のへき地においても、幼児期における教育の必要を親が実感していったこともうかがえた。

不足の発見および必要を満たす実践は、標準的な保育が想定する地域的条件よりも、X町のような固有の条件をもつ地域・自治体のほうが可視化されやすいであろう。X町は、市街地、散居形態をとる酪農地域、集住形態をとる集落など、同一の自治体内で複数の条件をも

つ地域があることも特徴であった。本章でX町の保育のすべてを網羅できたわけではないが、保育所はX町のなかでもそれぞれの地域的条件に応じて存立形態や実践のあり方を変容させていくと推察され、本研究でいう保育の地域化が実際に生じていることは明らかにできたと考えられる。

本章で得られた条件を足がかりとして、次章以降ではA保育園における地域化の実態を分析していく。

注

¹ 全面結氷した湖面が寒暖差で膨張・収縮を繰り返すうちに、表面が山脈状に盛り上がった状態のこと。湖周辺に住んだことのある人によると、「御神渡り」が現れるときには朝方に地響きのような「ものすごい音」がするという。最近は昔に比べると冷え込みが緩いためか、あまり聞かれなくなったとのことであった。

² 別の自治体のへき地保育所を訪れる際も、役場職員からは同様に「不安になってもまっすぐですよ」とアドバイスをいただいた。右手に海を臨みながら、建物もなく人もいない断崖絶壁を軽自動車です約30分走り続けたことは、筆者のフィールドワークのなかでも忘れられない記憶のひとつである（この保育所に勤務する保育士は、毎日この道を運転して通勤しているとのことであった）。さらに別のへき地保育所を訪問するときには、誤って農道に入ってしまう、方向が合っているかどうか確かめようにも牛と羊にしか出会えなかったこともあった。

³ X町において、比較的近接している複数の集住地域の住人による自治、地域活動、行政サービスの拠点として設置された、公民館的な施設を指す。

⁴ 2015（平成27）年農林業センサスによると、X町の農家一戸当たりの飼育乳牛数は平均130頭、肉牛は平均132頭であった。

⁵ なお、実家を継ぐその地域出身の父親に対し、母親が結婚を機に転入した移住者であるというパターンは農山漁村一般で頻繁にみられるケースである。筆者が訪問した他の自治体のへき地保育所では、母親が海外からの移住者である世帯もあった。農村地域における女性の移住や女性参画については藤井和佐（2011）、武田里子（2011）の研究がある。

⁶ 少数派ではあるが、道東の自治体のなかにはへき地保育所への送迎にスクールバスを導入している保育所もある。このへき地保育所では3歳以上児からの受け入れであった。特に1～2歳を受け入れている保育所では、在所児の負担を鑑みて導入に慎重である。子育て支援の観点からは、親の負担軽減という意味では利点があるものの、送迎時に親と保育士とが顔を合わせる機会が失われるという変化も生じる。なお小中学校においても、スク

ールバス導入による教育活動への影響が指摘されている（川前 2015, pp.67-68）。

⁷ したがって、就学前教育が全面的に無償化された場合、へき地保育所から認可保育所等への移行の要望は高まることが予想される。

⁸ これまでは予算のうち 1/2 を政府、1/4 を北海道、残り 1/4 を自治体が負担するという割合であったが、2018 年度からはへき地保育所の園児数を基準とし、3 歳未満児および以上児の数に応じて 50% 弱の「交付金」が支給されるようになったとのことである。ここでもやはり数の論理が適用されていることがわかる。

⁹ 日本子ども社会学会 2014 年度奨励研究「少子地域の保育所における『保育文化』の固有性に関する研究」の結果より。

¹⁰ 臨時の代替保育者の不足も小規模自治体に共通の課題である。正職員の採用試験に関しては、X 町の場合は現在のところ受験者が一定数いるが、自治体によっては募集しても受験者がいないか非常に少ないこともある。

これらの現象は「保育士不足」と表現しうるが、構造的は都市のそれとは異なっている。新卒保育士に限ってみると、養成校教員としての筆者の経験からは、公立・民間に限らず出身自治体の保育施設で働きたいという学生は毎年一定数いる。しかし、卒業年度に求人があるかどうかかわからないなかで、就職時期を迎えると早めに決めたいという意識が高まり、地元ではなくてもタイミングよく求人がきた保育施設に応募する、というパターンがみられた。卒業時にはいずれは出身自治体に戻りたいという希望をもちながらも、働いているうちに勤務先での仕事に満足感を得たり、さらに別の自治体で勤務したり、結婚をしたりして、地元に戻らないという選択をする卒業生もいた。

¹¹ 全国的に有名な研究者を招くときもあるが、筆者も依頼を受けたことがある。印象的にいえば、X 町の保育者は総じて元気で明るくパワフルである。

¹² 広大な面積を有する北海道では、地理的な位置を基準として自治体をグループ化し、9 つの振興局に分けている。各振興局における各となる市には北海道庁の出先機関が設置されている。町村の行政はこの振興局を単位としておこなわれており、例えば職員採用試験も一次試験は振興局内の町村合同で実施される。「管内」も同義である。

¹³ A 地域の数量データを扱う際にも主に 2 町内会のデータを提示する。そのため、表 3-9 および 11 の数値と、表 3-10 の A 地域の総数が異なっている。

¹⁴ A 地域に初めて診療所ができ、医師が常駐したのは 1960（昭和 35）年のことであった。当時の「町政だより」によると、当時の医療水準からみても設備は十分とはいえなかったが、A 地域はもちろんのこと周辺地域から多くの患者が訪れ、診療開始から 2 週間で 203 名が来院したとのことである。閉鎖時期は明確でないが、1980 年前半には閉鎖され、診療所跡には A 保育園に配属された保育士が居住していた。詳しくは第 6 章で述べる。

¹⁵ データには示していないが、市街地以外の他地域では「出生時から」住んでいる男性の割合が 40~50% であるのに対し、A 地域では 20% 程度であることも特徴的である。

¹⁶ 漁業自体は明治期以前からおこなわれていたが、漁業組合は 1927（昭和 2）年に設立され、現在まで続いている。

¹⁷ 現在では道東の木材に再び脚光が集まっており、住人によると、A 地域でも木材関係の仕事がおこなわれている様子がみられるようになってきたとのことである。

¹⁸ 1964（昭和 39）年 6 月の「町政だより」の表紙では以下のように紹介されている。

「昨年のシーズン中に同湖を訪ずれた行楽客は、五万五百人となっていますが、ことしは、すでに五月十七日の湖畔開きから一万人を数え、さらにこれからの本格的な行楽期をむかえて大勢の人たちが訪れて昨年をはるかに上廻る七万人をトツパするのではないかと関係者は見えています。」

¹⁹ 10 年後の 1977（昭和 52）年でも A 地域から町に雇用の安定と失業対策が要望されていることが X 町広報誌に記載されており、住人の安定的雇用は A 地域において長期に渡る生活課題であったことが理解される。

²⁰ 4 月の大雪は現在でも道東にみられる現象である。なお、A 地域では現在も季節を問わず時折停電に見舞われる。筆者が 12 月に訪れた際も停電し、暖房が停止したため、園児も保育士もジャンパーを着こんでいたことがあった。天候が原因のこともあれば、カラスの巣などによることもある。

²¹ 資料および複数の現役保育士によると、市街地の保育所は比較的早い時期から専任であったようだが、市街地以外ではどこも 1980 年代以降に保育士が園長を務めるようになったとのことであった。

第4章 A保育園における保育の地域化（1）

：少人数異年齢保育の実践論理

1. 少人数異年齢保育の分析視角

本章の目的は、A保育園の保育実践の分析を通して、A保育園の内部における必要を満たすための実践論理を解明することである。

本章の最後には、序章で提示した第一の問いに答えることになる。すなわち、標準的な保育とは条件が異なっているにもかかわらず、なぜA保育園の保育は「普通」に見えるのか、である。これに関連して、筆者がA保育園に対して最初に感じた印象と同様に、へき地や離島の保育所に固有の実践があることを想像して事例研究をおこなった結果、予想していたよりも「普通」であったという知見は、先行研究でもたびたびみられる（笠間 1996；宮内 1999；向平 2011；西垣 2012）。ただし、ここでいう「普通」は標準とは異なっている。結論を先取りすれば、条件的には標準と異なっている、むしろ異なっているからこそ意識的に必要を満たそうとする保育士の努力が、表面的には「普通」に見える地域化された保育を生み出しているということである。

A保育園の保育実践の特徴を改めて述べると、満1歳児から5歳児までの園児が同じ時空間で一齐活動をおこなっていることであり、本研究ではこれを少人数異年齢保育と呼んでいる。それは少人数保育と異年齢保育という二つのテーマが合わさった保育形態のことである。前章で述べたように、A保育園の少人数保育は、A地域の少子化に加え、他地域から距離があって他園との統合が困難という地域的条件に規定され、園児が少なくても独立した保育所として運営されていることに起因する。一方異年齢保育は、少数ながらもA地域に毎年新生児が誕生したり、5歳児までの幼児が転入してきたりして、偶然にも複数の学年に1名以上の園児が所属することによって成立する。このような条件において、年齢別クラスや、近接する年齢の園児をまとめた複数のクラスを形成するのではなく、全園児による一齐集団を基礎とした保育がおこなわれるのが、A保育園の保育実践である。

同年齢による集団保育を標準としてきた日本の保育界では、在所児の減少は保育実践を妨げる大きな課題であり、異年齢保育はやむを得ず選択される保育方法という意味合いもあった。しかし近年では、異年齢保育のもつ意義が見直され、同年齢集団が形成できる条件があっても、あえて異年齢保育をおこなっている保育施設も珍しくない。そこで本章での事例分析に先立ち、近年の異年齢保育に関する研究動向を参照しておこう。これらの先行研究

は、保育の地域化の一形態としての少人数異年齢保育を考察する上でも有意味であると考えられる。

1-1. 保育研究における異年齢保育への注目

現在、異年齢保育は保育研究において二つの観点から注目されている。一つは少子地域における在所児数の減少という課題への対応策として、もう一つは同年齢集団の保育実践が抱える課題への解決策としてである。本研究での概念を用いれば、標準的な保育としての同年齢保育に対し、前者は数的な不足の補完、後者は質的な意味での必要の充足と位置づけられる。

まず、数的な不足の補完という視点からは、大都市では待機児童が大きな課題になる一方で、それ以外の小規模な自治体では保育施設の定員割れが深刻化している。ベネッセ教育総合研究所が2018年11月におこなった調査によると¹、人口5万人以下の自治体に設置された私立保育所では、0～2歳児の定員充足率が100%未満である施設が47.5%、3～5歳児では54.5%であった。また、公立保育所と私立保育所の定員充足率を比較すると、公立保育所のほうが定員割れの施設の割合が高く、特に3～5歳児の定員充足率が100%未満の施設は81.7%にものぼった。一般に、民間経営の保育施設は経営が成立しにくい条件を避けると考えられ、より小規模な自治体では住人の保育の必要を公的に保障するために公立保育所が設置されることが多い。上記のデータからは、小規模な自治体における公立保育所は、定員充足率という点では非常に厳しい状況にあることが予想される。

在所児が少ないなかでも集団保育を実施するため、「しかたなく」実施される異年齢保育を、宮里六郎は「条件的異年齢保育」と名付けている。これに対し、より積極的に保育上の意義を認め、あえておこなわれる異年齢保育は「理念的異年齢保育」である（宮里 2014, p.189）。異年齢保育の前向きな効果としては、園児が互いの違いを認め合い、補い・補い合う関係が生まれることがあげられる。また、同年齢クラスの担任である保育者は、そのつもりはなくても子ども理解と評価の視点が一元的および1年単位の短期的なものに陥りがちであるが²、異年齢保育では自然と多元的・長期的になるとの指摘もある。保育者がそのようになまざしで保育に臨むことにより、園児は競争的でない環境において自己肯定感を高め、異質性や多様性を受容する環境がつくられるともいわれている（山本 2010, pp.36-42）。これが、保育研究において異年齢保育が注目される第二の理由である。

したがって、より前向きに位置づけるならば、異年齢保育は同年齢保育の限界を超えるも

のとして期待されているといえよう。ここでいう同年齢保育の限界とは、過度な同質性や一元的で短期的な評価に陥ることである。それでは、なぜ同年齢保育にはそのような限界が生じ、具体的にはどのような問題が指摘されているのであろうか。

1-2. 「年齢＝発達」仮説への疑義

改めて実践レベルの保育・教育システムを客観的に観察すれば、それは同年齢の年少者を同じ時空間に囲い込んで形成された同年齢集団に対し、その年齢に適しているとされる学習内容を、その年齢に適しているとされる方法で保育者・教育者が伝える試みである。このような「学年制度」は 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてイギリスにおいて定着し、「生活環境の違いや能力の差があるに違いないうえ、学習に対する興味・関心も多様である」はずの同年齢の年少者を、「基本的に一学年の子どもの能力は同じであるという、そもそも無理な前提」に基づいて成立させられた（磯部 2009, pp.8-9）。加えて、この「学級」という集団は「子どもの意思や学習内容の理解はどうあれ、原則として、一年に一つずつ＜平等に＞進級していくことを保障する、二重に無理を抱えたシステムでもあった」（同上, p.9）。

学年・学級システムは、明治期以降に近代教育システムを導入した日本でも適用された。元森絵里子によると、第 3 次小学校令が公布された 1900（明治 33）年前後からは、「心身の発育に応じ、発達を害さないように組まれるべきもの」として教育カリキュラムが作られ、「発達」は「身体検査と統計という技術（標準）」によって「実体的な根拠を伴ったもの」として把握され始めるようになったという（元森 2011, p.130）。心身の発育の測定は、学校における同年齢での集団形成が妥当であることの裏付けとなった。つまり、「学校教育制度の定着とは、実態として上昇する就学率に裏書きされて、『発達する身体』としての『児童』という教育的論理が前景化（ともすれば全域化）し、それに身体測定や統計が『実体的根拠』を与えていった過程」である（同上, p.132）。

こうして構築された「学級」は、長い歴史的蓄積を経て年齢以外の同質性をも強めていった。この課題を多文化教育の視角から論じたのが、恒吉遼子および志水宏吉の研究である（恒吉 1996；志水 2002）。志水によると、文化的差異をもつ子どもたちにとって日本の学校生活におけるハードルの一つは、その多様性、異質性、多文化性を個人的な問題に還元しようとする教育的なイデオロギーにある（志水 2002, p.77）。その構造は三層に分かれている。第一に、教師は「子どもたちが学校に持ちこんでくる『異質性』を生かそうというよりは、それらを極力排除しようとする傾向」にあり、第二に彼らを「同質集団の一員として扱

い、親密にかかわっていこう」として、第三に「学習上・生活上の問題を個人に帰属させ、努力や心がけを求める」ということである（同上, p.77）。学校内部において「同じでない」ことはある種の「問題」であり、それは個人の努力によって改善させるべきものである。そのようにして、「正しい」とされる「一定の合意」に向けて、差異を収斂していくのが日本の学校文化の特徴である。ここで正統性をもつ基準は、日本の中産階級の文化である（恒吉 1996, pp.233-234）。このような価値意識を恒吉は「一斉共同体主義」と呼んだ。それは、「同質的で自己完結的な共同体を前提とした協調的共有体験」や「価値の共有に依拠する共同体的な特徴」と、成員が「同時に同じことをするという一斉体制とが一緒になることで成り立つ」ものである（同上, p.231）。

学校教育において構築されていった学年・学級システムおよび「年齢＝発達」仮説は、保育所でも共有された。学校よりもさらに低年齢児を扱う保育所では、実態としての身体的な未熟さも相まって、「年齢」ばかりか「月齢」にまで発達過程を細分化し、その特徴の把握と援助方法をより精緻化してきた。「年齢」を独立変数のように扱い、「年齢を輪切りにした形での教育階梯に応えるようにして台頭してきた」（川田 2014, pp.7-8）という発達心理学との親和性も、学校教育以上に高かったと考えられる。現実には「年齢」は身体的・精神的発達を規定する絶対的な要因ではないにもかかわらず、標準との差異は「個人差」として捉えられ、その学年に適さない「発達上の課題」は個人化される。

よって保育所においても、「年齢＝発達」仮説に基づいて、同年齢クラスの成員は同程度の能力をもつという前提に立ち、保育者からはたらきかけを受ければ、乳幼児は全員が同じ程度に能力を高めていくことが期待されているといえる。そのため、子どもと大人のあいだのみならず子ども同士でも、互いを「できる・できない」という一元的な評価基準で把握し、競争的な面を助長しがちであるという複数の指摘がある（林 2010, pp.20-21；宮里 2013, pp.50-51；川田 2015, p.79；赤木 2017, pp.188-189）。これに対し、実践報告から得られる異年齢保育の特徴は「『時間がゆったり流れる』ようになるようだということ」である（川田 2015, p.79）。同等の能力と条件のもとで成立するのが競争だとすれば、成員の能力が異なると競争そのものが成立しない。また、同じ活動をした場合でもその方法や費やされる時間が異なってくるため、活動の縛りも緩やかになりやすい。異年齢保育に特有の「ゆったり」感は、このような要因によると考えられる。

異年齢集団による保育・教育の議論をさらに展開させたものとして、アメリカの学校を事例とした赤木和重の論考がある（赤木 2017）。三つの学校の事例のなかでも、日本でいう年

長児から中学2年生までが共に学ぶ New School では、日本でみられる異年齢保育を超えた「流動的異年齢教育」と呼べる方法がとられていた。具体的には、いわゆる「時間割」は子ども個人に合わせて計画され、活動によって異年齢になったりならなかったり、その集団の人数も質も1日のなかで様々であるような教育方法である(赤木 2017, pp.156-161)。その意義として、自己肯定感が高くなること(低くならないこと)、社会性が発達すること、「障害」が目立たないこと、の三つがあげられる(同上, pp.188-191)。年齢も能力も異なる子どもたちが同じ時空間にいることにより、「できる・できない」という比較はしにくくなり、単なる個人的な「差異」として受け止められる。

New School では、「『異年齢保育』のように比較的近い年齢の子どもどうしの関係ではなく、ライフサイクル上区分される発達の質の異なる年齢群の関係」(川田 2014, p.13)に基づいているという意味で、川田学のいう「異年齢期カップリング論」を現実化した教育のひとつであろう。「異年齢期カップリング論」とは、「子ども個人の年齢に沿った獲得能力を発達と捉えるような視点ではなく、むしろ異年齢の者同士がお互いに補い合って活動が成立しているような場面に注目する」(同上, p.12)という新たな研究視角である。日本の保育施設や教育機関において「流動的異年齢保育」や「異年齢期カップリング」が導入されるには時間がかかるかもしれない。しかしいずれにせよ、これまで自明視されてきた同年齢集団による保育・教育は、着実に問い直され始めている。異年齢保育で焦点化される異質性は「年齢＝発達」のみであるが、過度の同質化による弊害を打破するための一つの突破口になる可能性はあると考えられる。

1-3. へき地における異年齢保育の固有性

ここまで、同年齢保育において析出された課題と、その解決策として期待される異年齢保育の特徴を確認してきた。日本の保育実践ではまだ同年齢保育が主流であることには変わらないが、より前向きに異年齢保育の意義が見直され、選ばれるようになってきていると考えられる。これらの議論から事例分析への橋渡しとして、本事例がへき地であるという条件に立ち戻ろう。

「条件的異年齢保育」で述べられる「条件」とは一般に在所児数のことであるが、少なくともへき地保育所では、在所児数のみに起因して異年齢保育をおこなっているわけではない。その他の要因の一つは施設・設備である。クラスでの活動をおこなうためにはクラスごとに占有の保育室が必要だが、他施設との併設も認められるへき地保育所では、クラスの数

だけ保育室を確保できるとは限らない。実際に、住人の集会所に併設されたX町のE保育所では常時使える保育室が1室であり、年齢別に活動を分けることは難しい。仮に保育室を確保できたとしても、次に問題になるのは保育者の配置である。これもすでに確認したとおり、へき地保育所では原則として受け入れ年齢は3～5歳児とされ、定員は30名であるのに対し、保育者2名が最低基準になっている。つまり各年齢に10名ずつの園児がいたとしても、保育者が2名では3クラスの形成は事実上不可能である。へき地保育所はまさに「条件的」に異年齢保育の実施を余儀なくされているといえよう。

へき地の小学校と比較すると、へき地保育所の特徴はさらに鮮明になる。A地域のA小中学校にはA保育園の卒園児のほぼ全員が入学するため、各学年の人数はA保育園と同じく1～2名である。A小中学校では現在のところ2学年ごと3クラスの複式学級が設置され³、教員はクラス数に必要十分に配置されている。これは、学校教育はできる限り同年齢でおこなうことが望ましいとされ、その価値意識に適合した制度的・財政的措置がとられているからである。その上、担任とは別に校長および教頭、事務職員、校務補等も勤務している。有資格者である園長も保育にあたるのが常態化し、事務仕事は保育士が分担しておこなう保育所とは大きな差がある。すなわち、多くの場合へき地保育所では在所児が少ないからではなく、在所児が少ないことに伴って制度的措置により保育者も少ないから、「しかたなく」異年齢保育がおこなわれているといえる。

保育者が配置されないがために異年齢で集団化される保育が受容されてきた背景には、保育とは集団でおこなうものであるという保育実践の標準がある。X町では、かつて親のニーズに応じて在所児1名で保育所を開設したこともあったが、保育にあたった保育士は「保育にならない」と感想を述べていたという。何名以上を集団と呼ぶのかについては議論の余地があろうが、少なくとも在所児と保育者との1対1関係を保育と呼ぶことはなく、複数名の在所児による集団を基礎としておこなわれるのが保育であって、それは同年齢であるほうが標準的ではあるが異年齢でもかまわない、というのが現在の保育界の了解であると考えられる。再び学校教育と比較すれば、1対1でも授業を成立させようとするへき地校とは根本的に論理が異なっているといえる⁴。

へき地保育所においては、地域的条件と制度による二重の不足が、少人数異年齢保育を生じさせてきた。A保育園でも背景は基本的には同様であると考えられるが、特に保育者による必要の析出および必要を満たす実践論理に留意しながら、少人数異年齢保育を運営する具体的な方法を論じていく。

2. A 保育園における二つの集団

2-1. 「おおきい子」と「ちいさい子」

手始めに、やや長い記述にはなるが、A 保育園の典型的な 1 日を描く。そのねらいは、筆者が A 保育園に対して最初に感じた「普通」という印象を共有し、そのような印象をもつ理由を検討するためである。

園児数の少なさという A 保育園の最大の不足に対し、必要を満たす実践を分析する上で重要な点は、運用上で二つの集団が形成されていることである。A 保育園では基本的に登園から降園まで全園児が一斉活動をおこなうが、場面によっては「おおきい子」と「ちいさい子」という二つの集団が現れる。「おおきい子」は 3 歳以上児、「ちいさい子」は 3 歳未満児のことである。この区分は制度上のそれを反映したものでもある。制度的にみれば、A 保育園では現在も 3 歳以上児と 3 歳未満児の 2 クラスが構成され、それぞれに担任保育士が割り当てられて、連絡帳の記入や保育計画の作成等を担当している。それをふまえると、A 保育園でも形式的には年齢別保育がおこなわれ、常に 2 クラス合同で活動しているということになるが、本章を通じて理解されるように、実践的には全員集団が基礎であると捉えるほうが妥当である。第 3 章で言及した「クラス別ではなく園全体で 1 枚にする」という日誌の形式は、それが実体化したものであると考えられる。

日常の保育においても、二つの集団を可視的に識別できる物理的標示、例えば保育室の分離や帽子の色、所有物の違いのようなものは、A 保育園のなかにはほとんど存在しない。はっきりとした目印がなく、5 歳児より体格の良い 4 歳児や、言語表現の豊かな 2 歳児と控えめで口数の多くない 3 歳児と一緒に遊んでいたりするため、たまにしか訪れない筆者は、園児と関わっているうちに年齢の関係性がわからなくなってしまうこともしばしばである。園児は他児との年齢の関係性をある程度認識し、「おおきい子」はそれらしく振る舞おうとする様子もみられる。例えば散歩の際に、保育士に指示されることもなく、3 歳児が 2 歳児と手をつないで歩道の車道寄りを歩き、「ちいさい子」を車道から遠ざけようとする様子がみられた。保育士からは「もうすぐ『おおきい子』になるんだから」という園児への働きかけも聞かれる一方、一見しっかりしている園児のふとした行為に対して「まだ 2 歳児だもんね」などと述べることもあり、活動を通して年齢を基準とした発達段階を改めて確認していることも示唆される。二つの集団は、物理的な手段で区分されるというよりも、園児の行為と保育士のはたらきかけのなかに現れる。全員集団のなかに二つの集団をつくる、という方

表4-1 A 保育園の1日の流れ

時刻	活動内容
8:30	順次登園
	自由遊び
10:00	一斉保育
11:15	昼食準備
11:20	昼食
	睡眠準備
12:30	睡眠
14:30	起床
15:00	おやつ
15:20	自由遊び
16:00	順次降園(～17:00)

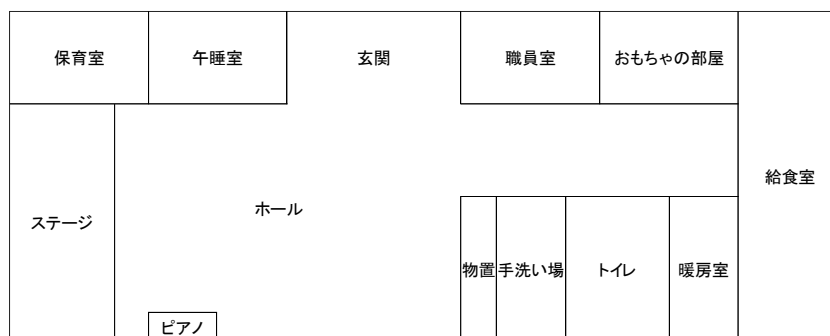


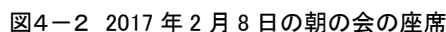
図4-1 A 保育園園内図

法がとられる理由を知ることと、それが必要を満たす実践といかなる関係にあるのかを分析するために、まずはA保育園の日常の保育を詳述することから始めたい。

A 保育園の1日を表4-1に、園内図を図4-1に示す。園児が多かった時期は保育室を3部屋使用していたとのことであるが、現在はそのうち2部屋が午睡室とおもちゃの部屋として転用されている。手洗い場は概ね2歳児であれば蛇口に届く高さに設置されており、子ども用のトイレの個室は3つある。調理室には3口のガスコンロやお盆が8枚並ぶ調理台、大型の食器洗浄・乾燥機も設置されている。給食調理員が配置されていた頃はここで昼食とおやつが作られていたが、現在は日常的には主に洗い場と冷蔵庫が使用されるのみである。総合的にみて、認可保育所として建設された独立施設を用いているため、併設施設等に設置されているへき地保育所に比べると充実した物理的環境にある。

なお、筆者がフィールドワークに訪れている期間、A 保育園の園児は最小で6名、最大で12名であった。6名の時期にも途中入園があつて年度途中には8名になっていたため、以下の事例記述では概ね10名前後の園児がいると想定されたい。年齢は満1歳児から5歳児で、ある年齢の園児がいない時期もあったが、ほとんどの年度で各年齢1～2名の在籍があった。常時勤務する保育士は園長を含め3名である。この規模のへき地保育所で資格者が3名勤務していることは、へき地保育制度の最低基準に比べると手厚い配置である。誰かが欠勤する日には、2名で保育にあたる場合も、代替保育者1名が入る場合もある。おおまかにいえば、約10名の園児および2～3名の保育者で営まれるのが、筆者が経験したA保育園の「普通」の1日である。

(1) 登園～朝の会



順次登園してきた園児は、ホールでブロック遊びやままごとをしたり、絵本をみたりする。園庭で遊ぶこともあるが、一斉保育の時間に外に出るため、朝の自由遊びではどちらかというと室内にすることが多い。一緒に来園した未就園の弟・妹も少しの間遊んでいくこともある。また、1、2歳児は途中で午前食をとる。9時50分頃になると片づけが始まる。遊んだものを元の位置に戻し、概ね片づいたところに、おむつ替えなどで時間のかかる「ちいさい子」は先に保育士とともに排泄に行く。残りの片づけを済ませると、「おおきい子」も排泄や水分補給をし、保育室に集まる。保育室にはテーブルを2、3脚つけたコーナーが二つあり、ホールからの出入り口に近い低いテーブルは「ちいさい子」が、窓側の高いほうは「おおきい子」が座る。「ちいさい子」の席は、園児の顔ぶれが同じ間は固定されており、慣れてくると迷わず自分の席に座ることができる。「おおきい子」の席は、一定期間固定されることもあったり、くじ引きの時期もあったり、自由に決めてよいときもある。自由に決めて

よいときには、誰の隣がいい、誰と一緒に座ると約束したのに、といったトラブルも生じ、園児同士で解決することも、保育士が間に入る場合もある。

朝の会は10時ごろに始まる。進行役の保育士が進めているあいだ、他の保育士は主に「ちいさい子」の近くに座る。「おおきい子」は毎日順番で当番の役割を与えられ、当番の子は前に出て自分の名前を言い、「おとうばんがんばります」と挨拶する。次に、登園時に提出することになっている連絡帳の表紙をみながら、一人ひとり名前を呼ぶ。連絡帳の表紙には、ひらがなで名前が書かれているとともに、それぞれの顔写真が貼ってあるため、まだ字が読めなくても出席をとることができる。名前を呼ばれた子は返事をする。連絡帳をリュックから出し忘れていた子もしばしばいて、出席の途中で気づく子もいれば、全員の名前を呼ばれたあとに、自分だけ呼ばれなかったことで気づく子もいる。そのような場合には、保育士が「忘れていたって言って取りにいけばいいんだよ」などとアドバイスをする。

当番による出席確認が終わると、保育士がその日の予定を園児に説明し、一斉保育の時間に移る。行事や遠方に出かける予定があれば、朝の会は短縮あるいは省略されることもある。

（２）一斉保育

行事等がない日の場合、一斉保育では戸外遊び、室内での集団遊び、製作、リズム遊び等がおこなわれる。行事が近ければその練習をおこなうこともあるが、練習だけで終わることはなく、必ずといってよいほど体を動かして遊ぶ時間が設けられる。

なかでも頻繁にみられるのは戸外遊びである。A 保育園では、よほどの悪天候時以外はほとんど毎日外に出る。戸外遊びの頻度と時間の長さは町内の他園から異動してきた保育士も驚くほどである。ある保育士は、頭を使って学んだり考えたりする前の基礎的な「体づくり」が伝統的に重視されているようだ、と述べていた。筆者が訪れたときにも、日没の早い冬季には太陽が傾いて薄暗くなるまで雪の家を作っていたり、夏季には雨の日に傘をさして散歩に行ったりもした。

余裕のある空間で少人数の園児が思う存分遊べることは、過密な環境で保育せざるをえない大都市の保育所に比べると、へき地ならではの魅力的であるだろう。写真4-1からもわかるように、バケツや鍋を一人で8個使用しても取り合いにならないほど、A 保育園には遊び道具も十分に用意されている。その特徴もふまえて、ある日のリズム遊びと散歩の前までの様子を記述する。



写真4-1 夏季の園庭での遊び



写真4-2 冬季の園庭での遊び

朝の会を終え、リズム遊びをするために、子どもたちは保育室から出てホールのステージに並んで座り、保育士の説明を聞いた。これまでも継続的におこなっているため、子どもたちは保育士がピアノを弾き始めると自然に動き出していた。初めのほうの簡単な動きは全員同時であったが、動きが速く複雑な曲になると、5歳児、4歳児、3歳児の順でホールに出るように、保育士が声をかけた。待っている子どもたちはステージに座って見学していたが、2歳児のこうせいとゆまは私を突つつく遊びを始め、1歳児のだいごはリズム遊びに加わろうと考えたのかホールを走り回りだした。衝突や転倒を避けるため、保育士がだいごに付き添い、一緒にリズム遊びをおこなった。

その後、散歩に行くことになった。保育士は子どもたちに、靴下をはき、上下のジャンパーを着て、帽子と手袋もするよう促した（この地域にしても11月としては寒い日が続く、すでに積雪もあった）。だいごは保育士の手を借りながら靴下をはくと、ジャンパーを着ずに靴をはいた。まさきは「せんせい、だいごくん、くつしかはいてないよ」と言い、だいごにジャンパーを着させようと試みるがうまくいかず、保育士が再び手を貸した。3歳児のまやは気分が乗らないのか、ジャンパーを着ない、くつしたものはかない、と主張した。保育士に一人でお留守番をするのかと尋ねられると、しぶしぶといった様子でジャンパーを着始めた。こうせいはジャンパーの上だけを着て靴をはいたため、保育士は靴を脱ぐよう伝え、下のジャンパーをはくのを手伝った。3歳児のまなかは、毛糸の手袋を家から持ってきたものの、雪がつくのは嫌だから手袋をはきたくないと言いだした⁶。次々と起こる手助けが必要な出来事に、保育士は外で遊ぶ時間が短くなってしまうと苦笑いしていた。

園庭を出て、約200m先にあるJR駅前の広場まで1列で歩道を歩いた⁷。広場に到着する

と、追いかけてっこをしたり、薄く積雪している坂で滑って遊んだりした。

(フィールドノートより)

散歩の際には一応並び順があるが、多少の入れ替わりは許容され、大幅に入れ替わった場合は一度止まって順番に並び直す。一番前を歩く保育士より先に行ったり、車道にはみ出したりした場合は一度立ち止まり、危ないのでやめるように確認する。1歳児と2歳児は、保育士と手をつないで歩くことが多い。

まさきもそうであったように、必ずしも成功するとは限らないが、高年齢児が自発的に低年齢児を手助けしようとする様子は、保育のなかで度々みられる。助ける・助けられる関係のみならず、高年齢児が低年齢児と接するなかで我慢を覚えたり、低年齢児が高年齢児を真似ようとして、着脱衣や排泄などの生活習慣に関する行為の獲得がよりスムーズになったりするなど、相互に影響していることが観察される。これらは先行研究でも指摘されているが、A 保育園の保育士も実践を通して日々感じている、異年齢保育の前向きな効果であるといえる。

(3) 昼食

戸外遊びから園内に戻ると、靴は靴箱に入れ、靴下を脱いで、玄関に設置されている専用の箱に入れる。冬場は手袋や帽子は玄関にかけられている洗濯物干しの洗濯ばさみに挟んで吊るし、ジャンパーはハンガーにかけて干しておく。たいてい雪で手袋もジャンパーも濡れてしまうため、園児は園で遊ぶとき用のジャンパー等一式を置いておき、自宅との行き帰りにはまた別のジャンパーを使用している。夏場も水遊びや泥遊び、食事の際に服が汚れたり濡れたりすることがあるため、園児の洋服は常に数着ずつ園に置いてあり、戸外遊びのあとは着替えて、汚れた服を持ち帰ることが繰り返されている⁸。

1歳児は保育士が手伝って先に着替えることが多いが、2歳児はできるところまで自分で、「おおきい子」はほとんど自分で済ませることができる。その後、排泄、手洗い、うがいをし、昼食の準備をおこなう。しかし、ここでも散歩に行く前のような様々な出来事が起こり、個人によって時間差が生じる。ジャンパーを脱ぎっぱなし、靴を出しっぱなしで手洗いに行ったり、ジャンパーを脱ぐのが面倒なのか遊びで疲れたのか、そのまま玄関で座り込んでいたり等である。保育士は昼食準備や排泄、手洗い、うがいの手助けをしながら玄関の様子もうかがい、昼食の開始時間に影響が出そうな様子であれば、座り込んでいる子に声を

かける。

昼食準備の前に、5歳児は午睡室でベッドを並べる。A 保育園では数年前から個人用の低いベッドを使用しており、5歳児であれば2名で十分運べる大きさと重さであるため、全員分を並べるのが役割となっている。ベッドには個人の名前が書いてある。それぞれの位置は完全に固定されているわけではないが、午睡室につく保育士の動線を考え、その日に登園した園児の状況に応じて決まる。ベッドの上にシーツや枕代わりのタオル、毛布を用意するのは各自である。それらは午睡室の個人ロッカーに置いてあり、タオルは週末に持ち帰って家庭で洗濯をすることになっている。一斉保育の内容によっては、朝の会の前にベッドを準備することもある。

昼食は保育室で、朝の会と同じように「おおきい子」と「ちいさい子」のテーブルに分かれて食べる。給食は実施していないため、それぞれが家から持ってきた弁当をリュックから出して準備する。保育士は「ちいさい子」の準備を手伝いながら、その合間にお茶を準備したり、各家庭で用意されているウェットティッシュを1枚ずつ配布したりする。「おおきい子」にはほとんど手助けが不要だが、ふりかけの袋を開けてごはんにかける等は保育士が手伝えることもある。「おおきい子」は各自お茶の入ったコップを取りに行き、「ちいさい子」には当番の子か保育士が配る。全員準備ができたなら、当番が「用意はいいですか。いただきます」と挨拶し、昼食を開始する。

保育士はどちらのテーブルにも担任1名ずつがつき、園児と一緒に昼食を食べる。園長も「ちいさい子」のテーブルに加わる。保育士の昼食も弁当である。午前中の活動を振り返ったり、家での出来事を話したり、弁当のおかずを確認したりなど、「おおきい子」のテーブルでは様々な会話が聞かれる。園児が特に楽しみにしているのは、果物やヨーグルト等のデザートである。あまり食事が進まない場合も、「これを食べたらデザートを食べていいよ」と声をかけると食べられることが多い。野菜の苦手な子は常に一定数いるが、親もバランスを考えて作っていることが想像され、野菜のまったく入っていない弁当はない。すべてではなくても、少しでも食べられたら褒めたり、他児が野菜を食べていたらすかさず褒めたりするなどの声かけをする。あるときには、保育士が「先生も『みどり』を食べるから、みんなで一緒に食べよう」と言って口に運ぶよう促していた。ここで「みどり」は必ずしも同じ野菜でなくてもよく、ある園児の「みどり」はブロッコリー、他児はキュウリ、保育士はホウレンソウであったりして、園児の関心に応じて野菜の名前を説明することもある。

「ちいさい子」のテーブルでも会話は聞かれるが、「おおきい子」のテーブルに比べると

食事に集中していることが多い。また、食べるという行為に関して保育士の手助けが頻繁に必要である。進み具合を確かめたり、おかずを細かく切ったり、スプーンですくって口に運んだり等である。必要な手助けとそれを通したコミュニケーションによって、保育士は園児の様子や変化を日々確認する。

2歳児のまなかは保育士の顔を見て、弁当を指さした。保育士は「あら、魚が入ってるの。いいね」と声をかけた。まなかが真顔で「そういうことじゃなくて、ほねとってほしいんだけど」と呟くと、「あ、そういうことなの？ごめんごめん」と保育士は笑って魚の骨を取り始めた。まなかは保育士がほぐす魚をみながら、「ほら、そこ。そこもある」が指をさすので、保育士は「そんなに見つけれられるなら、自分でとれるんじゃないの？」と尋ねていた。

(フィールドノートより)

A 保育園の昼食時には、食事の速さには個人差はあるものの、十分な個別の対応ができるためか、苦手な食べ物を避ける様子はみられても、いわゆる「遊び食べ」のような様子はそれほど頻繁ではない。食事という行為からの逸脱として時折生じるのは、「ちいさい子」が昼食の最中に寝ることである。その際、保育士は園児を何度か起こして食べるよう促すものの、食事の継続が困難だと判断すれば、午睡の準備に切り替える。

昼食を食べ終えた園児は「ごちそうさま」の挨拶をする。そのタイミングは、随時の時期もあったが、あるときから同じテーブルの子が3人食べ終わるまで待つ、というルールが導入された。町内の他園で同様のルールがあることを知り、真似をしたのだとのことであった。挨拶を終えると弁当を片付けてリュックに入れ、コップは保育室の壁際に置かれているテーブルの洗い物かごに置いて、自分が使用していたスペースをテーブル拭きで拭く。片づけは準備のときほどの手助けを要しないが、コップを片づけていない等の不十分なことがあれば、保育士が声をかけることもあるし、園児同士で指摘しあうこともある。

(4) 睡眠の準備

昼食後には排泄を済ませ、歯磨きをし、午睡室のロッカーからパジャマを持ってきてホールで着替えをする。通常先に食べ終えるのは「おおきい子」であり、歯磨きも着替えも保育士の手助けはそれほど必要ないため、「おおきい子」の担任はコップ等の洗い物をする。この間は、「ちいさい子」の排泄、歯磨き、着替えを手助けする保育士が、並行して「おおき

い子」の様子も見守っている。「おおきい子」は着替えそのものというよりも、その途中で別のことに興味がひかれて時間がかかることが多い。よくみられるパターンは、着替えの途中で追いかけてっこをしたり、頭にTシャツを引っかけて遊んだりなどである。多少の逸脱は許容されるが、昼寝の前は絵本をみることを中心とした「静かな遊び」をすると決められているため⁹、走り回る、大きな声を出すようなことをしている場合は、ふさわしくない遊びであることが口頭で確認される。

全員が着替え等を終えたあとは紙芝居をみる。紙芝居を選ぶのは基本的に「おおきい子」である。保育士は順番を考慮しながら、午前中の様子や着替えの状況をふまえて紙芝居を選ぶよう声をかける。選んだ紙芝居によっては、他児が「それはきのうもみた」、「ちがうのがいい」と意見をいうこともあるが、保育士は基本的に選んだ園児の意思を尊重する。ただし、低年齢児が多い時期には枚数の少ない紙芝居に変更を頼むこともある。紙芝居の前または後に、排泄を済ませたかどうかの確認がなされる。

ステージに並んで座った園児に、保育士が排泄に行ったあと手を洗ったかと尋ねると、ある園児が「あ、わすれてた」と言い、走って手洗い場に向かった。すると他の子も「あ、わすれてた」と言って次々に走っていった。(フィールドノートより)

このとき、本当に全員が忘れていたのかどうかは定かでないが、排泄と手洗いは園児にとって面倒な行為なのだろうと保育士は述べていた。

紙芝居を読んでいるあいだは、時々感想を述べる程度は許容されるが、大きな声を出す、長い話をする、前に出すぎたり立ち上がったたりするといったことは適切でない行為として、保育士がやめるよう声をかける。後ろに座っている園児が「みえない」等の指摘をすることもある。ただし、紙芝居をみるという行為に対して保育士がどの程度の集中を求めるかは、園児の年齢や個人の特性によって異なっている。必ずしも集中していなくても、その場に「いる」ことが合格ラインである場合もある。

子どもたちはステージに座り、保育士が読む紙芝居をみているが、2歳児のともかは保育士の膝に座ったり、うろついたりしていた。そのうちに、ふと他の子どもたちが気になったのか、「みんな、なにしてるの?」と尋ねた。保育士が「みんな紙芝居を見ているんだよ。ともかちゃんも一緒にみたら?」と声をかけるが、ともかは「いや」と答えた。そのやりと

りを2回繰り返したあと、ともかは保育士の膝に座った。保育士はともかを膝に乗せたまま紙芝居を読み進め、ともかは内容を聞きながら紙芝居の裏面を眺めているようだった。

(フィールドノートより)

昼食後から睡眠に至るまでの時間帯の特徴は、第一に園児がおこなう行為が細かくて多いことである。具体的には、弁当の片づけ、着替え、排泄と手洗い、歯磨き、「静かな遊び」、紙芝居である。一つひとつの行為には守るべき決まりがあり、「おおきい子」はそれを素早く適切に終わらせることが求められている。ただし、これらの行為について、保育士が逐一積極的に指導しているわけではない。もちろん全体的な様子は見守っているが、日頃の様子からみてこのくらいはできるだろうという想定のもと、「おおきい子」の自発性を信頼し、「ちいさい子」の手助けを優先する。園児がおこなうべき行為をしていないことがあったとしても、それが長すぎない限りは見守って、最終的にできているかどうかの確認をするという方法をとっている。

(5) 睡眠

紙芝居を見終わると、園児は午睡室に向かう。布団に入ったあとは、必要以上に話をしたり、体を動かしたりするなど、他児の妨げになるような行為をすることは許容されない。横になってはいるが目を爛々と開けてどこかを見つめている子や、体を横にして隣の子と目を合わせて遊んでいる子もいるが、ひとまずは低年齢児を寝かせることが優先されるため、音を立てていない限りは許容されることが多い。保育士は低年齢児を寝かしつけたあと、眠るのに時間のかかる子のところに移動して、体をゆったりしたリズムで叩いたり撫でたりし、睡眠に導いていく。

この時間には、睡眠以外の行為は基本的に修正が求められ、それ以前の時間に比べると行為規制は厳密である。上記のように音を立てる行為のほか、ありがちなのは途中で起きて排泄に行くことである。もちろん行きたくなった場合は行ってよいが、特に「おおきい子」では望ましくないとされ、午睡室に入る前に排泄に行かなかった場合は尚更である。クリスマスが近づいてきた時期、3歳児のすずは睡眠時間に排泄へ行くことが頻繁であった。その様子を職員室からみていた保育士は、トイレから出てきたすずに対して「サンタさん来ないわ」と冗談を言っていた。それを聞いたすずは、あわてて午睡室に走って戻っていった。睡眠中の排泄は望ましくないとという規範が、園児と保育士に共有されているから意味をもつ声か

けであるといえよう。同時に、ユーモアを交えて婉曲に指摘し、起床後には「サンタさん来るからだいじょうぶだよ」とフォローするなど、すずにとってそれがプレッシャーになりすぎないような配慮もなされている。ここから読み取れることは、午睡中の排泄は望ましくないけれども、自覚したからといってすぐに直るものではないし、そのうち修正されるだろう、という保育士の長期的な構えである。

比較的短時間で全員が眠る日もあれば、1時間以上かかる日もあり、やっと全員が寝たと思ったら、最初に寝た子が起きることもある。午前中の活動で十分に体を動かすと眠るのも早い傾向にあるが、前日の睡眠時間や家族での生活リズム等にも大きく左右される。全体が落ち着くと、午睡室は保育士1名が担当し、他の保育士は職員室で休憩をとり、連絡帳の確認や日誌などの事務仕事をおこなう。午睡の担当は約1時間で交代し、交代時に園児の様子が伝えられる。

（6）おやつ～降園

午後2時半になると、午睡室にいた保育士がカーテンを開け、園児は起床する。すでに目覚めていた子もいるし、起きる気配もなく眠り続けている子もいる。「おおきい子」は毛布、枕、シーツを折りたたんでロッカーにしまい、パジャマから朝着ていた服に着替える。ここでもやはり、シーツ等をたたみ始めたものの、先に片付け終えた子と遊び始めたり、シーツの柄を気にしたりなど、周囲の様々な要因に影響を受けて「シーツをたたむ」という行為から離れがちな子もいる。排泄・手洗いも片付けの前後に済ませる。確認と記入が終わった連絡帳はホールのステージに置いてあり、各自が自分のリュックにしまい、リュックは帰るときに備えて玄関に置きに行く。「おおきい子」には「ちいさい子」のリュックも持っていくよう保育士が頼むときもある。1歳児の布団の片づけは保育士がおこなうが、自分で片付けようとしているときは見守っている。

準備を先に終えた子は、当番を中心に保育士のおやつ準備を手伝いに行く。おやつは市販のお菓子や季節の野菜・果物等で、お菓子の場合は2～3種類出されることが多い。飲み物は牛乳やカルピス、お茶等である。保育士がおやつを皿に入れて飲み物をコップに注ぎ、当番の子が配る。おやつを食べる場所は保育室であり、昼食時と同じ位置に座る。園児がそろったらお当番が挨拶をし、おやつを食べる。着替えや排泄等に非常に時間がかかっている子がいる場合は、その園児に先におやつを食べることを伝えてから挨拶をする。園児にはそれぞれおやつ好みがあり、味や匂い、硬さなどに影響されるようで、給食のないA保育園

では共通の食べものを通して好き嫌いや日頃の食習慣を推察する機会にもなる。保育士は苦手なものでも一口食べてみるよう伝えるが、強制はせず、2～3種類あるお菓子のなかで食べられるものを多めに増やす等の対応をしている。

おやつを食べ終えたら、昼食時と同様に皿とコップを洗い物かごに入れて、歯磨きをするため手洗い場に向かう。その後はホールでブロックを出すなどして自由に遊ぶ。全員が歯磨きを終えたあとは、そのまま園内で自由遊びをする日もあれば、園庭で遊ぶ日もあり、午前中の活動内容や天候によって決められる。保育士の数に余裕のある日は1名が職員室で日誌を書くなどの事務仕事をする。

16 時頃になると親が迎えに来るため、もう使わないブロック等は一旦片付け、靴下をはき、最低限のものだけを出して遊ぶようになる。順次迎えに来た親または祖父母に、保育士はその日の子どもの様子を伝え、翌日の保育や近づいている行事、提出する書類等を確認する。また、玄関先では畑の野菜の育ち具合のような世間話から、学校でインフルエンザが流行し始めたとか、山奥でヒグマが出たなどの地域の情報等も交換する。遊びの途中であった場合は、園児はすぐに帰ろうとせず遊び続けることもあり、親は急ぎの用事がない限り保育士や他の親と会話をするなどして待つ様子がみられる。いつもより早めに迎えに来た親に対し、砂遊びを始めたところだったしょうまが「もう、いまはじめてばっかりなのに」と文句をいうと、「じゃああとでまた来るね」といって親が一旦帰宅したこともあった。親の柔軟性は以下の例にもみられる。

一番遅くまで残っていたあやのとゆうかに、保育士が絵本を読もうと手に取ったとき、仕事帰りで作業着姿の父親が迎えにきた。「いまからみるのに」と二人が父親に文句を言うと、保育士は「じゃあお父さん読んでいって」と絵本を手渡した。父親は「えっ、僕ですか」と言いながらも笑って絵本を受け取り、座って二人を前に絵本を読み始めた。

(フィールドノートより)

特に勤務者である親にとっては慌ただしい朝とは異なり、迎えの時間帯は園児、親、保育士がそれぞれにコミュニケーションをとる時間帯でもある。保育士によると、一人ひとりの親とじっくり話す時間は、園児の多い市街地の保育所ではどうしても取りにくく、A 保育園のような小規模の保育所ならではの良さであるとのことであった。17 時には全員が降園し、保育士は残った仕事を片付けて退勤する。

2-3. 二つの集団の役割

A 保育園の 1 日から読み取れることは、「おおきい子」と「ちいさい子」からなる二つの集団は、園児に求められる行為規範と保育者のはたらきかけを正当化する根拠になっていることである。これが A 保育園の必要を満たす実践の基礎となる論理といえる。

行為規範の獲得と保育者のはたらきかけについては、先行研究でも 3 歳以上児と 3 歳未満児とで異なる方略がとられていることが明らかにされている。というよりも、「年齢＝発達」仮説をベースとした研究知見によって、3 歳という年齢的位置で保育方法を変えることが標準となり、実際にそのようにクラス分けされ、分けられた集団を単位として研究することで「年齢＝発達」仮説を強化する、という循環が生まれてきたと考えられる。

3 歳以上児に対しては、保育者は在所児に行為規範の獲得を促す方法として、個別的・直接的な行為というよりも、集団へのはたらきかけと集団内での相互作用を用いる傾向にある。幼稚園でフィールドワークをおこなった結城恵は、保育者は基礎集団の内側に多様な集団を形成し、子どもの行為規範の獲得を促すために活用していることを明らかにした（結城 1998）。形成される集団の一つは、年齢、性別、テーブルのまとまりなどの「目に見える集団」であり、これは子どもを特性に関係なく「平等かつ調和的に」扱い、互いの協力によって「全員に同じレベルの知識、技能、規範を獲得させるために活用」される。もう一つは「騒がしくしているお友だち」のように婉曲に表現される「目に見えない集団」であり、「逸脱行為をする子を匿名にして差別的・排斥的に」扱い、「行動や態度を『自発的』に修正させるために活用」される。これらの組み合わせにより、子どもたちはそれぞれの集団単位内のメンバーとして適切な行為を獲得していくという（同上, pp.180-183）。

一方、まだ集団的な活動が成立しにくいといわれる 3 歳未満児においては、どちらかという保育者と在所児の 1 対 1 関係を軸としながら行為規範の獲得が促される。保育所の 2 歳児クラスを対象とした柴山真琴の研究では、行為規範の獲得の初期段階では保育者による身体的で直接的な手助けがなされ、在所児の発達状況に合わせて徐々に言葉による促しへと方法が変容することが明らかになった（柴山 2000, p.88）。クラス他児の影響も受けるけれども、3 歳以上児のように集団の一員として活動に参加・適応することはそれほど期待されず、保育者を媒介とした少人数の関わりのなかで行為規範が獲得される。

結城と柴山の論考における知見は A 保育園にもあてはまる。ただし、年齢別クラスを事実上形成していない A 保育園では、行為規範の獲得の諸段階にある園児を時間的・空間的に分けていないため、同じ時空間で質的に異なる複数の手助けやはたらきかけが入り乱れる

ことになる。A 保育園の実践で興味深いことは、それによって混乱状態に陥ることはなく、個別にみれば「年齢＝発達」仮説に基づいた標準的なはたらきかけをおこないながら、全体的にみれば集団活動を成立させていることである。そのように考えると、A 保育園における二つの集団とは、園児に求める標準的な行為規範と、それを促す保育士の標準的なはたらきかけを、少人数異年齢保育という集団保育の形態において秩序立てるという必要に応じて形成された仕組みとして捉えることができる。

この点をふまえ、少人数異年齢保育において標準的な保育を成立させようとする保育士の試みと、二つの集団の持つ役割について、項を改めて検討する。

3. 直線的時間：行為規範と状況適切性の獲得

3－1. 直線的時間の身体化

二つの集団が3歳という年齢を境界としてつくられていることをふまえ、まず A 保育園において顕在化する「年齢＝発達」に基づいた保育の様相を確認しておきたい。その一つは、年齢順に並ぶということである。

A 保育園の保育では、園児がリズム遊びの最初にステージで並んで座ったように一列に並ぶことがある。このときの並び順には指定がなく、自由であった。ホールで絵本や紙芝居をみるときも同様である。一方、A 保育園の成員以外の人びとに何かを発表するときは、練習も含めて並ぶ順番が決まっており、並んでいる園児からみて右端が5歳児、左端が1歳児である。同年齢児がいる場合は五十音順で決められる。年度替わりにこの順番が決定されると、途中入園がない限り1年間はこの順番が固定されるため、何度か繰り返すうちに園児は自分の位置関係を覚え、「年長さんから順番に並んで」と声をかける程度で並ぶことができるようになる。月に2度おこなわれる世代間交流事業ではこの順番でステージに座り、5歳児から順に出席を確認したり、全員で歌や手遊びを披露したりする。前述のリズム遊びの際も、最初に並んで説明を聞くときこそ並び順は自由であったが、大きく動く場面でホールに出る順番は年長児からであった。

年齢順に並ぶ、あるいは年齢順に何かの活動することは、A 保育園における直線的時間の可視化であるといえる。それは外部から見えるというだけではなく、園児にとっても、保育所の直線的時間における自分の位置を身体的に確認し、この順番に何らかの意味があることを知覚するという機能をもつ。午睡室で布団を敷く場所についてトラブルになり、思い

通りいかなかった3歳児のあやのが泣いていたとき、保育士があやのに話を聞いた上で、「もうすぐ4歳になるんでしょう？2歳になるのかい？」と尋ね、今日は我慢するよう伝えていた。この声かけは、一つ上の年齢と「我慢する」、一つ下の年齢と「我慢できずに泣く」という行為を結びつけ、年齢に応じて適切な行為を確認して引き出そうと意図したものであると考えられる。「2歳になるのかい？」という問いかけに対してあやのが首を横に振って否定していたことから、自分の位置および進むべき方向とともに、現在の位置に適切な行為をも理解していることが示唆される。

園児のなかでも、適切な行為を十分に身に付けているとされるのが年長児である。A 保育園において年長児のみの特別な役割や毎年恒例の行事等は数少ないが、日常生活のなかで園児は「ねんちょうさん」を特別な存在と認識している。フィールドワークのなかで、2歳児が突如「ねんちょうさんになりたい」と呟いたり、3歳児が「わたしたち、もうねんちょうさんなの」と得意げに言ったりする様子がみられたことも、その現れのひとつといえる。保育士によると、あるとき、3歳児のよしひろも「ねんちょうさんになれるかな」と言い出したという。ところがその日、よしひろは親が帰りの迎えに来てもなかなか帰ろうとせず、準備に時間がかかっていた。そのあいだに4歳児のまさきの祖母も迎えに来て、まさきはあっというまに準備を済ませ、よしひろよりも先に帰っていったという。保育士はよしひろに、あれがもうすぐ「ねんちょうさん」になる子の行為であり、明日は頑張るように伝えたとのことであった。「ねんちょうさんになりたい」という気持ちを汲み取りながら、直線的時間における年長児と現在のよしひろとの客観的な距離を確認し、行為規範の獲得を促す声掛けがなされているといえよう。

「年齢＝発達」仮説に基づく保育が日本では標準であるという意味で、A 保育園の保育方法は標準的である。A 保育園のように少人数でこの方法を用いる際の不足があるとすれば、それは比較できる同年齢の対象がいらないことである。同年齢集団内での比較は競争を助長する面もあるといわれているが、その保育施設における特定の年齢集団の標準を確認し、個人差を理解する上では有意味である。A 保育園では同年齢児がいらないか、いてもせいぜい1～2名であり、同年齢児同士で比較しながら行為を導くことは難しい。そこで参照されるのが、以上のような直線的時間における立ち位置である。また、他園の同年齢児が引き合いに出されることもある。X 町内では他園との交流をしばしばおこなっているため、A 保育園の園児は他園に同年齢児がいるというイメージをもっている。そこで保育士は、「〇〇保育園の4歳の子は～なんだって」といった表現を用いて仮想の「同級生」を存在させ、4歳児の

様子を具体的に伝える方法をとることもある。その意図は、「4歳児であれば～しなければならない」と押し付けることなく、園児が自分たち以外の「同級生」を想像し、行為規範の獲得を間接的に促すことである。

3-2. 状況適切性

さて、A 保育園の二つの集団は、この直線的時間において、3歳という位置で線が引かれることによって形成される。それは制度でクラス分けされていることを前提としながらも、運用上の「目に見える集団」としても機能している。

二つの集団が明確に現れるのは昼食時である。このときは同じ空間のなかでも場所が分かれ、保育士による手助けの内容も大きく異なっている。「ちいさい子」は食べ物をこぼしても保育士が片付けるが、「おおきい子」はこぼしたら自分で拾う、こぼさないように食べる等の声かけがなされるなど、求められ、獲得すべきとされる行為規範にも違いがある。このような行為規制の濃淡は、1日のなかの場面によっても変化する。また、二つの集団自体も状況によって可視的であったり、比較的に見えにくかったりもする。したがって、集団を用いた行為規制と行為獲得の促しは状況に応じておこなわれるといえ、園児に求められるのは状況における適切な行為であると考えられる。これを「状況適切性」¹⁰と呼ぶことができる。

1日のなかでもっとも強く状況適切性が求められるのは、昼食後の睡眠の時間である。すでに述べたとおり、睡眠中には布団に入って眠ること以外の行為は原則的に認められない。それ以外の行為は他児の睡眠を妨げるからである。睡眠中に排泄に行くことは、本人の睡眠が中断されることはもちろん、睡眠室を歩くことで他児が起きてしまう可能性があることも問題である。仮に眠れなかったり、早めに目が覚めたりしても、午睡室にいる限りは音を立てずに静かに横になっていることが求められる。保育士は先に「ちいさい子」を寝かせようとするが、十分な睡眠時間を確保するための配慮でもあり、結果として逸脱行為を規制する確実な方略をとっているともいえる。「おおきい子」は眠っていなくても他児の妨げにならずにその場にいることができるが、「ちいさい子」は状況適切性がまだ獲得されず、行為修正が難しいこともあるからである。

規制が比較的緩やかなのは自由遊びの場面であり、園児は他児・保育士とそのときにおこないたい遊びをすることができる。しかし、「好きな遊び」といっても場所は限定される。ホールで遊ぶ時間なのに一人だけ園庭に行くとか、全員で園庭での戸外遊びに出るときに

ホールでブロック遊びをするといった行為は、特別な事情がない限り許容されない。保育士数が多ければ複数の場所での自由遊びも可能かもしれないが、保育士数も限られる A 保育園では、遊び空間の展開にも限界があるからである。同じく安全面を考慮して、散歩のときには「ちいさい子」は保育士または「おおきい子」と手をつなぎ、車道側は歩かないように制限される。「おおきい子」であっても、先頭の保育士より前に出ることや車道に出ことは禁止され、列を乱しすぎると修正が求められる。ただし、睡眠時のように直接的に即時の修正が求められるというよりは、道路の状況に応じて若干許容されたり、規制自体を遊びに変えたりするような方略もとられる。あるときの散歩では、ついつい前に行ってしまう子どもたちに対し、先頭を歩く保育士は「ダメで一す」と言って腕を振り降ろして前を遮った。それを繰り返しているうちに、降ろされる保育士の腕に当たらないようにギリギリの位置を歩くという遊びをしながら散歩する、という展開になっていた。

場面と場面のあいだにある生活習慣に関わる行為の場面にも細かい規範がある。他児が手洗いや歯磨きをしているところに割り込まないとか、トイレのスリッパはそろえるなどの基本的なことから、睡眠前後の細かいルーティンワークや、外に行くときには適切な服装に着替えなければならない、その条件を全員が整えるまで外には出られない、といったことまで、その内容は多種多様である。「ちいさい子」はそれを保育士と一緒にこなしながら行為の具体的内容を覚え、「おおきい子」は一人でできることが期待されている。「一人でできる」とは、正確であると同時に、他のことに気をとられることなく行為に集中し、短時間で終えることである。保育士の手から離れる時間が長いぶん、園児には自己規制が求められることになる。

戸外遊びの準備に関連して、昼食時の「同じテーブルで3人食べ終わるまで待つ」というルールを思い起こせば、園児が集団の一員であることを意識する機会が繰り返しあることにも気づく。誰かが先に食べ終われば、待たせすぎないように集中して食べるとか、誰が次に食べ終えそうか様子をみるなど、状況を把握することが求められる。全体ではなく「テーブルのなかで」というルールであることから、それぞれが所属する小集団への帰属意識を高める仕掛けの一つであるといえ、日本の教育界で頻繁にみられる「協調的共有体験」(恒吉 1996, pp.232-233) を用いた状況適切性の獲得が促されているといえる。「協調的共有体験」とは、班や係の活動のような小集団を用い、個人と「集団の利害が絡まるような仕組みの中で、行動が評価の一環として位置付けられている」ような「集団責任体制」のことである。この体験は「同質的で自己完結的な共同体を前提」とし、「皆が同時に同じことをする

という一斉体勢」が組み合わさって、日本の教育界における「一斉共同体主義」を保ち、助長させるはたらきをもつ（同上, pp.231-233）。

A 保育園の二つの集団もまた、一面ではこのような側面をもっているし、集団の一員として行為するという経験を必要と考えて、保育士が二つの集団を形成していると考えこともできる。しかしあまりにも人数が少ないため、形成した集団の成員は同質化しきれないし、集団内で完結できる活動も限られる。標準的な保育の必要に基づいて二つの集団は形成されているものの、人数の不足によって、一般的な意味での年齢別のクラスとは段違いの異質性と開放性が保たれているといえよう。

3-3. 集団遊びにおける二つの集団

二つの集団が現れるのは、生活習慣の獲得に関する場面に限らない。一斉活動における集団遊びの成立にも、二つの集団の活用が必要不可欠である。例として、オニがおもちゃの部屋に複数の玩具の果物を隠し、ホールで待機していた他の子がそれを見つけに行くという遊びをあげよう。このときには、保育士は全員にルールが伝わるように、最初は保育士がオニ役をし、次に「おおきい子」が一人ずつ、最後に「ちいさい子」が保育士と一緒にオニをする、という段階をふんだ方法がとられていた。探しに行くときには、全員が一斉に行くのではなく、先に「ちいさい子」が保育士とともに探しに行き、「ちいさい子」が見つけれなかった難易度の高い隠し場所にある果物を「おおきい子」が探すというルールで進められていた。

この例から、保育士は遊びのおもしろさを損なわない程度の手助けを「ちいさい子」に加えることによって、遊びの内容を「年齢＝発達」に応じたレベルに変え、全員が楽しめるような遊びを作り出しているといえる¹¹。いわば、保育士は「ちいさい子」の目線をその遊びに必要な水準まで上げるために、下駄を履かせるような役割を果たしている。これが成立する条件としては、「ちいさい子」が保育士による直接的な手助けを受けながら遊びに参加することを、「おおきい子」が受容しなければならないということである。「おおきい子」が「ちいさい子」に対して「〇〇ちゃんは先生と一緒にずるい」と感じれば、全員での遊びは困難になるであろう。筆者はこれまでのフィールドワークを通してそのような場面と出会ったことはなく、園児も「ちいさい子」への手助けが当然のこととして認識していることがうかがえる。手助けの必要性のみならず、「ちいさい子」が遊びのルールを留保されるべき存在としてあることは、以下の集団遊びの様子からも読み取ることができる。

「おおきい子」と保育士が、プラフォーミングを椅子代わりにしてホールで円に並べ、ホールで椅子取りゲームを始めた。その間、「ちいさい子」はステージで絵本を読んだり、おもちゃで遊んだりしていた。椅子取りゲームの様子をみていた2歳児のともかは、ステージに置いてあったプラフォーミングをおもむろに持ちあげると、「おおきい子」の輪のなかにそれを置いて座り、椅子取りゲームに「参加」した。「おおきい子」たちはその様子を見ていたが、特に不満が出ることはなく、保育士は「ともかちゃん頭いい」と笑って受け入れた。そのまま椅子取りゲームは続いた。ほどなくしてともかは「敗退」し、保育士に促されて泣きながらステージに戻った。(フィールドノートより)

椅子取りゲームに参加したつもりになっているともかに対し、「おおきい子」も保育士も否定や拒否をすることなく、参加したつもりのままで受容している。おそらく他児はともかを遊びの正規参加者として認めたわけではないが、かといって「参加してはいけない」というルールを突き付けることもなかった。ゲームはゲームとして進めながら、ともかの「椅子取りゲームごっこ」に付き合ったともいえる。仮にともかが優勝した場合はどうなっていたかわからないが、早々に「敗退」したこともあり、トラブルになることはなかった。

「ちいさい子」には「おおきい子」とは異なる手助けが必要であること、さらには言葉による説明が十分に伝わらないという特性を「おおきい子」が理解している背景としては、一つには遊びに限らず保育のほとんどの場面で「ちいさい子」には保育士がついているため、手助けの必要性を視覚的に日々確認し、違和感をおぼえることがないあたりまえの光景になっていることがある。もう一つは日常における直接的体験である¹²。お菓子屋さんごっこをしていた5歳児のもえかは、石をクッキーに、砂を粉に見立てて、クッキーに粉をかけてお客さんに出そうとしていた。そこへ1歳児のりゅうまがやってきて、もえかに許可を得ることなくクッキーをテーブルに並べだした。もえかは粉をかけることを説明しようと試みたが、通じないとわかるとあきらめたのか、並行的にクッキーを作り始めた。このように、保育士を介しない園児同士の関わりのなかでも、「ちいさい子」に対する認識が蓄積されていると考えられる。

保育士が加わらずに、異年齢の園児のみで集団的な遊びをすることもある。その場合は高年齢児が下駄を履かせる役割を担うか、高年齢児が低年齢児の理解度に合わせて目線を下げることで、共通の遊びを楽しむ条件をつくることになる。河邊貴子も指摘するように、近

所の子どもが集まっておこなうような異年齢の集団遊びにおいては、高年齢児が「自分たちだけが楽しむ遊びのやり方では、走力、理解力の上で弟妹が参加できなくなり」、親から頼まれた「面倒を見る」という「使命」を果たせなくなるため、ルールの変更を必然とする。すなわち「ルールは固定的なものではなく、その日の構成メンバーや状況に応じて、柔軟に取り決められ」るものである（河邊 2001, p.190）。以下の例は、2歳児の存在によって自然とルールが簡易化され、「呼びかけと応答」（西村 1989, p.99）のみに特化したかくれんぼの様子である。

5歳児のもえか、4歳児のあやの、2歳児のゆうかがかくれんぼをし始めた。じゃんけんをしてオニを決め、オニが10数えている間に隠れ、「もういいかい」、「もういいよ」という呼びかけと応答によって探しに行くような、素朴なかくれんぼであった。ところが、隠れる役の二人は常に午睡室の壁際に一緒に隠れるので、すぐに見つかってしまう。つまらないのではないかと考えながら観察していたが、彼女たちは満面の笑みで歓声を上げながら同じことを繰り返していた。何度目かのじゃんけんで、ゆうかは勝ったのに「まけた。ゆうか、おに」と言いだした。もえかとあやのは一瞬戸惑った様子ではあったが、すっかりオニの気分になったゆうかが数を数えだすと、また午睡室に二人で隠れていった。おぼつかない様子で10数えたゆうかは、「もういいよ」という声が聞こえると、真っ先に午睡室に二人を探しに行った。もちろんすぐに見つかり、三人は大きな笑い声をあげていた。

（フィールドノートより）

4. 曲線的時間：集団間の境界の可変性

4-1. 二つの時間：1歳児の特殊性

前項では二つの集団の機能を中心に論じてきたが、ここまでの議論をふまえると、どちらかというところ「年齢＝発達」をふまえた2クラスによる合同保育がおこなわれているというイメージにも思えるかもしれない。そうではなく、本研究でA保育園が全員集団を基礎としていると捉える理由は、二つの集団の境界が非常に柔軟で可変的だからである。次に検討するのはこの可変性についてである。

二つの集団の可変性を論じるために、まず「ちいさい子」からの1歳児の分離と統合を示しておきたい。A保育園の制度的特徴の一つは、へき地保育所のなかでは一般的でない満1

満1歳児の入園が可能なことであった。第3章で述べたとおり、施設・設備や保育士数の問題から満1歳児を受け入れられるべき地保育所は少数派であるもの、認可保育所から移行したA保育園では施設・設備が整っており、家族の必要による特例として制度化された。満1歳児および1歳児は「ちいさい子」に集団化されるが、そのなかでも発達段階において特異な位置にあることが、随所に現れる。4歳児のあやのは筆者に、1歳児の「りゅうまくんはどうして『うー』しかいわないのかな？」と疑問を投げかけた。あやのには2歳下の妹がいるため、りゅうまが人生で初めて関わる1歳児であったわけではない。しかし、あやの自身が他児に関心をもつタイミングでりゅうまが存在したことによって、改めて言語的な発達過程の不思議さに気付いたと推察される。

園児に影響をもたらすばかりでなく、特に満1歳児の入園は保育士の配置と行為を大きく変容させる。もっとも大きな変容は、時間の流れが二つに分かれることである。その例を表4-2に示す。外遊びを終えてから睡眠までの時間をみると、「おおきい子」よりも「ちいさい子」のほうが10分程度早いことが確認される。完全に分かれているわけではなく、昼食および睡眠の時間は重なっていたし、昼食をとる際の場所も通常どおりであったが、この日の保育士は意図的に10分のずれを生じさせていた。

表4-2の時期には、約3か月前に満1歳の誕生日を迎えてまもなく入園した園児がいて、外遊びから戻る際の着替え、手洗い・うがいやおむつ替え、昼食準備、睡眠の準備に至

表4-2 2015年8月26日の保育の流れ

時刻	活動内容	
	ちいさい子	おおきい子
8:30	順次登園	
	自由遊び	
10:00	一斉保育(散歩)	
11:00	昼食準備	散歩、園庭での遊び
11:15	絵本	
11:25	昼食開始	昼食準備
11:35		昼食開始
	睡眠準備	
12:20	睡眠	睡眠準備
12:30		睡眠
14:30	起床	
14:50	おやつ	
15:10	自由遊び	
16:00	順次降園(～17:00)	

園児：5歳1名、4歳1名、3歳0名、2歳2名、1歳3名
保育士：2名

表4-3 2015年2月3日の保育の流れ

時刻	活動内容
8:30	順次登園
	自由遊び(園内)
10:10	一斉保育(まめまき)
11:00	(ころがしドッジ、ブロック)
11:25	昼食準備
11:40	昼食
	睡眠準備
12:30	睡眠
14:30	起床
15:00	おやつ
15:10	自由遊び(園内)
16:00	順次降園(～17:00)

園児：5歳1名、4歳1名、3歳2名、
2歳1名、1歳3名

保育士：2名

るまで、すべてに多くの手助けと時間を要していた。もちろんだの1歳児にも個別の対応は必要であるが、満1歳で入園間もなければなおさらである。この日は保育士が2名であったこともあり、それぞれの行為に費やされるであろう時間を計算して、「おおきい子」よりも10分早く「ちいさい子」の時間を進めることで、昼食と睡眠の時間を十分にとれるようにしたといえる。

しかし、満1歳で入園した園児がいても時間の流れが一つの場合もある。表4-3は、表4-2と同様に1歳児3名、保育士は2名の日の様子であるが、二つの集団による時間のずれは生じていなかった。表4-2と表4-3の日で異なる条件は、第一に出席した子どもの数である。表4-2では「おおきい子」が2名、「ちいさい子」が5名で人数であり、しかも3歳児が欠席であったため、二つの集団に分けやすい条件が整っていた。第二に1歳児の在園期間の違いである。表4-3のときにはもっとも在園期間の短い満1歳児でも入園から約半年が経過しており、保育所の流れにある程度適応していた。保育士によると、もっとも年齢の低い子が保育所の生活に適応しているかどうか、二つの集団に分けるか統合するかの判断基準の一つになるとのことである。

より具体的な場面でいえば、排泄の自立は重要な指標である。いわゆるトイレット・トレーニングを開始する、概ね2歳児以降の園児は、オムツが必要であっても排泄のタイミングを自分から保育士に知らせることができる場合が多い。しかし、月齢の低い1歳児は排泄やオムツ替えのタイミングを自ら知らせることは難しく、保育士が気づくことが必要となる。オムツ替え等をしている間は基本的に1対1の保育になるため、他の園児には別の保育士が対応することになる。排泄がまだ自立していない1～2歳児が複数いる期間は、まさに猫の手も借りたいような状況であり、満1歳児の入園が決まったあと、園長が必ず急いでおこなう仕事は代替保育者の確保である。

睡眠の場面でも、1歳児は保育所の流れに大きな影響を与える。新入園の1歳児は睡眠の時間が近づくと泣くことが多い。ある保育士はその理由を、親から引き離され、午前中を過ごしてようやく慣れた保育所の様相から一変し、着替えさせられ、薄暗い部屋に入れられ、他児と同じ空間で布団に寝かされることは、彼／彼女にとって好ましくない環境の変化なのだろうと推察していた。この分析からは、集団のなかで眠るという保育所に特有の時空間に対する適応が、保育所での生活全体への適応に大きな意味をもつことが推察される。集団保育の遂行という視点からみると、睡眠時に1歳児が泣くことは他児の睡眠を妨げる行為となる。そのため、午睡室にすることが難しい1歳児は別室に移動し、午睡室の担当ではな

い保育士が抱っこをするか、ベビーカーに乗せる等の対応をすることになる。眠った後にそのまま午睡室の布団で寝かすことができるときもあるが、移動するとたいてい起きてしまうため、結果として休憩中の保育士が交代で1歳児の睡眠を担当することになる。保育所における「午睡」とは、ただの睡眠ではなく特定の部屋で集団的におこなわれる睡眠であり、その時空間にいられるようになることは「成長」である。

以上のような直接的な手助けを多く要する1歳児を、A 保育園では「あかちゃん」と呼ぶこともある。1歳児が早々に眠りについた際には、まだ着替えていたり絵本を読んだりしている他の園児に対して、「あかちゃん」が眠っているから静かにするようにという声かけがなされる。

パジャマに着替えた子どもたちは保育室に集まり、保育士の周りに座った。保育士は、1歳児のだいが先に午睡室で眠ったため、静かに紙芝居をみるよう伝えて、読み始めた。この日の紙芝居は妖怪が出てくる昔話だった。3歳児のまやは、三つ目が出てくると「めー」と額を指さし、猫が妖怪に襲われるシーンでは「にゃー」と身振り付きで、立ち上がっては小さい声で私に説明してくれた。普段は声が大きいまやだが、このときは「静かに紙芝居をみる」という約束を覚えていたようだった。しかし、「前に座っている子は座って紙芝居をみる」というルールは忘れていたようで、立ち上がるたびに他の子からは「みえない」と指摘されていた。(フィールドノートより)

「あかちゃん」という年齢カテゴリーによる集団の細分化は、同年齢保育に類似しているようにも思えるが、A 保育園の場合はいずれ一つの集団に再統合することを前提とした細分化である。「あかちゃん」の登場はA 保育園の時間の流れを二つに分ける主要因である。やがて保育所の生活時間に適合した「あかちゃん」は「ちいさい子」と呼ばれるようになり、時間の流れは再び一つになって、二つの集団は同じ活動のなかでの行為と、保育士によるはたらきかけの差異で現れることになる。

なお、2歳児で入園してくる子には、これまでの経験や個性を考慮した対応がとられる。3歳児以上は多少の個別の配慮がなされる程度で、保育の流れや保育士の配置を変更するような措置はほとんどとられない。3歳以上で入園する子の多くは他の幼稚園・保育所等に通った経験をもっていることも、集団生活への適応に影響を与えていると考えられる。

4-2. 境界の引き直し

1歳児にみられる集団からの分離と統合と同様に、他の年齢の園児も、自らが所属する集団から分離したり、もう一つの集団に移行したりすることもある。

A保育園の1～5歳児の園児は、直線的時間のどこかに位置づいているとはいえ、順調に5歳児に向かって水路を流れ続けているわけではない。例えば、保育士に「落ち着いた2歳児」と評されていたりゆうまは、「ちいさい子」であったときも「おおきい子」とともに活動でき、目立った逸脱行為はみられなかった。ところが「おおきい子」になった4月、様子は一変した。睡眠前の着替え時に大声を出して走り回るなどの逸脱行為がみられるようになったのである。その理由は、4月に入園した同年齢のつばさの活発さにつられてのことであった。保育士はりゆうまに逸脱行為の修正を求めながらも、つばさにの影響力に驚き、りゆうまが3歳児らしくなったと捉えていた。

直線的時間における揺らぎは二つの集団間でも生じうる。筆者がA保育園を訪れたあるとき、本来は「ちいさい子」であるはずの2歳児のゆうかが、「おおきい子」のテーブルで昼食をとっていたことがあった。保育士によると、その契機は3歳児検診に行ったことであった。ゆうかは3歳児検診の経験を自身の成長と感じて自慢げに話しており、保育士もその気持ちを前向きに捉え、「おおきい子」のテーブルに移動したということであった。2歳児のよしひろもまた、日頃の様子や体格の良さから、一時は「おおきい子」のテーブルで昼食をとっていたことがあった。ところが後日筆者が園を訪れたときには、また「ちいさい子」のテーブルに戻っていた。よしひろは野菜が苦手であり、食べようと挑戦することもなく、まったく手を付けようとしないのは「おおきい子」にふさわしくないと見なされたためであった。

これらの例からは、二つの集団の境界は比較的容易に変更されることがうかがえる。それどころか、園児が境界を行ったり来たりすることも許容されている。もちろんこの変更は実践上のことであり、制度上の「3歳以上児」、「3歳未満児」の区分が変更されているわけではない。しかし、実践上であっても、同年齢でクラス編成する一般的な保育所において、園児が状況に応じて頻繁にクラスを行ったり来たりすることはあまりみられない例であり、A保育園の特徴といえる。

保育士が「ちいさい子」を「おおきい子」へ移動させる理由は、その園児が「おおきい子」としての適切な行為規範が獲得していること、あるいは獲得を期待しうることの二点があげられる。つまり、集団を移行することを契機として適切な行為規範の獲得を促すという教

育的な方略も含まれている。ただし、タイミングによっては必ずしも成功するわけではなく、「おおきい子」であるなら苦手な食べ物でも頑張って食べてみる、という行為規範を十分に実践する段階になかったよしひろは、元の集団に戻るようになった。直線的時間の秩序からみれば「後退」ともいえるこの変更を、否定的に捉えるのではなく、それを許容できる環境であることが、ここでは重要である。

「ちいさい子」が「おおきい子」の集団に加わるパターンに比べると、逆のパターンはあまりみられないが、3歳児のあやのが「ちいさい子」の集団で遊んでいたことがあった。これは保育士の声かけによるものであった。この時期は5歳児が0名、4歳児が4名、3歳児が1名という園児構成であり、4歳児のなかで集団遊びが成立していることが多くみられた。唯一の3歳児であったあやのは、その集団遊びに加わりたい雰囲気で見つめている様子がたびたび観察されたが、保育士の分析では4歳児4名はまだあやのに配慮しながら仲間に入れて遊べるほどの段階ではなく、加わったとしてもあやのはついていけないだろうとの判断であった。このとき、保育士は「ちいさい子」の集団でもあやのが十分に遊べるようにはたらきかけていた。

園児自らが、あえて年齢が下のカテゴリーを望むときもある。昼食を食べていた2歳児のゆうかの手が止まったため、保育士が弁当を確認し、まだ残っていた白米をスプーンで集めた。一口だけスプーンで食べさせ、あとは自分で食べるように促したが、ゆうかは食べさせてほしいと訴えていた。保育士が「あかちゃんになっちゃったの」と尋ねると、ゆうかは「あかちゃん」と喜んで繰り返し、保育士は「あら、あかちゃんなのかい」と笑って同じことを繰り返した。保育士が園児の要求を常に受け入れるわけではないが、このときはゆうかが楽しんで食べることが優先され、「ちいさい子」より下の「あかちゃん」というカテゴリーが用いられることになった。

集団間の移行ではなくても、ときには低年齢児が高年齢児を上回る力を発揮する場合もあることは、先行研究でも指摘されている（宮里 2013）。A 保育園でも、5歳児よりも4歳児のほうがフラフープ回しを得意としていたり、縄跳びの回数を多く跳べていたりする様子が観察された。以下の例は能力的に上回ったというより「一本取られた」とでもいえるような例であるが、園児の関係性のなかで、高年齢児が常に優位に立つとは限らないことが読み取れる。

子どもたちが午睡室で布団を用意しているとき、2歳になったばかりのともかは、お気に

入りのドキンちゃんのぬいぐるみを取りに行き、戻ってくるときにゆま（４歳）にぶつかった。ゆまが「ともかちゃん、いたい」と、謝ってほしいことを遠回しに伝え、ともかは目をそらして「ともかちゃん、たたいてないよ」と答えた。ゆまがあきらめずにもう一度「いたい」と伝えたところ、ともかは「ともかちゃん、たたいてないよ。ドキンちゃんじゃない？」と答えた。（フィールドノートより）

先述のように、A 保育園でも年長児を理想とした直線的時間が貫かれており、園児も自分がそのなかのある地点に位置づいていることを理解している。そもそも「おおきい子」と「ちいさい子」という集団そのものが直線的時間を示す存在である。しかし、全年齢を包含した全体集団を基礎とする A 保育園では、直線的時間と対峙する構えが、同年齢集団を基礎とする保育所とは異なっている。同年齢集団を基礎としている場合、3 歳児は 3 歳児クラスの一員として直線的時間の特定部分に位置づく。3 歳児クラスの内部で集団が細分化されたとしても、それはあくまでも直線的時間の「3 歳児」の位置においてである。それに対して、A 保育園では全員集団を基礎としているために、状況によって直線的時間における位置そのものを変化させることができる。もちろん 3 歳児が 2 歳児に「なる」ことはないけれども、全体および各集団が射程とする時間的位置を幅広くとっておけば、必要に応じて柔軟な個別の対応をすることが可能になる、ということである。このような保育形態によって、卒園というゴールに向かって直線的時間をまっすぐ進むのではなく、「行きつ・戻りつ」（青木 2013, p.74）する曲線的時間が許容されていることが、A 保育園の特徴である。

A 保育園ほどの境界の柔軟性はなかったとしても、「年齢＝発達」をふまえ、帰属する集団を意識させながら個別の配慮をすることは、どの保育施設でもなされていることであろう。その意味で A 保育園の保育は標準的であり、園児数の少なさによって個別の配慮がより充実しているともいえる。だからといって個別の配慮には偏りすぎず、あくまでも集団であることを重んじている点は、託児とは異なる保育所としての機能に意味を見出す、保育士の論理が影響していると考えられる。

5. 少人数異年齢保育における保育士の役割

5-1. 保育士の配置

少人数異年齢保育を保育士の視点から捉え直すと、複数の保育士で全園児を保育すると

いう方法といえる。筆者は、前勤務園がX町市街地の保育所であったという A 保育園の保育士に、「X 町市街地の保育所では年齢別クラスだと思うが、A 保育園に異動したとき、同年齢ではなく、異年齢児が混ざった一斉保育に戸惑いはなかったか」という主旨の質問をしたことがある。保育士の回答としては戸惑わなかったということであったが、それよりも筆者がそのような疑問をもつこと自体を不思議に感じている様子であった¹³。というのも、A 保育園に限らず、X 町の小規模な保育所ではどこでも異年齢児混合の一斉保育がおこなわれているからであった¹⁴。どの保育所でも制度的に最低限のクラス分けはしているが、人数の少なさに応じて、徐々に合同保育の時間が長くなるようである。その際、例えば 1 名の保育士が 5 名の園児をみるより 2 名で 10 名をみたほうが視野も広がって全体の状況を把握しやすいし、来客や電話の対応などで 1 名の保育士がその場を離れることがあっても、もう 1 名が対応できるという理由から、一斉保育をおこなっているとのことであった。集団保育の実施や安全面への配慮もさることながら、業務遂行上の効率性にも影響されて、この保育方法が自然に発生し定着したと考えられる。

X 町のなかでも各保育所によって一斉保育がおこなわれ始めた時期は異なっていると思われるが、A 保育園の日記では 1981（昭和 56）年頃に「縦割り保育」という言葉がみられるようになり、翌年には 3 クラスから 3 歳未満児と 3 歳以上児の 2 クラスに変更されたとの記載があった。この年度の 3 歳未満児の人数は、入園式の時点で 2 名であった。その後もクラス分けは継続されているが、実際の保育内容としては、1984（昭和 59）年以降に一斉保育が増加し、1986（昭和 61）年にはほとんど毎日一斉保育が実施されていたことが、日記から読み取れる。A 保育園に限っていえば、1980 年代半ばから 30 年以上、少人数異年齢保育がおこなわれ続けてきたといえる。

園児の少なさに伴う保育士の少なさは、保育実践における集団と境界の可変性のみならず、保育士の業務全体にも影響を及ぼしている。小尾晴美も指摘するように（小尾 2015）、保育士がおこなう業務は園児の保育とその準備という狭義の保育活動はもちろん、送迎時の保護者との会話、連絡帳の確認、保育記録の作成、電話対応、来客対応、食器洗い等も含まれる。クラス担任にありがちな業務としての「30 名分の製作の準備をする」といった量的な忙しさからは解放される一方、2～3 名の保育士が多様な業務を効率的にこなしていくという要領の良さが求められることになる（長津 2016）。

町立である A 保育園では、園長も含めて常時勤務している 3 名の保育士のうち、1 名は年度末に異動することが多い。職員の入れ替わりによって、具体的な保育方法や順番、環境

構成、内容などは、保育士の知識・技能や経験、個性の影響を受けて少しずつ変更されていく。また、園児の年齢構成のバランスや特性によっても、保育の内容・方法は随時変化する。しかし、二つの集団を用いるという基本的な保育方法だけは、少なくとも筆者が訪問するようになってからは一度も変更されていない。それはA保育園に根ざしているとともに、X町全体に根ざした保育方法であるからといえる。

本章で確認してきたA保育園の保育における保育士の動きを、入園まもない1歳児がいない場合を図4-3に、いる場合を図4-4にモデル的に示す¹⁵。この図から確認されることは、制度的に規定された「保育士1名に対して園児何名」という集団で構成される時間帯がほとんどないことである。昼食時のテーブルはそれに近い形式ではあるが、「ちいさい子」のテーブルで手が足りないようであれば、「おおきい子」についている保育士も手伝いをするため、やはり全体集団での保育と捉えたほうが妥当である。制度上と運用上の保育士の配置にはずれが生じていることが理解される。

このようなずれは一般的な保育施設でも起こりうることである。特に早朝・延長保育や土曜保育等の園児数が少ない時間帯には、ホールや園庭等に園児全員が集まり、複数の保育士が保育をすることも珍しくないだろう。A保育園ではそれが1日中続いているともいえる。制度的なクラス分けはそれとして、実践における配置を状況に応じて変容させるという方

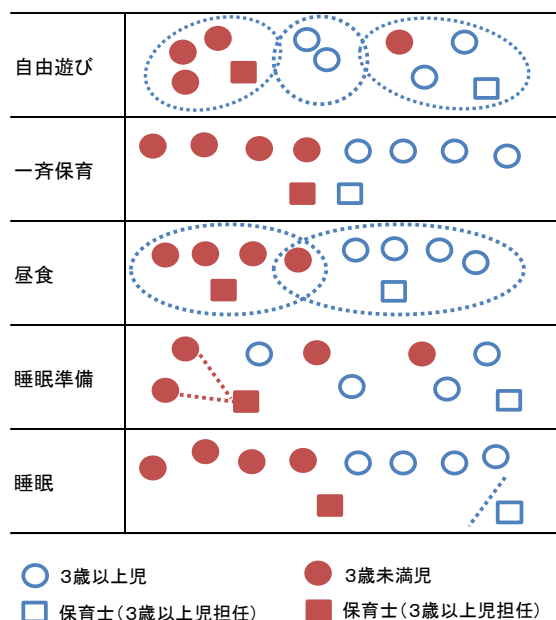


図4-3 園児と保育士の配置
(1歳児がいない場合)

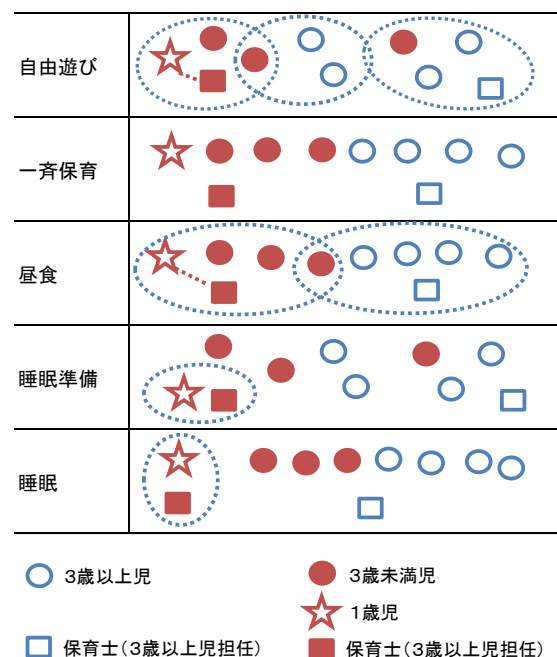


図4-4 園児と保育士の配置
(1歳児がいる場合)

法が、園児に対しても保育士に対しても適用されている。それを可能にする前提として、十分な経験をもつ保育士が保育にあたっていることはすでに述べている通りである。A 保育園にみられる少人数異年齢保育は、業務の質および量に対する保育士の不足を前提とし、必要な業務を遂行する蓄積されてきた、X 町に固有の保育方法であると考えられる。

5-2. 保育士からみた不足と必要

A 保育園における少人数異年齢保育に対し、保育士が感じる保育上の前向きな効果は、何よりも一人ひとりに丁寧に関われることである。その内容は、「大きな保育園であれば毎日叱られてしまいそうな子も自然体でいられる」という個性の尊重から、「人数分の虫捕り網が準備できて、振り回して遊べる」という物理的な条件まで幅広い。また、特に低年齢児との信頼関係構築には時間をかけることが必要であり、市街地の保育所ではどうしても人数的に限界があるが、少人数の A 保育園ではそれが可能であるとのことであった。送迎時に親とのコミュニケーションがとりやすいことも同様である。これらは保育所保育指針でいう「一人一人の発達過程に応じて保育する」、「個人差に十分に配慮する」、「一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容」することにあたると考えられ¹⁶、A 保育園は標準的な保育で求められる必要をより充足しやすい環境にあると、保育士が日々の保育実践で感じているといえよう。この実感は、標準的な保育としての認可保育の人員では標準的な保育内容を十分に達成できない、という事実を逆照射しているとも考えられる。

「少人数」であることが前向きに捉えられる一方で、「異年齢」という条件が加わると、保育士が保育の難しさを感じていることが示唆される。例えば、同級生がいないことによる競争の経験の少なさである。これらは先行研究でも議論されるところであるが、競い合うことよりも園児一人ひとりがそれぞれに全力を尽くせる環境を整える大切さを重視する立場もある（宮里 2013；2014）。他には、園児のなかで「ちいさい子」の割合が高くなると集団活動がしにくいと述べる保育士もいた。園児全体の人数はもちろんだが、発達段階をふまえると、4・5 歳児が一定数いることも、集団保育を成立させる条件として認識されているようである。いずれにせよ、少人数異年齢保育に関しては、保育士は標準的な保育の枠のなかで、自身の経験と比較しながら評価していると考えられる。

一定規模の同年齢集団の経験という課題を考える際に、A 保育園の園長が語った「年長児交流会」のエピソードは示唆的である。このときは、その年度の年長児にとっては初めての交流会であったため、活動の初めのほうで交流を兼ねた集団遊びとして「じゃんけん列車」

がおこなわれた。園長が A 保育園の園児の姿を探したところ、つばさがぼんやりした様子で立ち尽くしていたという。園長はあわててつばさに近づき、A 保育園でもおこなったことがある「じゃんけん列車」であることを確認すると、まだぼんやりしてはいたが、つばさはようやくゲームに参加することができた。結果としては見事に優勝し、最後に数十名の年長児全員を引き連れて先頭を歩いていたとのことであった。

このエピソードを聞いていた別の保育士と筆者は、そのような状態であったつばさが「優勝した」というところで驚いたのであるが、園長はつばさが馴染みの遊びにも関わらずうまく参加できなかったことを気にしており、「集団に飲まれていた」と分析していた。つばさが日常的には非常に活発であり、いつもと違う環境に身を置けば興奮するであろうことは想定されても、戸惑って立ち尽くすタイプではないと考えられていたこともあって、園長はそのギャップに驚いていたようであった。

筆者も年長児交流会を何度か見学したが、A 保育園のすべての子がつばさのような状態になるわけではなく、問題なく集団遊びに参加できる子もいる。個人の性格的な要因によるものかもしれないし、体調や経験によるものかもしれず、つばさもこの日はたまたま「集団に飲まれていた」だけだったのかもしれない。ただ、その瞬間には小規模な保育所の弱点を体現したようなつばさの様子に対し、保育士が次に考えるのは「学校に進学したあとは大丈夫か」という懸念である。ほとんどの卒園児が A 地域の小学校に入学するとはいえ、親の転勤等で他地域や他の自治体に転出する場合もあることを想定したときに、へき地保育所の小規模性は保育者の心配要素となる。「来年は学校にあがる」といった「学校」の参照は A 保育園においてしばしば言及される。ここからは、園児が中長期的にみて困らないようにという親心的な心境とともに、直線的時間の暫定的な到達点として卒園・入学を設定しなければならないことが、標準の希求の根拠になっていることがうかがえる。

とはいえ、あらゆる保育施設は地域化されているという本研究の仮説をふまえれば、どの地域のどのような保育施設であっても何らかの経験は不足する可能性を有している。そのなかでも A 保育園で集団形成に関する不足が問題になる理由は、やはり少人数異年齢保育は特殊な形態であり、標準的ではないという認識によるものである。現在の教育制度においては、へき地保育所の卒所児も遅かれ早かれ、小学校から高校の間にはより大規模な同年齢集団を経験することになる。標準的でない保育形態であることを自認するへき地保育所だからこそ、契機があるごとにそれを意識せざるをえないのが現状である¹⁷。

この不足に自覚的であるがゆえに、A 保育園や X 町では保育所の内部に閉じられない保

育をおこなってきたといえる。年に数回ずつおこなう「年長児交流会」や他園交流、へき地交流などの保育所・幼稚園間での活動や、小学校との合同行事等である。A保育園では、それに輪をかけて頻繁な地域住人との交流事業もある。これについては章を改めて論じよう。本章で明らかにしたことは、「年齢＝発達」仮説に基づく標準的な保育に接近するための保育士の努力と、その必要を満たす過程で結果として生じた、保育の地域化である。

6. 保育所内部における保育の地域化

本章の目的は、標準的な保育と条件が大きく異なっているにもかかわらず、なぜA保育園の保育は「普通」に見えるのかという問いに対して、その仕組みを実証的に明らかにすることであった。それにより、保育所内部における保育の地域化の様相を具体的に解明することを試みた。

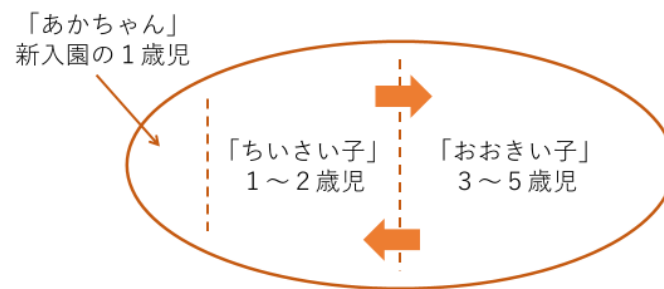


図4-5 A保育園における少人数異年齢保育の成立構造

施設・設備や保育士の配置という点では比較的標準に近い条件にあるA保育園において、もっとも大きな不足は園児数である。標準的な保育では主に同年齢による集団活動を通して様々な経験をすることが目指されるが、A保育園の場合、同年齢集団はおろか、異年齢集団の形成も限界間近の状況にある。この不足に対し、集団保育という必要を満たそうとしたA保育園では、満1歳から5歳児までの全員集団を基礎として、3歳を境界とする二つの集団を形成するという方略をとった。二つの集団は、「年齢＝発達」に基づく園児の行為規範の獲得の基準と、保育士のはたらきかけとを秩序立てるという役割を果たしている。全員集団を基礎としているため、二つの集団の境界は可変的に保たれており、その時々状況に応じて境界を変容したり、園児が境界をまたいで異なる集団に加わったりすることも可能になっている。それにより、「年齢＝発達」仮説をふまえつつ、園児には個別の配慮をしながら集団活動をおこなうという保育実践が生成していた。以上のようなA保育園の集団形成

の仕組みは、図4－5のように表すことができる。

「年齢＝発達」仮説の採用、個別の配慮、集団活動の実施、卒園・入学というタイミングの自覚など、A保育園の保育方法は極めて標準的である。筆者が初めてA保育園を訪れたときに「普通」という印象をもった理由は、保育士の努力によって保育上の必要が十分に満たされていたからであったと考えられる。先行研究においてもへき地や離島の保育が「普通」と捉えられていたが、その要因の一つは、それぞれのフィールドにおいて保育者が必要を満たそうと工夫を積み重ねてきた結果であるのかもしれない。

しかしここで再度立ち戻るべき地点は、「普通」のように感じられる保育が、標準的ではない条件下でなされていることである。仮にA保育園で園児数が保たれていれば、現在でも同年齢による集団形成がおこなわれていた可能性があるし、実際に園児数の多かった時期はそうであった。A保育園が少人数異年齢保育をおこなったのは園児数が減少したからであって、それは地域的条件に規定された不足であった。第1章で提示した仮説に当てはめると、園児数の減少という第一段階の保育の地域化を受けて、標準的な保育を目指して必要を満たすために、保育士は園の内部にある要素の組み換えをおこなった。A保育園の場合はそれが少人数異年齢保育であり、第二段階の保育の地域化であった。その結果、園児一人ひとりへの関わりにおいては標準的な保育以上に必要が満たされ、集団活動という点では不足が残るという、固有の保育実践が生成された。換言すれば、相当に固有性を帯びながらも、必要を満たす試みは保育所の内部においてそれなりに成功しているから、一見すると「普通」に見えるということである。

本章の後半で述べたように、保育士の努力にも関わらず、A保育園の内部では対処困難な不足や必要も残されている。その自覚に基づいて次に展開される実践では、A保育園の場合、外部の「関与者」へのアプローチがみられることになる。

最後に、卒園式のエピソードを用いて本章を締めくくる。通常の保育と同様に、A保育園の卒園式の内容も標準的であった¹⁸。飾り付けられたステージに卒園児が並んで座り、ステージに向かい合って、前から在園児、卒園児と在園児の親、地域の住人の順で並んで座っていた。このときは親も住人もそれぞれ12、3名ほどの列席であった。上手には来賓である小中学校の校長、下手に園長と進行役の保育士が控えていた。卒園児の入場に始まり、卒園児には卒園証書、それ以外の園児には修了証書が手渡されたあと、校長と園長からの挨拶があった。

園長が祝辞のなかで「年長児交流のお泊まり会や運動会を終えるたびに、おにいさん、おねえさんの笑顔になりましたね」と述べたところで、ステージの上にいる卒園児のもえかが、「でも、もえか、おとまりかいのときかえったよ」と口をはさんだ。予想外の応答に園長が言葉を詰まらせていると、もえかの隣に座っていたすすも、「じゅうにじくらいにね」と付け加えた。緊張感が漂っていた卒園式の間は一気に和み、出席者から笑い声があがった。

(フィールドノートより)

もえかは実際に、7月のお泊まり会で夜中に熱を出して帰宅したとのことであった。1年でもっとも厳密に状況適切性が求められるであろう時空間において、祝辞に割り込んで話したのは、他でもない主役の卒園児であった。一般的な保育施設であれば、卒園児として適切な行為が身に付いていないと思われる行為に対して、ある人は日頃の保育方法を疑問に感じ、またある人は園児の個人的な問題を疑うかもしれない。しかし本章での議論に基づけば、もえかやすすの行為は、集団のなかでの同質化と同調を求めがちな保育・教育の時空間において、過度に規範化されない個人でいられたことの証明ともいえる。

本章から次章へ引き継ぐにあたり、この場面に説明を付け加えておこう。例えば、上記の例では卒園式の会場に10名以上の住人がいたが、彼女たちはいずれも園児の家族ではない。なぜ園児の家族ではない住人が、それも親と同じほどの人数が列席するのか。他園との交流や年長児交流会のように数の不足を補うためということも考えられるが、卒園式は園児と親がいれば成立する行事であり、来場者を増員する必然性は薄い。つまり、住人の列席は不足の論理とは異なる理由からなされる実践であると推察される。また、いくらA保育園が住人の列席を求めても、住人が同意しなければ来園は叶わないだろう。A保育園の卒園式は、A保育園とA地域との論理の重なり合いによって実態化されているといえる。次章で着目するのは、この点に関わるA保育園の実践論理である。

注

¹ ベネッセ教育総合研究所「第3回幼児教育・保育についての基本調査」より。在所児30名以上の幼稚園、保育所、認定こども園を対象としておこなわれ、4,565件の回答を基に分析されている。なお、2017年「社会福祉施設等調査」によると、定員が30名以下の保

育所は 1,319 カ所、小規模保育所は 3,400 カ所であった。

² 筆者は近況報告や相談に訪れた若い卒業生から、自分が担任しているクラスの子どもたちを今の状態で次年度に引き継ぐことへの不安を度々聞くことがある。この不安には、自分自身が保育者として未熟であるという自覚と、担任をもった子どもたちを通して自分が評価されることへの憂慮が混在している。同年齢を基礎集団とする保育形態では、子どもたちがそうであると同時に、新人保育者も 1 年ごとの短期的な評価にさらされているのかもしれない。

³ へき地校のような小規模校における複式学級は、児童数がよほど少ない学校以外では、「1・2 学年」、「3・4 学年」、「5・6 学年」の 2 学年ごとで学級運営される。この区分は学習指導要領における教育課程と一致している。一方、保育所等では 1 日のなかでも部分的に異年齢であったり、その日の成員によって集団の様態が変わったりすることもある。異年齢集団の形成に関しては、保育施設のほうがより状況依存的であるといえよう。

⁴ もちろん小規模校ではその特性を生かして異年齢による活動の機会が多く設けられているが、教科指導は学年別でおこなわれる。複式学級による授業では、片方の学年の児童に問題を解くよう指示し、その間にもう片方の学年の児童に直接指導をするという「わたり」という手法などがとられている。なぜ学年別の教育課程を重視するかといえば、その児童が他地域に転出した場合に、転校先の学校でも「学習指導要領」上で矛盾が生じないよう対応できるようにするためである（北海道教育大学へき地・小規模校 2019, pp.19-21）。

⁵ 保育所には小・中学校のように「学区」はないが、事実上当該地域の子どもを受け入れてきた A 保育園のようなへき地保育所において、他地域の子どもが入園することは異質性を増大させる要因の一つでもある。A 地域と B 地域の場合、従来から隣接地域として住人同士の交流があったためか、統合に際して親や住人にはそれほどの抵抗感はなかったようである。

⁶ 雪遊びには防水加工をしてあるナイロン等の手袋が適している。園児は手袋の種類を季節や戸外遊びの内容によって使い分けている。

⁷ 冬季は積雪や除雪によって道幅が狭くなるため、夏季のように 2 列になって手をつないで歩くことが難しい歩道もある。

⁸ 戸外遊びのほか、昼食時に食べものをこぼしてしまい、午後の保育で着るに堪えないときも着替えることがある。スパゲッティやカレーライスの際に頻繁に生じる。

⁹ この時間帯に限らないが、着替えるのを手伝ったり、保育の様子を観察したりしている筆者に、園児が絵本を読んでほしいと声をかけてくることもしばしばである。あるとき、まやが読んでほしい本として「昆虫図鑑」を持ってきたことは、経験不足の筆者を大いに戸惑わせた。

¹⁰ 状況適切性という分析視角は Goffman の論考から引き出されたものである。Goffman は「集まり」のなかにおける状況に適切な行為と、行為を制限する構造や規則について詳細に分析している。この分析において、子どもは「広い範囲の人びとから接近を受ける立

場の人」であり、職業のように社会的役割による切り替えや露出の制限はなく、「人そのものの全体が露出する『オープン・パーソン』」として位置づけられている（Goffman 1963=1980, pp.133-134）。

¹¹ このような方法が簡単でないことは、筆者が学生たちを連れて A 保育園に伺ったときのエピソードからも示される。学生たちは園児を 2 チームに分け、表と裏が違う色になっている円盤の段ボールを制限時間内でひっくり返し、自分のチームの色が多かったほうが勝ちというゲームを企画した（「オセロゲーム」、「リバーシ」などと呼ばれる）。予想されたことではあったが、1～2 歳児にはチームの概念の理解が難しく、チームの色に関係なく円盤をひっくり返すことを楽しんでた。5 歳児は、そうではないことを説明しながら、年下のチームメイトの分まで円盤を返し続け、学生たちはうろたえるばかりであった。あえて失敗させるという意地悪な教員の意図によって、学生たちは幼児の発達段階を実践的に学ぶことができたが、筆者も普段保育士があたりまえにおこなっている保育がいかに熟練されたものであるかを改めて実感する契機となった。

¹² A 保育園における体験はもちろんのこと、子ども数の限られた A 地域であるため、帰宅後や休日にも一緒に遊ぶことが珍しくないようである。通所区域が限定されない都市の園児に比べて、日常生活も含めた園児同士の関わり頻度は高く、それが他児への理解に大きな影響を及ぼしているとも予想される。

¹³ この部分に関してはフィールドノートの記述が不足しており、研究上の記述としては適切ではないが、筆者の記憶で補っている。それでもあえてこのときの様子を記述した理由は、「保育士は筆者の疑問を不思議に思い、筆者は保育士が不思議そうな様子に驚いた」という対象者と調査者の論理の違いが明確に現れた場面を描くためであった。保育士の配置に関しては改めて確認しているし、本章を通してその妥当性は明らかである。

¹⁴ 筆者は A 保育園と同規模である他町のへき地保育所を訪問したことがある。保育士 2 名で 10 名強の園児を保育していたが、朝の会等は 2・3 歳と 4・5 歳児に分けられ、別々の保育室でおこなわれていた。訪れた日には 2 クラス合同で、地域行事で披露するというお遊戯の練習をしていたが、日常的な製作活動等はそれぞれのクラスでおこなうとのことであった。基本的に公立であるへき地保育所には、その町が有する保育文化が現れていると推察される。

¹⁵ 保育士 2 名の日を例として作成したが、本文中でも言及したように、入園まもない 1 歳児がいる場合は代替保育者もしくは園長が常時保育に入り、誰かが 1 対 1 で対応することが多い。ただし、保育士 2 名で保育をおこなうのも珍しいことではない。

¹⁶ 「第 1 章総則 1 保育所保育に関する基本原則 (3) 保育の方法」より。

¹⁷ これについて、学校を出たあとは異年齢のなかで生活するのだから、小規模で異年齢の集団で育つことは将来的に役に立つとも考えられるが、そのように素直に楽観視することもできない。というのも、A 地域に限らず、へき地出身者のなかには中学・高校の入学後に環境になじめず、不登校や退学に至ったケースもあることを、様々なへき地の関係者から耳にしたからである。その要因としては、一つには大規模集団で気後れして発言や行動

ができなくなってしまうパターン、もう一つはすべての活動で役割を与えられてきたへき地校と同じ感覚で積極性を発揮した結果、「出る杭は打たれる」ようになってしまうパターンがあるようである。確かに学校生活は人生のすべてではなく、卒業後のほうが長いのはあるが、だからといって学校生活への適応の問題を看過することはできないだろう。

¹⁸ 卒園式の終了後におこなわれる卒園児による発表会は A 保育園に伝統的なものである。元々は独立した「生活発表会」という行事として、1～2月におこなわれていたが、いつのことからか卒園式に統合されたとのことである。卒園発表は、ピアノ、縄跳び、コマ回し、絵本の読み聞かせなど、卒園児と担当の保育士とで何をしたいか相談しながら、2～3か月かけて準備する。ほとんどの行事が小中学校と合同でおこなわれ、園児全員で活動する A 保育園において、年長児のみがステージにのぼる機会はこの卒園発表くらいであり、彼ら・彼女らを数年間見守ってきた親や祖父母、保育士、住人等の出席者にとって感慨深いものである。保育士によると、卒園発表をみた4歳児は次年度が自分の番であることを理解し、何をしたいかと尋ねるとそれぞれに希望を述べるのだとのことであり、保育用語でいえば活動への「導入」の役割を果たしているともいえる。卒園発表のあとに園児全員および保育士による劇も披露されることは、「生活発表会」の名残を感じるものである。

第5章 A保育園における保育の地域化（2）

：世代間交流事業の実践論理

1. へき地における「関与者」

本章では、日常の保育実践における「関与者」との関わりを検討する。なかでもA保育園の特徴的な活動である世代間交流事業¹に着目し、長期にわたる頻繁な活動がおこなわれてきた理由と、活動の成立構造、および活動によって何が充足されてきたのかを考察する。

本研究における「関与者」は、居住の近接を契機として保育所に関わりうる、保育の論理を共有しない住人のことであった。これまでの議論から、保育所にとって、「関与者」は第一段階の地域化を促進する要因にもなりうるし、地域化によって生じた不足を補完したり、必要を充足したりする要素にもなりうる存在であるといえる。

第2章では、へき地や農山漁村において保育所が「関与者」である住人に受容され、地域に不可欠の存在として認められてきた過程を確認し、住人の支えによって存続してきた例も記述した。総体的にみて、へき地保育所は「地域社会の歯車にしっかりと組み込まれ」た存在であり（山下 2009, p.39）、学校と同様の地域の文化や福祉の拠点の一つとして捉えられていることが多い（桜井 2011）。多くの自治体では、「行政効率や行財政改革ではない有形無形の意義がある」という考えから（山下 2009, p.39）、在所児が減少してもできる限り存続しようとする努力もみられる（長津 2017b）。このような先行研究が妥当であるならば、へき地保育所における「関与者」の特徴の一つは、保育の論理はもちあわせていなくても、保育所を好意的に捉える人が多いと予想されることである。

へき地保育所の「関与者」がもちうるもう一つの特徴は、地理的限定性である。へき地では通所区域が事実上限定されており、在所児も「関与者」も基本的にはその通所区域に住んでいるため、日常生活でも関わる機会があると同時に、卒所後も関わりが続いていく。人口規模も小さいことをふまえれば、関わりの密度も濃いものになるであろう。A地域のように集住傾向にあって、小中学校も地域内にあるへき地ではなおさらであり、これはA保育園の世代間交流事業を検討するための重要なポイントにもなる。対照的に、利用児の居住範囲が広い都市の保育所では、在所期間に保育所のある地域の住人との交流を深めたとしても、卒所後に彼ら・彼女らと関わる機会があるかどうかは定かではない。へき地保育所における在所児と「関与者」との関わりを検討する際には、縦と横の関係性の拡がりがあることも射程に含めなければならないだろう。

以上から、保育所および在所児と「関与者」との関わりかたもまた、地域的固有性を帯びていると考えられる。序章で述べたA保育園の世代間交流事業からもそれは示唆されるが、重要なことは、地域的固有性を帯びた関わりが生み出される条件がどのようなものであり、その関わりによってA保育園のいかなる必要がどのような意味で充足されているかということである。まず、A保育園における「関与者」との関わりの全体像を把握しながら、この課題に接近していきたい。

2. A保育園とA地域との関わり

2-1. 行事における関わり：支援者としての住人

初めに、住人との関わりが特に可視化されやすい行事に着目する。A保育園の行事は表5-1に示されるが、このなかで園児と保育士だけでおこなうものは2月の豆まきのみである。親が参加する行事としては入学式と親子遠足があるが、それ以外はすべてA保育園の成員ではない住人やA地域の諸機関が何らかの形で関わっている。その理由は行事遂行上における人的・物的不足にある。

A保育園にとっても、A地域にとっても特に大きな行事としては、運動会と学校祭があげられる。学校祭はどちらかというとA小中学校で開催される行事にA保育園がゲスト的に参加するという要素が強く、保育士

や親、住人が運営の手伝いをするというわけではない。運営も含めてより積極的に関わるのは運動会である。

毎年6月に開催される運動会は、小中学校を中心に、地域振興会、保育園の合同でおこなわれるA地域の一大行事である。約30競技あるなかで小中学生のみが出場するのは約10種目であり、A保育園の競技は親子競技も含めて3種目で、その他は親や教職員、住人が出場する

表5-1 A保育園年間行事（2012年度）

月	行事	月	行事
4月	入園式 三園交流会 世代間交流	9月	年長児運動会 世代間交流
		10月	焼き芋会（三園交流会） 学校祭 世代間交流
5月	へき地交流会 お花見会（世代間交流） 三園交流会 世代間交流	11月	健康診断 歯科検診（三園交流会） 世代間交流
		12月	三園交流会 餅つき（世代間交流） クリスマス会（世代間交流）
6月	運動会（世代間交流） 年長児野外交流会 健康診断 へき地交流会 三園交流会 世代間交流	1月	年長児リズム交流 世代間交流
		2月	豆まき 世代間交流
7月	へき地交流会 消防見学 お泊まり会（三園交流会） 親子遠足 世代間交流	3月	ひな祭り会（世代間交流） 卒園式
8月	七夕会（世代間交流） 劇団鑑賞（三園交流会） 世代間交流		

か、住人と保育園児もしくは小中学生が合同で出場する競技である。行事をおこなう上での数の不足はA保育園に限ったことではなく、卒園児のほとんどが通うA小中学校も同様であり、全校児童・生徒15名程度では運動会「らしく」なりえない。そのため児童・生徒はもちろんのこと、親も住人も競技に出場し、グラウンド整備²や競技に必要な用具の出し入れ、審判やゴールテープ係、本部席で景品の引き換えもおこなうなど、それぞれがなんらかの役割を果たしている³。これらの役割分担のため、運動会が近づくと実行委員会が組織される。実行委員長は学校長、副委員長はPTA会長、地域振興会長、保育園長の三者である。親と住人、教職員の役割分担はプログラムにも記載されている。

実際の競技の様子としては、開会式と住人も含めた全員で準備体操をおこなったあと、例年は徒競走から開始される。最初に小学生、次に中学生、その後は一般男子と一般女子が出場する。児童・生徒ではない住人を対象とした競技への出場は希望制であり、その都度アナウンスで必要人数が呼びかけられる。人数が足りないときは保育士も出場する。一般男女の徒競走のあとが園児の「かけっこ」であり、小学生よりも短距離で設定されたゴールに向かって、数名ずつで走る。同走のグループ分けは「おおきい子」と「ちいさい子」を基準とし、人数のバランスによって変更される。1歳児でもできるだけ一人で走るように促されるが、難しければ保育士と一緒に走ることもある。先ほどまで順位の整理をしていた親が、今度はゴールの目の前でビデオカメラをもって子どもを待ち構えている様子もみられる。このように、競技に出場する選手、運営スタッフ、親の役割を随時入れ替わりながら進められていくのが、A地域の運動会である。

保育所および学校の立場からみれば、運動会への住人の参加は、保育・教育課程上に位置づく行事を実施するために必要な人数を確保するということである。一方で、住人は篤志的に保育所や学校に協力する存在というわけでもない。人数の不足を補うだけなら競技に参加する程度でも十分であり、実行委員会に地域振興会長が名を連ねることも、本部席で住人が役割を担うこともないであろう。なぜそうするかといえば、A保育園とA小中学校の運動会はA地域の運動会でもあるからである⁴。運動会に関わる住人は、地域の論理に基づいて行事に参加しているという意味では「関与者」的でもありながら、A保育園の運動会を成立させるという論理を共有しているという点で、中心的役割を担う一定数の住人は支援者として携わっているといえる。

2-2. 日常の保育における「関与者」

次に、行事以外の関わりについてである。A 保育園に 1 日滞在すると、住人との関わりは日常的な出来事であることがわかる。例えば散歩に出かけると、住人の家の前を通りかかったときにお菓子をもらったり、庭に落ちている BB 弾を拾わせてもらったり、A 駅前の展望台から景色を眺めていたら黒い大きな影が見えて、ヒグマかもしれないと疑った園長が野生動物に詳しい住人を呼んで来たりなど⁵、筆者が同行したときに限っても住人とのエピソードには事欠かない。園児と保育士は、あちらこちらで飼われているペットの犬の名前や性格までも把握している。パトロール中の巡査が園庭で遊んでいる園児にバトカーから挨拶をすることもあった。他にも、住人が園庭を通りかかったときの挨拶、庭で採れた野菜や果物の提供や玩具の寄付など、その関わりの内容や方法は多様である。

以上のような日常的な関わりは、住人によってその頻度が異なっている。つまり、頻繁に関わる住人もいれば、ときどき顔を合わせる程度の住人もいるということである。それを示すために、ある日の散歩の様子を記述する。

子どもたちはジャンパーを着て靴を履き、玄関に座って全員が外に行く準備ができるまで待っている。全員揃うと、園長が「さやさんの家に行ってヒメリンゴを食べさせてもらおう」と提案する。数日前にもいただいたが、そのときに休んでいた子も食べたいと言っているからだという。

保育所を出て道路を渡ったところに男性がいたため、挨拶をした。男性は木に実った赤い小さな実を観察しており、「これはなんの実でしょうね」と園長に問いかけた。園長も「なんでしょうね」と答え、赤い実を割ってみた。すると、中から真っ白い毛のふさふさしたものが出てきた。子どもたちはそれを見て喜び、自分も欲しいと訴えた。園長と男性が植物の観察を続けているあいだ、もう一人の保育士が赤い実を割って子どもたちに手渡していた。

散歩を再開し、数分でさやさんの家に到着した。園長がインターホンを鳴らして用件を伝えると、さやさんは快く受け入れ、庭に出てきた。子どもたちはさやさんに「食べていい？」と尋ね、木になっていたヒメリンゴを庭



写真5-1 散歩の途中で住人と木の観察

で食べた。食べ過ぎて口のなかがいっぱいになる子や、芯や種ごと食べてしまう子もいて、園長と保育士は気をつけて食べるよう声をかけていた。りゅうまは「おねえちゃんのぶんとー、かあちゃんのぶんとー」と言いながらヒメリンゴを次々と収穫しはじめた。園長は「そんな、家族のぶんまでもらうつもりなの？」と苦笑いし、さやさんも笑っていた。

さやさんにお礼を伝え、保育所への帰り道を歩いた。道路を渡るときには一旦立ち止まり、左右を見て、手を上げていた。数日前に交通安全教室で確認したのだとのことである。帰路の途中、路肩の木に下げられている青いカゴを見つけ、立ち止まった。魚のようであるが、かなり高い位置にあるため確認できない。「サバ？ タラ？」、「こんぶ！」、「こんぶはあんな形してないよ」などと話をしていると、声が聞こえたのか、向かいの住宅に住むみはるさんが家から出てきて「それはお父さんが釣ってきたニシンなのよ」と世間話を始めた。それぞれが会話をしたり、休憩したりして、しばらくみはるさんの家の前で時間を過ごした。

（フィールドノートより）

この日の散歩で出会った住人のうち、最初に登場した男性は筆者の知る限り関わる頻度の低い住人であり、園長もそれほど親しげな様子ではなかった。さやさんは、散歩の目的地となっていることでその関係性がうかがえるが、次項以降で述べる世代間交流事業のボランティアで、A保育園に定期的に入出入りする住人の一人である。みはるさんもまたボランティアである。彼女はA地域出身で、かつて親としてA保育園を利用していたという意味では、移住者であるさやさん以上に時間的に長くA保育園と関わってきたといえる。

わずか3名の例ではあるが、A保育園への関わり方の頻度、期間、内容等が住人によって異なっていることが理解されよう。これら関わり方の濃淡はあくまでも通時的・共時的な蓄積を示すものであり、頻繁に関わる住人が重要で、めったに関わらない住人は重要ではないという意味ではない。第1章で論じたコミュニティに関する諸研究を思い起こせば、住人を危険な「よそ者」と捉えるのではなく、異質性をもたらす存在として受容することが、コミュニティの過度の同質性を防ぐための方策であった。A保育園の園児や保育者にとっても、多様な住人との多様な関わりがあることに意味があると考えられる。

関わりの実態が異なっている一方で、共通する点もみられる。それは、3名が保育実践としての散歩を充実させようとして積極的に支援しているわけではないということである。最初の男性は通りがかりに園長に話しかけたただけであり、園児との関わりはほとんどなかった。さやさんは庭のヒメリンゴを提供しているという点では前向きに協力しているもの

の、計画的に支援をしようと意図したというより突発的な来訪を受け入れたということであるから、どちらかというところ、近所付き合いの延長にあると捉えられる。みはるさんも同様であり、園長・保育士とみはるさんが園児の様子を見守りながら立ち話をしている様子は、近所の親同士の井戸端会議にも類似した光景であった。3名の存在は、結果として園児に季節の植物や食べものへの関心を引き出すものではあったが、少なくとも3名にそのような意図はないことが想像されるため、ここでは「関与者」として位置づけられる。

このようにA保育園の日常の保育には様々な「関与者」が出現するが、その関わりは一時的、突発的、偶然的であり、今日と明日で繰り返されるかどうかはタイミングによるといえる。これに対し、次に記述する世代間交流事業の参加者およびボランティアとの関わりは、意図的で計画的であるという点で特異であるものの、彼女たちもまた、支援者ではなく「関与者」である。

3. 世代間交流事業の概要

A保育園の世代間交流事業を検討するにあたり、まず開始の経緯を確認し、A保育園の必要を満たすと同時に、地域の課題にも対処する意図があったことを明らかにする。次に、現在おこなわれている事業の全体像を概観して、園児と参加者との交流の実態と、そこにおける保育士とボランティアの役割を把握する。

3-1. 経緯：住人の関係性の希薄化と再構築

A保育園の世代間交流事業は1995（平成7）年10月に開始された⁶。当時の園長が同年に異動したときには事業をおこなうことが決定していて、役場の担当課長から「それほどかしこまった感じでもなく」⁷説明があったという。役場としては、園児の減少によって存続が危ぶまれつつあったA保育園で、空いている保育室を活用することによって、地域のなかで保育所に役割を付与することを意図していたとのことである。

この事業に関しては、役場で事前にある程度の下準備をしていたことを、初回からボランティアとして参加しているみはるさんの話からも知ることができる。みはるさんによると、その当時X町主催の介護教室に通っていたところ、数回の講座の最終回に、実はA地域でこのような事業を予定しているので、よければ手伝ってほしいと依頼を受けたのが、ボランティアになるきっかけであった。

事業の開始時の資料によると、園長⁸、実施主体であった社会福祉協議会、地域振興会、民生委員、老人クラブ、公民館（現住民センター）、ボランティア、A 町役場住民課の担当者が数回にわたって会議をおこなった。会議では事業名、事業の内容、必要な物品などが検討された。表 5－2 のように、昼食を提供するための食器や家電の購入から、経費の負担、書類関係、男性用小便器の設置まで、様々な側面から必要な事項が検討されていた。参加者の募集は主に公民館を通しておこなわれ、その他はいわゆる「口コミ」であった。

事業が開始されてからも、毎月末の活動後には検討会議が開催され、高齢者を単にお客様として迎えるのではなく、実施内容や必要な備品、参加者を増やすための方策などが話し合われていた。座布団や座卓、ポット、お茶道具、テレビなどの細かい備品のみならず、車椅子を利用する参加者のためにスロープが必要だという意見も出され、実際に取り付けられたとの記録もある。このスロープは現在も使用されている。活動に係る予算は、開始時から 2012（平成 24）年度までは社会福祉協議会、2013（平成 25）年度以降は役場の予算に移行し、通常の保育所運営費とは別に、世代間交流事業に特化した予算が計上されている⁹。

現在は午前中のみの活動であるが、開始後数年間は午前 10 時から午後 3 時 30 分まで開催されていた。表 5－3 は 1996（平成 8）年の活動状況である。当時は午前が保育所、午後は社会福祉協議会が担当として活動を進めていたとのことである。昼食は、最初のころは給食調理員であったさきさんが一人で作っていたが、参加人数が増えたときには活動の日だけ勤務する調理員がもう一人雇用された。給食にかかる費用は参加者からも 300 円ずつ徴収しており、これは給食調理から外部委託に変わった現在も同様である。園児が睡眠をとっている時間帯は、参加者とボランティアは空いている保育室でのんびりと過ごし、園長もお茶を飲みながら雑談をしていたという。上記で述べた「検討会議」とはこの時間のことであり、リラックスした雰囲気の中で出された意見は、次回以降の活動を考えるうえで大いに参考になったと、当時の園長は述懐している。

表 5－3 にも記載があるように、開始当初は数名の参加であったが、徐々に参加者が増え、多い時期には登録者が約 20 名にまで増加した。この数年では、登録者は約 15 名、ボランティアは約 10 名で活動が続けられている。X 町内の保育所では他に 3 園で世代間交流事業がおこなわれているが、これほどの参加者がいるのは A 保育園くらいであるという。その要因として A 地域の集住傾向があげられる。酪農地域にある他園では、参加者の自宅と保育所までの距離が遠く、家族や知人に自家用車で送迎してもらう必要がある。A 保育園の

表5-2 A 保育園の世代間交流事業開始前の検討事項

【施設・備品関係】
・ 食器が不足
・ 人数によっては追加で炊飯器、冷蔵庫が必要
・ 手の消毒器の設置
・ 男性用小便器の設置
・ 座り机
【運営関係】
・ 交流内容の反省・計画、献立、調理等、全体の運営会議の定例化
・ 園児保護者への説明
・ 参加者の給食費の徴収はどこで？
・ 社協・栄養士の巡回
・ 調理員の増員（検査必要）
・ 集団給食対象者の変更届
・ 給食を食べる人数の増減があった場合の給食費はどうか
・ 日誌、栄養計算等、帳簿類の整備と記入はどうか
・ 交流に必要な教材費、光熱水費、消耗品費等の補正・予算配当
・ 参加者の緊急時の連絡先
・ 禁煙

表5-3 A 保育園の世代間交流事業の内容（1996 年度）

回数	実施日	内容(午前)	内容(午後)	参加者数
1	4月10日	ゲーム	タペストリーづくり	4
2	4月17日	こいのぼり掲揚	健康相談(保健師)	4
3	4月24日	8ミリ映画、外遊び	タペストリーづくり	2
4	5月14日	花畑づくり	花畑づくり	3
5	5月29日	種蒔き	来月の計画検討会	2
6	6月11日	運動会の練習、よもぎ団子づくり	輪投げゲーム	4
7	6月25日	紙飛行機とばし	来月の計画検討会、ビデオ	5
8	7月12日	ピクニック	休息	5
9	7月30日	七夕飾りづくり	来月の計画検討会、七夕飾り	6
10	8月7日	七夕まつり		4
11	8月27日	陶芸	来月の計画検討会、陶芸	6
12	9月3日	動物園へバス遠足		6
13	9月13日	紙風船、芋掘り	来月の計画検討会、陶芸	6
14	10月16日	チャンチャン焼き	陶芸色つけ	6
15	10月26日	芋団子づくり、絵本	来月の計画検討会、陶芸色つけ	3
16	11月7日	焼き芋	人形劇鑑賞	3
17	11月27日	年賀状づくり	来月の計画検討会	3
18	12月7日	もちつき会		3
19	12月25日	クリスマス会	来月の計画検討会、年賀状づくり	6
20	1月14日	お正月遊び	お店ごっこの品物づくり	4
21	1月25日	お店ごっこ		6
22	2月3日	節分	生活発表会の歌練習	7
23	2月22日	生活発表会		6
24	3月3日	ひなまつり		—
25	3月23日	卒園・修了式		—

資料5-1 A 保育園世代間交流事業実施要綱(1995 年 8 月 21 日打ち合わせ資料より、一部抜粋)

1. 趣旨 (前略) 21世紀の高齢化社会を支えるのは、現在、保育園にいる子供たちです。こうした子供たちが日常的に老人とふれあい、そしてそのことが地域の民生委員、地区社協の方々やボランティア、子供たちの両親、そして地域住民全体へと波及してくれば、日本の苦しい時代を支えてこられたお年寄りへの”感謝の和”や”人とひと・心とこころの福祉の和”が広がっていくものと確信し、本事業を実施する。	(2)費用の負担は、給食のみ有料とし、1食につき300円とする。 (3)利用時間は定められた日の午前10時から午後3時30分までとし、カリキュラムは保育園長と実施主体が協議の上定める。
2. 内容 (1)週2回(火・金曜日)A保育園をA地域に居住するおおむね65歳以上のお年寄りに開放し、子供たちとのふれあいや仲間とのふれあいを通じて充実した一日を過ごしてもらうとともに、保育園の調理施設を利用し、給食(昼食)サービスを実施する。	3. 運営 実施主体はX町社会福祉協議会とし、この事業の運営に必要な要員は地域ボランティアの方々を中心に対応する。 4. 当面町が対応する設備等 将棋セット、囲碁セット、座布団、食器、収納ケース、図書(図書館より配本)、書架、食台 5. 実施時期 平成7年9月1日から実施する。

参加者の場合、ほとんどが徒歩圏内に居住しているため、自分の都合で参加できることが、参加者の多さと継続性につながっていると考えられる。

以上から、役場が主導して開始された事業ではあったが、役場は「お膳立て」が中心で、実際の活動はA保育園と参加者・ボランティアおよび社会福祉協議会に任されていたことがわかる。とはいえ、現在のような形態で実施できたのは、役場が主導したからこそであったと当時の園長は述べていた。もし最初からすべて保育士に任されていたとすれば、園児が少ないからなんとかしろと言われても、他園との交流くらいはできるかもしれないが、住人を呼ぼうという発想にはならなかっただろう、とのことである。実際に開始されてからの「園だより」には、保育士によるこのような記述がある。

事業が始まる前は、お散歩をしていても「どこのおじいちゃんかな? どこのおばあちゃんかな?」と思いながらあいさつをしていたのですが、事業で交流するようになって道で会ってもお互いにとっても親しみが湧き「お元気でしたか?」子どもたちも「ほいくえんでまってるよ。」などあいさつもはずみます。(1997 年 7 月の園だより、一部改変)

この記述からは、世代間交流事業がA保育園に住人との非匿名的な関係をもたらしたと読み取ることができる。これには補足が必要である。事業が開始された 1990 年代は、第3章で示したとおり、町内でもっとも高齢化が進展する一方で、子どもをもつ若い世代の移住がみられるようになった時期であり、A地域のなかで住人同士が顔と名前が一致しない状況も生じていたと推察される。異動を常とする保育士もまた、それまでA地域に馴染みのな

い人であれば、ある意味で「新住人」に準ずる存在であっただろう。A 保育園の世代間交流事業は文字どおり世代間の交流であると同時に、新住人と旧住人の交流としても位置づけるものであった。資料 5－1 は事業開始前の打ち合わせで用いられた実施要綱であるが、その趣旨からも、園児と高齢者との交流を契機として、「人とひと・心とこころの福祉の和」を地域全体に波及させるという意図が示唆される。つまり、小規模集落ではあるが流動性の高い A 地域において、行政施策を後ろ盾にしつつも、園児と高齢者を核として非匿名的な関係を再構築しようとした保育士と住人による実践が、A 保育園の世代間交流事業であった。

3－2. 参加者とボランティア

筆者が訪れていた期間の事業への参加人数は、1 回あたり平均 12 名程度である。行事のときは参加者が多い傾向にあり、天候によっても左右される。年代は 70～90 代で、2017（平成 29）年度の最高齢は 92 歳であった。もっとも長く参加している人は初年度から、最近参加し始めた人は 2013（平成 25）年からである。明示された参加要件は 65 歳以上の住人ということだけであるが、実際には自力で A 保育園に来ることができ、活動に参加し、食事ができることが条件となる。家族や知人、ボランティアに送迎してもらう人もいるものの、天候の良い日はほとんどの人が徒歩で来園する。性別は問われず、初期には男性もいたとのことであるが、現在は女性のみである。参加者のなかに現園児の祖父母はいない。かつて子どもや孫が通園していたという人は多く、A 保育園で用務員をしていたという人もいる。確認できた限りの全体的な割合としては、A 地域で生まれた人が 2 割、退職後の移住者が 1 割で、残りの 7 割は結婚等を機に 50 年程度住んでいる人びとである。

彼女たちの参加の契機は、保育士やボランティア、参加者による直接の勧誘がほとんどである。ある参加者は、娘から日々の送迎を頼まれていた孫が卒園した際、旧知であった当時の園長にそろそろ参加してはどうかと誘われたのだという。定年退職を機に移住してきた別の参加者は、転居して間もなく事業のボランティアをしている隣人に声をかけられ、最初はボランティアをしないかと頼まれたが、足が悪いのでと断ったところ、それなら参加者になりなさいと誘われたとのことである。居住歴の長い女性は移住者に対して積極的に声をかけていることがうかがえる¹⁰。

ボランティアは 10 名前後であり、全員が地域に住む女性で、40 代から 70 代と幅広い。加入時期は初年度から 2017 年まで様々である。参加者と同様に、現園児の家族はいないが、かつて子どもが通園していたという人や、A 保育園で働いていた人はいる。また、参加者の

家族もいる。行事等で人手が必要なときは多くのボランティアが参加するが、通常は 2 名ずつ来るように年度当初に計画されており、都合が悪くなれば自分たちで調整するようになっている。主な仕事は参加者の活動の補助および昼食の配膳である。ボランティアもまた、初期からの数名以外は勧誘によって集まってきた人びとであり、A 地域出身者も、上記に述べたような近年の移住者もいる。この数年でボランティアも 2、3 名の入れ替わりがあった。ボランティアには年齢制限がなく、参加者よりも年上のボランティアも許容されている。参加者である人がボランティアになった例は筆者の知る限りないが、ボランティアであった人が参加者になることも自由である。参加者かボランティアかの判断は本人に任されており、線引きがあいまいなところがよいとさきさんは述べていた。

参加者にもボランティアにもリーダーや係などの役割はなく、組織化されていないことも特徴である。現在は打ち合わせも年に 1 回で、あとは立ち話程度で意思疎通を図ることができる。総合的にみて、初回から参加しているさきさんが考える継続の要因は「男がいないから」である。町内会でも要職に就いているさきさんは、公的組織において男性が組織化と制度化を重視した結果、活動がうまくいかなくなる場面を繰り返してきたようである。それに比べて、A 保育園の世代間交流事業は成員の関係性が緩やかで「いい加減」だから続くのだろうとのことであった。

3-3. 園行事のなかの世代間交流事業

表 5-4 は世代間交流事業の 2016 年度の内容である。先に述べた運動会や学校祭も世代間交流事業として位置づいている。運動会では、本部席の隣に園児と世代間交流事業の参加者が座るためのテント席が設けられており、一緒に出場する競技もある。園児は午前中のうちに競技を終えて親と一緒に席で過ごす。A 保育園ではいつもどおり昼食として仕出しの弁当を用意し、学校の多目的室で参加者、ボランティア、保育士と一緒に食事をして、午後の競技も観戦する。なお、彼女たちの一般競技への参加は任意であり、身体的に不調のある人は観戦中心であるが、元気な人は綱引きに出ていたこともあった。

そのほかの園行事としては、お花見会、餅つき会、クリスマス会、ひな祭り会がある。これらには小中学校や一般の地域住人は参加しないが、住民センターの館長は手伝いとして訪れる。例えば、お花見会は隣町にある公園まで X 町のバスを貸し切って出かけるが、バスに乗らない荷物などは館長が車に積んで同行する。また、餅つき会には館長に加えて駐在所の巡査が来園して餅をつく手伝いをすることもあったし、クリスマス会には“サンタクロ

ス”が訪れていた。これらの手伝いやゲストの依頼、日程調整、バスの予約などは園長がおこなっている。

先述のとおり、A 保育園で園児と保育士のみでおこなう行事は豆まきのみである。一般的な保育園でもおこなわれうるその他すべての行事は、A 保育園では世代間交流事業のなかに含まれている。世代間交流事業において行事をおこなうことは、平日屋間の中規模の行事に外部の人びとを巻き込むことで、規模的な「行事らしさ」を保つという意味を有している。そしてある程度の人数がいることは、役場職員等も巻き込みながらより充実させることによっ

表5-4 A 保育園の世代間交流事業の内容(2016 年度)

回数	実施日	内容	参加者数
1	4月20日	はじめまして	11
2	5月11日	劇団「杉の子」鑑賞	11
3	5月18日	お花見	9
4	6月5日	運動会	12
5	6月8日	園児と遊びましょう	13
6	6月29日	運動とゲーム	11
7	7月6日	健康相談・運動	11
8	7月20日	製作(七夕飾り)	12
9	8月5日	七夕会	12
10	8月17日	運動とゲーム	8
11	9月7日	園児と遊びましょう	11
12	9月21日	園児と遊びましょう／演劇鑑賞	10
13	10月9日	学校祭	10
14	10月12日	運動とゲーム	9
15	10月26日	保健師の健康相談	10
16	11月9日	園児と遊びましょう	9
17	11月30日	製作(干支のステンシル)	13
18	12月7日	餅つき会	13
19	12月22日	クリスマス会	12
20	1月18日	新年会	12
21	2月15日	運動とゲーム	10
22	3月3日	ひな祭り会	9
23	3月15日	お別れ会／人形劇鑑賞	12
24	3月18日	卒園・修了式	4

て、質的な意味での「行事らしさ」を保障する理由ともなる¹¹。世代間交流事業は A 保育園で行事をおこなう際の量的・質的な必要を満たす役割を果たしているといえる。

3-4. 園行事以外の世代間交流事業

表5-4で「園児と遊びましょう」と記載されているところは、日常の保育に近い活動内容と捉えられる回である。これらの回では園内で過ごし、保育士の準備したゲームや製作活動をする。また、1回目の「はじめまして」、8回目の「製作(七夕飾り)」、20回目の「新年会」なども同様に保育士が進めるため、例年少なくとも10回は保育士が内容を企画することになっている。世代間交流事業そのものを行事として位置づけることもできるが、A 保育園の場合は実施回数が多いことから、行事的にしてしまうと園児が落ち着かなくなってしまうため、いわゆる「行事」のとき以外は行事的にしないよう意識していると園長は述べていた。

以下では「園児と遊びましょう」と記載された日の典型的な様子を記述するが、例として一部2011(平成23)年9月21日の様子を用いる。



写真5-2 A 地域運動会(本部席横が世代間交流事業の参加者席)



写真5-3 A 地域運動会(保育園児のかけっこ)

水曜の朝になると、A 保育園のホールには大人用の長机や椅子が約 15 名分並べられる。通常はステージに向かってコの字型に設置されている。そのため、朝の自由遊びで園児はホールに出ることはなく、保育室でブロックやお絵かきをしたり、絵本をみたりなどして過ごす。9 時半より前から参加者が来園しはじめ、個人の名前が表示された靴箱に外靴を置き、スリッパに履き替える。この靴箱は、かつては園児の靴箱として用いられていたものである。次々に訪れる参加者は、ホールの椅子に座って雑談をする。座る位置は特に指定されていないが、だいたい毎回同じ位置に座っている。9 時 50 分ごろ、園児は保育室の片づけをし、排泄や水飲みに向かう。参加者や椅子にぶつかる互いに危ないため、保育士が走らないように声をかける。

午前 10 時になると、園児もステージに椅子を並べて一列に座る。参加者からみて左側が 5 歳児、右側が 1 歳児の順番である。保育士 2 名は園児のそばに座って待機している。参加予定だったが到着していない参加者がいると、ボランティアが迎えに行くこともある。園長が開始の挨拶をし、参加者の名前を呼んで出席を確認する。これはほぼ毎行われ、それぞれの近況を尋ねたり、欠席者の様子を尋ねたりすることもある。参加者の出席確認が終わると、園児は出席確認の代わりに年長児から順番に自分で名前を言うよう促される。名前と年齢のみのときもあれば、テーマに沿った回答(好きな絵本など)を発表するときもある。大きな声で発言する園児もいたり、恥ずかしいのか保育士の後ろに隠れる園児もいたりするが、それぞれに対して参加者は感心したり、笑ったりする。園長は縄跳びができるようになったなどの近況を付け加えることもある。卒園が近い時期には、何色のランドセルを買ったのかを年長児に尋ね、通学時に見かけたら声をかけてあげてくださいね、と参加者に頼んでいた。出席確認を終えると、園児が歌や手遊びを披露する。

その後はメインの活動に移るが、この日は「フロアカーリング」と「ビーチボール遊び」をおこなった。「フロアカーリング」は町のトレーニングセンターから借りたとのことであった。通常のルールでは空間的にも体力的にも難しいため、ルールを変更し、ターゲットに近づけられるかどうかの競争をすることになった。園児1名と参加者2名でチームを作り、トーナメント方式で進められた。「ビーチボール遊び」では、参加者と園児が混合で2列になって座り、列で向かい合って投げてはキャッチすることが続けられた。「ちいさい子」には保育士が横でキャッチを手伝った。通常は11時15分頃に昼食が到着するが、この日は到着が遅れたため、空いた時間でパズル遊びをするよう園長が提案した。園児は好きなパズルを選び、参加者の傍へ行って、設置された長机で一緒にパズルをおこなっていた。

町内の仕出し業者から昼食が到着し、ボランティアと園長、配膳の時間に合わせて出勤してきた用務員が大鍋で届いた昼食を配膳する。この日のメニューは、ごはん、みそ汁、トンカツ、大根サラダ、漬物、梨、バナナ、ババロアという献立であった。参加者の人数が確定した段階で、ボランティアは活動の合間をみて給食室いっぱいにお盆を並べ、必要な皿を出している。これらのお盆と皿は、元々保育園にあったものもあれば、廃校になった学校等からもらってきたものもあるとのことである。料理が届くと、ごはんのみそ汁をよそう人、それをお盆に置く人、大人用のおかずを盛り付ける人、子ども用におかずを小さく切りながら盛り付ける人などに分かれ、効率よく配膳できるように臨機応変に働く。盛り付けるおかずが多い日の給食室は、園長の言葉を借りると「戦場」である。

配膳が進められるあいだに、保育士は園児がいつも使用している机と椅子を保育室からステージ上へ移動し、園児が昼食準備や排泄、手洗いをするよう促す。昼食準備といっても、世代間交流事業の日は自宅から持ってきた箸やスプーン等をテーブルに出すだけである。準備を早く終えた園児は保育室で絵本をみて、参加者は休憩して、昼食が運ばれるのを待つ。



写真5-4 参加者の手押し車が並ぶA保育園の玄関



写真5-5 A保育園の靴箱(左側の一人ずつ置けるようになっているところが参加者用)

盛り付けを終えた昼食はボランティアが運んでいく。運搬が落ち着いたところに園児もステージのテーブルにつき、全員そろって、園長の声掛けで昼食を食べ始める。ボランティアもお茶を配り終わると、参加者と同じくホールのテーブルについて食事をする。この日の活動の最初に泣いて別室にいたともかも、食事の時間には戻ってきて他児と一緒に食べて



写真5-6 世代間交流事業の様子

いた。園児と参加者が同じテーブルで食事しないのは、園児がパイプ椅子で食事をとることはできないし、参加者が低い椅子とテーブルで食事することも身体的に困難だからである。園児が食事したり話をする様子を見守りつつ、参加者とボランティアも会話しながら食事する。

参加者が食べ終えて落ち着いたところに、園長が次回の確認をし、解散する。早く食べ終えパジャマに着替えている園児もいれば、まだ食べている園児もいて、玄関に行って参加者に「バイバイ」と声をかける園児の様子もみられる。12時過ぎに参加者は帰宅し、ボランティアは参加者が使用していた机と椅子を片付けたあと、用務員は皿洗いを終えたあとに帰宅する。

この日の活動が終わったあと、園長は「無理なく交流できた」と述べていた。具体的には、歌や手遊びの披露、ゲームを通して園児と参加者が徐々に身体的・精神的距離を縮め、園児が躊躇なくパズルを持って参加者のところに行くまでになったことを指している。つまり「無理のない交流」とは、保育士が積極的にはたらきかけて直接的交流を実現させるというよりも、集団的な活動のなかで園児と参加者との関わりが自然に生じる契機を含んだ交流といえる。このような「無理のない交流」の蓄積によって、参加者に「子どもの名前を覚えてもらえる」ことを、園長は世代間交流事業の意義としてあげていた。別の保育士も園児の名前を覚えてもらうことで散歩のときなども声をかけてもらえて、「見守ってくれている感じがする」と述べており、参加者が園児の顔と名前を一致させることは、A 保育園の世代間交流事業の意義として保育士のなかで共有されていると考えられる。

保育所における世代間交流に着目した先行研究では、期待感も含めてその意義を前向きに捉える調査報告がある一方で、過度な効果を期待することへの慎重な意見もみられる。例えば保育所と高齢者施設が併設された施設における交流を観察した事例調査では、人工的

に設定された交流の場においては、生活実感をもって他者との関係をつくるというプロセスがないため、在所児は「大人によって期待された行動様式のみを身に付けていく」ようにみえるとの指摘もある（金子・山口 2006, p.76）。「保育所保育指針」等では、保育所における交流の目的は、交流を通して何かを獲得するというより「様々な人とのかかわること自体」であるため、「そこでの体験の目的が不明確になりがち」であり、「交流活動が相手側の要求に答えるという形になることも多い」ことも（田甫 2016, pp.81-82）、交流が形式的になってしまう要因の一つであると述べられている。

「体験の目的」という観点からすると、「無理のない交流」を通して「子どもの名前を覚えてもらえる」という A 保育園の理想は、ややぼんやりとしているようにも思える。もし互いに名前を覚えていなくても、散歩で会えば挨拶くらいはするであろう。そうであれば、「名前を覚えてもらえる」、「見守ってくれている」の意味も解釈しきれない。しかしそれらが保育士の共通認識であるならば、「保育所保育指針」や世代間交流の一般的意義には回収されにくい、A 保育園に根ざした固有の必要であるとも考えられる。それを明らかにするために、まずは「無理のない交流」が成立する構造を分析する。

4. 「無理のない交流」の成立構造¹²

4-1. 活動の場からの離脱

交流にも様々な形態があるが、本研究で扱うような交流では、成員が同じ場で時間を過ごすことが前提となる。しかし前述のともかの例は、通常は保育所の成員でない異質な人びとと同じ場に身を置くことが、園児にとってあたりまえでも容易でもないことを示している。ともかが世代間交流事業に参加できるまでの経緯からは、A 保育園では必ずしも直接的交流のみを「交流」とあるとは考えていないことが理解できる。

ともかは満 1 歳児で入園してから数か月間、世代間交流の活動中は保育士 1 名とともに別室や園外へと離脱し¹³、昼食時は席について食べることが繰り返された。前項の例は入所して 7 か月後のことであった。この日のともかは、昼食時にはホールに戻ってきたものの、食事をする際には手で目を隠し、参加者を視界に入れないようにする様子がみられた。食事はとりたいがその場にはいられない、という矛盾に折り合いをつけるためにとられたのが、この「手で目を隠す」という行為であったと考えられる。つまり、身体的には交流の場にながらも、参加者の存在を見えないようにして認識レベルでは離脱するという、ともかの方

略であった¹⁴。

入園後約 1 年から 1 年半の間は、調子のよいときは活動の場にいたが、調子の悪いときは保育士にしがみついて離れず、顔も参加者からそむけていた。園児全員で一列になり、参加者の近くで歌を披露する予定であったときも、他の園児が移動してもともかは参加者に近づくことができず、保育士は他の園児をともかに合わせて予定よりもステージ寄りの位置に配置した。保育士によると、ともかは世代間交流事業の日の朝になると参加者が「こない、こない」と自分に言い聞かせるように唱えていたという。参加者が帰るといつものように元気に遊んでいたことから、参加者の存在がともかに強い影響を及ぼしていたことが推察される。

ともかが安定的に活動の場にいられるようになるには、入園後約 1 年半を要した。活動に関与できるかどうかは別にして、泣いたり、長時間別室にいたり、視界を妨げたりして離脱することもなく、とにかくホールには居続けるようになった。それでもなお、参加者が帰りボランティアや筆者が片づけをしているときや、午睡室から起きてきたときには、参加者が「帰っちゃった」と繰り返し、筆者にもそれを確認するように話しかけてきていた。

入園間もない園児の世代間交流事業における様子は、ともかが典型例というわけではなく、園児によって大きく異なっている。年齢や性格的な要因もあれば、祖父母との接触頻度や、家族以外の他者に会う頻度にもよる。ともかの場合は低年齢であったこと、さらに移住世帯で祖父母が身近にいない上に、転居してきたばかりで地域の住人ともまだそれほど接触がなかったため、参加者に対する違和感がより強かったと考えられる。個人差を前提として、祖父母も親も A 地域で生まれ育った園児の場合は、日頃から地域の住人との交流機会が多いためか、参加者の存在に対して極端な反応はみられないことが多い。

その場からの離脱が目立っていた園児が活動の場に身を置けるようになることは、保育士からみて大きな「成長」である。1 歳前半で入園したまやも活動中に離脱することが多かったが、入園して約 1 年後に最初から最後までいられたとき、保育士は「途中飽きて遊んだりしてたけど、その場にいられるってことは重要」と述べていた¹⁵。日常の保育における睡眠の時間とも共通しているが、周囲の様子が変わっても与えられた場で求められる行為をすることができることは、園児が保育所での集団生活における多様な側面へ適応したと考える判断材料の一つであるといえる。成員が少数で固定化されがちな A 保育園のような条件下では、世代間交流事業は異質な他者との関わりによって園児が刺激を受ける貴重な機会である。

4-2. 活動への無関心

その場にいることが可能になった後も、園児が積極的に活動に参加するとは限らない。上記の保育士の省察にもあるように、園児が活動に「飽きて遊んだり」すること、すなわちその場にはいるが活動には無関心であることは、それほど珍しくない。以下はオセロゲームの際にみられた園児の様子である。このオセロゲームは通常サイズの盤ではなく、使わなくなった布団のシーツ2枚をつなげたものにオセロ盤をビニールテープで作成し¹⁶、ホール一面に広げておこなうものであった。園児と参加者は白チームと黒チームに分かれ、一人ずつ順番に段ボールで作成されたオセロを置いていった。

オセロゲームの待ち時間に、ゆうか（1歳）ともえか（4歳）が手に持っていたオセロを取り合う遊びを始めた。それに飽きると、もえかは手遊び「ちいさなにわ」を始めた。あやの（3歳）も真似をして同じ手遊びを始めるが、タイミングがずれて輪唱のようになり、もえかに「うるさい」と言われてしまった。保育士に呼ばれてゲームに参加し、オセロを置こうとしたゆうかには、同じチームの参加者が次々とアドバイスした。ゆうかは保育士に手助けされ、オセロを置くと、元の位置ではなくともか（1歳）の隣の椅子に座った。ゆうかともかは、勝ち負けが定かでないジャンケンをして遊んでいた。

（フィールドノートより）

この場面では、どの園児もホールから他の部屋に移動することはなかったし、オセロ盤にオセロを置くという意味での参加はできていた。しかし待っている時間のオセロゲームへの関心は希薄であり、気のむくままに遊んでいたといっていよい。保育士も彼女たちの様子を見てはいたが、同じチームの応援をするなどの活動への積極的な参加を促すことはなく、順番が来たときに声をかける程度であった。

園児が世代間交流の活動中に、中心的な活動とは異なる活動をする様子は頻繁にみられる。活動に対してあまり関心を示さない園児に対し、保育士の対応は園児の発達段階によって異なっている。「おおきい子」にはできるだけ活動に関心を寄せるよう促すが、「ちいさい子」は「その場にいられる」ことを重視し、必要なときや園児が関心をもちそうなときだけ、活動に注目するよう声をかけている。また、活動内容によっても異なる。次項でみるように、園児が「発表」するときは活動を成り立たせるために積極的な参加が促されるが、見学が多い活動ではあまり関心をもたなくても比較的許容されている。ただし、大きな声を出すなど

の活動の進行を妨げる行為や、安全面で問題ある行為はやめるよう促される。要するに、第4章で確認したのと同じで、発達段階と活動内容とを参照したA保育園における通常のはたらきかけである。

なお、活動内容によっては、参加者と園児とで別の活動をする前提で計画される場合もある。例えば保健師による健康体操と健康相談の日には、健康体操は合同でおこない、参加者の健康相談の時間になると園児は戸外遊びに出かける、といったことである。参加者はそれぞれ持病で通院している人やデイサービス等を利用している人が多いものの、診療所がなく最寄りの病院まで約15kmであるA地域においては、専門職による保健指導の機会も貴重であり、毎年恒例となっている。だが園児に血圧測定や健康相談は無用である。常に同じ時空間における直接的交流や活動の共有を図ろうとしないことも、「無理のない交流」を続ける方法の一つであると考えられる。

4-3. 定型化された関わり

活動への参加のなかには、決められた様式のなかでおこなわれる定型化された参加と、活動の合間に無作為になされる不定形な関わりがある。

定型化された参加としては、第一に、開始時の自己紹介および歌や手遊び等の披露があげられる。前出のともかの例をみれば、異質な人びとの視線を浴びながらその場に立っていることや発表することも園児にとって重要な経験と達成であり、それなりの意味はあると考えられる。A保育園の場合、園の成員でない人びとの前で発表する機会が日常的に得られにくいため、園児の経験の不足を補うという保育上の意味も有している。

自己紹介は、以下に例示するように、開始直前や前日に「リハーサル」をする様子もみられる。

お当番のまさきによる出席確認が終わった後、保育士は、明日の世代間交流事業では「読書の秋」にちなんで、好きな絵本を紹介しようと提案した。それぞれに好きな絵本を考え、発表の練習をすることになった。初めに5歳のしょうまが前に出て、名前と年齢を名乗り、好きな絵本を発表した。次に前に出たまさは「好きな読書は」と言い間違え、保育士が「読書じゃないよ」と笑っていた。保育士が指名しなくても、子どもたちは年齢順に自分から前に出ていた。(フィールドノートより)

このとき、保育士は前日の朝の会のなかで練習を提案し、園児が心構えできるように配慮している。実際には当日になると話せなくなったり、違う絵本の名前を言ったりもするが、それはそれで許容される。同様に、披露される歌や手遊びは事業のためにわざわざ練習するというよりも、日常的に歌っている季節の歌や、園児の好きな手遊びがある程度形になったら披露する、という方法をとっている。世代間交流事業での発表は緩やかな目標にはなりうるが、学校祭や卒園発表のような最終的な目標ではない。

第二に、その日の中心的な活動における定型化された関わりがある。世代間交流事業の研究で分析対象とされるのはこの部分が多く、園児と参加者との混合チームでゲームをおこなうこと等があげられる。田甫綾野は幼児の活動意欲が高まる世代間交流の活動として、①幼児と参加者との身体的同調性が高い、②双方向的な関わりがある、③幼児の興味関心に沿っている、④参加者が幼児の興味関心を満たし、モデルとなることができる、という条件をあげている（田甫 2016, pp.97-98）。A 保育園でもこれらは意識され、園児が関心をもって活動に取り組めるように、世代間交流事業でおこなう予定のゲームを数日前から保育のなかでおこなうなどの工夫がなされている。前出のオセロゲームも前日の保育でおこなわれており、4、5歳の園児は概ねルールを理解して自分で考えながらオセロを置いている様子もみられた。

定型化された関わりにおけるこれらの工夫と配慮は、世代間交流事業を日常の保育の延長に位置づけ、「行事的にしない」ための実践であると考えられる。しかし、園児の発達段階の幅広さにも影響されて、全員が活動に関心を持ち、参加者との双方向的関わりを保ち続けることは、すでにみたように事実上困難であろう。1歳児の離脱や活動への無関心を許容するのは、この困難性を認識しつつ、園児を世代間交流事業の時空間に緩やかに繋ぎとめようとする保育士の方略である。そのために用いられるのは、「おおきい子」には間接的援助を、「ちいさい子」には直接的援助をとという保育方法である。前項で示されたのと同様に、それは世代間交流事業という場における「普通」の保育である。

4-4. 不定型な関わり

活動内容の指定のない、活動の合間に生じるのが、不定型な関わりである。これが生じやすいのは帰りの挨拶である。昼食を終えた園児は参加者が帰っていく様子に気づくと、保育士に促されなくても玄関に行き、手を振って「バイバイ」と参加者を見送る。参加者一人ひとりの顔をみて、挨拶をしたかどうかを確認しながら手を振っていたり、耳の遠い参加者が

気づくまで何度も声をかけたりする様子もみられる。やりとりがパターン化されている挨拶は、園児にとってハードルの低い不定型な関わりであると考えられる。

他の不定型な関わりとしては、参加者から園児に話しかけたり、活動の合間に園児が何かを参加者に見せに行ったりするという例がある。開始前や昼食の準備中などに、自分の好きな絵本や図鑑をもって参加者に見せる、といったことである。よしひろ（3歳）は、開始前に席について待っている参加者に、ラップでふたをしたプラスチックのカップを自慢げに見せて回っていた。カップを覗き込んだ参加者は、そのなかにいるのがオニグモだとわかると仰天していた。よしひろはその時期オニグモに強い関心をもっており¹⁷、筆者が訪れた際も毎回のようにはオニグモの観察をし、「飼育」しているオニグモが何をどのように食べていたかなどを解説してくれるほどであった。このときも、自分の好きなものを参加者にも見せたいと考えたものと思われる。

呼びかけと応答が理解しやすい不定型な関わりと、図鑑を一緒にみるといったより複雑な不定型な関わりの間には、参加者に話しかけることに問題を感じないという園児の認識の変化がある。園児の個人的な性格、参加者に対する照れなどによって、自ら話しかけるのは園児にとってそれほど簡単なことではない。そのあいだをつなぐのは保育士の役割である。保育士が介在しない関わり的一步手前には、園児が参加者に関心をもったときに、タイミングよくはたらきかけるという実践がみられる。

昼食時、4歳児のつばさは保育士に、参加者は「ごはんたべたらかえるの？」と尋ねた。保育士が「そうだよ。いつもそうでしょう」と答えると、つばさは重ねて「かえったらおひるねするの？」と聞いた。保育士は「どうかな、聞いてごらん」と促すと、恥ずかしいのか、つばさは口ごもった。するとボランティアの一人が「なんだって？」と聞き返し、保育士が「帰ったらお昼寝するの？って」とつばさの代わりに尋ねた。参加者の一人が「お昼寝しませう」と答えると、他の参加者やボランティアから笑いが起こった。

（フィールドノートより）

園児が自ら参加者に関心をもち、活動や会話を共有しようとする不定型な関わりは、保育士のいう「無理のない交流」の理想形態の一つといえる。A 保育園の世代間交流事業における園児と参加者との関わりは、園児が身体的に離脱することから、その場にいられるようになることを経て、「活動への無関心」から「定型化された参加」、「不定型な関わり」へと変

容していく。集団的な活動を通して、園児は参加者と同じ場にいることに慣れ、意図的・無意図的に構築された参加者との接点に関心を寄せたり、あるいは寄せなかったりしているといえる。

ただし、第4章でみられたように、園児が参加者に関わる過程も直線的に変化するわけではない。中心的な活動にはあまり関心をもたない様子が多くみられる園児も、帰りの挨拶は自ら足を向けることもある。また、あるときには活動に積極的に参加していた園児が、翌回には離脱していることもある。すでに確認したとおり、この不安定さは活動内容にもよるし、園児の個人的状況、他の園児の影響、入園してからの期間にもより、その日に蓋を開けてみなければわからない不確定な要素である。一ついえるとすれば、園児は個々の参加者に対して抵抗感をもっているのではなく、A 保育園に固有の異質な他者集団とともに過ごす時空間に違和感をもち、様々な反応をみせていることである。「行事的にしない」という配慮は、明らかにいつもとは違う環境ではあるものの、その時空間を園児の保育所における日常により近い位置へ引き寄せることを意図したものである。そのような時空間において、園児の発達段階や個人の特性に応じた「無理のない交流」が生じうる条件を創り出すことが、保育士の含意である。これが、保育の論理から理解しうる、A 保育園が世代間交流事業に期待する必要であると考えられる。

以上のような交流の質的変容は、事業が長期的で継続的かつ定期的であるから可能になることである。行事として位置づけられる年1～2回程度の世代間交流事業に意味がないというわけではないが、少なくとも園児がその時空間にいられるまで1年以上も待つような実践は成立しにくいであろう。長期的な視点で園児の変化を捉えるという保育観もまた、第4章でみたA 保育園の論理に通じるものである。

5. 世代間交流事業における保育士の位置

ここまで、園児が世代間交流事業の場に適応し、参加者およびボランティアとの直接的交流が可能になるまでのプロセスを、その流れの曲線性も含めて検討してきた。参加者およびボランティアは、一見するとA 保育園の論理を共有した支援者にみえるかもしれないが、本研究での位置づけは「関与者」である。保育士の視点から事業を改めて分析することによって、その理由が明らかになる。

5－1. 園児に対する保育上の意義

前項で見出された保育士が考える世代間交流事業の意義は、参加者とボランティアに「子どもの顔と名前を覚えてもらえる」ことにより、日常の保育でも「見守ってもらえる」という感覚が得られることであって、それを生み出す交流形態が「無理のない交流」であった。この意味については次節で改めて論じる。

そのほかの意義を尋ねたところ、保育士の回答としては、参加者に認められることで園児が自己肯定感をもてるように感じている、ということであった。例として、パジャマを着た園児に対して、参加者が「パジャマを着られてえらいね」と声をかけるなど、何気ない行為を褒めてくれることがあげられる。日々の保育のなかではあたりまえになっているが、参加者に新鮮な目でみてもらおうと、園児が自信をもつ契機になるとのことであった。また、園児が参加者の様子をみて、自分もできていないのに参加者の手伝いをしようとしたり、耳や足の悪い人を目の当たりにしたりなど、高齢になることによる身体的変化を間近で感じることは、他者理解のひとつになるだろうとも述べていた。前述した帰りの挨拶の場面でも、耳の遠い参加者に気付いてもらうために、園児がその人の目の前まで移動して声をかける様子もみられた。特に保育士やボランティアが教えなくても、園児はその人に合わせたコミュニケーションのとりかたを身体的に学んでいると考えられる。

また別の視点からは、日常的には弁当を持参する園児にとって、「給食」を経験するのが世代間交流事業の日である。事業の日の昼食を楽しみにしている園児は多く、好物が出たときにはいつも以上に夢中になって食べている様子もみられる。保育士によると、A 保育園の園児は給食形式に馴染みがないため、小学校に上がってから苦手なものや慣れない味付けで食べられないこともあるようだ、とのことであった。2週に1度ではあるが、好き嫌いに関係なく他児と同じものを食べるという経験は、小中学校での給食につながるものでもある。毎回決まって提供される味噌汁や、何回かに1回ついてくる総菜を目安に、前回は食べなかったが今日は食べていたなど、保育士にとっては食を通じて園児の変化を捉える契機にもなる。

このような保育士の捉えは、世代間交流事業を保育の論理で解釈する実践でもあり、既存の保育研究で考察されてきた世代間交流の意義と通じるものであろう。しかし、A 保育園での活動のなかには保育の論理で解釈しきれない部分や、そこからこぼれ落ちる部分も散見される。

5-2. 参加者に対する保育士の役割

まず、主に回数の多さに影響されて、特に園長の担う業務量がそれなりのものであることがあげられる。具体的には、活動の準備やゲストとの連絡、当日の運営のほか、参加人数の把握、昼食の発注、会計処理、活動記録の作成をおこなっている。年度末には年間予定を立て、毎年依頼している機関・団体との連絡調整もする¹⁸。通常の保育と事務仕事をしながらこれらの準備もするのが、A保育園の園長である。保育上の意義があるとはいっても、保育の論理だけで回収することには慎重にならなければならないだろう。

加えて、活動中に1歳から90歳を超える参加者に対する配慮も必要である。90歳への対応は、本来保育士が専門とする領域ではないであろう。ところが、A保育園の保育士は驚くほど参加者個人の状況を把握し、活動に生かしている。身体的な不調や不自由さの情報は本人や周囲から聞き、ごはんは半分の量で良いとか、足を上げられるように台を用意するなど配慮をする。製作活動では、細部にこだわって仕上げる人には様々な材料を提供したり、苦手な人であれば一緒に製作したりする。その様相はさながら高齢者向けの施設に近いようにも見えるが、個人の特性に合わせた対応であると捉えるならば、広い意味で対人援助職としての保育士の専門性が発揮されているともいえる。

ただし、保育士の専門性の幅広さを前提としても、新たに赴任してきた保育士には、世代間交流事業を実際に目の当たりにして動揺している様子もみられる。ある保育士は、A保育園に赴任して1回目の活動のあと、「様子がわかった」と呟き、次回はよりスムーズに進められるような工夫をしたいと述べていた。彼女はX町で保育士として20年以上勤務しているベテランであり、A保育園で勤務するのは2度目である。最初に赴任した時期には世代間交流事業はまだおこなわれていなかったものの、A地域の雰囲気はそれなりに知っていたと予想される。そうであっても戸惑いを隠せないことから、A保育園の世代間交流事業が、X町においても独特の活動様式をもつものであることがわかる。

また、参加者の「名前が覚えられない」、「顔と名前が一致しない」ことも、新たに赴任してきた保育士が困難に感じることである。これは対人援助職としての無意識の発話であるといえる。毎日会う園児とは違って、参加者とは2週に1度しか顔を合わせないのであるから、すぐに覚えられないのも当然ではある。しかし、顔と名前を一致させなければ、ゲームの得点を記録したり、製作物に氏名を記入したりする際に困るという現実的な問題が生じる。名前を知りたいのであれば参加者に名札をつけてもらうことで解決するものの、筆者がこれまで訪問してきた限りでは、保育士が名札を用意する様子はみられなかった。その理由

としては、一つには参加者とボランティアはお互いに顔と名前を知っているなかで、新参者である保育士のためだけに名札をつけさせるわけにはいかないという暗黙の遠慮がある。もう一つは、顔と名前を覚えることが参加者理解の前提であるという、対人援助職の論理があると考えられる。異動したての時期であればまだしも、回数を重ねてもなお覚えていないのは失礼だという意識も強いようである。

しかしどのように努力したとしても、園児の保育も通常どおりおこなないながら参加者全員に必要な対応や手助けをすることは現実的に困難であるため、長い付き合いを通して参加者をよく知るボランティアの存在は必要不可欠である。ボランティアは参加者と会話をしたり、手助けをしたりするだけではなく、新たに異動してきた園長や保育士が事業に慣れるまでのアドバイザー的役割も果たしている。みはるさんは、事業の主演はあくまでも園児と参加者であるので、「目立たず騒がず」、必要に応じて手を貸すようにしていると述べていた。ボランティアは A 保育園の世代間交流事業が継続されてきた重要な要因であると同時に、保育士とは違う立場から、参加者と保育所の成員とを媒介してきた存在でもある。

参加者も事業に対して前向きな意味を感じていることに気づくことは、保育士にとってのモチベーションにもなっていると考えられる。この事業は参加者の日常生活においてもそれなりの比重を占める出来事のようにあり、例えば町内会のパークゴルフ大会と世代間交流事業が重なってしまったときには、どちらに行こうかと参加者同士で相談している様子がみられた。参加者のなかでは、地域の公的組織の行事と任意参加の保育所の活動とが対等な位置づけであることが推察される。さらには、「もう年だから町内会や地域のサークルの活動はあまり行かない」といいながら A 保育園には毎回訪れる参加者や、「老人会は行かないけれど、保育所には来る」¹⁹と述べる参加者もいて、保育所でおこなわれるこの事業に、地域の公的組織での活動とは別の意義を見出していることが推察される。

昼食時の雑談のなかでは、参加者が「みんなの顔をみながら食べるのはおいしいね」、「家では誰とも話さないけれど、ここでは誰かと話す。また来るからね」と発言することがあった。ここで、「みんな」、「誰か」という対象が、園児に限定されていないことに留意したい。世代間交流事業の場であるので、「子どもたちの顔をみながら」とか、「子どもたちと話す」という表現になってもおかしくはないし、一般にはそのような発言が想定されるかもしれない。しかし彼女らは「みんな」、「誰か」と述べる。「みんな」とは、園児のみならず、昔馴染みであったり、最近知り合った移住者であったりする参加者とボランティア、保育士といった、活動の場にいるすべての成員である。すなわち、多様なレベルでの異質な人びとと

同じ時空間に「いられる」ことそのものが、参加者にとっての世代間交流事業の意義である。

すなわち、保育士の視点から得られる参加者の参加の論理は、必ずしも園児との交流のみではなく、園児も含めた「みんな」と「いられる」ことである。前述のように、ボランティアもまた一步下がったところから事業を支えようとしていることが理解された。参加者とボランティアは、意識的であれ無意識的であれ、保育士と同じ役割を果たそうとか、保育の論理を共有してサポートしようといった言動はみられないといってよい。あるとすれば、園児に関わる保育士の役割を尊重するという、「目立たず騒がず」の論理である。したがって彼女たちは支援者ではなく、A保育園に対して良いイメージをもち、協力的な姿勢をみせる「関与者」であると位置づけられる。

参加者による活動中の発言は休憩時等に共有されることも多く、保育士はそのたびに「関与者」である参加者にとっての前向きな意義も発見している。このことだけで事業の大変さが解消されるわけではないにしても、活動が互いにとって有意味であると理解することは、保育士にとってのモチベーションになっていると推察される。結果として、保育士は保育の論理とは異なるはずの「関与者」の論理を受け入れるようになり、それが事業以外の日常の保育における「関与者」との関わりにも寄与していると考えられる。

では、保育士が「関与者」の論理を受容する過程では、どのような事象や条件を要しているのだろうか。この点について、事業開始時にさかのぼって再検討する。

5-3. 媒介者としての保育士

現在ではA保育園に定着している世代間交流事業であるが、開始当初から順風満帆というわけではなかった。当時の園長によると、初年度は役場の担当者も含めて親や住人への説明があったものの、開始後にはそのような場を設けなかった。すると、経緯を知らない親が「なぜ保育所でこれほどの世代間交流事業をするのか」、「保育所なのだからもっと子どもをみてほしい」といった疑問を投げかけるようになったという。世代間交流事業に関する情報提供が不十分であったと感じた当時の園長は、事業について改めて伝える機会を設けようと考えた。その説明にあたって、参加者に対応するボランティアも来園するという事実は、保育士による保育が疎かになっていないことを示すために有用であったとのことである。また、園だよりでは事業に関する連載を開始した。執筆者は園長と保育士・職員、ボランティア、住民センターの館長、社会福祉協議会の担当で、毎月交代で1年間にわたって記事が掲載された。そのなかで、保育士が書いた記事は以下のようであった。

世代間交流事業は、大げさに言えば、人としての哲学を学べる場なのかもしれないですね。自分とちがう人を知る、でも、やっぱり自分と同じなのだと識る。はっきりとした自覚はないけれど、子どもたちはこの交流でいろいろな感情を持ち、心に変化をきざんでいるんだなあと感じます。(1997年6月の園だより、一部抜粋)

お昼寝の途中でお年寄りが帰ってしまい、起きたときにとても残念がっている様子などを見ると、本当に活動の日を楽しみにしているんだなあと感じます。

(1997年7月の園だより、一部抜粋)

これらの内容からは、保育士が世代間交流事業を保育実践の一部として位置づけ、園児にとって意味のある活動と捉えて、それを親に伝えようとしていることが読み取れる。この園だよりは園児の家族のみならず、世代間交流事業の参加者にも配布された。配布は日々の散歩のなかで、園児と保育士とで参加者の自宅に届けに行ったとのことである。世代間交流事業が現在まで継続してきた背景には、それをA地域に根づかせようとする保育士の地道な努力があったといえる。

親と住人をつなぐ保育士の役割は、現在の世代間交流事業でも機能している。毎回の出席確認や自己紹介、近況報告を通して、園児、参加者、ボランティア、保育士は互いの顔と名前を一致させているが、参加者やボランティアにとっては、園児とその向こうにいる親にも関心を寄せる契機となる。特に移住者の親にとってA保育園はA地域に居住して初めて定期的に利用する機関であり、子どもを通じて住人との直接的・間接的な関わりが得られるとすれば、地域へ参入する一つの窓口になっている可能性もある。

A保育園は住人同士をつなぐA地域の結節点であり、保育士は広い意味での専門性を生かした媒介者として位置づいているとも考えられる。上記の連載の第1回は園長が担当しているが、世代間交流事業を通して園長自身が地域で多様な人びとが生活していることの意味を問い直したことがうかがえる。それは、保育のベースが地域での日常生活にあることを想起させる省察でもある。

子供たちと共有できる歌も勿論楽しいが、おじいちゃんたちはこんな歌もうたえるよと聞かせて上げたいと言われて、ハッとしました。福祉は与える人と受ける人とに分けられる

ものではなく、一緒に作り上げていくものだということが実感として持てるようになりました。今、一人一人が福祉に目と心を開くことは高齢化社会ばかりではなく、いろいろなハンディを持った人たちも地域の中で力を出し合い、認め合い生活することが当たり前の社会になりつつある中で、いずれは自分も高齢者になることも踏まえての社会づくりになるのではないのでしょうか。(1997年5月の園だより、一部抜粋)

保育士は事業を通して、園児のみでおこなわれる日常の保育と照らし合わせて園児の変化を捉えたり、参加者にとっての事業の意味を理解したりしながら、保育観、子ども観や地域観を変容させ、園児と参加者、親と参加者とを媒介する役割を果たしてきたと考えられる。語られる変容の契機は、園児の変化であったり、参加者の発言であったりと人によって異なるが、いずれにしても保育実践における「関与者」との長期的な関わりがなければ成しえなかったであろう。

もう一つ指摘できることとしては、親との関わりについて標準的な保育とは異なる形式がみられることである。開始まもない時期に、A保育園の親が「世代間交流事業を充実させるより子どもをみてほしい」といった訴えをしたことは、標準的な保育の論理からみれば至極当然である。ここで標準的な保育の論理に基づいてA保育園が対応したならば、世代間交流事業を縮小するか、参加者を支援者的な位置づけに修正したかもしれない。しかし実際になされた対応は、むしろ親に地域の論理を伝える努力であった。それは園だよりから読み取れるように、事業開始後2年弱で保育士が「関与者」との関わりに意義や手ごたえを感じていたから、すなわち自らの保育観を変容させたからであると考えられる。最初からすべて保育士に任されていたとすれば、住人を呼ぼうという発想にはならなかっただろう、という園長の述懐を振り返ると、園の空間を外部へ広げたことそのものが、保育観の変容の契機であったといえるだろう。

それから20年以上にわたってA保育園の保育士が「関与者」の論理を受容し続けていることは、業務の一環であるからといえそうではあるが、A保育園に固有の実践に他ならない。数年に一度の異動を繰り返しながらもそれが継続していることは、異なる論理を受容するという実践が、保育士個人というより、集団としてのA保育園の論理であることが読み取れる。新たに着任した保育士も、新入園児も、「関与者」との関わりを通して自らの論理を更新し、A保育園とA地域で積み重ねられてきた実践論理に巻き込まれていく存在として位置づけられる。

6. A 保育園における「関与者」の役割

本章では、A 保育園における「関与者」との関わり、特に世代間交流事業に着目して、地域的固有性を帯びた関わりが生み出される条件と、その関わりによる A 保育園の必要の充足を具体的に検討することを試みた。

A 保育園が行事において住人や地域組織・機関と共同するのは、数の不足を補い、園行事を行事らしくおこなうという必要を満たすためであった。へき地ではどの組織・機関も人数の不足の問題が生じやすい。A 地域でも、A 保育園のみならず小中学校も地域も人数の不足によって単独行事をおこなうことが困難である。共同に係る利点が一致する場合、保育所からみれば、「関与者」の協力は得やすい実践である。行事における地域組織・機関との共同はへき地や農山漁村によくみられる保育の地域化であり、客観的な観察者からみても比較的理解しやすい実践でもある。

他方で、日常の保育における「関与者」との関わりは、直感的には重要であると感じられるけれども、それを研究上で説明することは容易ではない。例えば散歩での関わりは、住人や異世代との交流というにはあまりにも偶然的で瞬間的である。しかし、少なくとも A 保育園においては、世代間交流事業との連続性で捉えたと、散歩の途中において「関与者」と関わることにそのものに意味があると考えることができる。

ここで、A 保育園の保育士の共通認識であった「名前を覚えてもらえる」という世代間交流事業の意義について再考したい。園児の顔と名前を覚えてもらうことで、散歩の際に声をかけてもらえるようになること、互いに「親しみが沸く」ことにつながるという意義は、事業初期から認識されていたと考えられる。だが、それがなくても散歩という保育実践に支障がないという意味で、「名前を覚えてもらえる」という意義は、不足ではなく必要である。同様に、事業の場で園長は園児の近況を報告するが、参加者は園児の状況を知らなくても活動に参加できるため、不足の補完ではなく必要を満たすための近況報告であるといえる。

それでは、参加者に「名前を覚えてもらえる」、あるいは園児の近況を知ってもらうことは、A 保育園や園児にとってどのような意味で必要なのか。その含意は、園児の向こう側にいる家族も含めて、A 地域の住人として受容してもらうことであると考えられる。園児とその家族に移住世帯が多いことも、ここで再確認しておこう。A 保育園の世代間交流事業の重要な論理であった「無理のない交流」とは、活動を通して保育の論理で園児を育てながら、園児を A 地域の住人としても育てようとする営為として理解できる。なぜ二重の“保育”が必要なのかといえば、園児は卒園後もこの非匿名的な地域に住み続ける可能性が高いからで

ある。卒園を迎える園児のランドセルの色を教えることに象徴されるように、園児は小学生や中学生になってもA地域に住み、「関与者」と関わり続ける。保育士の感じる「声をかけてもらえる」ことによる親しみや安心感のようなものは、現時点で園児が住人に受容されていることと同時に、卒園後も受容されるであろうという見通しをもった期待も含まれているといえるのではないか。このことは、卒園後に関係性がリセットされる都市の保育所とは決定的に異なる、へき地に固有の条件である。短くても10年先までここに住むと考えたとき、新入園児が世代間交流事業に慣れるまでの半年間や1年間は、別の意味をもつものとして立ち現れる。本章の分析のみではまだ十分に議論を展開できないが、親や保育士、あるいは「支援者」と個別のアタッチメント的な関係を築く標準的な子ども像ではなく、多様な論理が内包された地域で「関与者」との関係を築き、地域のなかで集団的に育っていく子ども像を予見することもできるだろう。

活動を通して園児をA地域の住人として育てるためには、その活動が保育の論理のみに裏付けられるのではなく、活動のなかに地域の論理も編み込まれていることが必要不可欠である。したがって、参加者は支援者ではなく、地域の論理をA保育園に持ち込む「関与者」として活動の場に存在しなければならない²⁰。A保育園の「関与者」はA保育園に対して好意的であるが、彼女たちが事業に参加する理由は、A保育園の不足の補完や必要の充足のためというより、彼女たちの日常生活に根ざした論理によるものであった。A保育園の保育士に特徴的なことは、そのずれに気づきながらも、「関与者」の論理を否定したり解釈できないものとして看過したりせず、自らの保育観や地域観を上書きして「関与者」の論理を受容し、改めて保育の論理で前向きに位置づけていることである。参加者の名前を覚え、状況を把握しようとする営為は、保育者による「関与者」の受容でもあり、保育者が地域に受容されるための通過儀礼ともいえるであろう。

第4章での議論と比較すると、第二段階の「保育の地域化」では、その実践はまだA保育園の内部にある要素の組み換えであったし、保育の論理で解釈できるものであった。一方本章でみられた実践は、「関与者」という外部の要素があるから成立するものであり、保育の論理のみで解釈できないものであるという点で、「保育の地域化」を越えたところにあると考えられる。

序章でも述べたように、既存の保育研究における住人の「資源」的理解は保育所保育指針に基づくものであったし、世代間交流の園児に対する短期的効果を分析しようとする研究も、基本的にはこの視点に立っていただろう。しかしそのような「資源」的理解では、行事

等で人数の不足を埋めるために協力を仰ぐことは説明できても、園児の「名前を覚えてもらえる」ことをA保育園の必要として認識したり、それが必要である理由をA保育園とA地域の論理に基づいて明らかにしたりすることは困難であると考えられる。「資源」としての住人ではなく、固有の論理をもつ「関与者」として住人を研究上に置くことは、保育所と地域との固有の関係性を捉えるための新たな視角を切り拓く。それは、保育所と地域とが地続きであるという事実と、保育所の成員と「関与者」とがそれぞれの論理を携えたままで存在する時空間も存立可能だという知覚である。標準的な保育の論理ではなく、A保育園に固有の論理を共有したときに初めてみえてくるこの緩衝地帯こそが、「保育コミュニティ」である。

7. A地域におけるA保育園の再定位

A保育園と世代間交流事業のなかでも、まだ本章で触れていなかった主要な行事に、七夕会がある。七夕会は北海道の七夕の日である8月7日におこなわれ、A保育園の園庭を会場に、園児、小中学生、親、世代間交流事業の参加者、ボランティア、小中学校の教員等、約70名が参加する行事である。

七夕会が開始されたのは1980年代前半とのことで、さきさんが当時の園長に提案したことが契機であったという。さきさんによると、給食調理員として働き始めたころに、たまたま見ていたテレビで子どもたちが浴衣を着て提灯をもち、近所の家々を訪れてお菓子をもらうという道南地方の七夕の様子が放映されており²¹、保育所でもこれをやってみたらいいのではないかと考えたとのことである。A保育園には1980年代後半の七夕会の様子で写真と手書きの記録でまとめた冊子が残されており、一種の保育実践として位置づいていたことがうかがえる。最初の数年間はA保育園の成員だけでおこなわれる行事であったが、いつ



写真5-7 準備の様子を園内から見る園児



写真5-8 七夕会

の頃からか住人も参加するようになり、世代間交流事業に加えられた前後から大規模化したようである²²。

準備は約1か月前から開始される。おおまかな出席者の確認、仕出し業者への発注、会場設置や仕出しの盛り付けなどをおこなう手伝いの確保、縁日の準備、装飾物の準備、園児の盆踊りの練習等である。これらは園長と保育士2名で分担して準備する。縁日ではヨーヨー釣り、おもちゃの金魚すくい、巨大シャボン玉づくりのほか、数種類のゲームと景品が用意される。当日園庭に飾られる装飾物は、折り紙やビニールなどを用いて作られたものが主であり、前年度のものを必要に応じて作り直している。町内会の健全育成部も協力団体になっているが、園児の親や世代間交流事業のボランティアが部員であることが多く、保育士の意図が伝わりやすい環境になっている。

当日は通常保育と並行して会場設営がおこなわれる。2017年度の場合は、午前中の戸外遊びの時間帯に、園庭で園児と保育士が盆踊りの練習をしている傍らで、園長と手伝いに来た住民センターの館長が滑り台等の遊具を使えないように紐で縛ったり、装飾物をかけるロープを張ったりしていた。固定遊具以外の園庭での遊びや散歩は通常どおりおこなわれる。昼食をとったあと、午睡室についていない保育士は再び会場設営や必要物の確認をおこなう。本格的に会場設営が始まるのは園児が降園してからである。この日は浴衣への着替えもあるため、親は都合をつけて早めに園児を迎えにくる。

16時頃になると、ボランティア、親、館長、小中学校の教員が順に手伝いに訪れる。テーブルや椅子の設置、会場装飾、縁日の準備、音響機器の設置、仕出しを配膳するためのテーブルや器の準備などが進められるうちに、仕出し業者が到着し、世代間交流事業の参加者や小中学生が来所しはじめ、浴衣に着替えた園児が親や祖父母とともに再び現れる。保育士は来客に対し、短冊に願い事を書いて園の入り口に設置された柳の木にかけよう伝える。園児の短冊は事前に書いて飾られており、字の書ける子は自分で書き、まだ書けない子は保育士が代筆している。親は子どもの短冊を探しては、「プリキュアになりたい」、「車のおもちゃがほしい」などの内容を微笑ましく読み上げたり、写真に収めたりする。大人の願いごとは家内安全や健康に関すること、または「宝くじが当たりますように」といった現実的な願望が多い。これらを吊るす柳の木は、園児の親が用意してくれるときもあれば、園長が用意するときもある。来場者が集まりだすと、園児と小中学生と一緒に遊んでいる様子もみられる。

七夕会は17時半に開始される。初めに園児が火のついていない提灯をもって園庭を練り

歩き、一列に並んで開始の挨拶をし、「たなばたさま」を歌う。歌ではなくハンドベルのときもあればピアノカの時もあり、その年度によって多少の変化がある。このときには親が一斉にカメラを構えている。次に、園児と参加者で「こども北海盆踊り」を踊る。その後はボランティアが配膳したおでんや焼きそばが配布され、各自夕食をとる。かき氷やスイカ、ポップコーンも振る舞われる。これらの配布等は小中学生が手伝うことが多い。食事が落ち着いたら縁日が始まり、年代別に簡単なゲームをして、お菓子のつかみ取りなどを楽しむ。全員で何かをするというよりも、食事やゲームが随時並行的に進められていくところは、世代間交流事業における「無理のない交流」の延長であると考えられる。薄暗くなってきたころに、父親や館長、巡査によって花火が十数発打ち上げられ、19時には解散する。設置は1日ばかりであるが、片付けは参加者全員でおこなうため、30分程度で終了する。

以上のように、七夕会はA保育園の行事でありながらも、A地域の小さな夏祭りのような様相を呈している。その時空間に集う住人は、行事实施のために必要を満たす役割を果たしている。しかし、その役割遂行への態度は、運動会のように組織化されたものではない。実際に、七夕会の手伝いに来る人びとは時間通りに全員が集合することはないし、一度来てから用事を思い出して帰宅する人もいる。まだ準備ができていないのに、早々と来園した参加者が席に座っていることもある。開始されてからの料理の配布やゲームの進めかたも、ある程度は事前に計画されているが、ある程度はその場に応じておこなわれる。世代間交流事業の全体に通底するこの緩やかさは、A保育園の日常の保育における境界の可変性にも共通するところがある。どちらにもいえるのは、その集団のなかで何かをしようと思ったとき、標準的な形式を基準に計画しようとすれば人的・物的に不足するものの、役割や境界を可变的にすれば必要は満たされるということである。

七夕会では、園児に対する長期的な視点も再確認できる。A保育園では、日常的には1～5歳児までの6年間を見通しているが、七夕会では小中学生や高校生までその視点が延長される。運動会や学校祭もA地域の園児・児童・生徒が集まるけれども、決まったプログラムを進めるという性格の強いそれらの行事よりも、手伝いや園児の遊び相手など、七夕会では可変的な行為のなかで錯綜する関係性をみることができる。七夕会は、園児がA地域で長く続く住人相互の関係性の開始地点に位置づくことを可視化する場でもある。

本研究の事例だけで万能薬のような解決策を提示することはできないが、保育所の立場から地域との関係を前向きに続けていく方法を一つあげるとすれば、日々の積み重ねを通じた互いの論理の受容なのであろう。保育所における「関与者」の論理の受容とは、わかり

やすく対立する意見がもちこまれ、その調整を図ることだけではない。一見すると何気ない関わりの積み重ねのなかで、保育実践には直接的には影響しないことも含め、保育の論理では解釈しきれない地域の論理に気づき、それを理解しようとするものである。園児や保育士の「関与者」理解の過程は、決まったゴールに直線的に進むわけではないという点で、園児の A 保育園への適応や「関与者」との関わりの過程とも共通するようにみえる。複数の論理が錯綜し、矛盾や葛藤をはらみながら、それでも関わることを続けようとする実践の場において、「保育コミュニティ」が生成していると考えられる。

注

¹ 保育施設における世代間交流に関する先行研究は一定の蓄積がある（広井 2000；金田・黒澤 2008；草野・金田・間野・柿沼編著 2009；草野・柿沼・金田・藤原・間野編著 2010）。本章はこれらの論考をふまえ、異質な人びとが交流することの意味を再考するものである。

² 朝方まで雨が降っていた年には、早朝からグラウンド整備をしたであろう父親が、長靴と作業着のまま徒競走に出場していたこともあった。他にも、さっきまでゴールテープを持っていた人が次は競技に出場するなど、へき地の運動会では一人で何役もこなすことになる。

³ 景品は各競技の 1 等から参加賞まで用意されている。その費用は主に住人からの寄付で捻出されている。

⁴ 筆者が訪れたある小学校の運動会では、リレー形式で丸太をのこぎりで切っていくという「木こり競争」が実施され、若い世代に混じって、腕に覚えのある高齢男性たちが見事なのこぎり捌きを見せていたのが印象的であった。競技が盛り上がりを見せる一方で、参加者用の昼食のジンギスカンをひたすら焼き続けている人もいた。

学校の運動会が地域行事化するのは、A 地域に特徴的というより北海道のへき地において一般的であり、明治期に全国的にみられた「村祭り」的な運動会が現在も続いていることも示している（吉見 1999）。

⁵ なお、正体はヒグマではなく、高齢の大きなエゾシカの雄であった。野生動物に詳しい住人によると、エゾシカは通常明るい茶色をしているが、身体の高い雄は高齢になると黒っぽくなるのだとのことであった。

⁶ 世代間交流事業が開始されたのがこの時期だった背景には、保育施策において交流事業に係る補助金が付与されるようになったこともあると推察される。1987（昭和 62）年に開始された「保育所地域活動事業」では、乳児保育、延長保育などの「特別保育推進事業」と、

高齢者および異年齢児の交流事業、郷土文化伝承活動、地域の特性に応じた保育需要への対応などを含む「特別保育科目実施事業」の2種類の事業に対して補助がつくことになっていた。この「特別保育科目実施事業」は、入所児の処遇向上はもちろんのこと、住人の福祉向上のための事業も含めた柔軟な活動を展開することが想定されていた（朽尾 1991）。この補助金だったかどうかまでは確認できなかったが、当時の保育士によると、何らかの補助金を活用したような記憶があるとのことであった。

⁷ これについて当時の園長は、決定事項の命令なら、かえって重く受け止めてしまっていたかもしれないと述べていた。

⁸ 当時の園長については、柔軟な発想と行動力の持ち主であったと複数の保育士が評している。この園長のときに事業が始まったのが偶然か意図的かは確認できないが、その個性は事業開始に大きく貢献したと想像される。

⁹ 役場担当者によると、正直なところそれなりの額ではあるが、長く継続されてきた事業であることを鑑みて予算を確保していると述べていた。

¹⁰ 毎年4月には、新住人や異動してきた保育士および学校教員を交えての地域の歓迎会が開催され、そこで地域活動への参加を誘うこともあるようである。なお、3月には送別会も開かれている。

¹¹ 例えば節分の豆まきは園児のみでおこなう。ある年度には保育士がオニ役をしていたが、その衣装や設定は本格的であり、4歳児のともかが恐怖で「豆をまきに行かない」と断固抵抗するほどであった。園児と保育室で待機していたオニ役でない保育士が、オニに対峙したときもそれほど表情の変わらなかった2歳児のまさきに「ともかちゃんと一緒に豆をまきに行ってくれる？」と尋ねると、まさきも内心では怖かったのか、「いっしょに言ってあげない」と答えていた。このように保育所の成員のみでも行事は成立するが、ここに外部の人びとが参加することによって新たな展開が可能になるということである。

¹² 本節の分析は Goffman の「関与配分」の議論からも示唆を受けている（Goffman 1963=1980, pp.48-69）。

¹³ ともかの離脱は他児にも影響を与えていた。保育士によると、ともかと仲の良いかれんは「ともかちゃんがいなくなるとつまらない」という趣旨のことを述べていたという。

¹⁴ 保育所の日常生活においても、1歳児による類似の戦略がみられる。ゆうかが満1歳で入園したばかりの頃は、担当の保育士の姿が見えなくなると、周りの様子が目に入らないように壁の隙間に入ってしゃがむことを繰り返していた。

¹⁵ 乳幼児と高齢者がそこに「いること」の意義については、池本美香も言及している（池本 2000）。

¹⁶ ちなみに、ビニールテープで作成したオセロ盤はすぐにはがれてしまったため、後日園長と筆者とで油性ペンで線を引いて作り直した。白黒のオセロは、丸く切り抜いた段ボールを白と黒に色付けしたもので、これも園長の手作りであった。

¹⁷ 筆者が訪れた際にも、よしひろはオニグモがトンボを糸でぐるぐる巻きに捕獲してから捕食する様子を具体的に教えてくれた。

同時期はA保育園でオニグモブームであり、「飼育」するオニグモをめぐって喧嘩が発生したこともあった。5歳児のつばさは「オニグモのごはん」として捕まえてきたトンボをオニグモに与えようとし、同じく5歳児のりゅうまは「トンボがたべられちゃう」といってつばさを止めようとしていた。それに対するつばさの主張は、オニグモがおなかをすかせてかわいそうだとのことであった。彼らの議論を見守っていた保育士と親は、最終的にはオニグモもトンボも園庭に戻すように促していたが、「都会の保育園ならウサギでも飼って命を大切にしようとか言っているのにね」、「ワイルド」という保育士とつばさの母親の会話は印象的であった。動植物との関わりにも地域化の一端がみられるのかもしれない。

¹⁸ 日程調整にあたっては、毎月開催されている町内会と老人会の例会、あらかじめ決まっている町内会行事を外すことが恒例となっている。

¹⁹ 80代前半の彼女によると、老人会に行かない理由は「老人じゃないから」である。

²⁰ ただし、「関与者」の位置は開始当初と現在とではやや異なっている。一つには、開始当初は世代間交流事業の活動内容等を園長とともに検討していたという点で、限定的に保育所の成員と重なり合っていたといえる。この重なり合いは徐々に減退したと推察されるが、その要因は最初の2～3年で必要な施設・設備が整い、活動内容もある程度の型が完成して、検討の必要性が薄れたことにあると考えられる。

もう一つの違いとして、当時の保育士の話や「園だより」によると、一緒に絵本を読むなどの「不定形な関わり」は現在より頻繁に生じていたことがあげられる。そのような機会が減少したように思われる理由は、第一に参加者の高齢化による身体的な問題である。例えば絵本を読む場合、園児は床に座って読むことが多いが、参加者のなかには床に座ることが難しい人も多い。これに関連して、第二に時間の短縮がある。時間の短縮については、午前中で帰るくらいでちょうどよいと述べる人も、昔のゆったりした活動を懐かしむ人もいた。第三に参加者の人数があげられる。事業開始時の参加者は数名であったが、筆者の把握する限り、もっとも多い時期になると参加登録者は20名前後にもなった。一般に日常の保育実践において園児より大人の数のほうが多い状況はあまりないこともあって、参加登録者の増加は「不定形な関わり」の場を作りにくい要因にもなっていると推察される。

²¹ 北海道で幼少期を過ごした人にもこの行事を知っている人と知らない人がいるが、筆者の出身地域でもこれが実施され、参加していた。

²² さきさん自身も大規模になるとは予想していなかったようで、世代間交流事業で七夕会を加えるかどうか検討している時期に、園長に「やめるなら今だよ」と助言したと冗談交じりに述懐していた。

第6章 A保育園における保育の地域化(3)

:「関与者」の実践論理

1. 「関与者」の論理への接近

1-1. 「関与者」の多様性

A保育園にとって、「関与者」は保育の論理からみて必要を満たす存在であるが、同時に異なる論理を持ち込む存在でもあり、「関与者」との実践の共有によってA保育園はさらに地域化を促進していることを、前章で明らかにした。そのような実践を共有する時空間において「保育コミュニティ」が生成しうることが示された。

それでは、世代間交流事業の参加者とボランティアがA保育園に関わり続ける必然性はどこにあるのであろうか。この問いに接近するために、「関与者」が何者であるかについて再確認しておこう。第1章で定義したとおり、「関与者」は乳幼児、親、保育所に対して支援者ではない立場での関わりをもつ人びとであり、日常生活圏を共有することによって関与が生じる住人のことであった。その関わりの形態は、彼ら・彼女らの生活条件や論理等によって肯定的にも否定的にもなりうるし、頻繁に関わる人もいれば、めったに関わらない人もいることを、多くの実践報告から読み取ることができた。ここから、「関与者」は一枚岩ではないということが再確認できる。

特に第5章で分析した参加者およびボランティアは、計画的で長期的な関わりに賛同し、自ら保育所に関わり続けているという点で、A保育園に対して前向きな意味を付与している「関与者」である。あくまで支援者とは一線を引きつつも、基本的にはA保育園の論理を受容している人びとといえる。しかし、それぞれの受容の過程はそれぞれに異なっている可能性もある。彼女たちの出身地や過去の保育所の利用、世代間交流事業への参加に至った経緯が異なっているからである。A保育園には参加者やボランティア以外にも「関与者」が存在することを思い起こせば、「関与者」の論理はさらに多様であることが予想される。また、第1章でもすでに言及したとおり、「関与者」の論理や保育所への関与の仕方は、時間的経過によっても変容しうるものである。

本章では、多様な「関与者」がA保育園に関わり続ける論理を通時的に捉えることを試みる。第一に、頻繁な関わりをもつ「関与者」としての世代間交流事業の参加者とボランティアのうち、特にかつての利用者であった女性たちに焦点を当て、親から「関与者」への移行について検討する。第二に、関わりの量や質がそれほど高くない住人の存在を取り上げる。

第三に、A 保育園の保育士に着目する。保育士は職業的役割をもって A 保育園に存在するが、彼女たちもまた X 町あるいは A 地域の住人であって、「関与者」となる条件をもつ人びとであり、場合によっては A 保育園を利用する親にもなりうる。多重の役割を担うことが、そこで働くことや住むこと、「関与者」との関係性に及ぼす影響を分析する。最後に、いずれ「関与者」になる可能性をもつ人びとである住人としての園児について言及する。

本章に登場する人びとの共通点は、端的に A 地域に住んでいる／いたことである。へき地である A 地域に住むことを経験した人びとの視点から、A 保育園の存在意義を捉え直すことが、本章の目的である。

1－2. A 地域に住むこと

A 地域に住むという経験を共有するために、住人の日常について記述しておこう。A 地域の構造的特徴については第 3 章で示したが、ここではよりミクロな視点から A 地域の居住条件を捉えておく。

X 町のなかでも早くから少子高齢化の傾向がみられ、移住者の断続的な流入によって人口構造が変容してきた A 地域ではあるが、第 5 章でも示唆されたように、住人同士のつながりは現在も比較的強固に保たれているといつてよい。町内会への加入率が 100% であるばかりでなく、古くからの住人も新しい住人も役職についていることが特徴的である。住民センターでは毎月町内会と老人会の例会がおこなわれ、複数のサークルが活動している。住人の葬儀となれば、あらかじめ決められた班ごとに分担して実施する。館長が「いますぐキャンプができるくらい」と評するほどの飲料や食料品、薪が住民センター横の倉庫に備蓄されていることから、他地域との距離があるため災害の際には孤立する可能性が高く、地域内でできることを準備しようとする強い意識も感じられる¹。「限界集落」という概念の浸透に象徴されるように、へき地の弱体化は全国各地でみられるが、A 地域では今もなお一定の集落機能が維持されているといえよう。

加えて、住人同士のインフォーマルなつながりも日頃の生活において重要な役割を果たしている。世代間交流事業の参加者である 80 代後半のえいこさんのご自宅にお邪魔してお話をうかがった際、以下のようなエピソードを聞くことができた。ある日、A 地域全域で停電になってしまい、オール電化の家に住むえいこさんは夕食を作ることをあきらめていた。ところが、近所の人がお膳に乗せて暖かい夕飯を届けてくれたのだという。また別のときには、えいこさんが体調を崩して朝から動けなくなっていたところ、カーテンが開かないこと

を不審に思った近所の人が訪ねてきてくれ、病院に行くことができたのだとのことであった。このようなお話をうかがっている間にも住人から電話が2件かかってきて、1件は「今日は暑いから水分補給するように」という心配の連絡、もう1件はインタビュー当日にお通夜が入っていたため、何時から準備するかという話であった。えいこさんはA地域のことを評して、「みんなが家族のように過ごしている」と述べていた。類似の表現は他の住人からも聞かれ、みはるさんも地域外の人にA地域のことを話すと「地域の人がみんな親戚みたいと言われる」と述べていた。

A地域のような小規模集落における地域生活は地域社会学や農村社会学の古典的なテーマでもある(中野編 1964)。そこでは非匿名的関係にある住人が生業や共有資源の管理等、居住地域を同じくすることによって生じる共同性が論じられてきた。これら本州の村落でおこなわれてきた地域・農村社会学の蓄積は、必ずしも北海道へき地にはあてはまらないことも多い。特に道東では農業といえば大規模酪農であり、家と家とのつながりというよりは個々に独立した企業のような形態をとっている。いわゆる地縁に関しても、広大な面積の土地に住居が点在しているため、用事がなければ住人と顔を合わせないし、コモンズのような共有地もあまりみられない。そもそも先住の人びと以外は全員が開拓以降の移住者である北海道では、先祖代々の土地や昔からの住人同士の関係性を守るといった、数百年続く本州の農山漁村でみられるような共同体的な慣習は希薄であるともいわれている(玉井 1996, p.59)。

A地域に関していえば、住居の近接によって「家族」、「親戚」と表現されるほどの密接な日常的な近所づきあいは生じるものの、住人の就労はどちらかというと第2次、第3次産業を中心としてきたことによって、住人のなかで労働における利害関係等を契機とした共同は成立しにくかったと推察される。そのような環境において、乳幼児のいる世帯の母親に共通する生活課題は子育てと就労を両立させることであり、親の共同が生じる結節点としてA保育園が存在してきたと考えられる。

1-3. 保育所の活動に参加すること

現在のA保育園が乳幼児と親に限定されない地域の結節点になっていることは、前章の世代間交流事業からも理解できることである。次項からはA地域の網の目のなかにA保育園が位置づいてきた過程を地域の視点から描いていくが、その前に確認しておきたいのは、本研究で述べてきたすべての出来事がA保育園の活動として生じていることである。つ

まり、地域活動の一環として保育所の成員と参加者が住民センターに集合するのではなく、集合の場所と運営主体がA保育園であるのは、「関与者」によってどのような意味をもつかということである。

さきさんによると、かつて世代間交流事業に参加者していた義母は、「保育士の考えることはセンスが良い」、「おしゃれだ」などと述べていたことが印象的であったという。製作一つでも、ただ切ったり貼ったりするだけではなく工夫が凝らされていて、町内会やデイサービス等でおこなう活動とは違うと感じていたようである。保育士が考える製作活動やゲーム、様々な出し物などは、彼女たちのそれまでの日常にはなかった新鮮な経験であったことがうかがえる。

例えば、現在は実施されていないが、かつて2月ごろにおこなわれていた「生活発表会」では、園児のみならず世代間交流事業の参加者も劇に出演していた。全員なにかしらの役に当たるように、足の悪くて舞台上で動くのが難しい人でも、座っているだけでいい「お地蔵さん」役にするなど、特性に合わせた配役にしていたという。参加者が張り切って台詞を覚えたり、衣装を用意したりしたことは、ボランティアであったさきさんにとっても大変楽しい思い出として記憶されている。1999（平成11）年の生活発表会プログラムには、「保育園の活動でなければこんなことはできないよ」という参加者の感想も掲載されていた。同様の表現はこの後の議論でも度々現れる。

これらの例から、参加者が自らの意思で世代間交流事業に参加し続ける理由の一つは、A保育園でおこなわれる活動だからであることが推察される。「町内会や老人会には行かないが、世代間交流事業には参加する」とは、居住に基づいて参加が要請される地域の公的組織でも、サービスを受ける利用者として行く福祉施設でもなく、主体的な任意の参加者として保育所に行くことが重要な意味をもつことを示唆しているともいえる。また、保育士の考える活動内容も参加を決定づける要因であり、「センスが良い」、「おしゃれ」という表現には、保育士という職業や役割に対する尊敬の念も含まれていると考えられる。

とはいえ、保育所における活動内容は、中高年の住人にとって生産的でもなければ日常生活に不可欠なものでもなく、娯乐的・余暇的な生活拡充活動がほとんどである。彼女たちがそのような活動に大きな意味を見出す背景には、彼女たちが経験してきたA地域の子育てと就労をめぐる状況が関係している。

2. 親から「関与者」へ

2-1. 1960年代～1970年代前半の子育てと就労

参加者やボランティアのなかには、現園児の家族はいないが、かつて A 保育園に子どもを預けて働いていたという人はいる。彼女たちの就労形態の特徴は、第一に肉体労働中心であったことである。

私が「若い頃はどんなお仕事をしていましたか？」と尋ねると、いくこさん（80代後半）は「なんでもやった」と答えた。具体的にはどのような、と再度尋ねたところ、「土方」という答えが返ってきた。小柄で優しげないいくこさんからは想像もつかない単語に私は戸惑った。（フィールドノートより）

また別の機会では、いくこさんの手を眺めた別の参加者が、以下のような感想をしみじみと述べていた。「土方」を始めとする若いころの労働がいかに過酷であったかを想起させてくれる。

おばちゃん、優しい手になったねえ。昔なら男の手してたもんね。

（フィールドノートより）

A 地域では働ける人は誰でも働くことが一般的であり、そうせざるを得ない地域的条件であったことは、第3章でも確認したとおりである。いくこさんたちが経験した「土方」の仕事の具体的な内容としては道路整備や学校のグラウンド整備などがあり、X 町の土木事業者が斡旋していたようであった。工事現場での仕事のみならず、漁業、水産加工、林業²、発掘調査の手伝いなど、A 地域の女性たちが経験してきた仕事はその時期や家族構成等によって様々であるが、いわゆるホワイトカラー的な仕事というよりも、肉体労働と呼べる仕事が圧倒的に多いといえる。

第二の特徴として、現代的に言えばフルタイムの正職員というよりも、短期のアルバイト、派遣職員、パートタイム勤務であったことがあげられる。自営業であった人を除くと、フィールドワークのなかで明らかになった限りでは、この傾向は戦後から 1980 年代まで続いていたと考えられる。例えば、80 代前半のゆうこさんに若い頃の仕事を尋ねたところ、その内容としてあげられたのは、春は造林、秋は A 地域での水産加工であり、冬は周辺自治体

の水産加工場に通っていたとのことであった。前節のいくこさんが述べていた土木系の仕事は、朝早くから夜遅くまでかかるため、子どもが小さいうちは従事できない仕事であったという。

季節労働をしていたゆうこさんの場合、仕事を選ぶ際の前提条件になったのは子育てであり、1日あたりの労働時間であった。「子どもが小さいうちはできない」とは、小さいうちは家で一人にしておくことができないから、保育所への送り迎えが可能な時間に出勤・退勤できる仕事を選ぶ、ということの意味する。土木の仕事が長時間に及ぶことについては他の女性も言及していたため、A地域の女性には常識の一つであったと想像される。したがって、いくこさんのように女性が土木の仕事をするのが可能であったのは、子どもが生まれる前、ある程度大きくなった後、子どもがいない場合、子どもの面倒をみる大人がいる場合のいずれかであるといえる。野依智子は「家族賃金」論を用いて戦前の坑内保育所を分析し、「育児という家庭領域」が「女性鉱夫の雇用労働」を徐々に質的・量的に制限していくことを明らかにした（野依 2010）。A地域の女性の場合、賃金の過多よりも子育てに要する時間を基準としたジェンダーの論理によって、就労が選択されていたと考えられる³。

ゆうこさんが子育てをしていたのは、ちょうどA保育園がへき地保育所として設置されたころであった。きょうだいのうち、末っ子は預けられる年齢に達していなかったため、送迎時に保育所で少し遊ばせて帰ってきていたが、その状況を知った住人が所長にかけあい、特別に入所させてもらえたとのことであった。ゆうこさんが働けるようになったのはその後のことである。

このエピソードから確認されるのは、一つには就労のために生じる保育の必要に応じて入所基準を変更するという、A保育園が有する可変性の端緒である。時代背景が現在とは異なることが前提ではあるが、認可保育所に比べるとへき地保育所のほうが制度的規制の弱いことをうまく利用したともいえよう。もう一つは、保育所の利用によってゆうこさんが就労できたことである。育児が母子関係に閉ざされることによる弊害が指摘されて久しく、子育て支援の提供者や支援者の視点からその実践を捉える試みもなされてきている（松木 2013）。ゆうこさんやA地域の女性の場合、就労は何よりも生計維持のための手段であったが、保育所の利用によって親子に限定された日常世界から労働の世界へと社会関係を拡大することが可能になったともいえる。

2-2. 1970 年代後半～1980 年代の子育てと就労

(1) 子育てと就労をめぐる可変性

ここまでは A 地域に長く居住する、参加者の中心である 80 代以上の世代の事例であった。その次の世代として、ボランティアの中心である 60～70 代前半の世代が子育てをしていた 1970 年代から 80 年代前半もまた、「掛け持ち」の就労形態をとっていた。変化としては、地域内での水産加工の仕事がその大きな割合を占めるようになったことである。1960 年代には町の予算で水産加工場が 3 施設建設されるなど、行政的にも水産加工に力を入れていたことがうかがえる。加工場もやはり徒歩圏内にあり、一つは保育所の近くにあったとのことである。給食調理員として働く前のさきさんも、子どもを保育所に預けてそこで働いており、「お迎えギリギリまで仕事をして、手についたうろこをはがしながら保育所に向かう」ような日々であったと振り返っていた。

それまでと変わらず、なんとかして働かなければならなかった A 地域の母親にとって、A 保育園の存在は大きなものであった。1976（昭和 51）年に認可化され、1 歳児から受け入れられるようになったことは、さきさんの言葉を借りれば「子どもが 1 歳になれば保育園に預けて働ける」という見通しをもたせる契機となった。それでもなお、親の立場からすると生後 1 年間は子育てに専念する期間が生じていた。自営業を営んでいたみはるさんも、出産後の 1 年間は仕事ができなだろうと考えていたが、同居していた親が「1 年くらいなら孫の面倒をみる」と言ってくれたため、比較的早くから復帰することができたとのことである。A 保育園に入所するまでの 1 年間を祖父母や知人に託すという例は現在でもみられる。このような助けを得られるのは、親が A 地域やその周辺地域出身者であるなど、子どもを預けられる家族や知人がいる人に限られる。近年みられる核家族で移住してきた世帯では、少なくとも 1 年間は母親が育児に専念する場合が多い。

保育の必要と保育制度とのあいだを埋める実践は、雇用される側の人的資源活用のみならず、雇用主側の要望によって生み出されたこともあった。さきさんによると、1980 年ごろには近隣地域での遺跡発掘調査のアルバイト⁴もあったという。昼間の時間帯にできるとあって地域の女性の多くがこれに参加していたが、当時は A 保育園で土曜保育をしていなかったため、幼児がいる女性たちは土曜になるとこぞって仕事を休んでいた。調査が進まず困った担当者に、給料を払うから子どもたちの面倒を見てくれと頼まれたのが、さきさんであった。このときからしばらくの間、さきさんが託児をし、他の女性たちは発掘調査に行くようになったとのことである。その後は土曜の午前保育が始まったものの、午後も預か

ってほしいという要望があり、地域の女性がA保育園の施設を借りて子どもたちを預かることもあったという⁵。現在では安全管理や責任の問題から保育施設を使用することは難しいかもしれないが、現代風にいえばファミリーサポートや家庭的保育、あるいは事業内保育にも似た保育形態が必要に応じて創られていたことがうかがえる。

A 保育園が設置された 1960 年代後半から 1980 年代までの A 地域における母親の就労と子育ては、当時の保育制度では充足しきれない A 地域の保育の必要を、住人同士で充足し合ってきたといえる。この関係性は、既存の施設や人手などを組み替えたり援用したりしながら活用し、役割や方法、制度をも柔軟に変化させるような可変的なものである。

（２）社会関係と経験の補完および拡大

それぞれに働きながら子育てをする親にとって、A 保育園の存在意義がどのようなものであったのかをより具体的に検討するために、A 保育園に保存されている卒園・進級記念の文集に親が寄せたメッセージを参照する。文集は認可化以降作成されたと推察され、ほぼすべての年度の冊子を閲覧することができた。

まず、A 地域に典型的だったパートタイム勤務の母親の例からは、子どもの会話から「母親が働く事」を自ら捉え直した様子が読み取れる。

娘が 4 才の時でしょうか。遊びに来ていた親類に「おかあさんはねハックツ行ってそれからおサカナサシ⁶に行ってそれからアミやってるの」と自慢そうに言っているのを聞いて、「あっ子どもなりに母親が働くという事をちゃんととらえているのだなあ」と少しばかり感激したり、仕事に限らず親がいっしょうけん命に生きている姿はきっとこの子の成長にプラスになる筈だから、ますますがんばらなくちゃと思ったものでした。（1980 年代文集）

1980 年代の A 地域では、商店や理容店、ガソリンスタンドなどの自営の店も数軒あり、漁業も盛んであったほか、牛や馬を扱う農家もまだ存在していた。A 地域のなかでも西側の集住地域ではなく、ある程度の広さの牧草地を確保できる東側の湖側で営まれていたとのことである。酪農を営む家族では、子どもが自宅で過ごしていると関わる人や活動範囲がどうしても限定されがちである。A 保育園への入園によって、子どもは家族内で不足する経験を得られ、親が喜ばしく感じていることが、以下のメッセージからうかがえる。

それ（入園する）までの A ちゃんの毎日は、大人ばかりの中で、ひとりぽつんとたいくつそう。外に出てみても、同じような顔をした牛や馬さんたちと、いつも眠そうな目をした犬だけ。A ちゃんの目に映るものは、緑か雪の牧草畑と、少しばかりの花、時々走る車だけ。でもそんなさびしい世界ともさよならした今、毎日とても忙しそうですね。

（1980 年代文集）

世代間交流事業の参加者もそうであるように、参加者より一世代下であると思われるこの時期の親も、A 保育園でおこなわれる活動を楽しんでいたことが、以下のメッセージに記載されている。これまで確認してきた親の日常生活を想像すると、園行事への参加は新鮮で刺激的な活動であっただろう。

園ならではの年中行事で、おもちつき、クリスマス会、発表会、特に父母の劇、傑作な思出等々。…（中略）私も多くのことを学び園の行事は家庭の行事になってしまいました。

（1970 年代文集）

へき地保育所で実施されることに独自の意味をもつ行事として、他に親子遠足があげられる。A 町のへき地保育所では、現在もバスに乗って町外の施設へ親子遠足に出かける。もちろん今も昔も保育所行事として位置づいているが、1980 年代以前ではその意味するところが異なっていた。当時はまだ自家用車が各世帯に普及しておらず⁷、数少ない休日に家族で出かけるということは著しく困難であったためである。A 地域には JR 駅があるものの、便数は当時も多くなかったようであるし、乳幼児を連れて休日に移動するのは現在以上に大変であっただろう⁸。ましてや JR 沿線等の公共交通機関以外のところに遊びに行くのは著しく困難であったことが想像される。A 保育園で親子遠足をおこなうことは、家族では不足する得難い経験を子どもと親に提供する機会であった。子どもと親は認可保育所となった A 保育園を通して、その前の世代よりもさらに広い社会関係と経験を拡大したと言い換えることもできる。

2－3. 1990 年代～2000 年代の子育てと就労

（1）異なる文化の合流

1990 年代前半は A 保育園の卒園児における A 地域出身の親の割合が減少した時期であっ

た。おそらく常に一定の流動性を保ってきたA地域であるが、比較的若い世代が移住・流入してきたことが、この時期の特徴である。

彼ら・彼女らは、A 保育園にも A 地域にも、それまでとは異なる文化をもたらしたようである。当時 A 保育園で勤務していた保育士によると、考えかたや生活様式の違いにより、トラブルとまではいかないまでも、古くからの住人と新たな住人との間の行き違いは度々あったとのことであった。ただ、そこから移住者を排除する動きが出たということではない。3 月・4 月に地域の歓送迎会が開催され、世代間交流事業の参加者やボランティアの勧誘が積極的におこなわれていることは、それは古くからの住人が移住者を受容しようとする意識の表れでもある。現在では A 地域の中心的存在であるさきさんも、結婚を機にした移住者であり、「ここに来た 30 代の頃は、死ぬまでここに住むのかと思うと漠然とした不安があった」とのことである。この「漠然とした不安があった」という記憶は、移住者に対して排他的にならないようにするという意識につながっていると考えられる。出生時から住んでいる人が 10%程度である A 地域であるから、住人のほとんどは多かれ少なかれ同様の意識をもっていると想像される。

第 5 章で述べたとおり、世代間交流事業の開始に至った目的の一つは、A 保育園の園児と高齢者との交流を契機として、新住人と旧住人との交流を広げることであった。移住者の増加は、ともすれば住人を二分しかねない出来事であったが、それを防ぐために住人をつなげる拠点として保育所が選ばれたことは、地域における保育所の存在意義を考察するうえで重要な点である。制度的・財政的措置もさることながら、A 保育園を利用することによって家族の社会関係や経験が拡大したという蓄積が、この事業をおこなう土壌になったとも考えられる。

（２）A 保育園を経由した A 地域への参入

結婚や転勤ではなく、進んで家族単位で移住してくるというパターンは、2000 年代に入ってますます増加した。そのような親は A 地域になんらかの魅力を感じていると思われるが、その理由としては、自然豊かであって比較的交通の利便性が良いことがあげられる。以下のメッセージからは、自然環境に恵まれた A 保育園に入園したことで、子どもの様子にも変化があったことが読み取れる。

前住地での幼稚園では、私から離れず、時々教室に私も入っていました。ようやく幼稚園

に慣れた頃の引っ越し。心配していましたが、初日から「楽しかったよ！」と言って喜んでいました。歩くのがあまり好きではなかったのに、湖まで歩けたり、草花や動物・鳥に詳しくなったり、木のぼり・どろ遊び・雪あそび…と楽しい毎日でいろいろ話を聞かせてくれました。(2000 年代文集)

当然ではあるが、移住世帯も一様ではなく、比較的スムーズに A 地域において子育てをすることなじめる人もいれば、そうでない人もいる。近くに祖父母や親類、友人をもたない子育て世帯の移住者であれば、子育てについて悩んだとき、A 保育園は頼れる唯一の機関である。ある移住世帯の母親は、父親が多忙でなかなか子育てに関わるできない状況であったため、1 歳の子どもの入園の相談に訪れたとき、園長がいうには「すっぴん」で余裕のなさそうな様子であったという。入園後、子どもと離れる時間ができたことで精神的に楽になったのか、徐々に表情が若々しくなって笑顔もみられるようになり、2 週間ほど経ったある日には「化粧をしてきた」とのことであった。さらにその後、精神的・時間的に余裕のできた母親は地域住人と親しくなり、地域活動にも関わるようになった。子育ての助けになる人手を必要としていたこの母親は、A 保育園を利用することを通して、A 地域での社会関係を拡大することができたといえよう。

ここでポイントになるのは、A 保育園が満 1 歳から入園可能ということである。第 2 章で示した「へき地保育所設置要綱」の原則どおりに、A 保育園も 3 歳以上の入園であったなら、母親はあと 2 年ものあいだ、一人で子育てを担わなくてはならなかったかもしれない。さらに、A 保育園を利用し始めた時期には、この母親は就労していなかったという点も重要である。新制度以前の認可保育所では「保育に欠ける」ことが利用条件であったのに対し、へき地保育所では当初から「保育を要する」ことが利用条件であり、必ずしも保育に欠けていなくても入所可能であった。仮に子どもを預けるために就労を考えたとしても、家族や友人・知人が近くに居住していない若い母親が、基幹産業もなく、気軽にパートタイムで働ける商業施設もない地域で仕事を探すのは容易ではないだろう。へき地保育所の「保育を要する」という規定は、現在の A 地域において、移住者である母親が精神的・時間的余裕をもつことを可能にしている。

子育て世帯の親にとって、A 保育園は A 地域への入口の一つになっていると考えられるが、それは A 保育園が保育所だからであると考えられる。つまり、ある程度は地域化されていたとしても、ある程度は標準的で、初めて訪れても「これは保育所である」と認識される

ような機関という意味である。もしも A 保育園の保育実践が超個人的で独特の様相を呈していたとすれば、標準的な保育を想定していた移住者の親からみると非常に入りにくい空間であるだろう。全国どこでもそれなりの標準的な保育カリキュラムがあり、そこで働く専門家が統一された国家資格を有していることは、移住者にとって安心できる要素になると考えられる。

都市の保育を経験してきた親は、そこの比較から地域化された保育所である A 保育園の特徴を捉えているようである。道外の都市部から移住してきた母親は、A 保育園の良いところとして「声が届く」ことをあげていた。規模の大きな保育施設では送迎の時間も慌ただしく、保育者に相談したいことがあってもつい遠慮してしまうこともあるが、ここでは少人数でゆったりした雰囲気であり、保育士にも気軽に話ができるとのことであった。これは第 4 章でも触れた保育士の実感とも一致するものである。このような移住者によって A 保育園は存続し、存続していることによって世帯単位で子育て世代の移住者が定期的に流入するという循環が生まれている。

もちろん現在も、就労する母親の支えにもなっていることには変わらない。以下のメッセージには、A 保育園に子どもを預けるに至った経緯と、少人数の異年齢集団で子どもが数年間を過ごした意味が、親の視点から端的に描かれている。

妹が産まれてすぐに職場復帰をするため、兄が入園したのが、2 才になる一ヶ月前でした。（中略）最後の年長は一人だったけど、「今日、オレ、大変なんだよなー」と言いながら、でも、嬉しくて、少し緊張して、新しい体験して、たくさん学びましたね。（中略）保育園は、子育てには大切な味方です。（2000 年代文集）

1960 年代以降の A 地域で A 保育園が果たしてきた役割は二つある。一つは、働きながら子育てをするための家族の条件を整えることのみならず、子どもと親にとって必要な経験を担保することである。もう一つは、A 保育園に直接関わる人びとのあいだの関係構築はもちろんのこと、子どもと親の社会関係を、地域や就労の場にも拡大することに寄与したことである。

したがって、A 地域の親にとって、A 保育園は狭義の子育てを支え続けてきた機関であると同時に、親子に閉じられない経験と社会関係とを提供し続けてきた場でもあったことが示唆される。それにより、親は子育てと自分自身の就労、地域での日常生活を安定化するこ

とができ、さらには日常生活では得られない経験も A 保育園で充足されることになった。かつての親の一定数が、世代間交流事業の参加者およびボランティアとして A 保育園に関わり続けていることから、その経験が彼女たちにとって前向きなものであったと推察することができる。

3. かつての親以外の「関与者」

ここまで、世代間交流事業の参加者およびボランティアのなかでも、親から「関与者」へと移行した住人に着目してきた。第5章でも述べたように、参加者およびボランティアには A 保育園の利用を経験していない人もいる。

A 地域に長く住んでいても、子どものいない世帯の住人は、A 保育園に関わる機会はほとんどないようである。世代間交流事業の参加者のなかにも、この事業に誘われるまでは、散歩の様子を見かけたり乳幼児の声が聞こえると感じたりしたくらいであったという人もいる。彼女は友人の誘いを契機に十数年にわたって参加しているが、その理由の一つを「みんなの顔を見られること」と語る。彼女の日常生活と照らし合わせながら事業の意味を見出していることが読み取れる。

子育てが多分にジェンダー化された実践であることに影響されて、子どもが A 保育園に通っていた人でも、男性と女性では関わりの濃度が異なるようである。1980 年代に子どもが通園していたという男性に話をうかがったこともあるが、地域外で勤務していたことにもあってか、同世代の女性ほど A 保育園との豊富な関わりはなかったようである。元利用世帯の父親全員に尋ねたわけではないので過度な一般化はできないが、世代間交流事業の参加者とボランティアが全員女性であることから推察されるように、保育所という場の女性性の強さは否めない。

A 地域に長く住む人以外では、中高年の移住者は A 保育園を利用した経験をもたない可能性の高い人びとである。世代間交流事業に参加している移住者に共通するのは、いずれも移住後すぐに住人に声をかけられたということである。誘いにのって参加者あるいはボランティアとして参加している人びとは、それぞれに参加の意味を見出している。一方、事業に参加していない移住者のなかでも、退職後に大都市部から移住してきたという人は、初めて A 保育園の散歩の様子をみかけたとき、あまりの少なさに驚いたと述べていた。彼女だけが参加の勧誘にあわなかったとは考えにくい、上記の経験から、A 地域における A 保育

園の存在意義、世代間交流事業でおこなっていることの意味を共有しにくい立場にあると想像される。

ただし、関わりの期間や頻度で「関与者」としての重要性が決定されるわけではない。第4章で述べたように、「年齢＝発達」仮説に基づいて形成される「学級」は、同質化を求めすぎることによって様々な課題が生じており、その解決策の一つとして異年齢集団による保育・教育が提示されている。「保育コミュニティ」もまた、保育の論理が共有された保育所と、それとは異なる地域の論理とが重なり合う地点に生成するものであることを考えると、年齢や経験の異質な人びとが集まる時空間であるといえる。成員が同じ価値観を共有したり、様々な面で同質化したりしてしまうのではなく、成員が多様なままであることに意味がある。関わりの期間や頻度の低い「関与者」は、A保育園や「保育コミュニティ」に大きな影響をもたらさないようにみえるかもしれないけれども、彼ら・彼女らに具現化された、保育の論理ではない論理がそこに存在し続けることが重要である。

4. A地域における保育士

4-1. 住人である保育士

次に、保育士の視点から「住むこと」を検討する。住人であれば誰でも「関与者」になりうるが、それが保育士という立場と役割をもつ人である場合は留保が必要となる。保育士は保育の論理を体現する存在であり、それとは別の論理をもつのが「関与者」だからである。住人である保育士は、彼女の内面において、二つの立場、役割、論理のあいだで矛盾や困難を抱えることになる。

近年のA保育園の保育士は、A地域の住人ではないが、X町の住人ではある。2010年に筆者がX町保育士に対しておこなったアンケート調査では、隣接する町に住んでいるという回答が1件あったほかは、全員がX町の住人であった。また、78%がX町の出身でもあった。市街地に実家があるというA保育園の保育士は、資格を取るためにJRで近隣の養成校に通っていたころ⁹、思い起こせば世代間交流事業のある参加者といつも同じ時間に乗り合わせていたような気がする、と述べていた。このような偶然の知り合いから、家族や親せき、友人、友人の友人など、X町ではどの地域の出身者であっても、住人同士は直接的・間接的なつながりをもつといってよい。

A保育園の保育士にはもう一つの立場がある。それはX町の役場職員である。世代間交流

事業が役場を後ろ盾に始まったことは第5章でふれたが、保育士も役場職員として関わっていると考えると、広い意味での職務の一環として捉えることもできる。また、日頃の保育や世代間交流事業において、町のバスを使用することができ、他園の保育士はもちろんのこと、住民センターの館長を始めとする他部署の職員から協力を得やすいことも、町立の保育所であることの強みである。へき地保育所は制度的にも財政的にも自治体立以外には存在しえないが、だからこそ必要な人的・物的資源を得るための手段をもっているし、それを活用して保育内容を多様に展開できているといえる。

町職員であり住人であることは、へき地学校の教員とは異なる保育士の特徴である。へき地学校の教員も地域活動には積極的に協力するが、近年では他自治体から通勤していたり、単身赴任であったりするケースも多く、異動によっていずれは他町に転出する「よそ者」である。一方保育士はその町の住人で、他自治体の出身であっても一定期間勤務しているうちに住人とは必然的に顔見知りになる。別の見方をすれば、X町の保育士はまだ町内での異動があり、居住地域と勤務地域が分離するという点は、保育施設が一つしかない自治体よりも流動性と開放性が高いといえる。例えば離島にある唯一の保育施設で働くことを想定すると、居住地域と勤務地域が一致するのみならず、仕事帰りや休日に気軽に隣町へ遊びに行く、といった気分転換も難しい環境であるといえる。保育者は保育者として『島の中ではずっと見られている』という感覚』を持続けることになる（宮内 1999, pp.138-139）。

X町の保育士も、自家用車が普及する以前は市街地以外に配属されると配属地に住むことになり、離島と類似した環境に置かれたようである。1980年代にA保育園に勤務していた元保育士は、初任でA保育園に配属され、市街地にある実家からA地域へ引っ越してきたという。A地域と市街地とを結ぶJRの路線はあるけれども、列車の発車時刻は必ずしも勤務時間に合ったものではなく、ましてや保育終了後の会議や研修、突発的な残業にも対応できないため、当時は住むという選択以外はなかったとのことである。市街地から約20km離れた保育所が初任地であったという別の保育士も、やはりその地域で下宿したということで、市街地以外に配属になるとその地域に住む、という選択が1980年代以前では珍しくなかったことがうかがえる。なお、A保育園に勤めた保育士は、フェンスをはさんですぐ隣の診療所跡地¹⁰に住むこともあった。保育士限定の「社宅」というわけではなく、A地域に配属された役場職員のなかで調整されていたようである。

さらに時期を遡れば、認可保育所になる以前の時期には、A地域の住人が代替ではない保育者として勤務していた。『X町教育史』によると、周辺自治体に通勤する母親もいたため、

当時の A 保育園は JR の発着時刻に合わせて 7 時開所、18 時半閉所であったという（X 町編さん委員会 1979, p.590）。この長時間保育を保育者 2 名で担当しており、給与も認可保育所よりかなり低いという過酷な労働環境が問題になっていたということも記載されている（同上, pp.590-593）。保育の必要を感じた保育者が責任感をもって開所していたともいえるが、それに加えて、預けるほうも預けられるほうも住人であったことが長時間保育に至った要因でもあると考えられる。保育者も親も働かなければ生活できないのは同じであり、互いに状況を理解しているため、保育者は無下に時間で区切ることができなかったと想像される。

配属先に関わらず自分の都合にあわせて居住地域を選べるようになったのは、保育士が自家用車をもつようになってからである。複数の保育士話を総合すると、概ね 1990 年前後には自動車通勤が増加してきたようである。免許をとるにも X 町には自動車学校がないため、勤務を終えてから周辺自治体の自動車学校の送迎バスに乗って通学していたとのことである。さきさんも A 保育園に勤めてから免許を取ったが、「夜の道ばかり練習することになるので、休みをとって昼間に通学することもあった」という。次項にも関連するが、居住地域と勤務地域を分離するという意味で、保育士にとって自家用車の普及は大きな意味をもつ変化であった。

4-2. 親である保育士

住人である時点で保育士は二つの異なる論理に折り合いをつけながら日常を過ごすことになるが、そこに「親」という要素が加わると、事態はさらに複雑化する。

保育士のなかには子どもを育てながら働く人もいる。現在の X 町の場合、保育士の約 80% は市街地に居住しているため、就学前の子どもがいる場合は 2 カ所ある認可保育所もしくは幼稚園に預ける人が多い。仮に子どもを預けた保育所に自らも勤務していたとしても、市街地の保育所では年齢別の 5 または 6 クラスが編成されているため、子どもが所属していないクラスを担当することが可能である。自分が勤める園に子どもを預け、他のクラスを担当するというパターンは、X 町に限らず、都市でもみられるであろう。

少数派ではあるが、市街地以外の地域に居住している保育士もいる。その保育士が子どもを預ける場合、居住地域内もしくは居住地域からもっとも近い保育所を利用する可能性が生じてくる。確率的には高くないものの、タイミング的に保育士がその保育所で働くパターンもないわけではない。子どもが所属していないクラスに配置されたとしても、現実的には

上記のパターンよりも子どもの姿が頻繁に目に入るなかで保育にあたることになる。全園児による一斉保育を基本形態とするへき地保育所では尚更である。類似した保育環境である沖縄の離島の幼稚園で調査をおこなった宮内洋は、母親と幼稚園教諭という二つの役割を担っていた女性にとって、それは心地良い体験ではなかったことを指摘する(宮内 1999)。子どもの友人関係が観察できるという利点もあるものの、「他の園児たちと平等に接しなければならぬ」という意識が強くなりすぎるため、自分の子どもは褒めにくく、真っ先に叱ってしまう。その結果、家に帰っても子どもに「いまは〇〇先生じゃないよね、〇〇先生ってこわいよね」と言われてしまう、という例もあげられていた(同上, pp.138-139)。

筆者がこれまでフィールドワークで出会ったなかでも、自分が働く保育所に子どもがいるという経験があったり、その可能性があったりした保育士は複数名いるが、実際に体験したかどうかに関わらず、全員がそれを望ましい状態だとは考えていなかった。その理由は宮内の論考とも共通したことであった。一つは自分の子どもが他の保育士に叱られている姿を見るのがつらいということ、もう一つは自分の子どもに対して必要以上に厳しく接しなければならないことである。特に後者については、たまたま自分の子どもを褒めていたり、抱っこしていたりするようなところを他の親に見られると、自分の子どもだから鼻厘していると思われかねない。そのような想像ができるため、あえて自分の勤務園以外に預けた、という保育士もいた。

もちろん都市でも勤務先の保育所に子どもがいれば同様のことが起こりうるが、へき地の非匿名的な関係性のなかで、「あの保育士は自分の子を鼻厘している」などと感じられてしまうことは、地域における日常生活にもマイナスの影響をもたらす。現在であれば利用する保育所の選択肢があり、親と子が同一の保育所に通うという事態は意識的に避けることができるが、自動車が普及する以前、配属と同時にその地域に住むことが必然であったときには、子どもを別の保育所に預けるという発想にはならなかったであろう。

正規の保育士だけではなく、資格の有無を問わない代替保育者も例外ではない。現在は、X町で登録されている代替保育者が、居住地域にかかわらず町内すべての保育所へ必要に応じて派遣されるようになっている¹¹。これもやはり自家用車があるから可能になることであり、普及していなかった時期には各地域内で探すのが主流であった。男性が禁止されているわけではないが、慣例的には女性が多く、年齢と適性をふまえて保育者として働けそうな人となると、乳幼児の扱いに慣れており、出産・育児のために仕事をしていない地域の住人である母親たちは、まさに適任であっただろう。子どもをその保育所に預けながら働く場合

は、正規職員で有資格者である保育士ほどの厳しい視線にはさらされないにせよ、ある程度は周りの目を気にせざるをえなかったと推察される。

思いがけず私も代替保母として保育園最後の一年間をともにすごすことができ、最初はとまどいもありましたが、周りの先生方にも助けられて、ここまですることができました。

(1990 年代文集)

この母親が感じた「とまどい」は、子どもとの距離感であったかもしれないし、上記のような周りの目であったかもしれない。いずれにせよ、同じ立場である保育士・保育者同士での助け合いが、親と保育者との間で葛藤する彼女の支えになっていたことが理解される。かつて子育てをしながら働いていたという元保育士もまた、同時期に同じく子育てをしながら働いていた同僚の存在が大きな支えになったと述べていた。

親であり、住人であり、保育士であるということは、「保育コミュニティ」において支援者と「関与者」の役割を同時に引き受けることを意味する。この事態は当事者に大きな矛盾を引き起こし、保育のしにくさ、日常生活への影響、「とまどい」などを生じさせる。その解決のためには役割のいずれかを手放すしかない。かつては公共交通機関による通勤では職務の遂行が困難であるというへき地の特性をもっていた A 地域の場合、それを可能にした条件は自家用車の普及であった。別の地域からの通勤が可能になったことにより、保育士は居住地域と勤務地域とを分離できるようになった。例えば「関与者」としての役割を手放すこと、つまり勤務地域に「住むこと」をやめることによって、彼女たちは改めて保育士として A 保育園の「保育コミュニティ」に参入することができたといえよう。

再び学校教員と比較すると、ある教員が勤務するへき地校に自身の子どもが通学し、何らかの出来事によって住人からマイナスの評価を受けたとしても、それは異動までの数年間の辛抱で過ぎ去るものである。住人であり町職員でもある保育士は、A 地域からはともかく X 町内から離れることは難しく、離れるときにはたいてい職を辞さなければならない。これは X 町に限らず、へき地や離島の保育士には一般的な条件であると考えられる。「住むこと」に規定された複数の役割の遂行は、本人や保育所、地域に前向きな影響をもたらすこともあるが、そうではないことも起こりうる。

5. 将来の「関与者」：住人である園児

5-1. 園児にとってのA地域

最後に、住人としての園児に着目する。A保育園の園児というカテゴリーを外し、A地域に住む乳幼児として捉えたときの彼ら・彼女らは、卒園後には「関与者」となりうる住人である。

彼ら・彼女らはA地域をどのように理解しているのでしょうか。一般に、居住地域での出来事は遊びのなかで表現されやすいといえるが、A 保育園でも以下のようなドライブごっこの様子がみられた。

かずや（4歳）が「セイコーマートにいこう」といってドライブごっこを始めた。A地域から15kmほど離れたところにあるコンビニエンスストアに行くようである。初めは順調に進んでいたものの、途中で「あっ、シカでた」といって急ブレーキを踏んだ。

（フィールドノートより）

道東全域にいえることであるが、A地域の周辺でも、季節を問わずエゾシカが頻繁に現れる。それどころか、A保育園の園庭にエゾシカの足跡があったり、糞が落ちていたりするのもよくあることである。もともとエゾシカの居住範囲であるところに道路を作っているため、車を運転するときには常に飛び出してくるエゾシカに注意する必要がある。本州のシカとは異なり、体格の良いエゾシカと車が衝突すると、もちろんエゾシカも大きなダメージを受けるが、軽自動車であれば廃車になるほどの衝撃がある。筆者が夕方にA保育園から帰宅する際、保育士からは必ず「シカに気を付けて」と声をかけていただくが、それは「さようなら」と同時に用いられる道東へき地の決まり文句である。そのような環境で育っているかずやにとって、親とセイコーマートに行くことと、エゾシカが出てくることはパッケージ化された出来事なのであろう。

かずやのごっこ遊びからも明らかなように、送迎時に用いられるかどうかは別として、A保育園の園児の生活にも自家用車が身近な存在である。別の例としては以下のようなエピソードがある。

父親が迎えにきたある日、ゆうか（2歳）は「きょう、ぼくしい？」と車種を尋ねていた。父親が「いや、ちいさいほうの車だよ」と答えると、ゆうかは「えー、ぼくしいがよかった

あ」と文句を言ったので、それを聞いていた園長と父親は「2歳児なのに」、「嫌なら歩いて帰るかい」と冗談を言って笑っていた。(フィールドノートより)

このように、2歳児であっても車種とその好みが会話に出てくるほど、自家用車は子どもの生活のなかに根ざしていることがわかる。これは A 保育園に限定されるというよりは、広大な面積をもつ道東へき地に共通する文化でもある¹²。世帯内の大人の人数と同じ台数の車を所有していることも珍しくないが、経済的に恵まれているから買えるというよりは、そうでないと日常生活で困難があるから買わざるをえないといえる。特に乳幼児や高齢者がいる場合は、急に体調を崩したときに病院に連れていく手段としても必要不可欠である。

一方、4月に3歳で転入してくるまで、大規模都市の繁華街で育ったつばさの発話からは、A 地域を捉える異なった視点を得ることができる。

昼食のとき、つばさは「〇〇にすんでた」と唐突に前住地の地名を口にした。私にも馴染みの地域であったため、しばらくその話題で盛り上がった。

その後、我に返ったようにつばさの興奮はおさまり、「なんでここにきちゃったんだろ…」と呟いた。つばさが住んでいたという地域は、比較的大きな商店街と住居が混在し、常に多くの人と車が行き交う繁華街であり、A 地域のようにそこらじゅうで子どもが安全に遊べるという感覚はない。私はそこと比べて「いいしょ、いっぱい遊べるもん」と応答してみると、つばさは「うーん、だけど、よるになるとまっくらでこわい。あかりがいっこともついてない。〇〇なら、まどのそとみたら、あかりがいっぱいついてるのに」と答えた。

(フィールドノートより)

つばさの理解では、都市とへき地の違いは野外で「いっぱい遊べる」ような環境ではなく、夜間における「あかり」の有無で判断されていることがうかがえる。筆者も七夕会の帰りなどで夜間に A 地域にいたことがあるが、つばさの言うように、国道に出るまでは住宅から漏れてくる灯り以外ほぼ真っ暗である。都市郊外で育った筆者は、初めて X 町で満天の星空を見たときに驚き感動したものであるが、どちらかというと怖がりのつばさにとって、「あかりがいっこともついてない」環境は転居して1年以上経過しても慣れないものであるといえる。

A 地域育ちのかずや、隣接する B 地域育ちのゆうかとの比較でいえば、つばさの遊びや

会話のなかでは電車がよく登場する。上記の例ばかりでなく、電車のアナウンスを真似て駅名を連呼しながら電車で遊ぶ様子が度々みられた。他児も電車のおもちゃを用いたり、ブロックで電車を作って遊んだりする様子はみられるが、つばさのように具体的な駅名を出すことはまずなく、せいぜい A 地域の駅名が聞かれるくらいである。その経路には基本的には出発地と到着地があるのみで、到着地は「どうぶつえん」のような具体的なスポットである。

へき地を始めとする農山漁村で子どもが育つことを考える際、前向きな側面として自然環境の豊かさがあげられることが多い。恵まれた自然環境のもとで、季節の移り変わりを楽しみながら散歩をすることは、「目的地で遊ぶことが目的となる都市部の散歩とは大きく違って」いるとも述べられている（宮里 2014, p.192）。もちろん A 地域も集住地域でありながら自然豊かであり、第 4 章で記述したように保育所で思う存分戸外遊びをする園児は、筆者の思い入れを差し引いても明らかに楽しそうであるし、その経験は発育・発達に前向きな影響をもたらすであろう。ただし、それは保育の論理による地域の捉えである。子どもが住人として「住んでいる」ことに着目すれば、「あかり」の有無、頻繁に用いる移動手段、エゾシカの存在など、彼ら・彼女らなりの視点で自分自身の居住環境を捉えていることが示唆される。これらはいずれも道東へき地の特徴といえ、このような原体験の積み重ねによって、彼ら・彼女らにとってのへき地に住む意味が形成され、「関与者」の論理を獲得していくと考えられる。

5-2. A 地域で育つこと

そのほかの A 地域の特徴として、集住傾向であることがあった。A 地域に住む園児もまた、この集住地域に自宅がある。散歩を通して自分の住んでいる地域を知るという保育上の意義や、通いやすいという利点はあるものの、散歩で頻繁に自宅付近を通過することは園児の動揺を招くこともある。具体的には「家に帰りたい」という訴えである。地域内で働く親の姿をみかけたり、たまたま親が自宅近くにいたりした場合には、動揺は倍増する。手を振ってあっさりと別れられる園児もいるが、発達段階や性格、そのときの気分によっては路上で立ち止まって号泣する場合もある。このような状況が生じてまや（3 歳）が大声をあげて泣いていたときには、通りがかった世代間交流事業の参加者が心配そうに声をかけていたこともあった。その際には、保育士が寄り添ったり、他児が駆け寄り頭を撫でて慰めたりして、どうかして保育所に戻るよう促していた。同様の出来事により泣いて散歩から戻って

きたともか（4歳）は、帰園後もしばらく調子を取り戻すことができず、気持ちが落ち着くまで玄関で掃除をする園長に話をしていたこともあった。

B地域に住む園児にとっては、A地域は馴染みの場所ではあるけれども、A地域に住む園児に比べると若干の距離があるようである。ある日の散歩の途中で、外でカヌーの清掃をしていたカウボーイハットの男性が挨拶をしてくれたため、他児は返事をしていたが、あやの（4歳）は驚いた様子をみせたあと無言で通り過ぎ、隣を歩いていた筆者に「はずかしくないのかな？」と尋ねてきた。この「はずかしさ」の背景としては、あやのがやや人見知りであるという個人的な特性と、B地域に住んでいるという環境的な要因があげられる。つまり、この男性個人を「知らない」ということに加え、カヌー乗りの男性にもあまり馴染みがなかったことも影響していると推察される。

これら二つの例でみられた園児の戸惑いは、どちらも発達段階が進むにつれて解決していくことではある。確かに、散歩、食、農などを通して「地域の人びとや暮らしとつながって」いくような抽象的で理念的ではない「地域に根ざす保育」は（宮里 2014, pp.193-194）、へき地や農山漁村だからできることでもある。しかし、全体的にみると現象的には「つながっている」としても、第5章と本章で述べてきたような園児と保育者の様々な戸惑いや葛藤、一枚岩ではない「関与者」との関係性を振り返る限り、その「つながり」を描き出すことは容易ではない。このような多様な「関与者」の多様な論理に彫琢されながら、園児は住人になり、保育所は地域化されていくと考えられる。

6. 「関与者」の実践論理

本章では、A地域に「住む」という観点を軸にして、「関与者」がA保育園に関わり続ける論理を検討した。

この問いに対しては、「保育園の活動」で得られる経験が、「関与者」の日常生活に照らし合わせて前向きに意味づける契機があり、それが現在進行形で上書きされ続けているから、と答える。意味づけの内容は「関与者」の属性によって異なっている。親であったころに感じた子どもを預けられるありがたさであるかもしれないし、肉体労働に追われる日々のなかで経験した園行事の楽しさであるかもしれない。もしくは、祖父母世代になってから初めて体験した余暇的な活動のおもしろさかもしれない。肝心なことは、A保育園の活動に積極的に参加しない人も含めて、A保育園における経験と意味づけが多様であり、多様であ

ることが「関与者」のなかでも保育士にも受容されていることである。

ある実践に対して個人が多様に意味づけていくことは、コミュニティの特徴である複合的機能の延長線上に位置づくと考えられる。複合的機能を捉える上では、世代間交流事業は絶好の実践であった。園児にとっては日常の保育で得られない経験をする場、保育者からみれば必要を充足できる場であったが、その必要は普遍的な保育の論理というよりも、A保育園に固有の保育の論理に裏付けられたものであった。また、「関与者」である参加者にとっては、「みんなといられる」ことや、「センスのいい」活動ができるという生活拡充活動としての意義を有していた。A保育園とA地域の緩衝地帯として現れる「保育コミュニティ」において、異なる論理が混在することは、「よそ者」を「危険の化身」とみなしたり、排除したりしないことを意味している。世代間交流事業における「いい加減さ」もまた、「よそ者」を受容するためのA地域に蓄積された実践論理であると考えられる。

A地域でこのような実践論理が共有されている背景には、歴史的に流通の拠点として栄え、現在に至るまで住人の流動性が高い地域であったことがある。常に異質な人びとが行き交うA地域においては、地域内での規則を構築して住人の同質性を維持することは困難であっただろう。また、来る者を拒まないことによって、人口減少と高齢化にさらされながらも、A地域はなんとか住み続けられる地域として保たれてきたという面もある。

A地域は人口構造のみならず、地理的な隔絶性、基幹産業の脆弱さによる経済的問題、それらの条件による子育ての手を確保することの困難など、居住に伴う課題を数多く抱えてきた。これらの「生活の難題」に対して、A地域の住人は意図的に「他者の安心」を犠牲にしたり「よそ者」も排除したりすることを避け、ここに住み続けることを契機とした「理解」に根拠を置いて、集団的に対処することを選んできた。A保育園を結節点とした「保育コミュニティ」もその一つである。本章で述べてきたように、「保育コミュニティ」のなかで起こるのは前向きに理想化できる出来事ばかりではなく、大小様々な戸惑いや葛藤も生じうる。それでもここに住み、ここで育ち、育てようとする人びとの営みの総体として、「保育コミュニティ」はA地域に定位している。

筆者は園児の何名かに「どうして毎日保育園に来るの？」という難しい質問をしたことがある。多くの子は考えたこともない質問をされ、首を傾げるばかりであった。唯一回答してくれたのは当時3歳になったばかりであったともかで、答えは「みんなとあそぶから」であった。この答えがおそらく他児にも妥当であることは、ある卒園児が小学校への入学後に「作詞」した「えんか」(園歌)からもうかがえる。「たのしく、やさしく、ゆかいなところ」

から始まるその歌詞からは、保育所で過ごした日々への前向きな捉えが滲み出ているが、世代間交流事業の参加者が活動に参加し続ける理由にも類似しているように思える。この卒園児にとって具体的に何が楽しかったのか、この歌詞からは読み取ることができない。しかし、そこに集う現在と将来の「関与者」にとって、A 保育園が「たのしく、やさしく、ゆかいなところ」であることは確かである。

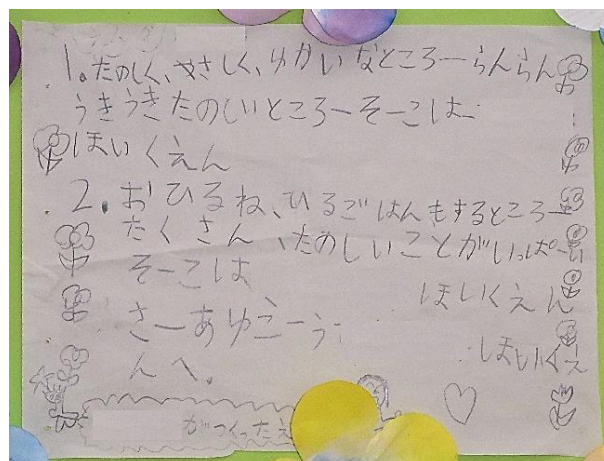


写真 6-1 卒園児が作詞した園歌

注

¹ 館長が語ったもうひとつの特徴としては、冬季に凍結した路面に撒く滑り止め用の砂の減り方が他の地域より早い、とのことであった。坂道が多いという地形的な問題や、高齢者が多いことによって転倒を警戒する意識が現れているのではないかと、館長は述べていた。

² 農家はすべて廃業してしまったが、漁業および水産加工とならんで、林業は A 地域で現在も続く産業のひとつである。大正から 1960 年代にかけての A 地域の林業では、主に造林、木材の切り出し、運搬、木炭への加工がなされ、それぞれに専門分化していた。後述のゆうこさんの父親は造林の職人であり、「山の見方」を教えてもらったという。商店を経営していたえいこさんによると、近隣地域から木炭を乗せたトラックが到着すると駅前が人でにぎわったとのことである。特に炭焼きの職人は、親方とその家族、弟子である焼き子が団体で来るので、たくさん商品が売れたと述懐していた。木材を始めとした物流の拠点であったことも、A 地域で第 3 次産業が隆盛した要因のひとつであると考えられる。

³ なお、A 地域の女性に「家族賃金」論が想定するジェンダー規範がそのまま当てはまるというわけではない。筆者が知る限りでも、シングルマザー、専業主夫、狭い意味での「親子」以外の家族形態や同居など、母数は少ないが、A 地域には歴史的に多種多様な家族がいる。

⁴ 1980 年ごろの発掘調査については町史等で確認することができなかったが、表 6-1 で 1970 年代から近年に至るまで、A 地域周辺では度々発掘調査が実施されている。

⁵ 共助ともいえるこのような実践は、現在も住民センターでおこなわれている学童保育に

引き継がれている。A地域の学童保育は1979（昭和54）年にX町内で初めて設置され、小学生の母親が代表をつとめ、数名が交代で子どもをみるという形式で実施されている。住民センターを使用しているため、葬儀が入ったときには実施できないか、少なくとも広いスペースは使えないことが難点である。

⁶ 水産加工のなかでも大きな割合を占める仕事で、串に魚を刺し、網焼きにする。さきさんの時代は1本3円50銭であったとのことであった。

⁷ なお統計上では、X町における1世帯あたりの自動車の保有台数は、1979（昭和54）年にほぼ1世帯に1台、2000（平成13）年には1.3台になっている（X町編さん委員会2006, p.596）。

⁸ 1960年代半ばから1980年代半ばではA地域こそが交通の利便性のよい観光地であり、週末には駅前広場が人であふれているという写真がX町の広報誌に何度も掲載されている。乳幼児をつれて混雑を押し分け、JRに乗り込むのは大変であったと推察される。そもそも、観光業に携わる親は一般的な休日には休めなかったであろう。

⁹ X町周辺には養成校が2校あり、居住地域にもよるが、通学も不可能ではない。1校は1965（昭和40）年、もう1校は1970（昭和45）年に開校している。計算上では現在60歳～70歳前後の人であればそれらの養成校に通う選択肢があったはずだが、その世代のX町元保育士にうかがうと、北海道外の養成校出身である人と度々出会う。彼女たちは高校卒業後、本州の工場等で住み込んで働きながら、その賃金で夜間の養成校に通っていたという。家族の経済状況から学業だけに専念することはできず、だが保育士資格を取得して働きたいと考えたときに、「就職進学」はもっとも妥当な手段であった。第一次産業中心のX町においては、保育士として働くということは女性就労の新たな手段であったと考えられる。

¹⁰ 診療所は1960（昭和35）年に設置され、正確な時期は定かでないが、元保育士が初任で配属された1980（昭和55）年にはすでに閉鎖されていたことになる。

¹¹ とはいえ、特定の保育所で継続的に代替保育者が必要な場合は、同じ人が勤務することが多い。

¹² へき地に限らず、JRやバス路線が一定の駅数あっても、北海道の中規模以下の都市では同様の傾向にある。筆者が学生と学外へ見学に行く際、JRを利用することを伝えと、「乗ったことがない」、「どうやって乗ればいいの」と戸惑う学生もいた。

終章 地域的固有性をふまえた保育研究の可能性

1. 得られた知見

本研究の課題は保育所と地域との関係を再考することであった。そのなかでも「なぜ保育のありかたは地域に固有なのか」という問いを軸として、「保育コミュニティ」を置き、それがいかなる条件で顕在化し、そのなかで何が生じるのかを論じてきた。

序章では、保育の地域的固有性に着目してきた既存の保育研究の到達点と課題を整理し、保育の論理における「資源」的理解ではない住人像として、「関与者」という概念を提示した。「関与者」は「保育コミュニティ」の成員であり、彼ら・彼女らを顕在化させることで、保育の論理と地域の論理が併存する「保育コミュニティ」を研究対象とすることが可能になる。この「保育コミュニティ」における実践論理を固有の保育の場から明らかにすることが、本研究の具体的な到達目標であることを示した。

第1章では、保育の地域化が生じるプロセスを二段階に構造化した。第一段階として地域的条件と家族の不足に規定された保育所および保育実践は、標準的な保育との比較において保育上の不足を見出し、必要を定めて、保育所の内部において第二段階の地域化を発生させていることが明らかになった。内部における工夫でも必要が充足できない場合、保育者は外的環境にアプローチするが、そのなかでも人的環境は保育の論理を共有する支援者と、固有の論理をもつ「関与者」に分けられた。既存の保育研究、特に子育て支援の研究では地域に支援者を増加させることを目指していたが、現実には難しく、住人と保育所との論理のすれ違いも多く事例で確認された。しかし、論理が異なっても互いにそれを受容して実践を共有することは可能であることも示唆された。このような機微を描くためには、保育の論理で支援者としての住人を捉えるばかりではなく、「関与者」という存在を認めることが必要不可欠であり、「関与者」を置くことで「保育コミュニティ」と呼べる現象形態がみえる可能性があることを論じた。

第2章では、保育の地域化が顕著にみられる例として、へき地保育の歴史的変遷を検討した。へき地保育所は制度的には一貫して認可外保育施設であり、認可保育所よりも弾力的な基準で運営されてきた。制度的な後ろ盾も財政的な補助も不足していたことは、実践上において住人の支えを必要とする条件にも、固有の論理をもつ保育形態を生じさせる契機にもなった。研究上では、1960年代までは「恵まれない」地域と保育所への対応を求めているが、1970年代以降は過疎地域の保育課題として収斂し、へき地の地域的条件は後景化した。

しかし、1990年代にさらに少子化が進展すると、ある種の先進的事例であるへき地保育が再注目され、そこでは一見すると標準的な保育が営まれていることが「発見」された。また、へき地保育所でやむを得ず蓄積してきた異年齢保育や、存続の戦略として「関与者」へと保育所の空間を拡大し、新たな役割を付与する方法も注目されることになった。全体を通して明らかになったことは、へき地保育所は歴史的に「関与者」との関係を手放すことはなく、保育研究もそれについて言及し続けていたことである。

第3章では、事例であるA保育園の地域的条件を知るために、X町とA地域の構造的特徴と、X町の保育の特徴を通時的に検討した。少子高齢化が進展するX町では、保育施設の多くが閉所されたものの、広大な面積のなかに集落が点在することが影響して、現在ある保育施設は在所児が少なくてもできる限り存続させるような方針がとられている。A地域の特徴は、第一に移住者が多く15歳未満の割合がそれほど減少していないこと、第二に集住傾向にあること、第三に就労形態が第三次産業中心であること、であった。これらの条件を受けて、A保育園は設置当初から長時間保育や低年齢児保育のニーズが高く、それは現在も続いていることが明らかになった。特に、認可保育所からへき地保育所へ移行する際に満1歳児保育が残されたことは、A保育園の実践を特徴づける条件ともなっている。また、集住傾向であることは住人との関わりを保ちやすい地理的条件である。

A地域の特徴をふまえ、第4章および第5章では、保育の地域化の実態を長期にわたるフィールドワークを基に分析した。第4章では内部における地域化の事例として、少人数異年齢保育の実践論理に着目した。A保育園の少人数異年齢保育は、園児数の不足に対して必要を満たすための方略であった。全体集団での一斉活動によって集団の経験を保障し、3歳未満児である「ちいさい子」と3歳以上児である「おおきい子」という二つの集団を形成することで、「年齢＝発達」を基準とした園児の行為獲得と保育者のはたらきかけを秩序立てるというものである。二つの集団は可変的であり、園児の個人的状況、その日の成員のバランス、活動内容、保育者の人数等によって境界は変更されていた。このような境界の可変性は全体集団を基礎とするから可能になる実践であり、卒園に向かって一方向には進まない、園児の曲線的な時間を許容することにもなっていた。A保育園の少人数異年齢保育は、満たされる必要と満たされない必要の偏りはあるながらも標準的な保育の枠内で理解しうるという点で、第二段階の保育の地域化として位置づけられる。

続いて第5章では、A保育園における「関与者」との関わりに焦点を当て、特に20年以上継続されてきた世代間交流事業について検討した。世代間交流事業は、行事を行事らしく

成立させ、地域の異世代の住人と関わる機会を設けると同時に、存続が危ぶまれたA保育園に新たな役割を付与する機能を果たしていた。しかしこれらの意義よりも重要なA保育園にとっての必要は、参加者に「子どもの名前を覚えてもらえる」ことを通して、「見守ってもらえる」という親しみや安心感のようなものを得ることであった。その含意は、世代間交流事業が地域の乳幼児を園児として育てると同時に、地域の子どもとして育てる場の一つだからである。日常生活の範囲の限られたA地域に住み続ける限りは、移住世帯の子どもであっても当面のあいだ非匿名的な関係が続くことを鑑みると、保育の論理と地域の論理が混在するA保育園の「保育コミュニティ」には固有の意味がある。ここでいう混在とは、保育者は「関与者」の論理を受容して地域観や保育観を変容し、「関与者」は保育者への敬意を払うような、「理解」に基づいて互いの論理を尊重する実践の重なり合いであった。

長期に渡る継続的な事業は、「関与者」である参加者とボランティアの同意なしには成立しない。それについて「関与者」の視点から再考したのが第6章であり、A地域に「住むこと」を軸として、親、住人、保育者の立場からA保育園の意義を考察した。固有の地域的条件をもつA地域において、A保育園は子育ての手を補うのみならず、家族では経験できない必要を充足することにも寄与していた。1990年代以降における子育て世代の新住人の流入によって、希薄化しかけた旧住人と新住人の関わりをつなぎとめる結節点として期待されたのも、A保育園であった。A保育園はその時代に応じてA地域における役割を変容させ、家族の必要を満たしてきた。そこに生じているものは複合的機能をもつコミュニティである。住人の視点からみた「保育コミュニティ」生成の論理は、A地域に住み続けるために、地域的条件による生活課題に集団的に対処することであった。しかしその実践過程は常に円滑ではなく、異なる論理の錯綜や役割の過重によって戸惑いや葛藤が生じる場合もあった。フィールドで観察された「保育コミュニティ」は、前向きに捉えきれない経験も含めて、これまでA保育園に関わった人びとの営為の蓄積の上に顕在化するものである。

「なぜ保育のありかたは地域に固有なのか」という問いに対して、本研究の議論から導出される答えは二つである。第一に保育はそもそも地域化された存在であり、地域的条件も「関与者」の論理も地域に固有であって、「関与者」と保育所との関わりも多様だからである。第二に、それにも関わらず保育は標準化志向の強い領域であり、固有の地域的条件であっても標準的な保育に近づけようとする保育者の努力が、結果として保育の地域的固有性を強めていることである。

今回はへき地保育所をフィールドとしたことによって保育の地域化は顕著にみられたが、

あらゆる保育施設は地域化されているという本研究の前提を用いれば、他の事例ではA保育園の「保育コミュニティ」とは異なる地域化の様態や、「関与者」との関係性も見出すことができるであろう。

2. 「保育コミュニティ」の生成プロセス

以上の知見は図 7-1 のように図示される。本研究では標準と実態との差を不足と呼んできたが、A 保育園における最大の不足は園児数であった。少人数の保育所では、個別対応の充実という意味ではむしろ標準的な保育所よりも必要が満たされるが、極端な少人数化は保育施設の存続の危機をもたらすと同時に、実践面でも標準的な保育を営むことを困難にする要因となる。園児の経験という観点からも、集団活動の不足は現時点での影響のみならず長期的にみても影響をもたらす可能性があると保育者は考えている。つまり、A 保育園の園児もいずれはより大規模な同年齢集団を経験するだろうし、そのときに大きな戸惑いがないように、という配慮である。

この不足に対し、A 保育園の保育者が満たそうとした必要は、第一に集団保育をおこなうことであった。そのためには年齢別保育ではなく異年齢集団を形成するしかないが、日々の実践を支える論理は「年齢＝発達」仮説に基づくものであり、暫定的な到達点を卒園・入学に置くという点などから、満たされる必要は偏っているけれども、まだ保育の論理で理解できる範囲内での保育の地域化であると考えられる。第二に、園の内部では満たされない必要

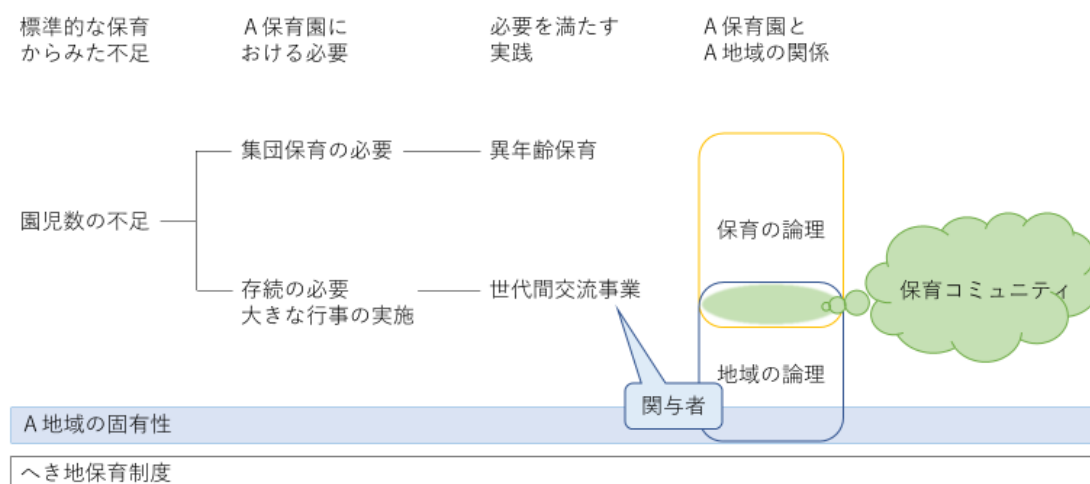


図 7-1 本研究で得られた知見

は地域住人へアプローチするという方法がとられた。これにより、A 保育園では「関与者」との関わりの頻度が高まり、計画的・持続的になった。もともとへき地的特性によって保育の論理と地域の論理とが接近する傾向は強かったが、世代間交流事業の開始後はさらにその機会が増大し、互いにその都度自身の論理を問い直したり、相手の存在意義を捉え直したりすることとなった。この相互交渉の結果として、保育の論理だけでは理解しにくく、遂行もされにくい、固有の実践がみられるようになった。ここにおいて、A 保育園を結節点とした「保育コミュニティ」が顕在化するに至った。

A 保育園の「保育コミュニティ」の分析において発見されたのは、「関与者」との関わりを続けていくなかで、保育士が新たな必要に気づいていったことである。第5章では、世代間交流事業の開始それ自体がA 保育園の保育士にとって保育観の変容の契機であったことや、保育士が活動を通して「関与者」の存在意義に気づき、「関与者」を支援者にならず、親とのつながりもつくろうとしてきたことを明らかにした。活動の蓄積のなかで保育士が直感してきた必要の意味は、標準的な保育で世代間交流に見出そうとしてきた必要とは異なるし、A 保育園で世代間交流事業の開始時に想定していた必要も超えて、継続的な実践のなかで保育士によって省察された必要であるといえる。保育士の保育観の変容は、標準的な保育を覆すような大きな転換ではないかもしれないが、互いの論理を尊重しながら緩やかに地域と接続し続けるための問い直しが図られる過程は描き出せたと考えられる。

本研究で心がけてきた視点は、フィールドにおける不足は客観的に捉えつつも、不足のなかから必要なことを選択する当事者の論理をより重視し、必要を満たす実践論理を考察することであった。このような方法をとった理由は、保育と地域との関わりや、標準的な保育に接近しようとする実践を、保育の論理にのみ基づいて理解しようとすることを避けるためであった。そのために、保育実践を規定する地域的条件や制度的条件についてもできるだけ具体的に論じてきた。少なくとも本事例においてこの視点は有効であり、異なる論理の重なり合いやすれ違い、相互交渉などを通時的に分析しながら、保育が地域的固有性を帯びていくプロセスを考察できたと考えられる。もちろんそのプロセスは今後も継続され、A 地域の諸条件や保育を取り巻く諸条件の変化とともに、A 保育園および「保育コミュニティ」の実践論理は更新されていくと予想される。本研究の試論から断定することは難しいが、今後の保育と地域との関係を問う研究の今後の展開にあたって現時点でいえることがあるとすれば、「保育コミュニティ」の実践論理を標準化せず、個別の事例の論理を丹念に拾い上げていく重要性であろう。

ところで、標準的な保育にあてはまらない保育所は、本研究で着目したへき地保育所のみではない。夜間保育所（全国夜間保育園連盟 2014）、工場内保育所、季節保育所などの存在は、標準的な保育のみでは包摂しきれない外的条件のもとでも、保育の必要があることを示す何よりの根拠である。なぜそのような施設が生まれてきたかといえば、保育を要する家族と地域が多様であるからに他ならない。

ある実践領域が制度化することは、その領域を他とは独立して社会的に位置づける機能をもつ。保育制度の確立も、隣接領域である幼稚園および小学校とは異なる領域としての保育に社会的な意味を与えることになった。しかし保育領域の場合、制度を基盤とした標準による包摂が困難なほどに、実態が多様であったと考えられる。標準的な保育とは異なる形態をもつ保育施設の存立過程は、フィールドの成員の論理を了解し、彼ら・彼女らが不足と対峙する構えを描き出さない限りは知ることができない。本研究で検討したのはわずか一事例であるが、「枠の外」で実践を積み重ねてきた多様な保育が、その先にある。

3. 本研究の意義と今後の課題

最後に、本研究の意義と、今後に残された課題について言及する。

本研究の意義は、第一に、これまでの研究で把握されていた「保育が地域的固有性を帯びる」という現象に対して保育の地域化という概念を付与し、その仕組みを構造化して、保育研究として分析する筋道を提示したことである。本研究では地域に存する様々な変数に規定されながらも、標準的であろうとする保育者の努力が地域化をより強く促していると結論づけたが、ここからも保育という実践領域の標準化志向の強さが推察される。しかし、異年齢保育への着目のように、近年ではこれまで標準とされてきた保育実践の限界も指摘される。現代日本の構造変容をふまえば、保育研究においても標準的な保育の論理を相対化し、地域的固有性を帯びた保育の意義を説明していくことは、重要な研究領域となりうるように思われる。それによって、例えば地域化の渦中で標準との距離を測り、不足の補完に苦慮する実践者が、自己の実践を現在とは異なる視点から捉え直す契機にもなるのではないだろうか。

第二に、保育の地域化を規定し、「保育コミュニティ」を研究上で顕在化させる概念装置として、「関与者」を置いたことである。これにより、保育の論理では十分に捉えきれなかったけれども、保育所の存立や保育実践に関わっている人びとを研究の射程に加えること

ができるようになった。本事例で登場した「関与者」は、A 保育園の存在を前向きに捉えて保育の論理を尊重する人びとがほとんどであったが、実際にはよりハードな関わりを要する保育所もあるだろう。また、A 保育園でも一朝一夕の関わりでこのような関係性が築けているわけではない。保育所が地域のネットワークに位置づく結節機関になりうることは先行研究でも述べられていた。そのような理解をする際には、現時点における平面的なネットワークというよりも、日常の保育では潜在化された経験があることを想像しながら、通時的で動態的な地域の網の目のなかに保育所が在ることを忘れてはならないだろう。

本研究の議論をふまえ、今後の課題は、保育の地域化がみられる事例を対象とした研究を蓄積することである。本研究でも可能な範囲で関連する先行研究の整理をしたが、保育研究全体からみれば量的には圧倒的に少ない。筆者が特に関心を寄せるへき地や農山漁村は尚更である。へき地といっても具体的にみればその地域的条件は多種多様であり、それに伴って保育の地域化の実態も異なるだろう。単に比較研究や類型化をおこなうというよりも、それぞれの保育所がどのような地域化を経験しているのか、「関与者」との関わりや「保育コミュニティ」の生成がみられるとすれば、当事者はそれをどのように意味づけているのかを、彼ら・彼女らの目から理解するよう努めたい。そうすることで、標準との距離において保育実践や保育の地域化を把握したり、保育の地域化に伴う困難を捨象して地域的固有性を承認したりするような事態を避けながら、なんらかの意味あるものとして実践を描き出すことができると考えている。

これに関連して、本研究で提示した概念の精緻化も今後の課題である。特に「保育コミュニティ」および「関与者」は本研究の重要な概念であるが、まだ一つの事例を用いて議論を試みた段階である。これらの概念を用いてさらに理論的・実証的に検討を重ねることによって、これまで保育研究では扱うことが難しかった対象や、看過されてきた領域にもアプローチが可能になるであろう。

以上二つのテーマを携えて、フィールドの人びとの論理を共有するよう努めながら、地域に固有の保育のありかたを論じる研究を保育学の一領域として展開していくことが、今後の課題である。

文献

- 阿比留久美, 2012, 「『地域のジレンマ』をのりこえ、子どもの遊び豊かな地域へ」, 深作拓郎・阿比留久美・阿部大輔・神田奈保子・高橋平徳・星野一人・松井茜編著『地域で遊ぶ、地域で育つ子どもたち：遊びから「子育て支援」を考える』, 学文社, pp.43-69.
- 赤木和重, 2017, 『アメリカの教室に入ってみた：貧困地区の公立学校から超インクルーシブ教育まで』, ひとなる書房.
- 秋田喜代美, 2016, 「保育学としての問いと研究方法」, 日本保育学会編, 『保育学講座 1 保育学とは：問いと成り立ち』, 東京大学出版会, pp.91-121.
- 安藤節子, 2002, 「秋田県における幼稚園と保育所の関係について：その 2 保育を取りまく状況の変容と課題」, 『聖園学園短期大学研究紀要』, 第 32 号, pp.39-65.
- 青木美智子, 2013, 「ドイツの異年齢保育を支える発達観・保育観」, 『現代と保育』, 第 86 巻, pp.65-74.
- 浅井春夫・丸山美和子編著, 2009, 『保育の理論と実践講座第 3 巻 子ども・家族の実態と子育て支援：保育ニーズをどう捉えるか』, 新日本出版社.
- 浅井春夫・吉葉研司編著, 2014, 『沖縄の保育・子育て問題：子どものいのちと発達を守るための取り組み』, 明石書店.
- Bauman Z., 2001, *Community: Seeking Safety in an Insecure World*, Polity Press Ltd., Cambridge. (=奥井智之, 2017, 『コミュニティ：安全と自由の戦場』, 筑摩書房.)
- 榎本守恵・山下克彦・浦野東洋一, 1973, 「北海道における過疎問題とへき地教育-序章-」, 『僻地教育研究』第 20 号 1 巻, pp.17-35.
- 榎本守恵, 1985, 「創立 30 周年を迎えて」, 『僻地教育研究』, 第 39 号, pp.1-3.
- 榎本守恵, 1990, 『近代僻地教育の研究』同成社.
- 藤井和佐, 2011, 『農村女性の社会学：地域づくりの男女共同参画』, 昭和堂.
- 深作拓郎編著, 2012, 『地域で遊ぶ、地域で育つ子どもたち』, 学文社.
- 福元真由美, 2019, 『都市に誕生した保育の系譜：アソシエーションイズムと郊外のユートピア』, 世織書房.
- 後藤智香子・小泉秀樹・近藤早映, 2018, 「保育施設の開設反対事例の全国実態と課題：20 自治体の自治体インタビュー調査を中心に」, 『住総研研究論文集・実践研究報告集』, 第 45 巻, pp.71-82.
- 後藤守・後藤恵美子・金澤克美, 1998, 「へき地保育所における障害児保育」, 『僻地教育研究』, 第 52 号, pp.35-42.
- Goffman E., 1963, *Behavior in Public Places: Notes on the Social Organization of Gathering*, The Free Press of Glencoe. (=本名信行訳, 1980, 『ゴッフマンの社会学 4 集まりの構造：新しい日常行動論を求めて』, 誠信書房.)
- 郷地二三子, 1995, 『地域に根ざした保育園』, 中央法規出版.

- 郷地二三子, 2004, 『少子化地域における子育て支援』, 新読書社.
- 萩原久美子, 2013, 「保育所最低基準の自治体裁量と保育労働への影響：夜間保育所の勤務シフト表を糸口に」, 『自治総研』, 通巻 412 号, pp.49-69.
- 萩原久美子, 2014, 「夜間保育所、その就労支援のゆくえ：交差する労働と、親の時間、保育士の時間」, 全国夜間保育園連盟監修・桜井慶一編『夜間保育と子どもたち：30 年のあゆみ』, 北大路書房, pp.166-177.
- 橋本真紀, 2015, 『地域を基盤とした子育て支援の専門的機能』, ミネルヴァ書房.
- 林若子, 2010, 「異年齢保育ってなんだろう?」, 林若子・山本理絵編著『異年齢保育の実践と計画』, ひとなる書房, pp.12-25.
- 林若子・山本理絵編著, 2010, 『異年齢保育の実践と計画』, ひとなる書房.
- 広井良典, 2000, 『「老人と子ども」統合ケア：新しい高齢者ケアの姿を求めて』, 中央法規.
- 久富善之, 1992, 「地域と教育」, 『教育社会学研究』, 第 50 集, pp.66-86.
- 保育団体合同研究集会北海道実行委員会白書編集委員会, 1976, 『北海道の保育白書：1976 年』.
- 保育行財政研究会編, 2014, 『よくわかる子ども・子育て新制度 1：小規模保育事業』, かがわ出版.
- 北海道へき地教育振興会, 1954, 『へき地の教育事情』, 第一号.
- 北海道保育問題研究協議会編著, 2009, 『ひびき合いの保育研究：北海道保問研 55 年の歩み 1953-2008』, 新読書社.
- 北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター, 2019, 『へき地・複式学級における学習指導の手引』.
- 北海道社会福祉協議会, 1963, 『地域保育所の実態：その現状と問題点』, 道社協資料第 32 集.
- 一番ヶ瀬康子編著, 1962, 『日本の保育』, ドメス出版.
- 池本美香, 2000, 「世代間の所得移転と世代間交流による少子化対策の可能性」, 広井良典編著『「老人と子ども」統合ケア：新しい高齢者ケアの姿を求めて』, pp.111-128.
- 猪野美子, 1972, 「地域社会が期待する保育所」, 全国社会福祉協議会保育協議会編『1972 年版保育年報：地域社会と保育所』, pp.8-10.
- 石黒広明編, 2001, 『AV 機器をもってフィールドへ：保育・教育・社会的実践の理解と研究のために』, 新曜社.
- 石岡丈昇, 2012, 『ローカルボクサーと貧困世界：マニラのボクシングジムにみる身体文化』, 世界思想社.
- 石岡丈昇, 2016, 「参与観察」, 岸政彦・石岡丈昇・丸山里美『質的社会調査の方法：他者の合理性の理解社会学』, 有斐閣ストゥディア.
- 磯部裕子, 2009, 「学校という空間への問い」, 磯部裕子・青木久子編著『幼児教育知の探究 4 脱学校化社会の教育学』, 萌文書林, pp.1-88.

- 磯部裕子・青木久子編著, 2009, 『幼児教育知の探究 4 脱学校化社会の教育学』 萌文書林.
- 伊藤周平, 2013, 『子ども・子育て支援法と保育のゆくえ』, かもがわ出版.
- 金子真由子・山口恒夫, 2006, 「『老人と子ども統合ケア』における『老人』と『子ども』の交流: N 県 K 福祉総合施設への参与観察を通して」, 『信州大学教育学部紀要』, 第 119 号, pp.67-78.
- 金田利子・黒澤祐介, 2008, 「発達保障と相互互惠性のある『まち』の形成: 「世代間交流」を視座に」, 『白梅学園大学・短期大学紀要』, 第 44 号, pp.15-31.
- 笠間浩幸, 1996, 「僻地における就学前教育の実態調査: 釧路管内の外観及び鶴居村の事例研究」, 『僻地教育研究』, 第 50 号, pp.131-141.
- 柏女霊峰編, 1998, 『別冊「発達」23 改正児童福祉法のすべて: 児童福祉法改正資料集』, ミネルヴァ書房.
- 過疎対策研究会編, 2010, 『過疎対策データブック: 平成 19 年度過疎対策の現況』.
- 河邊貴子, 2001, 「鬼遊びにおけるルールと遊びの魅力」, 小川博久編『遊びの探究: 大人は子どもの遊びにどうかかわりうるか』, 生活ジャーナル, pp.190-209.
- 川前あゆみ, 2015, 『教員養成におけるへき地教育プログラムの研究』, 学事出版.
- 川田学, 2014, 「年齢、獲得、定型: 発達心理学における『発達』の前提となっているもの」, 『子ども発達臨床研究』, 第 6 号, pp.7-14.
- 川田学, 2015, 「発達心理学的自由論 12 年齢と発達」, 『現代と保育』第 92 号, pp.74-89.
- 川田学・白石優子・根ヶ山光一, 2016, 「子育ての“手”をめぐる発達心理学: 沖縄・多良間島の小守と保育から考える」, 『発達心理学研究』, 第 27 巻第 4 号, pp.276-287.
- 川田学, 2018, 「エコロジカルシステムとしての『保育』の評価試論」, 『保育学研究』, 第 56 巻第 1 号, pp.21-32.
- 岸政彦・石岡丈昇・丸山里美, 2016, 『質的社会調査の方法: 他者の合理性の理解社会学』, 有斐閣.
- 厚生省児童家庭局編, 1988, 『最新・児童福祉法の解説』, 時事通信社.
- 小山静子, 2013, 「解説 子ども・家族と教育」, 辻本雅史監修・小山静子編著『論集現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』, 日本図書センター, pp.491-517.
- 久木元美琴, 2016, 『保育・子育て支援の地理学: 福祉サービス需給の「地域差」に着目して』, 明石書店.
- 倉橋惣三・緋田工, 1929, 『保育パンフレット 1 農繁託児所の経営』, フレーベル館.
- 倉沢進, 1998, 『コミュニティ論: 地域社会と住民活動』, 財団法人放送大学教育振興会.
- 草野篤子・金田利子・間野百子・柿沼幸雄編著, 2009, 『世代間交流効果: 人間発達と共生社会づくりの視点から』, 三学出版.
- 草野篤子・柿沼幸雄・金田利子・藤原佳典・間野百子編著, 2010, 『世代間交流学の創造』, あけび書房.
- 増田幸行, 2012, 「人とのつながりが地域をつくる」, 全国保育問題研究協議会編集委員会

- 編『季刊保育問題研究』, 第 254 号, pp.384-380.
- 松原治郎, 1978, 『コミュニティの社会学』, 東京大学出版会.
- 松木洋人, 2013, 『子育て支援の社会学: 社会化のジレンマと家族の変容』, 新泉社.
- 松本園子, 2017a, 「保育所的保育施設」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.93-94.
- 松本園子, 2017b, 「戦後復興と保育: 1945 年～1950 年代前半」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.250-282.
- 松本園子, 2017c, 「幼保一元化問題」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.324-327.
- 松村和則, 2006, 「白いスタジアムのある風景: 『開発とスポーツ』序説」, 松村和則編『メガ・スポーツイベントの社会学: 白いスタジアムのある風景』, 南窓社, pp.5-19.
- 松島のり子, 2015, 『「保育」の戦後史: 幼稚園・保育所の普及とその地域差』, 六花出版.
- 宮本常一, 1984, 『忘れられた日本人』, 岩波文庫.
- 宮内洋, 1999, 「沖縄県離島部における幼稚園生活のエスノグラフィー的覚え書き」, 『北海道大学教育学部紀要』第 78 号, pp.111-146.
- 宮崎隆志, 2014, 「重なり合うコミュニティ: 麦の里の取り組みが示唆するもの」, 『協同組合研究』, 第 33 巻第 2 号, pp.23-29.
- 宮崎隆志, 2018, 「協働に基づくケア・コミュニティの意義: 排除型自己形成を超えるために」, 『臨床教育学研究』, 第 6 巻, pp.20-34.
- 宮里六郎, 2001, 「異年齢保育実践の課題と『保育計画』づくり」, 『季刊保育問題研究』, 第 190 号, pp.86-101.
- 宮里六郎, 2013, 「異年齢保育から保育を問い返す」, 『現代と保育』第 86 巻, pp.48-64.
- 宮里六郎, 2014, 『「子どもを真ん中に」を疑う: これからの保育と子ども家庭福祉』, かもがわ出版.
- 溝口健三, 1962, 『へき地の子ども』, 東洋館出版社.
- 溝口健三, 1972, 『教育のへき地: 過疎と過密の中の子ども』, NHK ブックス 157.
- 森川敬子, 2017a, 「子守学校と付設の保育施設」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.95-101.
- 森川敬子, 2017b, 「工場託児所」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.101-111.
- 森山幸朗, 2009, 「地域づくりと保育」, 浅井春夫・渡邊保博編著『保育の理論と実践講座 第 2 巻 保育の質と保育内容: 保育の専門性とは何か』, 新日本出版社, pp.213-222.
- 元森絵里子, 2011, 「『子ども』は実体か構築かという問いをめぐって: 『明治以降教育制度発達史』を事例とした子どもと教育の社会学の視角についての一考察」, 『社会学評論』,

63(1), pp.124-125.

- 元森絵里子, 2016, 「大人と子どもが語る『貧困』と『子ども』: どのようにして経済問題が忘れられていったか」, 相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子『子どもと貧困の戦後史』, 青弓社ライブラリー87, pp.133-162.
- 向平知絵, 2011, 「過疎地域における保育の実態と課題: 奈良県十津川村のへき地保育所を事例に」, 『現代社会研究科論集』, 第5号, pp.77-94.
- 村知稔三, 1989, 「離島におけるへき地保育所の保育をめぐる諸条件(長崎県の場合)」, 『長崎大学教育学部教育科学研究報告』, 第36号, pp.73-85.
- 村知稔三・武政和子, 1996, 「長崎県枕島のへき地保育所に関する実証的研究, 1996年」, 『長崎大学教育科学研究報告』, 第53号, pp.79-88.
- 村田周祐, 2016, 『空間紛争としての持続的スポーツツーリズム』, 新曜社
- 無藤隆, 2009, 『幼児教育の原則: 保育内容を徹底的に考える』, ミネルヴァ書房.
- 鍋田まゆ, 2013, 「異年齢保育の『生みの苦しみ』からつかんだもの」, 『現代と保育』, 第86号, pp.20-33.
- 長津詩織, 2016, 「農山漁村の保育所における保育者の専門性: 北海道を事例として」, 『保育者養成教育研究』, 第1号, pp.61-71.
- 長津詩織, 2017a, 「へき地保育の制度的変遷: 保育制度改革および保育研究における位置づけに着目して」, 『へき地教育研究』, 第71号, pp.85-95.
- 長津詩織, 2017b, 「へき地保育に対する視角の再検討: 乳幼児期から学童期までの身体および生活の変容に着目して」, 『釧路短期大学紀要』, 第44号, pp.1-11.
- 中島寅雄・榎本守恵, 1965, 「へき地社会の構造」, 『僻地教育研究』, 第12号1巻, pp.1-66.
- 中村強士, 2009, 『戦後保育政策のあゆみと保育のゆくえ』, 新読書社.
- 中野卓編, 1964, 『現代社会学講座Ⅱ地域生活の社会学』, 有斐閣.
- 根ヶ山光一・外山紀子・宮内洋編著, 2019, 『共有する子育て: 沖縄多良間島のアロマザリングに学ぶ』, 金子書房.
- 日本保育学会編, 2016, 『保育学講座5 保育を支えるネットワーク: 支援と連携』, 東京大学出版会.
- 日本保育学会監修, 1971, 『人口流動と幼児保育: 過疎化・過密化地域における実態』, フレーベル館
- 西隆太郎, 2018, 『子どもと出会う保育学: 思想と実践の融合をめざして』, ミネルヴァ書房.
- 西垣美穂子, 2007, 「農村部における保育所実態の一考察: A市におけるヒヤリング調査から」, 『佛教大学大学院紀要』, 第35号, pp.237-253.
- 西垣美穂子, 2012, 『へき地保育の展望』, 佛教大学研究叢書.
- 西村清和, 1989, 『遊びの現象学』, 勁草書房.

- 農村生活総合研究センター, 1979, 『生活研究レポート 8 農村地域の乳幼児の保育と生活条件に関する研究』.
- 野依智子, 2010, 『近代筑豊炭鉱における女性労働と家族: 「家族賃金」観念と「家庭イデオロギー」の形成過程』, 明石書店.
- 荻原元昭, 1971, 「人口流動と幼児保育」, 日本保育学会『人口流動と幼児保育: 過疎化・過密化地域における実態』, フレーベル館, pp.14-39.
- 岡田正章, 1965, 『保育学講座 3 日本の保育制度』, フレーベル館.
- 岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・穴戸健夫・鈴木政次郎・森上史郎, 1980, 『戦後保育史 第二巻』, フレーベル館.
- 岡田正章編, 1991, 『少子時代の保育園上: その動向と課題』, 中央法規出版.
- 大方美香, 2016, 「保育臨床相談の新たな動向」, 日本保育学会編『保育学講座 5 保育を支えるネットワーク: 支援と連携』, 東京大学出版会, pp.177-192.
- 大豆生田啓友, 2016, 「家庭との連携と保育」, 日本保育学会編『保育学講座 5 保育を支えるネットワーク: 支援と連携』, 東京大学出版会, pp.27-46.
- 太田素子・浅井幸子編, 2012, 『保育と家庭教育の誕生: 1890-1930』, 藤原書店.
- 太田光洋, 2016, 「子育て支援と保育」, 日本保育学会編『保育学講座 5 保育を支えるネットワーク: 支援と連携』, 東京大学出版会, pp.7-26.
- Prout, A., 2005, THE FUTURE OF CHILDHOOD: Towards The Interdisciplinary Study of Children, Routledge. (=元森絵里子訳, 2017, 『これからの子ども社会学: 生物・技術・社会のネットワークとしての「こども」』, 新曜社.)
- 佐伯胖, 2001, 『幼児教育へのいざない: 円熟した保育者になるために』 東京大学出版会.
- 逆井直紀, 2016, 「保育所最低基準と規制緩和と政策」, 日本保育学会編『保育学講座 2 保育を支える仕組み: 制度と行政』, 東京大学出版会, pp.147-176.
- 桜井智恵子, 2006, 家庭教育政策における『地域社会の中の子ども』という論点の登場: 1983年 OECD・CERI 家庭教育国際セミナーを中心に, 『保育学研究』, 第 44 巻第 1 号, pp.30-38.
- 桜井慶一, 1989, 『現代地域保育制度の研究: 現状と課題』 相川書房.
- 桜井慶一, 1991, 「保育所を補完する制度」, 岡田正章編『少子時代の保育園上: その動向と課題』, 中央法規出版, pp.112-128.
- 桜井慶一, 2006, 『保育制度改革の諸問題: 地方分権と保育園』, 新読書社.
- 桜井慶一, 2011, 「子ども減少地域の保育の課題: 近年の動向と課題」, 『保育の友』, 第 59 巻 13 号, pp.10-25.
- 桜井慶一, 2017, 「過疎地域の保育所の動向と課題に関する一考察」, 『生活科学研究』, 第 39 号, pp.1-10.
- 佐藤郁哉, 2002, 『フィールドワークの技法: 問いを育てる、仮説をきたえる』, 新曜社.
- 柴山真琴, 2000, 『行為と発話形成のエスノグラフィー: 留学生家族の子どもは保育園でど

- う育つのか』, 東京大学出版会.
- 柴山真琴, 2006, 『子どもエスノグラフィー入門: 技法の基礎から活用まで』, 新曜社.
- 志水宏吉, 2002, 「学校世界の多文化化: 日本の学校はどう変わるか」, 宮島喬・加納弘勝編『国際社会 2 変容する日本社会と文化』東京大学出版会, pp.69-92.
- 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子, 2017, 『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林.
- 宍戸健夫, 1984, 「戦時下の幼児教育」, 講座日本教育史編集委員会編『講座日本教育史 (第 4 巻) 現代 I / 現代 II』, 第一法規出版, pp.127-152.
- 宍戸健夫, 2014, 『日本における保育園の誕生: 子どもの貧困に挑んだ人びと』, 新読書社.
- 菅沢秀幸, 1967, 「男は出稼ぎ、女は野良に、子どもは保育所まかせ」, 『月刊福祉』, 第 50 号 4 巻, pp.36-46.
- 住田正樹, 2003, 『地域社会と教育: 子どもの発達と地域社会』, 九州大学出版会.
- 諏訪きぬ, 1974, 「過疎地における保育所の役割」, 日本保育学会監修『保育ニードの地域性: 保育学年報 1974 年版』, pp.107-118.
- 鈴木政次郎, 1980, 「保育内容の基礎づくり」, 岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史郎編著, 『戦後保育史第 1 巻』, pp.235-257.
- 鈴木智道, 1997, 「戦間期日本における家族秩序の問題化と『家庭』の論理: 下層社会に対する社会事業の認識と実践に着目して」, 『教育社会学研究』, 第 60 集, pp.5-22.
- 社団法人全国私立保育園連盟, 1991, 『農山保育所の現状 今後のあり方及び振興策』.
- 社団法人全国私立保育園連盟, 1993, 『農山保育所の現状 今後のあり方及び振興策 II』.
- 社会福祉法人山形県社会福祉協議会, 1963, 『地域保育所の今後』.
- 太幡英亮・古川智之・恒川和久・生田京子・谷口元, 2013, 「保育園児の散歩行動と街路環境の関係: 名古屋市認可保育所での散歩行動観察を通じて」, 『日本建築学会計画系論文集』, 第 78 巻第 689 号, pp.1533-1542.
- 高田文子, 2017a, 「幼稚園令の制定」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.170-180.
- 高田文子, 2017b, 「戦後保育の転換点: 1989 年『幼稚園教育要領』改訂」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史 150 年』, 萌文書林, pp.331-336.
- 武田里子, 2011, 『ムラの国際結婚再考: 結婚移住女性と農村の社会変容』, めこん.
- 玉井康之, 1991, 「『地域と教育』研究における北海道の僻地教育研究の役割: 都府県との比較による問題提起」, 『僻地教育研究』, 第 45 号, pp.1-16.
- 玉井康之, 1996, 『北海道の学校と地域社会: 農村小規模校の学校開放と地域教育構造』, 東洋館出版社.
- 田甫綾野, 2016, 「大学生と幼児との交流活動に関する質的研究: 交流のあり方をめぐって」, 『玉川大学教育学部紀要』, pp.81-100.

- 寺脇隆夫, 1980, 「児童福祉法制定の経緯と保育所」, 岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・穴戸健夫・鈴木政次郎・森上史郎編著, 『戦後保育史第1巻』, pp.197-219.
- 朽尾勲, 1991, 「保育所地域活動についての基本的考え方」, 全国保育協議会編『保育年報 1991: 地域に展開する保育所の役割』, pp.71-74.
- 留場二二, 1968, 「山形地域保育所のあゆみ」, 『月刊福祉』, 第51号8巻, pp.23-26.
- 留場二二, 1978, 「過疎地域と保育所: 山形の地域保育所の場合」, 植山つる・浦辺史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』, pp.200-205.
- 恒吉僚子, 1996, 「多文化共存時代の日本の学校文化」, 堀尾輝久編著『講座学校第6巻 学校文化という磁場』, pp.215-240.
- 土谷みち子, 2016, 「地域の他の専門職や関係機関との協働」, 日本保育学会編『保育学講座5 保育を支えるネットワーク: 支援と連携』, 東京大学出版会, pp.157-176.
- 辻本雅史監修・小山静子編著, 2013, 『論集現代日本の教育史4 子ども・家族と教育』, 日本図書センター.
- 請川滋大・瀧澤真毅・結城孝治, 2002, 「北方圏における子どもの生活とあそび: 離島(利尻島)における幼児の生活・あそびに関する予備的研究」, 『北方圏生活福祉研究所年報』, 第8号, pp. 39-47.
- 鷲谷善教, 1966, 『私たちの保育政策』 実践保育学講座4 (乾孝監修), 文化書房博文社.
- X町編さん委員会, 1979, 『X町教育史』.
- X町史編さん委員会編, 2006, 『X町史: 通史編第三巻』.
- X町役場住民課・X町町史編さん事務局, 2007, 『X町の幼児教育: 保育所・幼稚園の沿革概要』(未定稿).
- 矢治夕起, 2017, 「幼稚園令に対する社会事業側の動き」, 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史: 子ども観と保育の歴史150年』, 萌文書林, pp.180-184.
- 山縣文治, 2001, 「過疎地域における保育サービスのあり方の総合的検討」, 『保育情報2001』, pp.41-47.
- 山縣文治, 2016, 「地域子育て支援における保育のあり方と保育技術」, 日本保育学会編『保育学講座5 保育を支えるネットワーク: 支援と連携』, 東京大学出版会, pp.89-106.
- 山口満, 1971, 「過疎現象と幼児教育--過疎地域における幼児教育制度の実態に関する考察」, 『秋田大学教育学部教育研究所報』, 第8号, pp.95-127.
- 山口満, 1973, 「過疎地域における小規模保育施設に関する一考察: 平鹿郡山内村を事例として」, 『秋田大学教育学部教育研究所報』, 第10号, pp.60-88.
- 山本理絵, 2010, 「異年齢保育の魅力」, 林若子・山本理絵編著(2010)『異年齢保育の実践と計画』, ひとなる書房, pp.26-43.
- 山下克彦, 1985, 「地域問題と地域経済: 地域社会変動把握のための試論」, 『僻地教育研究』, 第39号, pp.5-26.

- 山下テル, 1980, 「回想 僻地保育所をつくったころ」, 岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・
宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第1巻, フレーベル館, pp.324-326.
- 山下由紀夫, 2009, 「地域における保育の公共性と『子育ての一元化』」, 『現代と保育』, 73
号, ひとなる書房, pp.35-49.
- 山下祐介, 2012, 『限界集落の真実：過疎の村は消えるか?』, ちくま新書.
- 吉葉研司, 2014, 「沖縄の保育・子育て問題」, 浅井春夫・吉葉研司編著『沖縄の保育・子
育て問題：子どものいのちと発達を守るための取り組み』, 明石書店, pp.17-44.
- 吉見俊哉, 1999, 「ネーションの儀礼としての運動会」, 吉見俊哉・白幡洋三郎・平田宗史・
木村吉次・入江克己・紙透雅子, 『運動会と日本近代』, 青弓社.
- 結城恵, 1998, 『幼稚園で子どもはどう育つか：集団教育のエスノグラフィ』, 有信堂.
- 全国保育協議会, 1998, 『過疎地域における保育所の実態調査〔保育所・市町村調査〕調査
結果報告書』.
- 全国社会福祉協議会保育協議会, 1967, 『保育年報』.
- 全国社会福祉協議会保育協議会, 1968, 『保育年報』.
- 全国社会福祉協議会保育協議会, 1972, 『保育年報』.
- 全国夜間保育園連盟, 2014, 『夜間保育と子どもたち：30年のあゆみ』, 北大路書房.

初出一覧

いずれも大幅に加筆・修正をおこなっている。

第2章

- 1) 「へき地保育の制度的変遷：保育制度改革および保育研究における位置づけに着目して」『へき地教育研究』第71号、2017年1月
- 2) 「へき地保育に対する視角の再検討：乳幼児期から学童期までの身体および生活の変容に着目して」『釧路短期大学紀要』第44号、2017年3月

第3、4、5章

- 1) 「少人数異年齢保育における集団形成に関する一考察」『釧路短期大学紀要』第42号、2014年11月
- 2) 「へき地保育所の地域的存立過程：北海道標茶町・塘路ひしのみ保育園の事例から」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第118号、2013年6月
- 3) 「農山漁村の保育所における保育者の専門性：北海道を事例として」『保育者養成教育研究』第1号、2017年3月